

大蔵省昭和財政史編集室編

昭和財政史 第十三卷

— 国際金融・貿易 —

東洋經濟新報社

はしがき

本巻は『昭和財政史』第十三巻として「国際金融と貿易」の面を記述する。筆者は前編を東京教育大学教授大島清君、後編を法政大学教授宇佐美誠次郎君が担当した。大島君はさきにこの昭和財政史の第九巻において「物価」の項を担当し、第十巻において「金融」(上)を担当している。また宇佐美君は第十一巻において「金融」(下)を担当している。本巻と合して三部一体と見るならば、それだけで昭和財政史の金融の部と考えることができる。

日本経済は驚くべき速い成長力をもっていることにおいて、ちかごろ『ロンドン・エコノミスト』の驚嘆を買っているが、こういう急速な成長は何も戦後ことにここ七、八年に限ったことでない。一般にいつて明治初年以來そうであり、ことに資本主義の確立、日清戦争、日露戦争のときにそうであり、またとくに第一次大戦それにつづく時代を通じてそうであった。その結果として、一九〇〇年から第二次大戦までの三十余年間において、日本は全世界の経済のうちに進出して、その前はほとんどゼロであった日本が国際間の一勢力とまでなったのである。それによって早くも先進国をおどろかせたのである。その結果第一次大戦後においては、それらの先進国と

日本との間には競争的意識が高まり、それが第二次大戦の原因の一つとなったのである。そういう意味では、太平洋戦争はそれを帝国主義戦争といつかどうかは別として、日本にとってもその急速なる対外的経済発展の一つの帰結であったといわねばならぬ。そしてこの戦争によって日本は、それまでに整備した対外的発展のための諸制度、諸設備をことごとく破壊しつくして、日本は世界の歴史でもあまり例のないような破滅においこまれたのである。すなわちそのため、日本の国際経済上における地位は、五十年もあるいは百年も後退したといわれた。しかし、あれからまだ十数年であるが、日本の復興その経済の成長は案外に早く、国際経済の地図の上に日本はその巨大な姿を現わし、それがまたもや世界の驚異となっているのである。

『昭和財政史』の「国際金融・貿易」編は、第一次大戦後における日本経済の対外的な成長について、政府がどういう政策をとったかを語るものである。このとき、すでに日本にとっては朝鮮と満洲を通じ中国がとくに重要な貿易および金融の相手国であったが、この方面に対して日本が健全な成長をするためには、欧米に対する貿易および金融の関係を調整しなくてはならなかった。というのはこの後の面をうまく解決することなくしては、日本の経済自体が安定しないからであった。こういう意味で第一次大戦後の為替問題の解決は日本の最も重要な政策であったが、それがなかなか成功しなかった。というのは日本の経済力そのものが、それを解決するのになお不十分であったからである。それにもかかわらず、日本は、大陸に対する経済政策、貿易政策、為替政策をそのものとして実現することはできず、別にそれを軍事力によって解決するようになった。満洲進攻大陸進攻これ

である。これによって日本の欧米に対する貿易および為替問題は、中途半端のままとなり順次それが放棄されることとさえあった。すなわち、満洲事変から金解禁、金解禁から太平洋戦争という時代になると、貿易の問題も為替の問題も、それまでの全世界との協調という基調はすてられて、それらもすべて日本の勝利を目標とする軍事政策の一面として、すべてがそれにささげられることとなった。それで、太平洋戦争そのものが日本の軍事政策の敗北として終わったとき、すなわち、戦時日本の貿易および為替政策が大陸面で完全に破綻してしまったとき、そこにはもはや対米または対欧の貿易の制度も為替の制度もなかったといっている。そこにあったものは、戦争前に日本が築いたそういう制度の残骸だけであった。

本書は前編と後編とからなっている。前編とは第一次大戦後からはじまって金解禁の時代を経て満洲事変の時代にいたる期間の前後二十年をふくむ。後編とは日華事変にはじまって終戦によって日本の貿易金融が占領軍の支配にうつるまでの八年間である。かりに前編において日本がもった経済政策意思を世界の舞台への出現、そこでの活躍であったとするならば、その後編においてそれは大陸進略・太平洋戦争という経済外の意思に従属したために経済政策は独自のそれをすてるしかなかった。そこで、前編においては貿易と国際金融についての説明も世界と日本の関係、その変化が主であり、それについての政策も多面的である。それに対して後者においては、そういう説明は重要でなく、すべては戦争目的に統合せられておるのは当然で、いまや世界経済圏における日本のシェアがだんだんと小さくなって行くことが説かれているにすぎない。

第一次大戦後の好景気とそれにもとづく経済の成長は大正九年においてすでに反動の勢を示していた。そしてその反動はとくに貿易において大きく、大正十年においては日本の輸出は大正八年に対し六割にすぎなかった。そのため日本の円も下落し大正十四年には対米為替は四〇ドルを割った。これはこの間に関東大震災があったということもあるが、とくに、それを埋めるために巨額な資金をアメリカに仰がざるを得なかったということが却って日本の対外的地位を悪化したのである。そして昭和二年にはついにこれがつもってあの金融恐慌となった。

この金融恐慌によって久しい間の問題であった国内金融の不健全はいくらか整理されて、それ以後は国際収支も何程か改善されたけれども、その改善は極めて徐々たるものであった。というのは当時世界もまた大恐慌のうちにおしこめられ、一般的に貿易が収縮していたからである。このことは、日本の輸出品は生糸と綿織物を主としていたが、それらについての技術にはまだ特別の進歩がないのに、それらについての外国の需要は収縮し易かったからである。そこでこの数年貿易の振興が問題となり、関税改正にもその政策が織りこまれたけれども、日本の輸出品の大半が原料を外国に仰ぐ関係上、その政策は保護主義に徹することもできなかった。こういう情勢であったから、日本の円為替はなかなか平価には回復しないばかりか、昭和二年、三年においてはますます下落し、従ってまた内外にもっている日本の正貨はますます減少する勢であった。そのうちにイギリスが金解禁を實行し世界の経済は少しずつ回復に向って来たので、日本もあまりにも長い停滞にはたえ切れない気持となり、外国への発展が熱心に追求せられるようになった。昭和三年における張作霖爆死事件はそのあせりの一つのあらわ

れであった。ついで、昭和四年に浜口内閣は金解禁の方針をきめたが、これもまたそのあせりの一つであったといえよう。というのは、貿易および為替の自由化は当時世界の大勢と見えたからであり、日本もそのバスに乗りおかれてはならぬと見えたからである。しかしいざ実行という段になって、これは実現のできぬ非望であると知れた。というのは当時ニューヨークに起った大恐慌の日本に対する影響も大きく、金解禁にもとづく為替の変動をふせぐための現金の輸送も意想外であったからである。そしてそれらとともに金解禁の国内経済にとっての反動すなわち国内物価の下落は貧弱なる小工業や農業をくるしめたからである。そこで何はともあれ、この政策の放棄が必要と考えられるようになった。そしてそれが政治局面の転回となり、劇的な光景のうちに金の輸出はもういちど禁止されることになったのである。

この金の輸出再禁止は日本の為替をまたまた急激に下落させたので、それにより貿易が好転し、数年の間ともかくも経済は対外的に安定したのであるが、その間に、日本の輸入の条件は漸次に悪化し、また満洲経営のために、巨額の投資がそこに向ったために、日本の対外支払資金が急に不足することになった。そこで、日本は急に貿易政策を改めて保護主義に傾いたが、一たんそうなると事情はますます悪化するばかりであったが、このとき、日本の満洲政策は完全に行きづまり、それを打開すべく、日本軍は中国に侵入することになった。

日華事変以後における日本の経済制度はいわゆる準戦時体制から戦時体制へと切りかえられた。それに応じて為替の統制は強化され、為替の目的も貿易の目標も軍需品の調達ということに集中した。しかし、原料と軍需品

の需要には際限がないのに、輸出品の生産はそれに及ばなかった。そこで昭和十二年以後は、国際収支は毎年赤字となった。そして日本の輸出の大部分は、満洲・中国に向けられるのに対し、輸入の大部分はアメリカその他ということになったので、どの方面も片為替となってしまうた。

こういう状態において太平洋戦争がはじまり、アメリカその他ヨーロッパとの貿易関係が完全にたたれたので、日本の対外貿易も対外金融も日本の軍事力の及ぶ圏内のみでやるしかなくなった。しかもその圏内の貿易はすべて戦争目的に服せしめるしかなかった。かくしてできなかったものが日本銀行の改組と「大東亜金融圏」の構想であり、政府と軍による大東亜の資金統制であった。といっても、そのほとんどすべては輸出の見合のない現地物資の徴発であった。それは形式上輸入の形で整理されたものもあるけれども、それに対して支払われたものはいろいろの名義をもった政府証券であった。それは現地においてもインフレを起し、国内においてもインフレの原因となった。

日本経済にとっては、その成長とは、とくに対外的な貿易の発展であるが、それにはそれに対応する為替がなくてはならぬ。しかし、日本においてはこの両者の発展はむしろ飛躍的であり、従って両者の歩調は乱れ勝であった。昭和時代を通じていえば、日本は為替関係でいちどもこの自由、または完全に安定した為替相場をもったことがなかった。それがために、日本の政策はつねにくるしみ、それがくり返して日本の政治に反映した。日本の悲劇であった満洲事変も太平洋戦争も、ある意味では、この面から来た日本の危機に対する反射であった。そ

してそれが日本の歴史あって以来の悲劇として終わったのである。この一編は、こういう時代の日本の対外経済事情、それに対する日本政府の努力を語るものである。それは空しかった努力であるけれども、人も国も、過去に学ぶことなしには将来よりよく生きることができない。

編集においては、いつものように、青木得三先生の懇切ていねいな指導と訂正をいただいた。とくに感謝を表したい。

昭和三十八年二月二十日

大蔵省昭和財政史編集室にて

大 内 兵 衛

目次

はしがき……………一

前編

第一章 昭和初期における貿易と国際金融……………三

第一節 第一次大戦後の国際収支および国際金融の一般的傾向……………三

第二節 日本貿易の停滞……………一九

一 貿易価額の漸減……………一九

二 国際収支の改善……………三三

三 貿易構成の推移……………三六

1 商品別構成……………三七

2	市場別構成……………	三七
	第三章 関税の一般的改正と貿易振興施設……………	四〇
1	関税の一般的改正……………	四〇
1-1	貿易振興の諸施設……………	四一
	第四節 金融恐慌後の為替動揺と正貨対策の行詰り、金輸出解禁……………	六一
1	円為替の激動……………	六一
2	為替の放任と正貨対策の行詰り……………	六四
3	金解禁の準備……………	七〇
	第二章 金輸出解禁下における貿易と国際金融……………	七五
1-1	金輸出解禁下の貿易の萎縮……………	七五
1	輸出入貿易量の減退と国際収支の急悪化……………	七五
2	商品別および地域別構成の変化……………	七八
	第二節 輸出補償制度の制定と関税の改正……………	八五
	第三節 金流出と金輸出再禁止……………	九三
1	金解禁による為替相場の安定……………	九三
2	金解禁と金の海外流出……………	九五
3	日銀の正貨補充策……………	一〇一
4	満洲事変、英国金本位停止を契機とするドル買思惑の抬頭、金輸出再禁止……………	一〇六
	第三章 満洲事変期における貿易と国際金融……………	一一三
1-1	満洲事変・金輸出再禁止による為替相場の暴落と為替管理による低位安定……………	一一三
1	円為替の暴落とその放任……………	一一三
2	為替暴落過程における対策……………	一一〇
1	産金時価買上げによる金の現送……………	一一〇
2	資本逃避防止法の制定……………	一一三
3	為替政策の転換——為替管理法の制定……………	一一六

四 為替管理と為替の低位安定	一三〇
1 為替管理の実施による正金銀行の市場統制力の強化	一三〇
2 基準の乗換えと為替の低位安定	一四一
3 為替安定による金政策の転換	一四二
五 準戦時下における為替管理の強化と金現送の再開	一四六
1 為替維持の困難と輸入為替許可制の実施	一四六
2 為替基準維持のため金現送の断行	一五三
第二節 日本貿易の進展	一五五
一 貿易価額の躍進	一五五
二 貿易内容の変化	一六三
1 商品別構成上の変化	一六三
2 市場別構成の変化	一七六
第三節 金輸出再禁止後の国際収支の改善と再悪化	一八五
第四節 日本商品の防遏と貿易政策の変遷	一九九

一 世界貿易政策の変遷と日本品の防遏	一九〇
1 関税政策の発展	一九〇
2 直接的輸入制限策	一九三
3 関税障壁	一九六
二 日本貿易政策の変遷	二〇五
1 関税制度と貿易助長施設	二〇九
2 求償主義的要求と輸出入統制	二一八
3 準戦時体制下における貿易統制の強化	二四〇

後編

第一章 日華事変期における国際金融と貿易	二七〇
第一節 為替統制の進展と為替相場	二七〇
一 為替資金対策としての金準備再評価	二七七
二 金資金特別会計と金政策	二八一

三 為替管理の強化と為替相場協定	二六〇
四 外国為替基金の設置と余剰外貨資金の集中	二六八
五 米英クロスの激動と為替協定の変更	二七六
六 為替基準の米ドルへの転換	二八二
七 為替管理の戦時体制	二九三
1 為替管理法の根本的改正	二九三
2 為替管理法施行規則	二九七
3 外国為替損失補償法制度	二九九
4 為替取引安定措置と為替持高集中制	三〇一
5 輸出入為替予約取極制	三〇四
八 円貨決済制の拡大	三〇六
1 インドネシアとの協定	三〇六
2 インドシナとの協定	三一一
九 外国人資産の凍結	三一一
十 日華事変期における為替相場の推移	三三六

第二節 貿易政策の展開

一 日華事変の突発と貿易統制	三三三
1 貿易調整法と貿易組合法	三三三
2 輸出入品等臨時措置法	三三六
二 輸出振興のための諸対策	三四〇
1 輸出入リンク制度	三四〇
2 特殊保税工場制度	三四六
3 輸出入損失補償法規の改正	三四七
4 臨時輸出資金融通損失補償制度	三五〇
5 輸出品製造資金融通損失補償制度	三五三
6 その他の輸出振興策と通商協定	三五六
三 円ブロック貿易と輸出調整	三五九
1 輸出制限とその緩和案	三五九
2 関滿支輸出調整令	三六九
3 中国における輸入、配給機構の整備	三七三

四 貿易省設置問題	三九二
五 臨戦貿易体制への転換	三八五
1 戦時貿易振興対策と応急対策	三八五
2 貿易統制令	三九三
3 南洋貿易調整令と日・仏・印経済協定	三九六
4 対満貿易計画	四〇一
第三節 貿易、対外投資および国際収支の推移	四〇六
一 貿易の推移	四〇六
1 概況	四〇六
2 円ブロック貿易	四一一
3 貿易の内容とその変化	四一六
二 対外投資の推移	四一九
三 国際収支の推移	四二六

第二章 太平洋戦争期における国際金融と貿易

四三二

第一節 戦時下の対外金融政策

四三一

一 為替相場の公定	四三一
二 日本銀行の改組と「大東亜金融圏」構想	四三六
三 特別円制度と交易決済の諸方式	四四五
1 特別円その他の決済方式の種類	四四五
2 特別円預金勘定の成立	四五六
3 華北関係の特別円	四六一
4 華中関係の特別円	四六七
5 中国関係の特別円預金勘定	四七五
6 タイ国および仏印関係の特別円	四八八
7 ドイツおよびイタリア関係の特別円	五〇〇
四 大陸における通貨金融工作と通貨事情	五〇八
五 南方開発金庫の設置とその活動	五二六
六 被占領諸国に対する借款と外資金庫	五三三

第二節 戦時貿易政策の苦悶

五三〇

一 決戦下の「大東亜」貿易計画	三〇〇
1 「東亜共栄圏」内の「計画交易」	三〇〇
2 南方占領地域との「交易」	三〇七
二 貿易統制機構の強行的調整	三〇九
1 貿易関係法規の一元化	三〇九
2 貿易統制会の設立	三一〇
3 ドイツ、イタリアとの貿易協定	三〇七
三 貿易における国家独占	三六一
1 交易営団と為替交易調整特別会計	三六一
2 貿易業者の整理統合	三〇七
第三節 貿易、対外投資および国際収支の推移	三三二
一 貿易の推移	三三二
二 対外投資の推移	三三八
三 国際収支の推移	三六四

資料法令

一 国際金融・貿易に関する法令	三五一
(一) 金 関 係	三五一
1 金解禁および再禁止	三五一
2 金 資 金	三五二
(二) 為 替 関 係	三五六
(三) 貿 易 関 係	三五八
(四) 資産凍結・特殊財産管理関係	三六四
二 国際金融・貿易に関する主要法令	三〇六
(一) 金 関 係	三〇六
1 金解禁および再禁止	三〇六
(1) 大正六年省令第二十六号、同第二十八号及同七年同第三十八号廃止(昭四大省二七)	三〇六

(2) 銀貨幣又ハ銀地金輸出取締等ニ関スル件(大六大省二六)	六〇六
(3) 金貨幣又ハ金地金輸出取締等ニ関スル件(大六大省二八)	六〇六
(4) 金若ハ銀ヲ主タル材料トスル製品又ハ金若ハ銀ノ合金輸出取締ニ関スル件(大七大省三八)	六〇七
(5) 金貨幣又ハ金地金輸出、販売取締ニ関スル件(昭六大省三六)	六〇七
(6) 金ヲ主タル材料トスル製品又ハ金ノ合金輸出許可方(昭六大省三八)	六〇七
(7) 銀行券ノ金貨兌換ニ関スル件(昭六勅二九一)	六〇八
(8) 昭和六年勅令第二百九十一号ノ効力ヲ将来ニ失ハシムルノ件(昭七勅三)	六〇八
(9) 銀行券ノ金貨兌換ニ関スル件(昭七勅四)	六〇八
2 金 資 金	六〇九
(1) 金資金特別会計法(昭一二法六一)	六〇九
(2) 金資金特別会計法中改正(昭一三法三六)	六〇〇
(3) 同右(昭一四法二四)	六〇〇
(4) 同右(昭一五法七八)	六〇〇
(5) 同右(昭一八法三五)	六〇一
(6) 同右(昭二〇法一五)	六〇一
(7) 金資金特別会計規則(昭一二勅四五七)	六〇一
(8) 金資金ノ運用ニ関スル件(昭一四勅一三七)	六〇三

(9) 金資金ノ運用ニ関スル件中改正(昭一五勅九四二)	六〇三
(10) 同右(昭一八勅四〇七)	六〇三
(11) 産金法(昭一二法五九)	六〇三
(12) 産金法中改正(昭一四法八〇)	六〇七
(二) 為 替 関 係	六〇八

(1) 資本逃避防止法(昭七法一七)	六〇八
(2) 資本逃避防止法ニ基ク命令ノ件(昭七大省一二)	六〇九
(3) 資本逃避防止法ニ基ク命令ノ件中改正(昭七大省一五)	六〇三
(4) 同右(昭七大省一八)	六〇三
(5) 外国為替管理法(昭八法二八)	六〇三
(6) 外国為替管理法中改正(昭一二法八一)	六〇四
(7) 同右(昭一二法八七)	六〇四
(8) 同右(昭一四法八〇)	六〇五
(9) 同右(昭一五法一八)	六〇五
(10) 外国為替管理法改正(昭一六法八三)	六〇五
(11) 外国為替管理法中改正(昭一九法四)	六〇六
(12) 外国為替管理委員会官制(昭八勅一三五)	六〇九

(13) 外貨評価委員会官制(昭八勅一三六)..... 六九

(14) 外貨評価委員会官制中改正(昭一二勅七〇二)..... 六九〇

(15) 外国為替管理委員会官制中改正(昭一六勅四七三)..... 六九二

(16) 外国為替管理法ニ基ク命令ノ件(昭八大省七)..... 六九二

(17) 外国為替管理法ニ基ク命令ノ件中改正(昭八大省二二)..... 六九六

(18) 同右(昭八大省一九)..... 六九六

(19) 同右(昭八大省二六)..... 六九〇

(20) 同右(昭一一大省三八)..... 六八一

(21) 同右(昭一二大省二二)..... 六八八

(22) 同右(昭一二大省五三)..... 六五〇

(23) 同右(昭一三大省三三)..... 六五四

(24) 同右(昭一三大省六二)..... 六五四

(25) 同右(昭一四大省二七)..... 六五四

(26) 同右(昭一五大省七五)..... 六五五

(27) 輸入貨物代金ノ決済及外国為替銀行ノ海外指図ニ依ル支払ノ制限ニ関スル外国為替管理法ニ基ク命令ノ件(昭一二大省一)..... 六五八

(28) 輸入貨物代金ノ決済及外国為替銀行ノ海外指図ニ依ル支払ノ制限ニ関スル外国為替管理法ニ基ク命令ノ件中改正(正昭一二大省三三)..... 六一

(29) 同右(昭一二大省三七)..... 六一

(30) 同右(昭一二大省五五)..... 六三三

(31) 同右(昭一三大省一一)..... 六三三

(32) 昭和十二年大蔵省令第一号中改正(昭一三大省六四)..... 六三四

(33) 外国為替管理法ニ基ク臨時措置ニ関スル命令ノ件中改正(昭一五大省七七)..... 六三五

(34) 外国為替管理法施行規則(昭一六大省一〇)..... 六三七

(35) 外国為替管理法施行規則中改正(昭一七大大省二四)..... 六九〇

(36) 同右(昭一七大大省五一)..... 六九二

(37) 同右(昭一九大大省七八)..... 六九二

(38) 外国為替管理法ニ基ク外国為替相場取極ニ関スル命令ノ件(昭一六大省七九)..... 六九五

(39) 貿易為替管理規則(昭一七商省三二)..... 六九五

(40) 貿易為替管理規則中改正(昭一七商省七五)..... 七〇二

(41) 同右(昭一八大東亜省三二)..... 七〇二

(42) 同右(昭一九大大省二六)..... 七〇二

(三) 貿易關係..... 七〇三

(1) 輸出補償法(昭五法六)..... 七〇三

(2)	輸出補償法中改正(昭一二法二二)	七〇五
(3)	同右(昭一六法四四)	七〇六
(4)	輸出組合法(大一四法二七)	七〇六
(5)	輸出組合法中改正(昭六法四四)	七三三
(6)	同右(昭九法三八)	七三五
(7)	同右(昭一一法二八)	七三七
(8)	貿易調節及通商擁護ニ関スル法律(昭九法四五)	七三八
(9)	貿易調節及通商擁護ニ関スル法律中改正(昭一一法一)	七三九
(10)	同右(昭一五法八七)	七三九
(11)	重要輸出品取締法(昭一一法二六)	七三九
(12)	貿易及関係産業ノ調整ニ関スル法律(昭一二法七三)	七三三
(13)	輸出入品等ニ関スル臨時措置ニ関スル法律(昭一二法九二)	七三五
(14)	輸出入品等ニ関スル臨時措置ニ関スル法律中改正(昭一三法八五)	七三六
(15)	同右(昭一六法二〇)	七三七
(16)	同右(昭一九法四)	七三六
(17)	貿易組合法(昭一二法七四)	七三六
(18)	貿易組合法中改正(昭一九法四)	七四五
(19)	貿易統制令(昭一六勅五八一)	七四五
(20)	輸出資金及輸出品製造資金融通損失補償法(昭一五法八六)	七四六
(21)	交易営団法(昭一八法二六)	七四七
(22)	交易営団法施行規則(昭一八商・厚省二)	七五五
(23)	交易営団法施行規則中改正(昭一八大東・軍需・農商省一)	七五七
(24)	為替交易調整特別会計設置等為替交易調整法(昭一八法八四)	七五七
(25)	価格差益及為替差益ノ納付等ニ関スル件(昭一八勅三六一)	七六〇
(四)	資産凍結・特殊財産管理関係	七六三
(1)	在外凍結財産調査規則(昭一六大省四)	七六三
(2)	外国人関係取引取締規則(昭一六大省四六)	七六四
(3)	敵産管理法(昭一六法九九)	七七一
(4)	敵産管理法施行令(昭一六勅一一七九)	七三三
(5)	臨時特殊財産管理令(昭一七勅八五三)	七五五
(6)	特殊財産取扱令(昭一八勅二〇二)	七六六

本文中統計表目次

前編

第一章

第一表 貨物輸出入(全国)、貿易外収支(經常的)の推移(大正八―十五年)……………七

第二表 ニューヨーク宛対米為替相場(正金建値)(大正七―昭和四年)……………八

第三表 全国貿易価額(大正十四―昭和四年)……………三〇

注の表 生糸生産と米国消費との対照表(大正十―昭和六年)……………三三

第四表 貨物輸出入数量指数(大正八―昭和四年)……………三三

第五表 貿易外収支の内訳(大正十四―昭和四年)……………三四

第六表 わが国際収支尻(大正十四―昭和四年)……………三四

第七表 主要輸出品価額表(大正八―昭和四年)……………三六

第八表 輸出入貨物類別価額表(内地)(大正八―昭和四年)……………三〇

第九表 主要輸入品価額表(昭和一―四年)……………三三

第十表 国別輸出対照表(大正八―昭和四年)……………三六

第十一表 国別輸入対照表(大正八―昭和四年)……………三六

第十二表 対米為替相場変動表(昭和二―四年)……………三六

第十三表 正貨現在高(所在地別)(大正八―昭和四年)……………三六

第二章

第十四表 内地貿易比較表(昭和四―六年)……………三七

第十五表 貿易数量、金額指数比較表(昭和三―六年)……………三七

注の表 ロンドン銀塊相場(現物)(一九二六―一九三〇年)……………三七

第十六表 貿易外収支(昭和四―六年)……………三七

第十七表 わが国際収支尻(昭和四―六年)……………三七

第十八表 重要輸出品価額(昭和四―六年)……………三六

第十九表 重要輸入品価額(昭和四―六年)……………三六

注の表 横浜市場生糸平均相場(昭和一―七年)……………三六

第二十表 主要国別輸出入対照表(昭和四―六年)……………三三

第二十一表 輸出入貨物類別価額表(昭和四―六年)……………三五

第二十二表 補償手形買取額および損失補償額(昭和五―九年)……………三〇

第二十三表 対米為相場の推移(月平均)(昭和五―六年)……………三六

第二十四表 四大銀行外国勘定の変化(昭和三―六年)……………三〇

第二十五表 正貨兌換高(月別)(昭和五―六年)……………三〇

第二十六表 日銀正貨準備(昭和四末―七年一月)……………三〇

第三章

第二十七表 対米為替相場(昭和六―八年)……………二四

注の表 昭和七年度四半期別外国貿易……………二七

昭和七年対米為替相場日米購買力平價の推移……………二七

第二十八表 金地金相場(昭和七―八年)……………二三

注の表 本邦外貨証券所有高(昭和七年七月一日現在)……………二四

第二十九表 正金銀行、普通銀行各地向買為替取組高(昭和二―十一年)……………三〇

第三十表 市中為替相場の年中の変動(昭和七―十一年)……………三三

第三十一表 対米・対英為替相場変動表(正金建値)(昭和六―十二年)……………三〇

注の表 日本為替相場及び購買力平價(昭和二―十一年)……………三三

本邦産金累年表(昭和六―十一年)……………三三

本邦人所有外貨預金及び貸付金(昭和七―十二年)……………三三

第三十二表 昭和十二年三月―七月金現送高……………三五

第三十三表 内地貨物輸出入価額の進展(昭和六―十一年)……………三五

第三十四表 本邦貿易指数の比較表(昭和六―十一年)……………三五

第三十五表 日英米卸売物価指数とドル貨換算物価指数(昭和十一年)……………一五五

第三十六表 世界主要国貿易指数(昭和六十年)……………一六〇

第三十七表 主要輸出品価額の推移(昭和四十年)……………一六三

第三十八表 日英綿布輸出品比較(一九二九—一九三五年)……………一六五

第三十九表 輸出品目構成の変化(昭和四十年)……………一六六

第四十表 主要輸出品価額の推移(昭和四十年)……………一六九

第四十一表 輸出品目構成の変化(昭和四十年)……………一七〇

第四十二表 内地輸出品類別価額の変化(昭和四十年)……………一七二

第四十三表 全製品輸出の品目別構成(昭和六十九年)……………一七三

注の表 原料用製品中の繊維品の割合(昭和四十年)……………一七五

第四十四表 原料品及び原料用製品輸入の内、繊維製品の占める割合(昭和四十九年)……………一七五

第四十五表 金属製品、機械、車輛の輸入(昭和四十年)……………一七六

第四十六表 全製品輸入の品目別構成(昭和四十九年)……………一七五

注の表 農工業国別貿易分布(昭和四十九年)……………一七六

第四十七表 州別貿易分布の推移(昭和四十年)……………一七九

第四十八表 輸出貿易における新旧市場の対照(昭和四十九年)……………一八〇

第四十九表 主要国別輸出入価額対照表(昭和四十年)……………一八二

第五十表 主要ブロック別輸出入表(昭和四十年)……………一八三

第五十一表 為替決済別貿易分布(昭和四十九年)……………一八四

第五十二表 昭和六十年貿易勘定……………一八六

第五十三表 昭和四十年貿易外収支……………一八七

第五十四表 全国際収支尻と経常的国際収支尻との比較(昭和六十年)……………一八七

第五十五表 臨時的収支(昭和四十年)……………一八八

第五十六表 邦人海外投資額内訳(昭和四十年)……………一八八

第五十七表 邦人海外事業投資内訳(昭和四十年)……………一八八

注の表 各国が日本綿布に対して採っている待遇(昭和十一年六月現在)……………二〇六

第五十八表 対主要国入超額(昭和六十年)……………二〇七

第五十九表 対主要国出超額(昭和六十年)……………二〇八

第六十表 インドの綿布に対する差別関税率(一九三〇—一九三三年)……………二〇九

第六十一表 輸出組合による統制概況(昭和十年十月末)……………二二九

注の表 輸出統制商品輸出価額(昭和十年度)……………二三三

第六十二表 カナダ三棟関税……………二三六

後編

第一章

第一表 産金買上と金現送(昭和十二年)……………二四六

第二表 金資金運用状況(昭和十二—十六年)……………二五三

第三表 金資金特別会計金地金受入高(昭和十二—十六年)……………二五三

第四表 金資金特別会計金地金払出高(昭和十二—十六年)……………二五三

第五表 金銀現送高(数量)(昭和十二年—十六年)……………二五五

第六表 金銀現送高(価額)(昭和十二年—十六年)……………二五五

第七表 金に関する措置……………二五九

第八表 国内産金量の推移(昭和六—二十年)……………二五九

第九表 ヨーロッパにおける開戦前後の米英クロスレート(昭和十四年八月)……………二七七

第十表 凍結財産比較表……………二七七

第十一表 対英為替相場の推移(昭和十二—十四年)……………二七九

第十二表 米英クロスレート(昭和十二—十四年)……………二八〇

第十三表 対米相場(昭和十二—十四年)……………二八〇

第十四表 対英米相場の推移(昭和十四—十六年)……………二八二

第十五表 綿業リンク制の実績(一九三七—三九年)……………二八四

第十六表 重要輸入品中对米貿易の比重(昭和十三—十六年)……………二八四

第十七表 日本への円ブロック向け輸出貿易指数(昭和十一年—十四年)……………三三

第十八表 日滿支物価の乖離(昭和十二—十五年)……………四二

第十九表 内地貿易額(昭和十一年—十六年)……………四八

第二十表 ヨーロッパ戦争勃発直後における生糸の輸出額と輸出数量(昭和十四年)……………四九

第二十一表 物価指数による内地貿易額の修正(昭和十二—十六年)……………四〇

第二十二表 全国貿易額(昭和十一年—十六年)……………四〇

第二十三表 円ブロック・第三国別内地貿易額(昭和十一年—十六年)……………四三

第二十四表 州別貿易の割合(昭和十一年—十六年)……………四三

第二十五表 主要国別内地輸出額(昭和十二—十六年)……………四三

第二十六表 主要国別内地輸入額(昭和十二—十六年)……………四五

第二十七表 貿易額に占める円ブロックの地位(昭和十一年—十六年)……………四五

第二十八表 中国の対日物資供給額(昭和十六年)……………四六

第二十九表 商品類別内地貿易額の割合(昭和十一年—十六年)……………四七

第三十表 主要輸出品額(昭和十一年—十六年)……………四八

第三十一表 主要輸入品額(昭和十一年—十六年)……………四八

第三十二表 日本人の対外投資(昭和十一年—十六年)……………四八

第三十三表 日本への對滿州投資額(昭和十一年—十六年)……………四四

第三十四表 南方への投資額……………四五

第三十五表 総合国際収支(昭和十一年—十六年)……………四七

第三十六表 貿易収支じり(昭和十一年—十六年)……………四七

第三十七表 総合貿易外収支(昭和十一年—十六年)……………四九

第三十八表 經常臨時別貿易外収支(昭和十一年—十六年)……………四九

第三十九表 經常的貿易外支払の主要項目(昭和十一年—十六年)……………四〇

第四十表 臨時的貿易外支払の主要項目(昭和十一年—十六年)……………四〇

第二章

第四十一表 開設当初の特別円預金勘定(昭和十六年)……………四五

第四十二表 法幣補償勘定(昭和十七年十二月)……………四七

第四十三表 中国への金地金現送高(昭和十六—二十一年)……………四四

第四十四表 中国における金売却高……………四五

第四十五表 中国における円系通貨発行高(昭和十二—二十年)……………四五

第四十六表 中国各地における物価の上昇率(昭和十一年—二十年)……………五六

第四十七表 南券券発行高(昭和十七—二十年)……………五三

第四十八表 南方占領地における物価指数(昭和十六—二十年)……………五三

第四十九表 戦時中に日本の供与した借款……………五六

第五十表 交易管団の貸借対照表(昭和二十二年二月)……………五六

第五十一表 昭和十七年の整理前後の第三国向輸業者……………五〇

第五十二表 内地貿易額(昭和十六—二十年)……………五三

第五十三表 州別貿易市場の比重……………五三

第五十四表 主要国別内地貿易額(昭和十七—二十年)……………五四

第五十五表 内地貿易に占める中国の比重(昭和十七—二十年)……………五四

第五十六表 全国貿易額(昭和十六—二十年)……………五五

第五十七表 商品類別内地貿易額の割合(昭和十六—二十年)……………五五

第五十八表 主要輸出品(昭和十六—二十年)……………五七

第五十九表 主要輸入品(昭和十六—二十年)……………五七

第六十表 石炭の輸入高(昭和十六—二十年)……………五七

第六十一表 鉄鉱石の輸入高(昭和十六—二十年)……………五九

第六十二表 日本人の対外投資額(昭和十六—十九年)……………五九

第六十三表 日本への對滿州投資額(昭和十六—十八年)……………五〇

第六十四表 対外投資推定実績(昭和十四—二十年)……………五三

第六十五表 総合国際収支(昭和十六—二十年)……………五四

第六十六表 貿易収支じり(昭和十六—二十年)……………五六

第六十七表 総合貿易外収支(昭和十六—二十年)……………五六

第六十八表 經常臨時別貿易外収支(昭和十六—二十年)……………五三

年) 五七

第六十九表 經常的貿易外支払の主要項目 (昭和十六
—二十年) 五七

第七十表 臨時的貿易外支払の主要項目 (昭和十六
—二十年) 五七

前
編

第一章 昭和初期における貿易と国際金融

第一節 第一次大戦後の国際収支および国際金融の一般的傾向

明治四十四年（一九一一年）諸外国との間に結ばれていた旧来の不平等な通商条約は満期となり、ここに新たな条約が締結・実施されることになった。これら新条約によって日本ははじめて完全な関税自主権を持つことになったのである。日本は先進資本主義諸国と対等の独立国としての姿態を完成した。第一次世界大戦はこのような日本を一段と飛躍させるスプリング・ボードとなったのであった。

第一次世界大戦は大正三年七月に始まり、七年十一月に終わったが、日本が直接軍事的にかかわりをもったのは非常にわずかであり、したがってその経済的影響としては、連合国への軍需物資の供給を除いては、主として連合国の兵器廠となったアメリカ合衆国の繁栄と、先進資本主義諸国の経済的支配力の東洋市場からの後退にもとづくものであった。そしてこれは日本商品の輸出の増大には決定的作用をしたのである。日本産業は大戦前においてすでに紡織工業を中心に形成されており、生糸および綿製品の輸出、したがって、何よりもまずアメリカ合

衆国と東洋を市場とする商品の輸出を基軸として発達すべき体制を整えていたからである。輸出の増大はただちに産業発展の刺激となり、かくして日本経済の急激な発達を促した。

商品輸出の趨勢をみるに、輸出総額は大戰直前の大正二年における六億五千万円余りから、終戦の翌年大正八年の二十一億五千万円以上に、つまり三倍以上に増大した。またこれを主要商品についてみても、生糸は一億九千万円から六億三千万円弱に、絹織物は三千九百万円余りから一億六千二百万円強に、また綿織物も三千四百万円弱から二億八千万円にと、それぞれ、三倍以上、四倍、八倍という驚くべき急増ぶりであった。他方、商品輸出の増大が輸入における増大を招いたことは当然である。商品の輸入総額は、同期間に七億七千九百万円から二十三億三千五百万円以上に、三倍弱の増加を示した。綿製品輸出の激増に対応して、綿花輸入は二億三千三百万円から六億七千万円弱に、これまた三倍弱の激増となった。

だが、大戰中の日本経済の発展にとって、さらに特筆すべきことは、わが貿易じりの大きな輸出超過である。いま開戦の翌年大正四年から七年に至る四ヵ年の貿易額についてみるに、輸出総額は五十七億二千九百万円、輸入総額は四十二億六千八百万円で、差引出超額は十四億六千万円以上の巨額である。日本輸出貿易がいかに旺盛をきわめたかが、この一事をもつても明らかとなる。なお、さらに大正四年から八年に至る五年間の貿易外収支（経常的収支のみ）をみるに、海上保険ならびに運賃収入の受取勘定が著増したので、実に十八億六千万円に上る受取超過を示した。いま大正八年の貿易上の輸入超過一億七千万円を差し引いても、この間のわが国際収支

じりは三十三億円をこえる莫大な受取超過となる。これは大戰時における経済繁栄の一大要因であった。

かくて大正七年世界大戰が終了したときには、わが国は米国とならんで一躍世界における二大債権国となっていた。これについて、当時の日銀総裁井上準之助は次のように回顧している。

「其の勘定の仕方は斯う云ふ風に計算して居ります。大正三年には諸外国に対する日本の債務即ち外国で発行しました日本政府の国債、地方債及び社債の総額が十九億円あります。この対外債務に対して、日本銀行の正貨準備の金貨が一億三千万円、在外正貨が二億二千万円、海外放資が四億六千万円でありまして、対外的債権と見得るものが合計して八億一千万円ありますから、差引十一億円の債務国でありました。然るにそれが大正九年になって来ますと、非常な変化を来しましたと云ふのは、大正三年以来日本政府は段々外国債を返しましたから、日本の外国債務の総額は十六億円に減じまして、さうしてこの債務に対して、日本銀行の正貨準備の金貨は十一億一千万円に、在外正貨は十億六千万円に、海外放資は二十二億円に殖えまして、対外債権と見得るものが合計して四十三億七千万円となりましたから、差引債権が二十七億七千万円となったのであります。

大正三年には十一億円の債務国が一変して大正九年には二十七億七千万円の債権国となりましたから、その差は三十八億七千万円になります。僅かに七年足らずの短日月の間にこの巨額の金を取ったのでありますから、如何に日本の財界殊に国際金融の上に大なる影響を与へたるかは、想像に難からざる次第であります。」（井上準之助『我国際金融の現状および改善策』一〇ページ）

しかるに、大戦中のこの大活況は大正七年休戦条約が締結されるに及んでたちまち停滞状態に陥った。終戦によって戦時需要は消滅し、わが国産業にとって市場が狭隘となったばかりでなく、交戦諸国が大戦中喪失した市場、ことに東洋市場の奪還に全力を注ぐに至ったので、わが国の貿易はしだいに苦境に立たざるをえなくなったのである。日本商品は全面的にその進出を抑制され、その結果はまず輸出総額の激減となって現われたのである。商品輸出の激増を中心として展開された日本経済の急激な発達も、この輸出増加の停止ないしは減少にもなって停滞することとなった。大正九年反動恐慌以来昭和初期にかけての長い不況状態は、かくして始まったのである。

大戦後の輸出の動きを概観すると、輸出総額は大正八年には約二十一億五千万円で、戦時中の最高水準をこえて発展したが、翌九年には早くも逆転して二十億円に、十年にはさらに約十三億円に低下した。この間およそ四割の減少である。また生糸輸出額についても、大正八年六億円をこえたのが、九年には四億円にも達せず、十年に四億円をややこえたにすぎなかった。綿織物輸出額は九年まで増大して、この年三億三千五百万円に達したが、翌十年には二億円余りに低下した。絹織物輸出についても同様で、八年後は増加せず、同年の一億六千二百万円から十年には九千万円弱に半減した。このことからわかるように、アメリカへの輸出は大正九年から、東洋市場への輸出は翌十年から急激に減少したのであって、これこそは大正九年の反動恐慌の主要なる契機をなすものであった。その後輸出におけるこのような減退はやや回復して、大正十四年には輸出額二十三億八千万円に

第一表 貨物輸出入(全国)・貿易外収支(経常的)の推移

(単位 百万円)

年次	貨物輸出入*				貿易外収支(経常的)**		
	輸出	輸入	合計	差引出 △入超	受取勘定	支払勘定	受△払 超過
大正 8年	2,157	2,336	4,492	△179	915	411	504
9	2,011	2,503	4,514	△452	837	416	421
10	1,297	1,730	3,028	△433	562	367	196
11	1,686	2,023	3,709	△338	480	325	155
12	1,497	2,120	3,617	△622	461	291	170
13	1,872	2,598	4,470	△726	521	357	164
14	2,378	2,735	5,112	△357	550	395	155
15	2,119	2,563	4,682	△445	509	369	140

備考：*大蔵省理財局『金融事項参考書』による。

** 向坂逸郎『経済五十年』により作成。

達し、戦時の最盛期をこえたのであるが、これは米国の大好況にともなう生糸需要の激増と、震災後の円為替低落による輸出促進的影響とによる一時的現象にすぎなかった。事実、大正十五年以後輸出の伸長は見られず、むしろ減退傾向をたどることになるのである。

一方輸入貿易についても、大体輸出の場合と同様の傾向が認められる。商品輸出が大正八年を頂点として下降しはじめたのに対して、輸入は九年まで増大を続け、この年に二十五億円の巨額に達した。が、翌十年には一挙に八億円も急減して十七億円余りとなった。三割以上の激減である。その後はふたたび回復に向かい、大正十三、四年には、それぞれ二十六億円、二十七億円の空前の高水準を示したのであるが、これまた、大正十二年九月の関東大震災による復興物資の大輸入に負う一時的現象にすぎなかったのである。したがって、震災の善後処理が進むにつれ、昭和年代にはふたたび減少傾

第二表 ニューヨークあて対米為替相場(正金建直)

	最 高	最 低	平 均
大正 7	ドル 52. $\frac{1}{8}$	ドル 50. $\frac{7}{8}$	ドル 51. $\frac{3}{8}$
8	51. $\frac{7}{8}$	49. $\frac{7}{8}$	50. $\frac{5}{8}$
9	50. $\frac{5}{8}$	47. $\frac{3}{4}$	49. $\frac{5}{8}$
10	48. $\frac{1}{4}$	47. $\frac{7}{8}$	48. —
11	48. $\frac{1}{2}$	47. $\frac{1}{2}$	47. $\frac{7}{8}$
12	49. —	48. $\frac{1}{2}$	48. $\frac{7}{8}$
13	48. $\frac{1}{4}$	38. $\frac{1}{2}$	42. —
14	43. $\frac{1}{2}$	38. $\frac{1}{2}$	40. $\frac{3}{4}$
15	48. $\frac{3}{4}$	43. $\frac{1}{2}$	46. $\frac{7}{8}$
昭和 1			
2	49. —	45. $\frac{5}{8}$	47. $\frac{3}{8}$
3	48. —	44. $\frac{3}{4}$	46. $\frac{1}{2}$
4	49. —	43. $\frac{3}{4}$	46. $\frac{1}{8}$

備考：大蔵省理財局『金融事項参考書』による。

って、第一次大戦中に獲得された外貨は、このころまでにほとんど費消されてしまったものとみてよい。

ところで、戦時中に蓄積された対外債権の減少の過程は、同時に為替相場における低落過程でもあった。国際収支勘定がわが国の支払超過となったのは、貿易の入超が激増し貿易外の受取超過が激減しはじめた大正九年以

来のことであるが、為替相場にもそれはただちに反映した。大正八年十一月までは金輸入点たる五十ドル $\frac{3}{8}$ ないしそれ以上の相場を持続してきた為替相場は、同年十二月には四十九ドル $\frac{7}{8}$ に下落した。翌九年三、四月になると、四十七ドル $\frac{3}{4}$ という驚くべき暴落を示した。四十九ドル $\frac{7}{8}$ はちょうど平価で、金輸入点からは下がっているが、まだ金輸出点には至らなかった。四十七ドル $\frac{3}{4}$ は輸出点に比しても一ドル $\frac{5}{8}$ の低落である。この相場は八月十月には五十ドル $\frac{5}{8}$ まで上がった。しかし国際収支の悪化は争われず、大正十、十一年には最高四十八ドル $\frac{1}{2}$ ないし $\frac{1}{4}$ 、最低四十七ドル $\frac{7}{8}$ ないし $\frac{1}{2}$ に下がった。二カ年を通じて金輸出点をはるかに割ったのである。こうした為替相場の低落傾向と不況のうちに、十二年の大震災がおこった。これによっていっそう事情は悪化したのである。

大正十二年は、前年九月以来政府（加藤友三郎内閣）のとった正貨払下げ緩和の方針により、四月以後為替相場はふたたび四十九ドルを回復し、それとともに輸出は減少、輸入は増加の傾向にあったが、そこへ九月一日大震災がおこったのである。震災によってさらに輸出は激減し、輸入は激増した。このため同年の貿易は、大正九、十年にもましていちじるしく均衡を失し、その入超額は六億二千二百万円と、これまでにない巨額に達した。しかも、翌十三年の貿易は、輸出の好転は認められたとはいえ、輸入の増加はいよいよはなはだしく、その入超額は実に七億二千五百万円をこえるに至った。かくて十二、十三兩年度の合計では、貿易にともなうわが国の収支じりは大約十三億五千万円に上る支払超過となった。他方、当時わが国の貿易外の収支は、戦時中より引きつづ

いて受取超過であったとはいえ、一カ年間ようやく一億五千万円、せいぜい二億円程度にとどまっていたとみられ、これをたとえ一カ年間に二億円の受取超過と見込んでも、この兩年のわが国際収支は、なお九億五千万円の純支払超過を算したわけである。

かかる状態であったから、政府はこれに対処する策として、しきりに外資の輸入をおこなった。山本権兵衛内閣の井上蔵相は、震災後ただちにイギリスとアメリカとに向かって起債の交渉を始め、大正十三年清浦内閣の時代にあって、この交渉は成立した。同年二月、イギリスにおいて発行された六分利付英貨公債二千五百万ポンド（邦貨換算二億四千四百七十五万円、発行価格八十七ポンド半）およびアメリカで発行された米貨公債一億五千万ドル（邦貨換算三億九千万円、発行価格九十二ドル半）がそれである。しかし、その発行条件の不利なことは、日露戦争の最初の外債六分利付英貨公債よりもさらにはなはだしく、当時世間ではこれら公債を指して国辱公債と呼んだ。政府はこのほかに、さらに東京、横浜両市および特殊会社、民間会社をして外資を輸入させた。震災後発行されたこれらの外債を列記すれば次のとおりである。

- 一、大正十三年八月発行、大同電力米貨債、一千五百万ドル（邦貨換算三千九百万円）、利率七分、発行価格九十一ドル半
- 二、大正十四年三月発行、東邦電力米貨債、一千五百万ドル（邦貨換算三千九百万円）、利率七分、発行価格九十二ドル半
- 三、大正十四年三月発行、宇治川電気米貨債、一千四百万ドル（邦貨換算二千八百八十四万円）、利率七分、発行価格九十一ドル
- 四、大正十四年七月発行、大同電力米貨債、一千三百五十万ドル（邦貨換算二千七百八十一万円）、利率六分半、発行価格八十六ドル
- 五、大正十四年七月発行、東邦電力英貨債、三十万ポンド（邦貨換算二百九十二万八千九百円）、利率五分、発行価格九十七ポンド
- 六、大正十五年十月発行、東京市英貨債、六百万ポンド（邦貨換算五千八百五十七万八千円）、利率五分半、発行価格八十三ポンド半
- 七、大正十五年十二月発行、横浜市米貨債、一千九百七十四万ドル（邦貨換算三千九百五十九万八千四百四十円）、利率六分、発行価格九十三ドル
- 八、昭和二年四月発行、東京市米貨債、二千六十四万ドル（邦貨換算四千四百四十万三千八百四十円）、利率五分半、発行価格八十九ドル半

すなわち、大正十三年八月から昭和二年四月までに、額面邦貨換算約二億五千八百万円の社債および市債が外国で発行された。そのみならず、大正十二年には、震災前において、東洋拓殖株式会社の六分利付米貨債一千九百九十万ドル（邦貨換算三千九百九十万九千円、発行価格九十二ドル）、南満洲鉄道株式会社の五分利付英貨債四百

万ポンド（邦貨換算三千九百五万二千円、発行価格八十八ポンド）および東京電燈株式会社の六分利付英貨債三百万ポンド（邦貨換算二千九百二十八万九千円、発行価格八十七ポンド）の発行があった。それゆえ大正十二年から昭和二年四月までの外資輸入総高は、大正十三年の国債を加えて、その額邦貨換算九億一千百万円をこしたのである。しかも、このうち大正十二、十三の両年中に発行されたものが六億八千三百三十二万余円、十四年中に発行されたものが八千八百八万余円、十五年から昭和二年初めまでに発行されたものが一億三千九百五十八万余円であった。

政府の政策によって上記のような巨額の外資が輸入されたにかかわらず、政府および日本銀行の保有正貨はどくなつたかというに、大正十一年末にはなお十八億三千万円を算したが、十二年末には十六億五千三百万円に減じ、さらに十三年末には十五億百万円に減じた。大正十二、十三の両年中に輸入された外資六億八千余万円をすべて支払にあて、しかもなお、この二年間に以前から所有した正貨三億二千九百余万円を失つたのである。しかも震災前すでに低落動揺の傾向にあった対外為替相場は、大正十二年秋以来大暴落の過程をたどることになつたのである。横浜正金銀行建値相場は、大正十二年十二月には早くも四十九ドルを割って、四十八ドル台に低落し、翌年四月にはついに四十ドルちようどとなつて、大関門割れの危機に直面した。十月には落潮はさらに進んで四十ドルも簡単に割り、三十八ドル半という空前の大安値を示現した。三十八ドル $\frac{1}{2}$ は平価に対して実に二割二分方の低位であつて、震災以来一年一ヵ月余りにこの数値をみたのである。円価のこの激落に対しては、その

対策として広く金の輸出解禁が叫ばれた。

この間、政府にあつても暴落過程を傍観していたわけではない。ことに大震災以来の歴代内閣は、いずれの場合にも、為替相場の低落をなんとか一定の相場に維持すべき対策をとつたのであるが、そのたびごとに必ず失敗し、その政策を放棄せざるをえなかつたのである。

すなわち、大正十二年九月、山本権兵衛内閣の井上蔵相は就任と同時に、一方では外債交渉を開始し、他方では為替相場を維持させようとして、正金銀行に四十九ドルの建値維持を命ずるとともに、為替銀行にも思惑的輸入為替の取組制限を依頼した。この命令を受けて正金銀行もこれまでおこなってきたドル信用状の発行をやめ、極力思惑を制限し、建値維持に努めたのであるが、復旧復興資材の輸入の激増に円為替の売物が殺到する当時では、その努力に限りのあるのは当然である。海外保有の正貨は九月に五億五千万円であつたのが、十一月末には四億四千万円に、すなわち、わずか二、三ヵ月間に一億一千万円を激減したのである。市中相場も十一月末には四十七ドル $\frac{1}{8}$ 、十二月中旬四十七ドルちようどとなり、さらに低落する情勢にあつた。井上蔵相の政策は無意味となつたのである。ここにおいて四十九ドル政策は放棄され、十二月五日をもって四分の一だけ引き下げて四十八ドル $\frac{3}{4}$ とすると同時に、正貨払下げ方針にも慎重な態度をとることとなつた。

次いで大正十三年一月清浦内閣が成立し、勝田主計が大蔵大臣として登場した。このころ対米為替相場は四十八ドルを割って四十七ドル半に低落した。この大勢を転換する方法は、ただ輸入を阻止するかもしくは正貨の払

下げを盛んにおこなうほかはない。しかし震災後である当時の情勢から商品輸入を阻止することは不可能である。そこで蔵相は、一面においては必需品以外の物資輸入を抑制し、他面では必需品の輸入に対しては正貨の払下げを寛大にして、なるべく為替相場の低落を防止する方針をとり、一月十六日大蔵省を通じて声明書を発表し、四十七ドル半の相場維持に努力する旨を明らかにしたのである。同時に政府は、英米両市場において五億五千万円の外債（前記）を募集して在外正貨を補充し、かくて正金銀行の建相場は二月中旬までとにかく表面的には四十七ドル半を維持したのであるが、これまた輸入激増に抗しえず、為替市場の相場はしだいに低落するに至った。たとえばニューヨークの対日為替は三月十七日ついに四十二ドル半の安値を現出している。かくて十三年三月十八日、四十七ドル半維持策も放棄され、その後は為替相場の落潮滔々としてとどまるところを知らぬ有様であった。

十三年六月、清浦内閣のあとをうけた加藤高明内閣の浜口蔵相は、為替相場を全く自由に放任してしまった。一時四十ドルまで下落した為替相場は、浜口蔵相就任のころは漸騰傾向にあり、六月末四十一ドル半となり、九月初旬まで、この程度の地位を続けたのであるが、入超額の激増と中国の動乱による対支貿易の不振とによってまた下落が激しくなり、十月十八日にはついに三十八ドル半となった。この惨落に接して、十一月一日、大蔵省は金輸出禁止以来正金銀行を通じておこなってきた造幣価格による金の売却を停止し、対米建値を基準とする時価によらせることにした。その変更理由は、(一)金価は一般物価の高騰にともなわず、内地産金の減少、金の奢侈

的消費を盛んならしめ、(二)為替低落を利用せんとする金密輸出の勢いを生じたること、の二点におかれたが、これは結局円の含有する金の分量の減額、いわゆる平価切下げと同じような意味をもつことになった。

以上みたように、大震災以降歴代政府の外国為替政策はいずれも失敗に終り、ついには自由に放任してしまつたばかりでなく、公然為替の低位を認めるがごとき施策すらおこなわれたのであった。

それはとにかく、大正十三年十月から対米為替相場は三十八ドル半に下がったのであるから、この暴落に対処するなんらかの措置を政府に求める声が強かった。政府もこれにはなんらかの措置をとらなければならなかった。浜口蔵相は、十一月二十六日第二十三回関西銀行大会の席上において「政府は……為替相場の安定を期する為に臨機有効なる方策を執行する方針なり、而して其の方策の一としては、必要な場合に於て現在保有の内外正貨を利用し、為替調節に資する決心を有す」と声明した。その後、右の声明は為替相場の回復を図るといふ意味ではなく、「今日の為替相場以下に甚だしく低落せしめる如きことなきやう、政府に於て責任ある適宜の対策を講ずる」というにすぎなかったことがあらためて声明された。とはいえ、勝田蔵相の四十七ドル半放棄以来自然放任の態度を持した浜口蔵相も、これ以上の低落に対しては、人為的にこ入れ策の必要を認めただけである。政府は十四年一月一千万円の在外正貨を、正金銀行を通じて時価をもって為替銀行に払い下げた。為替相場は二月以来騰勢に転じ、三十八ドル半からやや急激に二、三ドルを回復した。

しかるに九月に入つてまたまた正金建値は四十ドル半に低落し、四十ドル台割れの気配を示すや、政府は、浜

口蔵相の先の演説に「内外正貨」の利用とあったとおり、今度はいよいよ政府保有の在內正貨の海外現送を開始する旨を声明した（九月十六日）。そして第一回分として四百万円を同月二十日米國に送り出したのを手始めとして、引きつづき翌年二月までに累計二千六百万円の正貨を現送した。為替相場はまた騰貴しはじめた。このときの政府の声明によれば「政府保有内地正貨の現送は、我が在外正貨の補充となり、これにより政府が外国債の元利払その他の対外支払に当って生ずる為替上の差損額を減少し、我財政上の負担を緩和する有利なる結果を生ずると共に、現送の実行により、自然銀行に対する正貨払下の余力を増加せしめることとなるのであるから、対外為替の調節に資するところあるは勿論である。」とのことであった。

しかし、一般にはこれをもって金解禁の準備ではないかとみる向きが強く現われてきた。ことに海外市場における観測はそうであって、ニューヨークおよび上海においては猛烈な円の思惑買いがおこなわれた。その投機資金の高は、もちろん明らかではないが、一時、一億円ないし二億円の巨額に上ったといわれた¹⁾。かくして正貨現送の開始とともに為替相場は騰貴に騰貴を重ね、十月二十日当時四十ドル^{1/4}の建値が、十二月末四十三ドル半、そして翌十五年二月中旬には四十五ドルに回復した。だが、為替相場のかかる短期間の急激な回復は、当然激しい変動をとめない、物価上ならびに貿易上に悪影響を与えることにもなったので、大正十五年二月二十日、政府は大蔵省をして「正貨現送の目的は……金輸出禁止解除の前提又は準備として行ふものではない。」旨の再声明を発せしめ、同時に正貨現送を中止することになった。なお、浜口蔵相は、同月二十三日にも、衆議院における

答弁において、「金解禁の前提または準備となす意志のないこと」を重ねて言明している。

(1) 明石照男『金解禁を中心として』（法政大学経済学部編）一二六ページ。井上準之助、前掲書一六八ページ参照。

正貨現送は中止されたが、大正十五年における相場は依然として強調を続けた。というのは、加藤内閣の緊縮政策は海外に高く評価され、正貨現送中止声明もほとんど相場には影響を与えるところがなかったからである。為替はさらに高騰を続け、四月末四十七ドル^{1/2}に達し、その後も引続き好調で、九月十四日商相片岡直温が蔵相の地位につくころには四十八ドル台を回復したのである。

片岡はかねて金解禁即行論者のうわさがあったので、相場はさらに強調を呈した。しかも片岡蔵相は、就任の翌月すなわち大正十五年十月四日に日銀割引歩合の引下げ（二厘）を執行し、同十五日大蔵省の名をもって内地正貨現送の再開を声明した。そして翌十六日さっそく第一回分として四百万円を米國に現送した。蔵相も内地正貨の現送は金解禁の前提または準備をなすものではなく、「我が在外正貨の補充となり、之により政府が外国債の元利其他対外支払に当り生ずる為替上の差損を減少し、財政上の負担を緩和せんとするにあること、および現送すべき正貨は政府保有のものに係り日本銀行の正貨準備に関係なきものなることは昨年九月発表したる所と同様なり」と声明した。つまり、その現送再開は政府の財政上の便宜によるというのである。しかし、一般の人は金解禁への準備とみる向きが強かった。事実、蔵相も金解禁の問題につき世論の進展、列國の金本位制復帰の状況、わが対外為替の回復の事実等にかんがみて、これが断行は急務であると考えたといわれ、ときにはこれを裏書き

するような意見をも述べていた。たとえば十一月二十七日関西銀行大会において、「政府は……一時中止したる政府保有内地正貨の現送を最近再開するに至りましたが、尚今後金解禁準備の為適当と認むる時期に於て日本銀行保有の内地正貨の現送をも併せ行ひ、出来得る限り在外正貨の充實を図らんとする考であります。」と演説しているのをみてもわかる。

もつとも、実際には日本銀行保有正貨の現送には至らなかったが、政府保有正貨の現送は十月十六日の第一回發送以来、連月八百万円ずつ実施され、翌昭和二年四月までに総額六千余万円に達し、さらにこの間、横浜（大正十五年十二月発行）、東京（昭和二年四月発行）両市の外債手取金合計八千七百七十五万円を政府が買い取り在外正貨の補充に回したため、大正十五年十月末一億八千四百万円まで減少した在外正貨は、昭和二年四月末には二億六千四百万円に増大した。かくて為替相場はこの間しきりに騰貴し、市場相場は四十九ドルを示して、平価にあとわずか五ポイントの差に迫り、正金銀行も三月四日には四十九ドルちょうどに改めた。為替上での金解禁に対する障害はここに全く解消されたのである。

一方、蔵相は金解禁断行からくる財界の打撃を少なくするため、極力財界整理の促進にあたることとなり、「財界のガン」と呼ばれた震災手形の解決に着手したといわれる。震災手形の処理法案がそれであるが、これに関する第五十二議会の論戦を契機に金融恐慌の突発となり、片岡蔵相の政策もここに根本的に頓挫のやむなきに至ったのである。

以上簡単にみたように、第一次大戦後の貿易の悪化に暴落を重ねたわが為替相場は、ようやく昭和二年の第一・四半期において平価近くに回復することをえたのであるが、その間の政府および日銀保有の正貨在量は、最も豊富であった大正九年の二十一億七千八百万円から、昭和二年三月末の十三億三千万円に減少している。すなわち、大正十二年以来九億円に達する巨額の外資を輸入しながら、しかもなお八億円をこえる正貨を失うことになってようやく保たれた相場が四十九ドルであった。それも、なお健全なバランスを示すものでなかったことは、これに続いた金融恐慌によって明らかとなった。

第二節 日本貿易の停滞

一 貿易価額の漸減

大正期末十四年に日本貿易は空前の大膨脹をとげ、貿易総額は五十億円を突破して、第一次大戦直後の最高水準を初めて抜いたのであった。ところが昭和年代にはいると、輸出入ともに多少の減退傾向を示すようになった。貿易総額は大正十四年の五十一億一千万円から、昭和元年の四十六億八千万円、二年、三年の四十四億二千万円および四十四億一千万円へと連年縮小をみ、この間七億円の減少であった。これを輸出入別にみても、輸出額は大正十四年の二十三億七千八百万円から三年の二十億三千八百万円に三億四千万円の減少であり、輸入額も

第三表 全国貿易価額 (単位 百万円)

年次	輸出	輸入	合計	出入超
大正14年	2,378	2,735	5,112	△357
昭和 1	2,119	2,563	4,682	△445
2	2,065	2,359	4,424	△294
3	2,038	2,373	4,411	△335
4	2,218	2,389	4,606	△171

それぞれ二十七億三千五百万円と二十三億七千三百万円で、三億六千二百万円減を示している。なお昭和四年には、輸出入総額ならびに輸出額においてやや急激に二億円ほどの回復をみたが、これは主として金解禁による為替相場の高騰を予想した見越し輸出が盛行した結果であった。この点は、輸入額における増加がほとんどみられなかったことによつて十分に推察しうるであろう。

この貿易漸減の原因は、まず輸出についてみると、主として大正十四年の輸出増加をもたらした要因の解消に求められる。すなわち、輸出増加の要因は、(一)為替安とそれにもとづく綿糸布の輸出市場拡大と、(二)米国の生糸消費力の激増にあった。ところが、為替相場は大正十四年秋以来回復に向かい、大正十三、四年当時年平均四十二ドルないし四十ドルの相場が、昭和年代には四十六、七ドル見当に高騰し、また生糸輸出についても、アメリカ財界の変調と内地の増産等による価格の低落が生じた。大正十四年の生糸百斤当り平均価格千九百五十七円は、昭和にはいると元年

千五百八十五円、二年千三百七十五円、三年千三百二十一円、四年千三百十円に低落していったのである。事実、輸出について大正十四年と昭和三年とを比較してみると、生糸、綿布および綿糸のこの間の輸出減少額はそれぞれ一億四千七百万円、一億八千万円ならびに九千七百万円、合計四億二千四百万円に上り、輸出減少総額の四億

生糸生産と米国消費との対照表 (単位 千斤)

	(A) 生産高	(B) 米国消費高	(C) 同左日本糸消費高	大正11年を100とする指数		
				(A)	(B)	(C)
大正13年	473,573	367,101	318,518	118	99	105
14	517,770	501,343	418,851	129	136	139
昭和 1年	568,831	501,546	420,739	142	136	139
2	617,519	551,379	478,459	154	150	158
3	661,515	571,010	512,124	165	155*	170
4	705,775	619,747	540,608	176	168	179
5	710,314	582,226	475,430	177	158	157
6	730,176	594,889	505,760	182	161	167

備考：エコノミスト『経済十年史』による。*の個所は、原表では128になっているが、誤りと思われるので、実数により訂正した。

三千万円にはほぼ匹敵するものとなっている。その他輸出減退の原因としては、支那の排日運動による綿布、雑貨などの対支輸出の不振、加えてこの排日は華僑の活動を鈍化し、インドおよび南洋に対する輸出の減少をもたらしたと、さらに金融恐慌を中心とする為替の動揺等を数えることができよう。

(1) 大正十一年を基準とする指数についてみると、アメリカの生糸消費高は、大正十四年には日本の生糸生産高を上回っていたが、以後この関係は逆転し、しかもその差がしだいに拡大する傾向にあることがわかる。わが国の生糸はその生産額の約八割が輸出用で、しかもそのうち九割以上がアメリカ向けである点を考慮すれば、これがわが国の生糸価格の下落をもたらしたであろうことは十分推測されるであろう(上表参照)。

次に輸入の減退についてみると、震災復興のための物資需要が大体一段落となったところへ、国内的には、為替相場の回復にともなう物価下落、金融恐慌、国外では南支の動乱が続いて日本財界がはなはだしく沈衰し、これが原料の輸入をいぢる

しく抑制したからであった。たとへば、わが国輸入原料の最重要品たる綿花は、昭和三年には、大正十四年に比しておよそ三億七千万円を減額し、輸入総額の減退をになってあまりある激減をみせた。

以上要約して、昭和初年以來の日本貿易の減退傾向は、主として大正末期における貿易膨脹の特殊な一時的事情が失われた結果であるとみることが出来る。この意味では、この時期を大震災後の貿易調整時代と特徴づけることができる。輸入超過額も、当期においては輸入の減少が輸出の減少を上回り、したがって大震災前とほぼ同じ程度の三、四億円見当に落ち着いたのであった。

そこで、あらためて当期（昭和元—四年）の貿易価額を大戦直後の大正八、九年当時の数字と比較してみると、この間にほとんど差異が認められないことがわかる。いずれも輸出額二十一億円、輸入額二十三億円、総額四十四、五億円前後となっている。つまり昭和初期の日本貿易の位置は十年前の大正八、九年ころと同等であり、第一次大戦後日本経済の停滞状態をそのまま反映するものである。もっとも、貿易数量についてはやや事情が異なっている。大正九年恐慌後、輸出数量については大正十三年、輸入数量については同十年には早くも大戦直後の最高水準をこえており、昭和年代に入っても依然増加傾向は続き、大正二年を一〇〇とする指数にして、輸出では昭和四年、輸入では二年にそれぞれ二〇〇に達したのであって（第四表）、大正八年の一七七および一二六に対して、いずれも五割以上の増大を示している。ただ、それが物価下落によってすべて相殺されてしまっている点に問題があるのであって、ここでは単にわが国のみならず、世界的な不況状態がわが国輸出入貿易の停滞をもた

らしたものであることが示されているといえよう。

二 国際収支の改善

昭和年代に入り震災からきた影響がしだいに薄らぐとともに、わが貿易は輸出入とも収縮したのであるが、その際輸入における減少が輸出における減少を上回ったから、貿易じりはその入超をいちじるしく減じることになった。わが国貨物輸出入全国合計の入超額は、震災後の四カ年間（大正十二—五年）合計二十一億五千万円、年平均

第四表 貨物輸出入数量指数
(大正2年=100)

年次	輸出	輸入
大正 8 年	127.4	126.3
10	101.5	130.6
12	101.8	159.8
14	158.5	174.2
15 } 年	161.3	189.8
昭和 1 }	174.7	200.5
2	184.2	190.1
3	204.8	199.2
4		

備考：向坂逸郎『経済五十年』224～5ページにより作成。

五億四千万円弱に達したのに対し、昭和二年には二億九千四百万円、三年三億三千五百万円と三億円前後に落ち着くことになり、さらに四年には見越し輸出によるところ大きいとはいえず、一億七千万円と半減したのである。この顕著な入超減少の原因が主として大震災後の復興資材の輸入一段落にあったことは明らかである。一方、貿易外収支勘定はどうであったかというに、昭和初年以降同四年においては、その経常的収支についてみるに、受取勘定（外国証券利子および配当など、海外事業および労務利益、海運関係収入、保険関係収入、外国人本邦内消費、政府海外

第五表 貿易外収支の内訳 (単位 百万円)

受払勘定	大正14年	15年	昭和 2年	3年	4年
経常的収入	550	509	519	551	609
臨時的収入	253	264	200	343	368
受取勘定計	803	774	719	893	976
経常的支払	395	369	371	389	421
臨時的支払	190	227	287	318	460
支払勘定計	585	597	658	707	882
経常的収支受払超過	155	140	148	161	187
臨時的収支受払超過	64	37	△ 86	25	△ 92
全受払超過	219	177	61	186	95

備考：大蔵省理財局『金融事項参考書』による。△印は支払超過。

第六表 国際収支じり (単位 百万円)

	大正14年	15年	昭和 2年	3年	4年
貿易じり	△ 357	△ 445	△ 294	△ 335	△ 171
貿易外経常収支じり	155	140	148	161	187
経常収支計	△ 202	△ 305	△ 146	△ 174	16
貿易外臨時収支じり	64	37	△ 86	25	△ 92
総計	△ 138	△ 268	△ 232	△ 149	△ 76

備考：上表に同じ。

収入、その他)、支払勘定(外国人払本邦証券利子および配当など、外国人内地事業および労務利益、海運関係支払、保険関係支払、本邦人海外消費、政府海外支払、その他)、いずれも増加しており、この間前者は五億円余りから六億円余りに、後者は三億七千万円から四億二千万円に増大した。しかし、前者の増加率がやや大きく、結局貿易外経常収支の受取超過は一億四千万円から約一億九千万円に漸増したのである。こうした貿易じりのいちじ

るしい改善と貿易外経常収支における受取超過漸増の結果、この時期における国際収支のうち、経常収支全体としては急速にその支払超過分を解消し、四年にはわずかながらも受取超過を示すに至ったのである。大正十五年貿易および貿易外経常収支全体の支払超過三億五百万円は、昭和四年には一千六百万円の受取超過に変わった(第六表)。

他方、貿易外臨時収支についてみると、まず臨時的収入(外国人本邦放資、本邦人海外放資回収)は対前年比で昭和二年が減少したほかは、三、四年ともに急増し、四年には大正十五年の二億六千万円を一億円以上こえる三億七千万円近くに達した。この三、四年の増大は、それぞれ、わが民間企業の社債募集、ならびに外国公債償還および売渡しがおこなわれた結果であった。だが、臨時的支払(本邦人海外放資、外国人本邦放資回収)の増加はさらにいちじるしく、連年増加を示し、同期間に二億三千万円から四億六千万円へと二倍以上の急増であった。この原因は、昭和二、三年については金融恐慌後の偏在的遊資の処分難から、また三、四年については、さらにアメリカを初めとする国際的な高金利時代に遭遇して、外貨邦債の買戻しを中心に、多額の資金が海外に流出したことにある¹⁾。こうして昭和二年ないし四年には、わが国の資本移動関係は例年に反して移出超過を示したのであった。

ところで、貿易および貿易外の経常収支における改善は、貿易外臨時収支における不利を相殺するに十分であったから、わが国の国際収支全体としては大いに改善されたのであって、大正十五年の二億六千八百万円の支払超過が、昭和三年には一億円台、同四年には一億円を割って七千六百万円に減少し、この程度の額は、統計上の

誤差を考慮に入れるときには、国際収支上の問題はほとんど解消したものと見える。したがって、昭和四年におけるわが国際収支はほぼ均衡を達成したものと見てよいであろう。

(1) 金融恐慌後の外貨邦債の逆輸入について全国経済調査機関聯合会編『日本経済の最近十年』(一一五八ページ)は次のように述べている。「大正十五年末の資金偏在傾向は、昭和二年の恐慌後に於て一層顕著となり、一流銀行、信託会社、保険会社及個人投資家は、孰れも恰好なる投資物を発見するに苦しんだ。斯かる現象の発現の結果として、外貨邦債の逆輸入を見た。即ち恐慌後、アメリカに於ける我が邦貨公債を初め、英貨公債の輸入額、約六、七千万円に達したと推定せられ、相当注目的となった……昭和三年一月に入つて、……外貨邦債の輸入は再び擡頭し来り、而も昭和二年に於ては、主として政府発行の公債に限られたが之が輸入の一般化すると共に、此等の市価騰貴を来たし、買気は漸次市債及満鉄、東電、東邦及大同の如き民間会社の外債迄物色する有様となった。昭和四年七月、浜口内閣成立後に於ける対外為替は漸次昂騰を示したが、我外貨邦債はアメリカに於ける株式の状況、金利高等の事情から之に随伴して騰貴しない状態に在つたので、外貨邦債の買入を以て有利とするので、放資難に苦慮せる一流銀行、保険会社及信託会社の之を買付る者続出するに至つた。然し前途に金解禁を控へてゐるので、金解禁による為替相場の平価恢復の損失を慮つて、未だ以て旺盛であるとは称するを得なかつた。」

三 貿易構成の推移

第一次世界戦争後の長い停滞傾向から依然脱することができずにいたこの時期の日本貿易は、その内容においても顕著な変化はみられなかつた。

1 商品別構成

いま昭和三年における輸出入品中、金額にして一千万円をこえた商品をとつてみるに、輸出については生糸以下二十一品目、輸入においては綿花を初めとする二十八品目がある。これらの商品は、その大部分が昭和の最初の四年間に連年一千万円をこえる金額に上り、かつそれらの合計が輸出および輸入総額のそれぞれ七五〇〜八〇％を占めているから、これをもって日本輸出入貿易を構成する主要商品といふことができる。

輸出における主要二十一品目とは繊維関係品六品目(生糸、綿織物、絹織物、メリヤス製品、綿織糸、および脣糸と真綿)ならびに食料品六品目(精糖、小麦粉、醸造食料品、水産物、製茶、および豆類)、ついで重化学工業関係品五品目(紙類、石炭、鉄製品、ガラス及同製品、および機械及部分品)、雑品四品目(陶磁器、木材、帽子および玩具)である。

繊維関係品は周知のとおり一貫して日本輸出貿易の中樞をなしているが、昭和初期にあつても例外をなすものではなく、三年の数字で主要六商品合計金額は十二億九千万円、同年の輸出総額に対する比率は六五・五％の高率となる。さらにその他繊維品を加えれば、それは七〇％をやや上回る圧倒的割合を占める。しかも繊維品の輸出に占める比重が、世界大戦後の慢性的な不況状態のもとでますます大きくなってきていることは重要である。すなわち、昭和三年の六五・五％は大戦直後の大正八年の五九・五％に対して六％方の高位にある。これはもちろん緩慢ながら、輸出構成が繊維品への集中化傾向にあることを示すものであるが、輸出貿易一般が縮小な

第七表 主要輸出品価額表 (単位 百万円)

品目	年次		大正8年		昭和1		2		3		4	
		%		%		%		%		%		%
生糸	626	29.8	732	35.8	741	37.2	733	37.2	781	36.3		
綿織物	280	13.3	416	20.3	384	19.3	352	17.8	413	19.2		
絹織物	162	7.7	133	6.5	140	7.0	134	6.8	150	7.0		
砂糖	22	1.0	34	1.7	29	1.5	38	1.9	30	1.4		
陶磁器	23	1.1	33	1.6	30	1.5	35	1.8	37	1.7		
メリヤス製品	39	1.9	26	1.3	29	1.5	33	1.7	37	1.7		
綿糸	114	5.4	71	3.5	39	2.0	26	1.3	27	1.3		
紙類	25	1.2	19	0.9	19	1.0	26	1.3	26	1.2		
石炭	38	1.8	31	1.5	26	1.3	25	1.3	23	1.1		
小麦	0	0	20	1.0	14	0.7	25	1.3	27	1.3		
罐詰食品	9	0.4	16	0.8	20	1.0	23	1.2	26	1.2		
水産物	18	0.9	37	1.8	23	1.2	22	1.1	22	1.0		
木材	24	1.1	18	0.9	16	0.8	18	0.9	21	1.0		
鉄製品	25	1.2	13	0.6	12	0.6	14	0.7	15	0.7		
ガラス及同製品	20	1.0	14	0.7	17	0.9	13	0.7	13	0.6		
屑糸及真綿	28	1.3	16	0.8	12	0.6	13	0.7	13	0.6		
製茶	18	0.9	12	0.6	11	0.6	12	0.6	12	0.6		
帽子	8	0.3	11	0.5	9	0.5	12	0.6	18	0.8		
玩具	13	0.6	11	0.5	11	0.6	11	0.6	14	0.7		
機械及部分品	17	0.8	9	0.4	11	0.6	11	0.6	14	0.7		
豆類	32	1.5	11	0.5	10	0.5	10	0.5	15	0.7		
その他とも合計	2,099	100	2,045	100	1,992	100	1,972	100	2,149	100		
主要輸出品計	1,541	73.4	1,683	81.7	1,603	80.5	1,573	79.8	1,734	80.7		
繊維関係六品目	1,249	59.5	1,394	68.2	1,345	67.5	1,291	65.5	1,421	66.1		
食料品六品目	99	4.7	130	6.4	107	5.4	130	6.6	132	6.1		
重化学工業五品目	125	6.6	86	4.2	85	4.3	88	4.5	91	4.2		
雑品四品目	68	3.2	73	3.6	66	3.3	76	3.9	90	4.2		

備考：内閣統計局『大日本帝国統計年鑑』により作成。

いし停滞傾向にある点を考慮すれば、日本の輸出貿易は女子労働力を主とする繊維工業において国際競争力に耐ええたことがわかる。

繊維品輸出の筆頭、ひいては全輸出品の筆頭は生糸で、綿織物がこれに次ぐ。この両者は主要輸出品中でも群を抜いて多く、昭和初期には生糸は年額七億円をこえ、綿織物も三〜四億円に達して、両者の合計では全輸出額の五五%以上を占めている。生糸ならびに綿織物はいずれも大正八年当時にくらべて年額一億円前後の増加をきたしており、これにともなって全輸出品中に占める比率もまた増大したのである。たとえば、大正八年には生糸および綿織物の全輸出に占める割合は四三%であった。つまり、さきの輸出品目における繊維関係品への集中化傾向は、実は右の二商品への集中傾向の反映にすぎなかったのである。そのため、その他繊維品では絹織物が一億三千万円から五千万円を維持し、比率でも七%ほどを示しているが、大正八年にくらべては、絶対額でも比率でも減退している。またメリヤス製品も、昭和初めの四年間には二千六百万円から三千七百万円に一千万円ほどの増加を示しているが、しかし大正八年の水準には達していない。大正八年一億円をこえる輸出額を示して第四位であった綿糸は昭和年代に入って急減し、昭和三年には四分の一以下の二千六百万円に落ち、比率も五・四%から一・三%と全く凋落してしまった。

繊維関係品に次ぐものは食料品六品目で、その金額は一億円から一億三千万円にとどまり、輸出総額中に占める割合でも六%前後で、前者とは比較にならぬ低位にある。が、その割合は雑品四品目とともにわずかながら増

加し、その地位を高めている。食料品中では、精糖が三千万円前後、小麦粉および罐詰食料品、水産物が二千万円台中堅輸出品であり、製茶、豆類が一千万円台である。雑品では、陶磁器の三千万円台を初めとし、木材の二千万円前後、帽子、玩具の一千万円台が続いている。これらに反して、重化学工業品は大戦直後一億二千五百万円、六・六%を記録したが、昭和の四年間では一度も一億円に達したことがなく、比率でも四%台に後退している。石炭は三千万円台から二千万円台に、鉄製品、ガラスおよび同製品は二千万円台から一千万円台に転落し、機械および部分品も一千七百万円から一千万円前後に減じている。これは、大戦後の不況の影響がとくにこれら生産部門に強かったことを示すものであろう。

次に昭和初期の主要輸出品の推移を全体としてみると、明らかに増加傾向にあるとみられる商品はメリヤス製品、紙類、小麦粉および罐詰食料品の四品目であり、また逆に減少傾向にあるものは綿織糸と水産物の二品目にすぎない。いいかえれば、この時期における輸出品別構成はほとんど変化がみられなかったといえるのである。

輸入における主要二十八品目についてみると、筆頭は綿花であってその輸入額は年々五億五千万円をこえ、とくに昭和元年には七億円を抜いて、ほぼ輸出における生糸に相当する価額を記録し、断然他を引き離している。輸入総額中に占める比率においても二五%から三〇%に相当し、わが国の輸入額の消長に多大の影響を及ぼした。次いでは年々一億円内外に達する鉄類、羊毛、木材、機械および同部分品ならびに油槽があつて、以上六品目で総額の四九%、つまり大約半分を占めている。それに次いでは昭和三年六千万円をこえた豆類、小麦、砂

糖、三千万円台の石炭、粗製硫酸アンモニア、米および粳、自動車および同部分品、毛織糸、毛織物、石油、二千万円台の生ゴム、苧麻類、採油用原料、鋳および紙類があり、最後に一千万円台の鉛、麩、苛性曹達および曹達灰、燐鋳石、パルプ、亜鉛および皮類となっている。

一見して明らかなく、わが国主要輸入品の大部分は各種原料品であつて、原料品以外では毛織物を除けば、機械および同部分品と自動車および同部分品の機械類二品目、また豆類、小麦、砂糖、米および粳の食料品四品目である。昭和三年における以上二十八品目について輸入総額に対する比率をみると、原料品五七・四%に対し原料品以外のそれは一八%にすぎない。

さきにみたように、輸出品構成においては少数商品にかなり総額中の割合が集中しており、しかもなお集中化する傾向にあつたが、輸入品構成においては相対的にはるかに分散していることがわかる。たとえば、昭和三年において一千万円以上の額に達した商品数は、輸出では二十一品目、輸入では二十八品目、また総輸出入額の六割に達するには、前者では上位三品目で十分であるが、後者では上位十品目をもってしてもなお多少の不足である、など。

主要輸入品の同期の推移をみると、増加傾向にある商品は羊毛、石炭、自動車および同部分品、石油、鋳、燐鋳石の六品目、減少傾向にあるものは、綿花を初めとし、油槽、砂糖の三品目で、残り十九品目についてはいずれとも判断しがたい状態にある、したがって、全体としては輸出品についてと同様、顕著な変化はここにはみら

れないということができよう。

進んで類別構成をみよう。まず輸出貿易品についてみると、昭和初年においては、生糸、綿織糸、鉄、植物性脂肪油、薄荷油、重油および鯨油、樟腦、薄荷腦、真鍮、製帽用真田などの原料用製品の輸出が八億八千万円、百分比にして四三・一％で最高位を占め、絹織物、綿織物、石けん、メリヤス製品、綿タオル、絹製ハンケチ、綿ブランケット、帽子、ボタン、装飾品、紙類、セメント、陶磁器、ガラスおよび同製品、鉄製品、ゴムタイヤ、機械および部分品、洋傘、ブラッシュ、玩具、ランプおよび同部分品などの全製品輸出が八億五千二百万円、四一・七％と第二位にある。さらに米および粃、豆類、水産物、小麦粉、茶、精糖、ビール、寒天、罐壇

(単位 百万円)

全製品	雑品
901 (42.95)	32 (1.53)
524 (41.84)	18 (1.50)
557 (38.52)	17 (1.18)
878 (38.10)	26 (1.17)
852 (41.67)	23 (1.13)
831 (41.72)	26 (1.13)
812 (42.52)	30 (1.58)
937 (44.55)	33 (1.61)
261 (12.02)	15 (0.73)
311 (19.30)	13 (0.80)
358 (18.07)	16 (0.82)
348 (13.56)	10 (0.41)
314 (13.25)	13 (0.55)
290 (13.33)	14 (0.69)
332 (15.16)	14 (0.66)
345 (15.63)	17 (0.77)

詰食料品などの食料品の一億四千七百万円、七・二％、石炭、木材、屑糸、真綿および玉糸、除虫菊などの原料品の一億四千万円、六・九％と続いていた。

このうち昭和元年以来実績、比率ともに増加傾向にあ

第八表 輸出入貨物類別価額表 (内地)

年次	食料品	原料品	原料用製品
輸出			
大正 8	149 (7.14)	109 (5.25)	906 (43.12)
10	79 (9.36)	79 (6.34)	550 (43.96)
12	91 (6.29)	81 (5.60)	700 (48.40)
14	147 (6.39)	163 (7.07)	1,089 (47.27)
15	147 (7.20)	140 (6.86)	881 (43.13)
昭和 1			
2	145 (7.31)	137 (6.89)	852 (42.77)
3	156 (8.17)	88 (4.63)	823 (43.09)
4	160 (7.61)	88 (4.22)	883 (42.01)
輸入			
大正 8	351 (16.16)	1,093 (50.32)	451 (20.77)
10	208 (12.91)	757 (46.90)	324 (20.07)
12	251 (12.69)	997 (50.32)	358 (18.10)
14	392 (15.24)	1,492 (58.02)	328 (12.77)
15	350 (14.73)	1,341 (56.44)	357 (15.03)
昭和 1			
2	323 (14.84)	1,201 (55.16)	348 (15.98)
3	298 (13.61)	1,165 (53.12)	382 (17.45)
4	271 (12.25)	1,223 (55.29)	355 (16.06)

備考：大蔵省理財局『金融事項参考書』による。

るのは食料品で、全製品は比率において増加を示し、原料用製品は比率的には減少傾向にあり、原料品は実績、比率ともに減少している。食料品はその大部分が全製品であるから、輸出貿易内容の推移は、全製品の増加、原料関係品の減少と特徴づけることができる。この傾向の結果、昭和四年には、全製品輸出比率は四四・六％に達し、原料用製品の四二％に代って、地位を転倒し、食料品は七・六％に達して、原料品の四・二％に対

し先の差をより拡大した。

(1) 食料品の内容をさらに粗製食料品と製造食料品に分けてみると、つねにその六〇七割以上が製造食料品であり、しかも後者が漸増傾向にあるのに対し、前者はむしろ漸減の傾向にある。(単位 百万円・%)

	昭和元年	同 二年	同 三年	同 四年
製造食料品	九八(四・八)	九一(四・六)	一一六(五・九)	一一二(五・二)
粗製食料品	四九(二・四)	五四(二・七)	四〇(二・〇)	四八(二・二)

(全国経済調査機関聯合会『日本経済の最近十年』八三〇ページの表により作成)

次いで輸入貿易品についてみれば、これは輸出品と反対に原料品、すなわち綿花、羊毛、木材、燐鉱石、油粕、採油用原料、生ゴム、粗製硝酸曹達、粗製硫酸アムモニア、鋳、鋳などの輸入額が断然多く、昭和元年その額十三億四千万円に上った。これらに次いで原料用製品、すなわち皮革類、曹達類、合成染料、毛織糸、製紙用パルプ、印刷用紙、銑鉄、アルミニウム、錫、鉛、銅、亜鉛などの三億五千七百万円であり、これとほとんど同額で米および穀、小麦、豆類、牛肉、鳥卵、砂糖などの食料品の三億五千万円、鉱油、毛織物、綿織物、牛脂、懐中時計および同部分品、発電機類および変圧機、その他機械類など全製品の三億一千四百万円と続いている。これを百分比例でみれば、原料品の輸入は五六・四%を示して断然他を圧しており、これに次いで原料用製品一五%、食料品一四・七%、全製品一三・三%の順である。

以来、全製品は実額、比率ともに増大傾向を示し、食料品は漸減傾向にあって、昭和四年には前者は一五・六

第九表 主要輸入品価額表 (単位 百万円)

	昭和1年		2		3		4	
		%		%		%		%
実 綿 及 緑 綿	726	30.5	625	28.7	550	25.0	573	25.9
鉄 類	184	5.2	119	5.5	124	5.6	160*	7.2
羊 毛	86	3.6	102	4.7	112	5.1	102	4.6
木 材	104	4.4	104	4.8	111	5.1	89	4.0
機械及同部分品	90	3.8	79	3.6	92	4.2	121	5.5
油 槽	124	5.4	99	4.5	87	4.0	76	3.4
豆 類	61	2.6	53	2.4	68	3.1	79	3.6
小 麦	93	3.9	54	2.5	68	3.1	71	3.2
砂 糖	84	3.5	76	3.5	65	3.0	31	1.4
石 炭	28	1.2	35	1.6	37	1.7	43	1.9
粗製硫酸アンモニア	45	1.9	33	1.5	36	1.6	48	2.2
米 及 穀	51	2.1	79	3.6	34	1.5	23	1.0
自動車及同部分品	16	0.7	18	0.8	32	1.5	34	1.5
毛 織 糸	32	1.3	44	2.0	32	1.5	19	0.9
毛 織 物	29	1.2	35	1.6	31	1.4	20	0.9
石 油	12	0.5	24	1.1	31	1.4	35	1.6
生 ゴ ム	40	1.7	34	1.6	28	1.3	34	1.5
苧 麻 類	25	1.1	24	1.1	24	1.1	26	1.2
採 油 用 原 料	29	1.2	19	0.9	22	1.0	31	1.4
紙 類	10	0.4	13	0.6	21	1.0	26	1.2
紙 類	20	0.8	15	0.7	20	0.9		
鉛 鋳	19	0.8	15	0.7	15	0.7	15	0.7
苛性曹達及曹達灰	8	0.3	12	0.6	13	0.6	11	0.5
燐 鉱 石	9	0.4	11	0.5	12	0.5	13	0.6
亜 鉛	11	0.5	12	0.6	11	0.5	13	0.6
亜 鉛	14	0.6	9	0.4	11	0.5	8	0.4
皮 類	8	0.3	10	0.5	10	0.5	13	0.6

備考：前掲『大日本帝国統計年鑑』により作成。

* 分類方法に相違があるため『日本の産業と貿易の発展』585ページの表により補った。

%、後者は一二・三%と位置を入れ代った。また原料用製品は比率的にはやや上昇して一六%に達したが、原料品は実額・比率ともにほとんど増減傾向はとらえられない。食品品の減少傾向は、その大部分が製造食品品の急減に由来するものであるから、輸入貿易品全体としては、原料関係品と全製品との比率は、この時期には大体不変であったとみることができよう。

(1) 前掲『日本経済の最近十年』八三一ページの表により作成(単位 百万円・%)。

	昭和元年	同 二年	同 三年	同 四年
製造食品品	一〇七(四・五)	一〇一(四・六)	九〇(四・一)	五七(二・六)
粗製食品品	二四三(一〇・二)	二二三(一〇・二)	二〇九(九・五)	二一四(九・七)

以上貿易品の種類別から看取されたことがらは、この時期においては輸出品において全製品の比率が漸増し、原料品のそれが漸減していることであり、輸入品においては、この間の比率はびったりと固定して動かないことであった。この事実、この時期においてもわが国の工業が極めて微々たるものであるとはいえ、向上していることを示すものといえよう。こうした傾向はこれを大戦後大正八年以降の流れの一環としてとらえれば、より明瞭にすることになる。すなわち、昭和初頭をそれ以前の時代にさかのぼってみれば、輸出貿易における全製品の増加、原料品の減少はより明らかにみられるところであり、また輸入貿易については逆に原料品輸入の増加、全製品輸入の減少の傾向が、つまり工業の高度化を示す傾向が看取されるからである。しかしながら、それにし

ても一般的には、各種類別の比率は輸出入とも大なる変化を示していないのであって、そしてそれはとくに昭和期についていえることであるから、これは大戦後の不況、とくに昭和二年の金融恐慌以後におけるわが国経済の停滞を端的に物語るものといえるのである。

2 市場別構成

さきの商品別構成に大なる変化がみられなかったのに対応して、この時期の輸出入相手国についても顕著な変化はみられない。

まず輸出先の状態からみよう。わが輸出貿易の市場分布を州別により地理的にみると、昭和三年においては、北米、アジアが輸出総額のそれぞれ四三・五%、四二・三%、両者合して八五%を示し、最も深い関係を結んでいる。ヨーロッパは八・一%で三位、南米、アフリカ、大洋州は合わせてもわずかに六%にすぎなかった。これを十年前の大正八年当時と比較しても、アジア、ヨーロッパでは減少、北米、アフリカでは増加と多少の変化がみられなくもないが、それも最大三〜四%止まりで、大勢としては変化のない状態にある。

進んでこれを国別にみると、年額一億円をこえた輸出相手国は昭和三年四ヶ国である。筆頭はアメリカ合衆国で、金額にして八億二千六百万円、比率にして四二%ほどを占め、わが国最大の顧客となっているばかりではなく、大正八年に比しても一段と重要性を増しているのである。第二位は三億七千三百万円、一九%を占める中国であるが、これは昭和年代に入って引き続き日貨排斥運動と政情不安があつて、やや減退の傾向にある。続いて

第十表 国別輸出対照表

州別	国別	大正8年	昭和1年	2
アジア州	中国	447.0 (21.3)	421.9 (20.6)	334.2 (16.8)
	東州	150.1 (7.2)	99.6 (4.9)	91.3 (4.6)
	香港	59.2 (2.8)	53.0 (2.6)	66.5 (3.3)
	インド	116.9 (5.6)	156.0 (7.6)	167.6 (8.4)
	フィリピン	29.8 (1.4)	41.5 (2.0)	36.7 (1.8)
	暹羅	57.4 (2.7)	74.8 (3.7)	82.6 (4.1)
	ジャバ	1.5 (0.1)	6.2 (0.3)	5.9 (0.3)
	スマタラ	71.0 (3.4)	5.3 (0.3)	7.8 (0.4)
	その他	18.6 (0.9)	27.8 (1.4)	32.8 (1.7)
	共計	955.0 (45.5)	903.4 (44.2)	844.5 (42.4)
ヨーロッパ州	イギリス	111.5 (5.3)	59.5 (2.9)	64.9 (3.3)
	フランス	66.8 (3.2)	42.4 (2.1)	54.0 (2.7)
	ドイツ	—	8.1 (0.4)	10.6 (0.5)
	オランダ	3.4 (0.2)	1.2 (0.1)	2.2 (0.1)
	ベルギー	6.4 (0.3)	5.3 (0.3)	3.9 (0.2)
	イタリア	1.5 (0.1)	2.5 (0.1)	3.4 (0.2)
	スペイン	0.5 (—)	—	0.9 (—)
	ポルトガル	0.2 (—)	1.0 (0.1)	0.8 (—)
	その他	1.3 (0.1)	0.6 (—)	1.4 (0.1)
	共計	195.0 (9.3)	129.4 (6.3)	147.9 (7.4)
北アメリカ州	アメリカ	828.1 (39.5)	860.9 (42.1)	833.8 (41.9)
	カナダ	24.8 (1.2)	24.8 (1.2)	27.4 (1.4)
	メキシコ	1.2 (—)	1.1 (0.1)	1.3 (0.1)
	その他	—	0.7 (—)	1.1 (0.1)
共計	857.1 (40.8)	890.1 (43.5)	866.7 (43.5)	
南アメリカ州	ブラジル	2.7 (0.1)	2.0 (0.1)	1.2 (0.1)
	アルゼンチン	3.3 (0.2)	1.9 (0.1)	2.1 (0.1)
	ペルー	11.4 (0.5)	6.3 (0.3)	9.5 (0.5)
	その他	1.5 (0.1)	1.6 (0.1)	1.3 (0.1)
共計	20.8 (1.0)	16.8 (0.8)	20.9 (1.1)	
アフリカ州	エチオピア	15.9 (0.8)	23.1 (1.1)	29.0 (1.5)
	その他	—	10.7 (0.5)	11.6 (0.6)
共計	24.8 (1.2)	43.2 (2.2)	51.2 (2.6)	
大洋州	オーストラリア	30.8 (1.5)	51.6 (2.5)	50.6 (2.5)
	ニュージーランド	5.3 (0.3)	2.9 (0.1)	3.3 (0.2)
	ハワイ	8.6 (0.4)	6.7 (0.3)	6.9 (0.3)
	その他	46.1 (2.2)	61.8 (3.0)	61.0 (3.1)

備考：前掲『大日本帝国統計年鑑』による。

(単位 百万円)

3	4
373.1 (18.9)	346.7 (16.1)
110.2 (5.6)	124.5 (5.8)
56.2 (2.9)	61.1 (2.8)
146.0 (7.4)	198.1 (9.2)
20.4 (1.0)	27.9 (1.3)
73.4 (3.7)	87.1 (4.1)
4.1 (0.2)	2.7 (0.1)
11.2 (0.6)	15.0 (0.7)
29.1 (1.5)	30.6 (1.4)
5.8 (0.3)	10.6 (0.5)
834.9 (42.3)	915.2 (42.6)
58.9 (3.0)	63.2 (2.9)
63.4 (3.2)	44.5 (2.1)
12.6 (0.6)	13.4 (0.6)
1.9 (0.1)	2.9 (0.1)
6.2 (0.3)	6.1 (0.3)
6.9 (0.4)	6.9 (0.3)
1.2 (0.1)	2.3 (0.1)
0.9 (—)	1.3 (0.1)
1.5 (0.1)	1.0 (0.1)
3.4 (0.2)	2.6 (0.1)
160.3 (8.1)	147.2 (6.9)
826.1 (41.9)	914.1 (42.5)
27.0 (1.4)	27.1 (1.3)
1.3 (0.1)	1.3 (0.1)
0.6 (—)	1.3 (0.1)
858.6 (43.5)	947.7 (44.1)
1.8 (0.1)	2.6 (0.1)
1.9 (0.1)	2.7 (0.1)
7.0 (0.4)	8.6 (0.4)
2.0 (0.1)	1.6 (0.1)
4.7 (0.2)	4.5 (0.2)
21.1 (1.1)	23.0 (1.1)
23.7 (1.2)	31.4 (1.5)
6.4 (0.3)	13.1 (0.6)
11.7 (0.6)	13.2 (0.6)
43.9 (2.2)	60.5 (2.8)
43.0 (2.2)	44.1 (2.1)
3.1 (0.2)	4.1 (0.2)
6.5 (0.3)	6.3 (0.3)
53.0 (2.7)	54.8 (2.6)

は、以上二カ国からやや離れて、一億四千六百万円、七・四％のインドと、一億一千万円、五・六％の関東州であるが、これら二国は、中国とは対照的にわずかながら増加を示す。さらに五千万円以上を記録した諸国を列記すれば、金額順に、蘭領インド、フランス、イギリス、香港の四カ国、二千万円以上はオーストラリア、フィリピン、カナダ、エジプト、海峡植民地の五カ国、一千万円以上はドイツ、南ア聯邦、露領アジアの三カ国であった。なお当時、もちろん一千万円には達しなかったとはいえ、百万円以上の輸出先国として、新たにロシア、キエーバ、ウルグァイ、東アフリカなどが登場したことは、綿製品を中心とした新市場開拓傾向を示すものとして注目すべき点である。

次いで輸出品の内容と輸出先を概観するため、主要な市場とその主要な輸出品を列挙すると次のとおりとなる。

アメリカ⇨生糸、絹織物、陶磁器、罐詰食品、茶、豆類、植物油、樟腦、薄荷、玩具、模造真珠。

中国⇨綿織物、精糖、石炭、小麦粉、綿糸、紙類、水産物、紡織機、タイヤ、帽子。

インド⇨綿織物、綿糸、メリヤス製品、絹織物、陶磁器、ガラス製品、瑠璃鉄器、樟腦。

関東州⇨綿織物、精糖、小麦粉、紙類、ガラス製品、電気機械。

香港⇨綿織物、石炭、燐寸、ガラス製品、紙類。

蘭領インド⇨綿織物、陶磁器、セメント、自転車および部分品、メリヤス製品、タイヤ、綿糸、瑠璃鉄器。

イギリス⇨絹織物、豌豆、生糸、メリヤスシャツ、油類、罐詰食品、貝ボタン。

フランス⇨生糸、絹織物、麻真田、麦稈真田、薄荷、陶磁器、樟腦、メリヤスシャツ、貝ボタン。

海峽植民地⇨綿織物、石炭、セメント、燐寸、タイヤ、箱樽用材。

オーストラリア⇨絹織物、綿織物、綿メリヤス地、生糸、木材、陶磁器、ガラス製品、貝ボタン。

フィリピン⇨綿織物、肩掛、スリッパ、絹織物、メリヤスシャツ、綿縮シャツ、帽子、石炭、セメント、瑠璃

鉄器。

カナダ⇨絹織物、生糸、茶、陶磁器、絹ハンケチ、貝ボタン、電球、漁網、アンチモニー製品。

アフリカ⇨綿織物、絹織物、メリヤスシャツおよび靴下、雑貨。

南アメリカ⇨綿織物、絹織物、ハンケチ、陶磁器、セルロイド玩具、貝ボタン、雑貨。

以上を概観して『日本経済の最近十年』は結論している。「……我輸出品とその地方分野として、先づ輸出の双壁たる綿織物と絹織物は、前者が比較的後進国に対して世界的に行互り、後者が比較的先進国を主として世界的に行互つてゐるといふこと、右二者より輸出額に於ては上に立つ生糸が米國を大中心として先進国へ仕向けられること、これら以下の輸出品は大体に於て日本の特色を有してゐるが、先以て中小工業品であり、その立場は邦人の技巧と労銀安に根拠を有するものである。換言すれば、絹を中心とする特産品は先進国へ、綿織物を中心とする現代工業品は後進国へ、而して中小または手工業的な乃至は貧乏國に相応しい製品たる雑貨は世界の隅隅を漁るが如く出て行くといふ形である。」(八三五ページ)

輸入貿易相手を州別にみると、アジアが四〇%を占めて第一位にあり、続いて北米の三〇%余り、両者の合計七〇%をこえ、輸出についてと同様、右兩地域が主要な相手先である。両者は輸出入合計でも大約八割に達する状態にある。次いでヨーロッパの一八・四%、大洋州の六・二%、アフリカの一・五%があるが、南アメリカは一%にも達しない。アジアは昭和元年来わずかながら減少しつつあり、ヨーロッパ、大洋州からの輸入は逆に漸増しているが、その割合は僅少で全体的には静止の状態にあるといつてよい。

右により輸入先を国別すれば、アメリカが六億円以上、三〇%前後を占めて終始第一位にあり、二億八千五百万円(昭和三年)、一三%のインド、二億三千五百万円、一〇・七%の中国がこれに次ぐ。以上三国は三大輸入先であり、いずれも綿花が最も重要なものである。第一次大戦前には、インド綿の輸入が米綿輸入額をこえていた

が、その後日本紡績業の発達にともなう糸の細番化のため、需要綿花は米綿に集中するようになり、その地位を転倒するに至ったものである。三国について、その他輸入品としてはアメリカの木材、鉄、石油、小麦、インドの鉄、生ゴム、米、支那の豆糟、豆類、採油原料などがある。

右の三国に次いで、昭和三年中一億円をこえたイギリス、関東州、ドイツ、オーストラリア、および蘭領インドの五カ国がある。イギリスからの輸入は毛織物を初め、機械、鉄材、毛糸、硫安など製品または半製品が主である。ドイツについても同様で、主要輸入品は鉄類、硫安、機械など重化学工業品から構成されている。他の三国は一樣に原料品を主とする。すなわち関東州は豆糟、豆類、鉄が主であり、オーストラリアは羊毛、小麦、蘭領インドの砂糖となっている。さらに六千万円をこえたカナダ、三千万円台の海峽植民地と続く。カナダは小

(単位 百万円)

3	4
234.5 (10.7)	210.0 (9.5)
150.4 (6.9)	166.3 (7.5)
284.8 (13.0)	288.1 (13.0)
36.6 (1.7)	41.6 (1.9)
112.9 (5.1)	77.3 (3.5)
20.3 (0.9)	9.6 (0.4)
22.0 (1.0)	22.9 (1.0)
16.3 (0.7)	18.0 (0.8)
19.1 (0.9)	20.8 (0.9)
903.2 (41.1)	858.0 (38.7)
164.8 (7.5)	153.0 (6.9)
24.0 (1.1)	26.2 (1.2)
133.5 (6.1)	157.3 (7.1)
14.5 (0.7)	15.8 (0.7)
9.3 (0.4)	7.6 (0.3)
1.4 (0.1)	2.0 (0.1)
19.6 (0.9)	17.6 (0.8)
1.7 (0.1)	1.7 (0.1)
4.8 (0.2)	5.5 (0.3)
10.8 (0.5)	11.0 (0.5)
4.5 (0.2)	4.7 (0.2)
8.2 (0.4)	5.5 (0.3)
2.1 (0.1)	3.1 (0.1)
1.8 (0.1)	6.1 (0.3)
403.7 (18.4)	419.8 (18.9)
625.5 (28.5)	654.1 (29.5)
66.5 (3.0)	68.7 (3.1)
693.6 (31.6)	724.4 (32.7)
6.3 (0.3)	10.4 (0.5)
4.7 (0.2)	3.2 (0.2)
12.2 (0.6)	14.3 (0.6)
20.3 (0.9)	25.8 (1.2)
6.3 (0.3)	11.4 (0.5)
1.3 (0.1)	1.4 (0.1)
32.2 (1.5)	42.5 (1.9)
130.5 (5.9)	132.6 (6.0)
136.6 (6.2)	138.6 (6.3)

第十一表 国別輸入対照表

州別	国別	大正8年	昭和1年	2
アジア州	中国	322.1 (14.8)	239.4 (10.1)	226.0 (10.4)
	東州	162.4 (7.5)	157.0 (6.6)	132.4 (6.1)
	閩領	319.5 (14.7)	391.1 (16.5)	270.6 (12.4)
	英領	28.2 (1.3)	39.9 (1.7)	35.9 (1.7)
	海峽	65.5 (3.0)	103.1 (4.3)	103.8 (4.8)
	蘭領	124.1 (5.7)	24.5 (1.0)	33.2 (1.5)
	仏領	4.9 (0.2)	23.9 (1.0)	24.5 (1.1)
	露領	15.5 (0.7)	18.7 (0.8)	17.8 (0.8)
	フィリピン	29.9 (1.4)	14.4 (0.6)	22.3 (1.0)
	その他	1,074.4 (49.4)	1,017.6 (42.8)	872.9 (40.1)
ヨーロッパ州	イギリス	127.5 (5.9)	170.3 (7.2)	153.3 (7.0)
	フランス	8.8 (0.4)	24.5 (1.0)	27.3 (1.3)
	ドイツ	0.3 (—)	145.2 (6.1)	131.4 (6.0)
	ベルギー	—	14.2 (0.6)	14.3 (0.7)
	イタリア	0.7 (—)	6.7 (0.3)	6.3 (0.3)
	チェコスロヴァキア	—	0.6 (—)	2.8 (0.1)
	オーストリア	8.6 (0.4)	21.8 (0.9)	18.1 (0.8)
	オランダ	—	3.3 (0.1)	2.9 (0.1)
	スウェーデン	3.2 (0.2)	4.7 (0.2)	4.0 (0.2)
	ノルウェー	11.3 (0.5)	13.9 (0.6)	10.9 (0.5)
	ポーランド	0.2 (—)	5.3 (0.2)	4.2 (0.2)
	デンマーク	—	2.3 (0.1)	7.6 (0.4)
	その他	0.4 (—)	0.8 (—)	1.6 (0.1)
	合計	0.2 (—)	0.4 (—)	0.8 (—)
合計	163.0 (7.5)	416.3 (17.5)	387.7 (17.8)	
北アメリカ州	アメリカ	766.4 (35.3)	680.2 (28.6)	673.7 (30.9)
	その他	6.1 (0.3)	63.9 (2.7)	55.7 (2.6)
合計	773.5 (36.6)	755.5 (31.8)	740.0 (34.0)	
南アメリカ州	チリ	13.8 (0.6)	8.7 (0.4)	7.9 (0.4)
	アルゼンティン	2.4 (0.1)	2.5 (0.1)	2.0 (0.1)
合計	18.2 (0.8)	11.9 (0.5)	10.5 (0.5)	
アフリカ州	エジプト	16.0 (0.7)	32.0 (1.3)	24.6 (1.1)
	南アフリカ	—	—	—
	その他	—	0.9 (—)	1.1 (0.1)
合計	54.6 (2.5)	41.3 (1.7)	36.4 (1.7)	
大洋州	オーストラリア	56.6 (2.6)	128.4 (5.4)	122.8 (5.6)
	その他	66.4 (3.1)	132.2 (5.6)	127.2 (5.8)

備考：前表と同じ。

麦、木材を主要なるものとするが、とくに小麦は第一次大戦後わが国製粉業の発達にもなって増加したものである。海峡植民地はマラヤのゴムを中心とする。二千万円台ではフランス、露領アジア、仏領インドシナ、エジプトの四カ国、一千万円台ではスイス、シャム、フィリピン、ベルギー、スエーデンの五カ国がある。このうちヨーロッパ諸国からの輸入は主として全製品であり、その他は露領アジアの木材、大豆、エジプトの綿花、フィリピンのマニラ麻など原料輸入となっている。

第三節 関税の一般的改正と貿易振興施設

一 関税の一般的改正

わが国の関税率法は明治四十三年に制定され、翌年七月十六日英国との条約満期となり、関税自主権の回復した翌日、七月十七日から実施された。この法律は本文と別表輸入税表とからなっているが、輸入税表は十七類六百四十七税の千五百六十六税率に分類され、当時としては整備したもので、各国に恥ずかしからぬものであった。その後この輸入税表は十数年間数回にわたって部分的改正がおこなわれたとはいえ、世界大戦によってわが国が受けた影響は大きく、単に部分的改正をもって十分に対応しうるものではなかった。大戦中に興隆した産業の保護、物価騰貴による従量税の税率低下の阻止等の必要は、広く人々の認めるところとなり、ここに、関税の

一般的改正が朝野の問題となったのである。

そこで、大正十年八月五日、時の原内閣は戦後の財政経済状態の調査を目的として設置された臨時財政経済調査会に対し、「関税率の一般改正に関する根本方策如何」の諮問を発し、その成案を待つて一般的改正を実行する準備を進めたのであった。しかるに同調査会の調査は非常に難行し、高橋内閣時代を経て、加藤(友)内閣時代の代大正十二年三月二十二日、ようやくこれに対する答申がおこなわれたのであった。それにもかかわらず、同調査会の答申は、いまだ各品目別に税率を指定するところまでは至らず、結局改正に関する一般的な方針を概括したほか、品目の種類もしくは性質に従って、有税となすべきもの、無税となすべきもの、高税を課すべきもの、低税を課すべきものの四種に大別するにとどめ、別にこの答申について「政府に於て関税率の改正を實行せらるるに当りては、(中略)事態の変化に適應せしむべく、相当の考慮を尽されんことを望む」旨の決議を加えることよって、関税改正に関する調査はいったん打ち切られることになった。

その後は十二年九月の大震災の善後処理に暮れ、ようやく加藤(高)内閣になってこの問題が引き継がれることになった。加藤内閣は就任直後、大正十三年八月まず大蔵省に大蔵大臣浜口雄幸を会長とする関税率改正委員会を開設し、続いて翌十四年五月十九日さらにその組織を変更して、関税率改正準備委員会と改めて、税率に関する審議を続け、その成案にもとづいて第五十一議会に関税率法中改正法律案として提出したのである。この提案理由を説明して、浜口蔵相は次のように述べている。

「今回の改正は歳入の増加は一切之を目的とせず、又贅沢税を課し居れる各種の物品に付ては、贅沢税設置の趣旨に顧みて、暫く之に手を触れざることとして調査を進めたり、而して改正の根本方針は、要するに内地産業の生産条件を有利ならしむると共に、重要産業に付ては外国品との競争に対し必要なる程度の保護を加へ、他面消費者の利害を考慮して国民生活の安定を策し、且つ税率の適当なる按配を図らんとするにあり。

一、産業方面に於ては我国に生産なきか又は生産に乏しき原料に付ては、現行税率の通り無税又は低税を据置くの外、新に之を無税とするに努む。

二、重要産業にして今猶発達の道程にあるもの及将来新に成立の見込あるものには、外国品との競争に対し必要なる程度の保護を与ふることとし、

三、事業の基礎鞏固なるか又は我国に生産豊富にして、外国品との競争に堪へ得るものに対しては、或は税率を軽減し若は現行税率据置の方針を執り、

四、国民生活の必需品に対しては、税率を軽減して成るべく低税とし若は現行税率を据置くこととし、

五、嗜好的消費に属する物品に対しては、其の消費を抑制する趣旨を以て相当の高税を課することとせり。」
以上は根本方針の概要であるが、その他、「課税の技術上よりして、従価税は成るべく従量税に改むるの方針」をとり、また、改正にもなう全体としての収入の増減については、「歳入関係より之を考慮按配したるものに非ざるも、偶現行税率が十数年前の制定に係り現在の物価及産業状態に照し、概して低率に過ぐるもの多きが

為、其の増率となりたるもの相当多数に上りたると同時に、従量税と従価税との均衡を是正したるもの少からざるとの結果、……初年度約七百五十万円、次年度以降約千九百三十万円の増収を見るべき見込」であるということであった。

この方針のもとに改正された品目は、関稅定率法別表稅番号總數七百二十一、稅目總數千六百六十九で、改正税率は大半にわたったが、一、三品目について衆議院の修正を受けたものを除いて、他はすべて原案どおり成立し、大正十五年三月から施行された。なお、同別表掲載品目中、従来有税品であったもので無税となったもの、税率を引き下げたもの、据置となったもの、および税率を引き上げたもの、の四つに大別して、その中の主なるものを示せば次のとおりである。

(一)、有税品中無税品としたもの、

綿羊、山羊、家禽類、蜜蜂、魚油および鯨油、セネガ根、安息香、無水アムモニア、精製品以外の硫酸ソーダ、硝酸トリウム、硝酸セリウム、蔞酸、木精、ナフタリン、ベンゾール、木タール、真綿およびベニ、棕栢竹、薪材、アムペラ袋、飼料等。

(二)、税率を引き下げたもの、

高粱、タピオカ、マニオカ、セイゴ、胡麻子、鳥獸肉類、ソーダ灰、天然ソーダ、燐寸、木炭、砒油など。

(三)、税率を据置としたもの、

馬、牛、豚、粟、藜および稗、玉蜀黍、大豆、蔬菜類、果実および核子、砂糖、蜂蜜、鳥卵、菓子、果汁および糖水、バター、チーズ、毛皮、大麻織糸、製紙用パルプ、コークス、セメント、レンガ、瓦、銑鉄、鋼、アルミニウム、鉛、錫、船舶、木材など。

(四) 税率を引き上げたもの。

大麦、バール、バーレー、麦芽、小豆、蚕豆、緑豆、豌豆、落花生、オートミール、コーンミール、椰子、コンデンスミルク、靴底革、羊毛、山羊および駱駝毛、毛織糸、毛綿織糸、人造絹糸、綿織物中のビロード、フランネルその他の起毛布、雨衣、肌衣、ゴム靴、印刷用紙、鉄製品、銅、亜鉛、金属線、機関車、印刷機械など。

この改正の企図するところは、重要産業で発展途上にあり、しかも将来有望なるものに対しては関税引上げによって保護を与え、事業の基礎が強固で外国との競争に堪えうるもの、および生活必需品に対しては税率を軽減するということであったが、以上の表をよくみるならば、改正の重点が新しい産業および旧来の農業に置かれていたことは明らかである。すなわち前記方針においては、重要産業に対しては「必要なる程度の保護を与え」原料品については「無税又は低税を据置くの外、新たに之を無税とするに努め」とあり、これは十分に実現したと思われるが、一方「国民生活の必需品に対しては、税率を低減して成るべく低税とし、若は現行率を据置く」というほうは十分には実現されず、とくにそういうものを無税とするまでには至らなかったのかもしれない。いずれにしても、改正の結果は、毛織物、毛糸、人造絹糸、トップなどの新興工業品の関税が引き上げられた。また、小

麦、小麦粉などの生活必需品の関税も引き上げられた。そこで通じて同改正は保護主義と称されたのである。

ところで、加藤高明内閣が関税率法中改正法律案を提出した際、これに関連して実行した二つの重要な施設がある。一は製鉄業奨励法の改正であり、二は関税に関する常設調査機関の設置である。いずれも事実上本改正案の附帯条件とされたものである。

旧来の製鉄業奨励法は大正六年施行されたもので、一定の条件を備えた当業者に、土地収用法の適用、所得税および営業税の免除、製造鋼材を造船に使用した場合には奨励金を交付するなどの特権的保護を与えてきたのであるが、大戦後の製鉄業の不振ははなはだしく、とくに関東大震災の後には、大規模な数会社を除いて、大部分は経営困難に陥ったのである。そこで、これに対する救済が官民を問わず問題となってきたのであった。政府はすでに大正十四年一月に、高橋農商務大臣のもとに製鉄鋼調査会を設置して、製鉄業に対する国策を樹立する方針をとっていたのであるが、ここに改めて立案、実行に移されたのである。その内容は、鉄および鋼に対してはすでに相当高率の輸入税²⁾が適用されており、その引上げは鉄、鋼を原材料とする諸工業はもちろん、一般産業に与える影響も少なくない上、ひいては日常生活で消費者側の負担を加重することにもなっており、社会政策上からもおもしろくないとする意向から、関税率を据置とする代りに、一定の条件を具備する当業者に対して、もっぱら銑鋼一貫製造作業を助成する目的で、国庫から奨励金を交付する制度を実施するというものであった。つまり、製鉄業奨励法の改正は、銑鋼関税率の引上げに代る代替的施策であった。

(1) 製鉄鋼調査会の製鉄鋼国策樹立に関する答申は、大正十四年四月十一日の総会で可決され、同月十八日商工省からその概要を次のとおり発表した。

- 一、本邦製鉄鋼業は八幡製鉄所を中心とする半官半民の合同経営に依るを可なりと認む。仍て準備の完了を俟ちて可成速かに之を実行すること
- (イ) 合同参加し得べき製鉄鋼所は一定の資格を具備するものに限ること
- (ロ) 合同実行の場合に於ける評価は先進競争国の例に準じ相当の程度に於て之を決定し評価額上の投資額は之を認めざるること
- 二、前項の趣旨の下に差当り左の措置を講ずること
- (イ) 八幡製鉄所に官民聯絡の為特定の機関を設くること
- (ロ) 原料生産、販売又は経営に関する共同機関を設くること
- (ハ) 一定の資格を具備する製鉄鋼所に限り機関に参加せしむること
- 三、政府は原料の取得を確保する為特別の方策を講究すること
- 四、銑、鋼共に相当の保護関税率を定むること
- 五、原料竝に半製品の輸送に就ては一定量を超過するものに限り鉄道運賃の低減を図ること
- 六、政府は国産の使用を奨励する為相当の手段を講ずること
- 七、(略)
- (2) 鉄類の関税率は大正十年四月二十一日法律第七十八号をもってすでに引上げをみている。その結果、関稅定率法別表の鉄に対する税率は、銑鉄毎百斤十錢、その他毎百斤三十錢ないし五円五十錢、または從價一割五分ないし五割、また

特殊鋼に対する税率は一律に從價一割八分となった。

改正製鉄業奨励法の奨励金交付に関する規定を摘記すれば、「一の場所に於て年三万五千噸以上の製鉄能力及一年三万五千噸以上の製鋼能力を有する設備を以て営む製鉄事業」者にして、一定の条件を具備もしくは履行したる場合には、銑鉄一噸に付六円以内または銑鉄一噸に付三円以内もしくは五円以内を、それぞれの条件に応じて交付するというのであって、要するに製銑鋼一貫作業が一つの場所で営まれるもの、あるいは、場所を異にした場合には一貫作業の事実を証明したものに限り、右の規定が適用されることになっている。政府はこの実施について、既定の奨励制度による大正十五年度製鉄業奨励費予算五十七万余円に、新たに「製鉄業奨励法改正に伴ふ経費」六十五万二千円を追加計上したのであるが、一方、当時この奨励金交付規定の適用を受けうる業者（全国で数会社にすぎなかった）などは、官立製鉄所ならびに民間販売業者をも加入せしめ、大正十五年二月鋼材販売会社を創立し、政府の新規奨励金交付制度に呼応して、市場独占の態度を採るに至った。

次に関稅の常設の調査機関の設置についてみよう。関稅率の改正が与える影響は、これを受ける側の立場の相違とともに異なり、非常に複雑である。したがって、関稅率を国民經濟の実状に適合せしめていくためには、産業界ならびに經濟一般の推移に於て、可能なかぎり迅速に改正を続行する必要がある。多方面にわたる迅速な調査は、単に關係当局者にのみまかせうるものではなく、民間の学識經驗者をも加えた官民合同の調査機関を常設する必要がある、との説が、とくに関東震災後の実業界では有力となってきた。たとえば、日本工業俱樂部

は大正十四年十一月二十日付で関税政策に関する建議をおこなったのであるが、その中に「関税調査委員会常設の件」なる一項を設け、その理由として「常設的機関を以てするに非ざれば、時々に変化する内外の経済時局に対応して機宜の手段を採ること能はず、故に改めて関税調査機関を常設し」うんぬんと述べている。かくて政府も第五十一議会に関税率法の改正案を提出した後、大正十五年一月附帯条件として常任関税調査委員会を設置する旨の声明書を発表したのである。その趣旨は左のとおり。

…関税率改正の事たる極めて多方面に關係を有し、之が提案は慎重審議を要するものあり。從來關係各省合議の上、改正案を議会に提出せしも調査遷延し、終に機会を逸せし事例少からず、今後適當の機会に於て改正案を議会に提出せんが為には常任委員会を設け、常に税率改正に関する事項を調査考究の必要ありと認む。

次いで政府は、同議會終了後の同年四月十七日関税調査委員会官制を公布したのである。同委員会は大蔵大臣を会長とし、大蔵大臣の監督下に、その諮問に依じて関税率に関する事項を調査、審議し、当該事項につき大蔵大臣に建議することのできる常設の機関とされ、大正十五年十二月十五日第一回の審議を始めて以来、時に依じて審議答申を続けたのである。

なお、同法律案に対して、衆議院は政友本党提出の修正案ならびに附帯希望条件を可決し、貴族院はこれにさらに希望条件をつけて通過させたのである。

衆議院の修正は、政府が従来の税率を据置とした(一)、小麦毎百斤七十七銭を一元五十銭に、(二)、同じく小麦粉

毎百斤一元八十五銭を二元九十五銭に引き上げ、さらに(三)、政府が鳥卵毎百斤六円を四円五十銭に引き下げようとしたのを、従来どおり六円に据え置くというものであった¹⁾。また、両院の附帯決議は次のとおりである。

衆議院の附帯決議

附帯希望 一

本案中左ノ品目ハ近ク新設セラルヘキ関税常設委員会ニ附議シ慎重審議ノ上之ヲ次期議會ニ提案シ適當ニ改正セラレムコトヲ希望ス

(二二) タピオカ、マニオカ及セイゴ、コンスターチ(二五) 采子及芥子(五二) 鳥獸肉類、(五二ノ二) 魚介類ノ内生鮮ナルモノ、鹹魚及乾魚(五三) バター、人造バター及ギー(五五) コンデンスドミルク(七二) 革類ノ内、一ノ乙染メタルモノ、丙ノ一靴底革(一一) オレイン(一九五) フォルマリン(二四四) 酸化コバルト(具須ヲ含ム)(二四五) 金液(二七二) 綿織糸ノ内、一ノ甲ニ属スルモノ(二七三) 綿線(二八七) 生糸ノ内、二ノ其ノ他(三六二) 印刷料紙ノ内、アートペーパー、其ノ他(四五二) 写真用乾板(四六二) 鉄ノ内、銑鉄及鋼材、リードワイヤー、線索及撻合線(五二七) 懐中時計部分品(五五七) 楽器ノ内、ピアノ(五六八) 船舶(六二二) 木材(六三五) 白熱燈電球(六四〇) 運動器具

附帯希望 二

一 不当廉売防止ニ関シ適當ナル修正ヲ希望ス

- 二 二四三別号ニ掲ケサル合成染料ニ対スル輸入制限令ニ依ル取扱ハ将来使用者ヨリ申請アルトキハ簡便迅速ニ其ノ輸入申請ヲ許可シ当業者ノ利便ヲ計ルコト
 - 三 四六二鉄ハ製鉄国策ノ見地ヨリ更ニ精査シテ税率ヲ変更スルコト
- 貴族院ノ附帯決議

希望決議

- 一 食料品タル小麦及小麦粉ノ関税引上ハ其価格ノ騰貴ヲ惹起シ、国民生活ニ悪影響ヲ及ホスノ虞アリ、政府ハ慎重講究ノ上、適当ノ処置ヲ採ルヘシ
- 二 政府ハ鉄ニ対スル政策ニ関シ更ニ慎重ナル考慮ヲ加ヘ、銃、鋼共ニ適当ナル関税ヲ按配スヘシ
- 三 政府ハ染料其他ノ重要化学工業品竝ニ船舶ニ対スル政策ヲ確立シ、之ニ関スル関税ヲ適当ニ按配スヘシ

(1) この修正理由は、提案者の説明によって明らかたとおり農村保護にある。(第五十一議会・岩切重雄の演説)

衆議院の附帯希望一については、議會終了後、若槻内閣(十五年一月三十日成立)によって関税調査委員会の調査に付されたが、同委員会の答申では全部改正を要しない、とのことであったので、附帯希望二の一、不当廉売防止に関する件以外には、両院の決議に対しなら特別な対策を講じなかった。

不当廉売防止については、すでに大正九年七月不当廉売防止関税の規定(関税率法第五条の二)として設定されていたが、この法令は従来ほとんど適用されたことはなく、とくに不当廉売の意義ならびに当該委員会の審査

に付する手続なども、具体的に規定されていなかった。若槻内閣は大正十五年六月十日不当廉売審査委員会に関する勅令(大正九年十一月勅令第五百四十九号)を改正した。その主なる点は

第一条第二項として次の一項を挿入。

輸出国ニ於ケル輸出ノ時ノ正当卸売価格ニ運賃、保険料、手数料其ノ他ノ諸掛及関税ヲ加算シタル額ヨリ低廉ナル価格ヲ以テ物品ヲ輸入シ又ハ販売スル場合ニシテ之ニ因リ本邦ニ於ケル重要産業カ危害ヲ被ルノ虞アリト認ムルトキハ商工大臣ハ委員会ノ審査ニ付スヘシ

また新条項として次の項を追加。

不当廉売品ノ輸入又ハ輸入品ノ不当廉売ニ因リ本邦ニ於ケル重要産業カ危害ヲ被ルノ虞アリト認ムルトキハ利害関係人ハ委員会ノ審査ヲ商工大臣ニ申請スルコトヲ得(第一条の二)

商工大臣ハ税関官吏ヲシテ不当廉売品ノ輸入又ハ輸入品ノ不当廉売ニ関シ必要ナル調査ヲ為サシムルコトヲ得(第二条の二)

かくして、加藤高明内閣の関税率法中改正計画は、ここに一段落となったのである。

その後金輸出解禁実施以前昭和四年までにも、かなり多数の品目について、関税率の改正がおこなわれているが、そのうちの主なものは、昭和四年三月田中内閣によって実施された木材の関税引上げである。これは、大震災以来、米材の輸入が巨額に達し、しかもますます増大する傾向にあったので、わが国の林業が脅かされることを

理由としておこなわれた改正であるが、実際には政友会内閣の財源枯渇を補填することが、直接目的であった。米檜、米杉、米桐に対し従価一割二分五厘、米松に対して従価五分に相当する税率への引上げであった。ただ米松のうち、長尺ものまたはその他の木材で工業用あるいは輸出品の箱材となるべきものは無税とされた。

なお、同関税改正に対しては、議会提出以前において昭和三年一月には東京外材協会、東京木材協会、東京北洋材協会、米友倶楽部、二十日会が木材関税反対期成会を組織し、のちには自由通商協会、大阪木材協会も参加して全国的反対運動をおこなった。その反対の骨子は、関税増徴によって外材輸入を阻止し、内地材市価の高騰を策するのは一部山林業者を利するだけになり、かえって内地山林の濫伐を招来し、殖林事業奨励の主旨に反する。他方、外材の大部分は原料材であり、その性質上これが輸入はやむをえないものであるなど、で、十二月には日本外材輸入協会が再度反対声明書を発表したのであった。また同法案が提出された第五十六議会においても、民政党が引上げに反対の態度をとったのであるが、結局「関税定率法中改正法律案中木材関税に関する点は其の細目に涉り均衡を失するものなしとせず依て政府は速に調査を遂げ之が改正案を次期の通常議会に提出すべし」という附帯決議を付されて可決されたのである。

二 貿易振興の諸施設

第一次世界大戦後の輸出貿易の不振と入超の激増に直面して、大正期における歴代内閣が制定し、維持してき

た輸出振興施設の主なものは、大正十四年設置をみた輸出組合ならびに重要輸出品工業組合制度および、各種重要輸出品の検査、取締の制度であった。それらの制度は、主としてわが国輸出品の粗製濫造を防止し、もって輸出の振興を図る目的のもとに実施されたものといえることができる。ただし、わが国輸出業者の大部分が中小資本家で、その資力の貧弱さと同業者間の無統制から、しばしば粗製濫造品を輸出することになり、海外における信用を失墜し、結局、市場喪失のうきめをみることもなったからである。昭和年代に入っても依然輸出貿易の停滞傾向は、入超の継続とともに、引続きかかる輸出振興施設の拡大強化を必要としたのであった。次に当時制定、実施された諸施設を列記しておく。

(一) 輸出生系検査法と輸出絹織物取締法の制定

生糸および絹織物は、日本の輸出品の中樞をなす商品として、従来から厳重な検査、取締のもとに輸出されてきたが、その輸出の増強を期するため、検査取締をより厳重で、統一的なものとする目的をもって、従来各府県立検査所にまかされていた検査を国営検査とすることになったものである。

政府（若槻内閣）はまず大正十五年二月輸出生系検査法案を議会に提出し、その協賛を経て、同年三月二十七日法律第三十五号をもって公布した。同法の最も特徴的な規定は、生糸の輸出取引を正量によるべきものとする、いわゆる正量取引の実施であった（第二条）。正量取引の実施については当業者側の反対が激しく、ためにその実施がやや遅れたが、昭和二年二月二十三日同法施行規則（農林省令第一号）が制定され、本法および施行規則は、

同年七月一日から施行された。これにより明治二十八年六月公布された生糸検査所法は廃止された。さらに、政府は昭和二年三月三十日法律第二十七号をもって輸出絹織物取締法を公布し、同年十二月二十六日その施行規則（商工省令第十二号）を制定し、翌三年一月十五日から施行した。同法は従来施行されてきた輸出羽二重精練業法および輸出羽二重取締規則ならびに輸出絹織物検査規程等を統一整理したものである。同国営検査法は、従来検査が府県立検査所にまかされていたことともなう諸弊害を除くものとして、日本輸出絹織物同業組合聯合会を中心として大正八年以来要望されてきたもので、その施行自体に対する反対はなかったのであるが、実際取引に際し施行規則中に不合理な点が多く、昭和四年十月施行規則の改正がおこなわれた。また、昭和八年三月には右法律は一部改正され、当時わが主要輸出品の一つとなった人絹織物についても国営検査が実施されるように拡張された。

なお、従来から国営検査を実施されてきた輸出品としては、花筵（明治三十八年以降）、野草筵（大正十二年以降）などがある。

(二)、重要輸出品取締規則の設定

さきに触れたように、重要輸出品の粗製造を防止し、海外市場の信用を獲得し、もってわが国の輸出貿易の振興を図ることを目的として、大正四年以降十五年にかけて、逐次各種重要輸出品の取締規則が設定されてきたのであるが、昭和三年七月九日、商工省はこれら各種の重要輸出品取締規則を廃止して、新たに商工省令第十号

をもって重要輸出品取締規則を設定して、即日施行した。これは、従来の取締規則を総括して、重要輸出品の統一ある検査取締を実施しようとしたもので、商工大臣の定めた検査標準により、商工大臣の認可した組合、もしくはその联合会、公益法人または都道府県においておこなう検査に合格したものでなければ輸出が許されないこととした。本法にいわゆる重要輸出品とは、(一)製帽用真田、(二)燐寸、(三)硝子製品中罎、食器、食料容器、火屋、ランプ笠、ランプ油壺、模造真珠、光珠、腕環、試験管、ビーカー、フラスコ、漏斗、分液漏斗、U字管、(四)鉄板をもって製したる珓瑯鉄器、(五)莫大小製品肌衣、手袋、靴下、首巻、腹巻、ジャケット、(六)刷子、(七)セルロイド製品中罎、長または直径四寸を越ゆる玩具、(八)鉛筆および鉛筆芯（鉛筆は色芯のものを、鉛筆芯は色芯を含む）、(九)綿織物中綿縮、綿絨、綿フランネル、綿ポップリン、斜綾綿布および変り綾綿布（三枚または四枚正斜綾織のものを除く）、綿小倉織、綿腿帯子、縞綿布、色糸または晒糸をもって製織したる綿布但し綿腿帯子以外のものにして幅四十五寸以上のもの、幅十八寸未満のもの又は長十二碼未満のものを除く、(十)人造真珠（硝子又は貝殻の外部に魚鱗を塗布したるもの）であった。検査品目はその後相次いで増加し、昭和十年現在十八種に及んだ。

(三)、保稅工場法の制定と保稅倉庫法改正

これらはいずれも若槻内閣時代の昭和二年第五十二議會において、貿易振興の目的を達するためになされた制度であり改正である。保稅工場法（四月一日法律第四十五号公布、九月一日施行）は、税関仮置場法に代り制定されたもので、その要旨は、(イ)従来の製品課税主義は、予期しない事情によって、その製品の一部を内地に輸入しよ

うとする場合には、その輸入税の負担を増加させることになる、その結果生産費を高め、加工貿易の発達を阻害する恐れがあるから、特定の物品に対しては例外的にその原料に課税しうることとなる一面、この種の課税品については、保税工場を利用しないものからも、課税上の均衡を保つため、その原料の輸入税に対する利子額を徴することにした、(ロ)貨物の蔵置期間を六ヵ月間延長して一ヵ年とした、(ハ)保税工場の設置その他に関する手続を簡単にした、ことなどである。

また保税倉庫法改正の要点は、(イ)貨物の外国への積戻し、内地輸入の利便ならびに倉庫設備利用の点などを考慮し、保税倉庫内においても新たに貨物の改装、仕分け、その他の手入れ等比較的簡単に作業しうるようにした、(ロ)保税倉庫から内地に引き取られる貨物の輸入税は、普通の貨物の輸入税と同様、輸入の時の性質および数量により課税することとした、(ハ)貨物の蔵置期間を一年延長して三ヵ年とした、(ニ)保税倉庫の設備その他に関する諸手続を簡単にした、ことなどである。

(四) 旅商派遣

大戦後、ヨーロッパ先進国の東洋市場への復帰にともない、わが国が大戦中獲得した海外市場もしいにせよめられるに至ったので、その打開と輸出の増進とを目的として、政府は大正十五年、昭和二年の二回にわたり、海外市場調査のため民間業者の代表者からなる旅商隊を編成して、中国、南洋、インド、東南アフリカ、エジプト、バルカン、中部アメリカ、南アメリカ方面に派遣した。旅商は数班に分れ、各地を巡歴して、わが国重要輸出品たる綿織物、絹織物、陶磁器、メリヤス製品、ガラス製品、瑠璃鉄器、食料品および雑貨等の各地における市況、取引状態、需要期と購買力、運賃、関税、諸外国製品の状態などを調査し、また各商品の見本展示会を開催して、わが国商品の紹介、宣伝に努めた。

第四節 金融恐慌後の為替動揺と正貨対策の行詰り、金輸出解禁

一 円為替の激動

昭和二年三月、憲政会若槻内閣片岡蔵相の正貨現送による為替相場回復策に、わが対米為替は四十九ドルに達し、やや安定したが、四月金融恐慌の突発によってその金解禁準備が一頓挫するとともに、次の政友会田中内閣の高橋・三土両蔵相に引き継がれて放任されることになり、以後五年一月の解禁に至るまでおよそ三ヵ年間、為替相場は不断の動揺を繰り返したのである。金解禁そのものがきわめて困難な問題で、これに対する政府当局者の方針に時の推移とともに変化がみられたことはやむをえないとしても、とくに政友会内閣の金解禁策に対する無定見は、この間解禁思惑による強調とそれに対する失望反落を繰り返させ、またこれを中心として、あるいは外資輸入や、済南事件の突発による日華関係の悪化、あるいはまた日米金利関係の悪化にもとづく資本の大規模移動など、多くの要因が作用したのである。

金融恐慌から金解禁に至る為替相場の動揺を時期的に分けてみると、およそ次のように目まぐるしいものであった¹⁾。

- (イ) 為替低迷期(昭和二年四月半ば以降四年六月に至る)
- (ロ) 四月半以降五月末に至る金融恐慌直後の急落期
- (ハ) 六月以降八月末に至る貿易改善に伴ふ回復期
- (ニ) 九月より十二月末に至る外貨邦債買付及支那筋策動に伴ふ低迷期
- (ホ) 昭和三年一月より三月末迄金解禁気構へ昂騰期
- (ヘ) 四月より六月末に至る対支問題紛糾を主要材料とする反落期
- (ヘ) 七月より九月に至る日米金利の隔差に基く円資金流出に因る下押期
- (七) 十月中金解禁再沸騰相場急騰期
- (ハ) 十一月以降翌年六月末迄解禁期待薄望気迷反落期
- (ロ) 為替急回復期(昭和四年七月以降翌五年一月まで)

(注) (浜口内閣(民政党)成立・金解禁準備に伴う)

(1) 全国経済調査機関聯合会『日本経済の最近十年』一、〇七三〜九ページ。

これをさらに正金の対米建値の変更回数についても、一年間のそれは、金輸出禁止直後の大正六、七ころ

第十二表 対米為替相場変動表(正金建値)

(単位 ドル)

年 月	最高	最低	平均	変更回数	年 月	最高	最低	平均	変更回数
昭和2年					8月	45 ¹ / ₂	44 ³ / ₄	45 ¹ / ₈	9
1月	48 ³ / ₄	48 ³ / ₄	48 ³ / ₄	0	9月	45 ⁷ / ₈	45 ¹ / ₄	45 ³ / ₄	4
2	48 ³ / ₄	48 ³ / ₄	48 ³ / ₄	0	10月	47 ¹ / ₂	45 ⁵ / ₈	46 ¹ / ₄	14
3	49—	48 ³ / ₄	49—	1	11月	46 ¹ / ₈	46—	46 ³ / ₈	7
4	49—	47 ³ / ₄	48 ³ / ₄	4	12月	46 ³ / ₄	45 ³ / ₄	46—	6
5	48—	46 ¹ / ₄	47 ¹ / ₈	11	年中	48—	44 ³ / ₄	46 ¹ / ₂	91
6	47 ³ / ₈	46 ¹ / ₄	46 ³ / ₄	6	昭和4年				
7	47 ³ / ₈	46 ⁷ / ₈	46 ¹ / ₈	7	1月	46—	45 ³ / ₈	45 ⁵ / ₈	6
8	47 ³ / ₈	47 ¹ / ₈	46 ³ / ₈	3	2月	45 ¹ / ₂	45 ¹ / ₄	45 ³ / ₈	3
9	47 ¹ / ₄	46 ³ / ₈	47 ⁷ / ₈	8	3月	45 ¹ / ₄	44 ¹ / ₂	44 ⁵ / ₈	6
10	46 ⁵ / ₈	46 ¹ / ₂	47 ⁵ / ₈	7	4月	44 ⁷ / ₈	44 ³ / ₈	44 ⁵ / ₈	7
11	46 ¹ / ₂	45 ⁵ / ₈	46—	14	5月	44 ⁷ / ₈	44 ⁵ / ₈	44 ³ / ₄	2
12	46 ¹ / ₂	45 ³ / ₄	46 ¹ / ₈	7	6月	44 ¹ / ₂	43 ³ / ₄	44—	4
年中	49—	45 ⁵ / ₈	47 ³ / ₈	68	7月	46 ¹ / ₄	43 ³ / ₄	45 ¹ / ₄	12
昭和3年					8月	46 ¹ / ₂	46 ¹ / ₄	46 ¹ / ₂	1
1月	47—	46 ⁵ / ₈	46 ⁷ / ₈	8	9月	47 ¹ / ₂	46 ¹ / ₂	46 ⁷ / ₈	5
2	46 ⁷ / ₈	46 ⁷ / ₈	46 ⁷ / ₈	0	10月	48—	47 ¹ / ₂	47 ⁵ / ₈	3
3	48—	46 ⁷ / ₈	47 ¹ / ₈	5	11月	48 ⁷ / ₈	48—	48 ¹ / ₂	6
4	47 ⁷ / ₈	47 ¹ / ₂	47 ⁷ / ₈	2	12月	49—	48 ⁷ / ₈	49—	1
5	47 ³ / ₈	45 ⁷ / ₈	46 ⁵ / ₈	19	年中	49—	43 ³ / ₄	46 ¹ / ₈	56
6	46 ³ / ₈	46 ³ / ₈	46 ⁵ / ₈	10					
7	46 ¹ / ₂	45 ¹ / ₂	46—	7					

備考：大蔵省理財局『金融事項参考書』により作成。

は十回に満たず、大戦後の反動恐慌にみまわれた大正九年ですら二十七回にすぎなかった。また関東大震災後の大正十三、四年においても、為替相場こそ一時三十八ドル台に惨落して当時としては円安の記録を作ったが、正金建値の変更回数には二十五、六回の程度を出なかつた。しかるに昭和二年においては金融恐慌突発のため六十八回に急増し、三年にはさらに増加して九十一回を数え、四年にはい

ちじるしくその回数を減じたが、なお五十六回を数えている。その中でも、済南事件を頂点とする支那問題の紛糾をみた昭和三年五月と金解禁論の高揚に相場の暴騰した同年十月の動揺はことに激しく、前者は八、九、十、十一の連続四日間、後者も十九、二十三、二十六日の三日間、正金建値は午前と午後二回にわたって変更をみるほどの激動ぶりであった。なお為替動揺の値幅の方面からみると、昭和二年は四ドル三十七セント、三年は三ドル二十五セント、四年は五ドル二十五セントとなっている。

二 為替の放任と正貨対策の行詰り

金融恐慌の最中の四月二十日、若槻内閣が倒れ、これに代った政友会内閣の蔵相に高橋是清が就任したが、新蔵相は就任そうそうからしばしば「財界の事態斯くなりたる以上、当分金解禁の望なき」旨を公言し、同時に低落動揺を始めた為替対策については自由放任主義を表明し、正貨現送その他の人為的な為替相場の釣り上げはこれをおこなわないこととして、前年九月以来四月上旬まで、解禁準備のため続行されてきた在正貨の現送を中止することとなった。すなわち、高橋蔵相は恐慌にともなう為替下落に関し「為替相場は各種の経済事情によって決定されるものだ。もし従来の為替相場が確実なもので我国の経済力を現はしたものだとすれば戻るだらうし、相場が戻らぬとすれば今までの相場がうそであったといふわけで、為替相場は、相場が高いとか安いとかいふことよりも変動することがいけない。故にその変動を防止するよりも、むしろ相場維持のため、種々人気策を講ずる

ことは感心せぬ。従ってこれで為替が安定するものと確信がつかぬ限り、正貨現送その他の人気策はやらぬつもりだ。」¹⁾といい、また正貨現送については、「財界不安のため日銀の兌換券発行額が二十六億円の巨額にも達した¹⁾こととして、この際政府保有の在正貨といへども現送を行ふことは人心の上に甚だ面白からず、かつ在外正貨総額も、東京、横浜両市債の買上げと内地よりの現送等によって約二億数千万円にも達し、この上内地より現送する必要なしとの立場から、政府は正貨の現送を中止することに決定した²⁾」という。その後財界のやや安定した六月初め、文相であった三土忠造が新たに蔵相となったが、為替政策については高橋前蔵相の自由放任の方針がそのまま踏襲された。三土蔵相は在正貨の現送を再開せず、在外正貨の補充はもっぱら民間外債の買入れにまつ方針をとったのである。

(1) 昭和二年四月二十三日付朝日新聞。

(2) 『朝日経済年史』昭和三年版 三二七ページ。

高橋蔵相の言にもかかわらず、政府の放任策によって為替相場の動揺が前にも増してはげしくなったのはすでにみたが、他方では正貨現送の中止による在外正貨の補充難もしいに政府当局を脅かしつつあったのである。

昭和二年四月内閣成立当時は、前内閣時代におこなわれた内地正貨の現送と外債手取金の買上げとによって在外正貨は二億六千四百万円に増大して一段落となっていたが、現送中止とともにほとんど連月減少して、九月にはついに二億円を割り、同年末には七千八百万円減の一億八千六百万円となった。そして翌昭和三年末までにはさ

第十三表 正貨現在高（所在地別）
（単位 百万円）

	内地	海外
大正 8年	702	1,343
10年	1,225	855
12年	1,208	455
14年	1,155	258
15年		
10月	1,143	184
12月	1,127	230
昭和 2年		
4月	1,091	264
12月	1,087	186
3年		
12月	1,085	114
4年		
1月	1,085	105
2月	1,085	96
3月	1,087	91

備考：前表に同じ。

らに七千二百万円を減じて一億一千四百万円になったが、これはわが在外正貨が最高額に達した大正八年末の十三億四千三百万円に比してはまさに十分の一以下であり、また正貨現送を中止する直前の金融恐慌当時に比しても半額以下の僅少額である。かくして政府としてもはやその放任を許さない程度にまで在外正貨は涸渇してしまったのである。すなわち、わが国が外債元利払や各省用品購入代、各

国公館費その他に要する一カ年の海外諸払総額は一億五千万円から二億円に近く、しかも昭和六年一月には明治三十八年に発行した第二回四分利付英貨公債二億三千四百余万円の償還期限がくるので、それまでには相当巨額の在外正貨を補充する必要がある、また金解禁の準備の意味からもいっそうその必要は大きかったからである。

在外正貨補充の方法として、三土蔵相が前内閣のように在正貨の現送をおこなわず、民間外債の手取金を買上げる方針をとったことはすでに述べたが、政府は右の趣旨から民間外債計画を大いに奨励し、後援したのであった。その結果、昭和二年四月金融恐慌以後三年にかけて、大阪市債、信越電力、日本電力、満鉄、東京電燈、

東洋拓殖、台湾電力など相当数の外債計画が現われた。しかし、昭和二年においては下半期以降、金融恐慌後の資金偏在傾向に内地金融市場は変態的な緩慢を示し、三年に入ってその傾向はますますいちじるしく、外貨邦債の逆輸入がおこなわれる状態にあり、その上、海外においても米国の金融事情がこの年、一九二〇年来という逼迫状態にあり、七月以来コール・レートはしばしば一割の高率に達するという、外債募集にはきわめて不利な情勢にあった。したがって高利債は内地発行の低利債で借り替えられ、外債募集の必要はなかったから、政府の期待、奨励にもかかわらず、予想されたほどの募集計画も起らず、また計画された外債募集についても結局成立をみたものはわずかで、前記計画中成立したのは、昭和二年の信越電力七百六十五万ドル、日本電力九百万ドル、三年の東京電燈英貨社債四百五十万ポンド、米貨社債七千万ドル（うち英貨債三百六十万ポンド、米貨債二千四百万ドルは借替）および東洋拓殖米貨社債千九百九十万ドル（うち千五百万円相当分は借替）の約二年間における合計の額面総額二億五千七百六十余万円にすぎず、このうち九千八百万円ほどが借替分であった。しかもこのうち政府が在外正貨の補充のため買い上げた分は、東電の二千四百三十万ドルと東拓の二千五百万円にすぎなかった。これでは在外資金の補充として不十分であったから、既述のとおり三年末には一億一千四百万円にまで減じたのである。いま右の成立外債について発行日、条件を示せば左のとおりである。

- 一、昭和二年十二月発行、信越電力株式会社米貨社債七百六十五万ドル（邦貨換算一千五百三十四万五千九百円）、利率六分五厘、発行価格九十三ドル $\frac{1}{4}$ 、引受者プールデンティアル・アッシュェアランス・コンパニー

- 二、同三年一月発行、日本電力株式会社米貨社債九百万ドル（邦貨換算一千八百五万四千円）、利率六分五厘、発行価格九十四ドル、引受者ハリス・フォーブス商会
- 三、同年六月発行、東京電燈株式会社米貨社債七千万ドル（邦貨換算一億四千四十二万円）、利率六分、発行価格九十ドル半、引受者ギャランティ商会
- 四、同英貨社債四百五十万ポンド（邦貨換算四千三百九十三万三千五百円）利率六分、発行価格九十ポンド、引受者ラザード・ブラザース商会、ゼ・ホワイト・ホール・トラスト・リミテッド
- 五、同年十一月発行、東洋拓殖株式会社米貨社債（政府保証付）一千九百九十万ドル（邦貨換算三千九百九十一万九千四百円）、利率五分五厘、発行価格九十ドル、引受者ナショナル・シティー会社
- (1) 昭和二年秋から翌三年七月末までに、外貨邦債投資は優に二億円に上ったという（銀行問題研究会『金輸出禁止史』五〇ページ参照）。

(2) なお、昭和二年成立の外債としては右のほか、四月発行の東京市債（米貨二千六十四万ドル、利率五分五厘、発行価格八十九・五ドル、引受者ゼー・ビー・モルガン商会および正金銀行ニューヨーク支店など）があったが、これは関東大震災復興資金調達のため募集したものであり、その手取金は片岡蔵相時代政府に買い上げられて在外資金の補充に充当された（前出）。

こうした事情のうちに昭和四年二月末になると、在外正貨は九千六百万円となって、ついに一億円台割れを演じ、明治二十八年わが国に在外正貨制度が採用されて以来の最低記録をつくり、三月にはさらに九千百万円にまで低下し、これがために政府は財界に対する影響を考慮して、四月以降はこの金額の発表を中止したのであった。しかもこの九千百万円程度の在外正貨は、およそ一カ年間の諸海外払をようやくまかないうる程度の金額にすぎず、その枯渇が目前となった。その上に、前述の四分利付英貨公債二億三千万円の償還期限六年一月もあと一年半ばかり後に迫ってきたから、この際在外正貨の補充問題はいよいよ早急にその解決を迫られたのである。

そこで大蔵省理財局内では、その補充のために、

- 一、従来政府の海外払いを在外正貨でおこなっていたのを為替決済でおこなうこと
- 二、預金部および日銀所有の外貨債を売り放つこと
- 三、内地の正貨を現送すること

四、日月潭工事資金外債、満鉄外債、東京地下鉄外債その他の電力外債もしくは大蔵省証券、鉄道公債などの海外市場募集

などの方法が考究されたのである。しかし、第一案はそれだけでなくも低落歩調にある為替をいっそう軟化せしめる危険があり、第二案は当時の海外金融情勢がこれに適しなかったばかりでなく、邦債市価を圧迫して英貨債の借替に不利をきたさしめるかもしれない事情にあり、第三案は当時政府所有の内地正貨はわずか六百万円にすぎず、もし日銀正貨に手をつけるときは、金融界ならびに財界に悪影響を与えるおそれがあり、そして最後の外債募集もまた英米市場が依然金利高で発行の見込がなかったばかりでなく、政府関係の外債計画に対しては、日本

が金解禁政策を樹立しない以上、交渉がきわめて困難なことが明白となってきたのである。しかも問題の四分利付英貨公債二億三千万円についても政府はいよいよ借替交渉をすることとなり、出先の津島財務官を通じて英米の財界有力者の意向を確かめたところ、同じく日本の金解禁問題の目鼻がつかない以上、無条件に応ずるわけにはいかないという建前をとっていることがわかったのである。

(1) 昭和四年度成立の新規外債は皆無で、ただ、東邦電力の一千百四十五万ドルの借替発行があったばかりである。ここに、わが政府の正貨対策は、在外正貨の補充策をめぐって全く行き詰ってしまったのである。

三 金解禁の準備

四年七月二日田中内閣総辞職のあとを受けて浜口民政党内閣（蔵相井上準之助）が出現したが、このころまでには金解禁即行を求める声はほとんど世論となったかの観があった。そしてまた大蔵省部内においても、金解禁の必要は単に財界常道復活論の立場からばかりでなく、同時に対外的政策の見地からも痛感されつつあったのである。すなわち、前述のように在外正貨の補充難を解決するためにはあらかじめ金解禁問題を解決する必要がある、とくに英貨公債の借替交渉は遅くとも五年上期中に開始せねばならぬ事情にあり、それと同時に、ヤング案を骨子とする国際決済銀行にわが国が出資し、また国際聯盟の財政委員会に出席するためにも、金本位国たるを要すとの規定があり、かくてわが国が一等国としての体面を保ち、国際経済上の地位を確保するためにも、できるだけ

速かに解禁を実現する必要があった。

ここに、浜口首相、井上蔵相はいよいよ速かに金解禁を断行することとし、とりあえずその第一方策として、四年度成立予算に対する実行予算を編成して財政の緊縮を図り、公債発行額をできるかぎり減ずる方針をとり、実行予算額十六億八千万円と、成立予算に対し実に九千万円以上の節約をおこなった。ついで第二の準備として、当時八千三百余万円に激減した在外正貨の補充を一刻も早く実行する必要があることを認め、この補充策として貿易出超期を利用して正金銀行に輸出ビルの買持ちを多くさせ、日銀および政府がその時の為替相場で正金から在外資金を買い上げる方策をとり、同時に他面出超関係と解禁見越しからの為替の急騰を防止することとした。

正金の輸出ビル買い出動は七月十二日から始められたが、政府がその事情を絶対に秘密にしていたため、為替市場では正金の買あさを政府の意を受けたものとは気付いていたものの、それは単に為替の急騰抑制のためと解し、また政府および日銀の在外正貨は都合よく三月末現在以後発表が中止されていた関係から、だれもこの点に気付かぬうちに、政府はその補充を着々とおこなうことができたのであった。そして七月の買上げ開始以来十月下旬までには買上額はおよそ二億円に達したので、これを政府勘定に編入する手続を開始し、その一部は米、英大蔵省証券に投資した。かくて政府および日銀の所有する在外資金総額は十一月中に約三億円に達し、在外正貨補充はここに一段落をつげた。

また政府は他方では、解禁をおこなうにはまずもって国民精神の緊張と消費節約の奨励を必要とするというこ

とから、社会生活における各種の弊習を矯正し、もって消費経済の各方面に工夫改善を加える風を助長せしめるための大宣伝をおこなうことに決し、内務省を中心に公私経済緊縮委員会を組織し、いわゆる消費節約、貯蓄奨励の全国的運動を展開したのであった。

政府の金解禁準備はかくて着々成功を収め、また国際貸借関係、為替相場の状態もいちじるしく好転するに至ったので、いよいよ最後に解禁後における正貨流出防止策に着手することになった。その第一は、海外におけるクレジットの獲得と問題の英貨公債借替に関する了解を求めることである。そしてそのためには、五年度予算をさらに徹底的に緊縮方針をもって編成する必要があったので、十一月九日の閣議で承認をえて、総額十六億八百万円と、四年度実行予算に比してさらに七千万円以上を減額し、しかも一般会計においては公債財源を一文も計上しないという空前の緊縮予算案を作った。政府はこれをもってただちに英米の有力な財団との間にクレジット設定の交渉を開始し、同月十九日一億円のクレジットが成立した。このクレジット成立は、浜口内閣による解禁断行を可能にするか否かについて決定的な役割をなすものであった。クレジット一億円の内容は、イギリスが五百万ポンド、アメリカが二千五百万ドル、期限一カ年、契約当事者は、わが国は政府および日銀援助のもとに正金銀行があたり、アメリカ側はモルガン商会、ナショナル・シティ銀行、クーンレーブ商会、ファースト・ナショナル銀行、ギャランティ・トラスト、イギリス側はウェストミンスター銀行を首班とする五大銀行、ロスチャイルド、香港上海銀行などがこれにあたることになっていた。また手数料および利息は絶対秘密になっていた。

たが、手数料一分二厘五毛、利息五分を最低とし、使用の際の中央銀行の公定歩合を標準とし、英国においてはその歩合どおり、米国においてはこれに五厘を加えるとの説があった。

さらに、第二の正貨流出防止策は、当時三〜四億円の巨大な額に上った日銀民間預金の処分についてであったが、これについては大蔵省証券を発行して遊資を引き上げることになり、発行額七千五百万円のうち三千五百万円を十月二十八日市場に売り出して相当の成績を収め、ここに内外の金解禁準備は全く完了し、政府は四年十一月二十一日閣議において解禁実行に関する正式承認を求め、即日大蔵省令を公布して、昭和五年一月十一日から

- 一、大正六年大蔵省令第二十六号（銀貨幣又ハ銀地金輸出許可方）
- 一、大正六年大蔵省令第二十八号（金貨幣又ハ金地金輸出許可方）
- 一、大正七年大蔵省令第三十八号（金若ハ銀ヲ主タル材料トスル製品又ハ銀ノ合金輸出許可方）

の三省令を廃止することとなり、大正六年九月以来停止されていたわが国の金本位制度は、旧平価のまままで復活されることになった。

なお、金の解禁を機として、従来おこなわれてきた政府所有の在外正貨制度は廃止されることになり、解禁後はもっぱら日本銀行が正貨の維持ならびに為替調節の衝にあたることになった。そこで政府所有の正貨は日銀へ移されなければならない。これについて政府、日銀、正金の間で数次にわたり協議された。その結果にもとづき、さらに昭和五年一月十一日以降における在外正貨の払下げ方法が協議され、大体次のとおり決定した。

一、日銀が解禁後において在外正貨および在內正貨のいっさいを統制し、従来政府所有の在外正貨約三億円も漸次日銀所有に移管することに決した趣旨にもとづき、正金および一般為替銀行への在外正貨払下げは日銀の手においてなすこと、したがって英・米中央銀行などと同様日本銀行もはじめて外国為替を直接売買することとなった。

一、日本銀行に右為替取引につきその係を新設すること。

一、日銀が在外正貨を払い下げる場合は、原則として現物取引で日銀小切手を日銀に渡すと、直ちにニューヨークでドル貨を為替銀行に引き渡す方法を取ることに。

一、払下げ相場は対米金輸出口を基準とし、大体四十九ドル八分の三とすること。

一、正貨払下げ手続は為替銀行が直接日銀の係へ申し込むこと。

一、日銀の在外正貨払下げは昭和五年上半期の入超期限りとし、今後政府海外払などの必要上、在外資金を買い入れることはあるが、次の入超期からは在外正貨によって種々の統制をなすことは避けること。

一、昭和五年下半期の出超によって得た資金は為替銀行の在外資金となり、次の入超決済に当てられるから、日銀および政府は特殊の事情の起らぬかぎり、ふたたび在外資金の買上げをおこなわないこと。

第二章 金輸出解禁下における貿易と国際金融

第一節 金輸出解禁下の貿易の委縮

一 輸出入貿易量の減退と国際収支の急悪化

わが国の金解禁の断行は昭和五年一月であったが、前年秋ニューヨーク株式取引所の崩壊に始まる恐慌の世界的発展が、ちょうどこのころからわが国に波及することになったので、両者の影響は相まって日本輸出入貿易の異常な減少をもたらした。すなわち、解禁直後の昭和五年上半期における内地輸出入合計は約十七億九千四百万円で、早くも前年同期に比して、ほとんど六億四千万円(二六%)の激減を示し、さらに同年全期間では三十億一千六百万円足らずで、前年比十三億四千九百万円(三〇・九%)の激減ぶりであった。これを輸出入別にみても、輸出十四億七千万円、輸入十五億四千六百万円であって、前四年に比較すれば、前者は六億七千九百万円(三一・六%)、後者は六億七千万円(三〇・二%)といずれも三割余りの大減退を示している。翌昭和六年には恐慌はいよいよ深刻化し、貿易額は総額においてさらに前年比二割一分の減少をみせて、二十四億円にも達しな

第十四表 内地貿易比較表 (単位 百万円, カッコ内%)

	昭和4年	昭和5年	対前年比(同比率)	昭和6年	対前年比(同比率)
輸出	2,149	1,470	- 679 (31.6)	1,147	- 323 (22.0)
輸入	2,216	1,546	- 670 (30.2)	1,236	- 310 (20.1)
入超	68	76	8 (12.7)	89	12 (17.1)
合計	4,365	3,016	-1,349 (30.9)	2,383	- 633 (21.0)

備考：大蔵省理財局『金融事項参考書』により作成。

第十五表 貿易数量・金額指数比較表 (横浜正金銀行調査)

	金額指数			数量指数			単価指数		
	輸出	輸入	合計	輸出	輸入	合計	輸出	輸入	合計
昭和3年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
4	109.1	100.9	104.7	111.2	104.8	107.8	98.0	69.2	97.1
5	74.5	70.4	72.4	102.6	92.1	97.0	72.7	76.5	74.6
6	58.2	56.3	57.2	105.8	102.2	103.9	55.0	55.1	55.0

備考：鶴見左吉雄『日本貿易史綱』603ページにより作成。

った。これは昭和四年に対しては四割以上、大正十四年に比しては実に五割におよぶ惨憺たる減退であった。

ただし、これを貿易数量における変化としてみれば多少異なった状態を呈する。すなわち、昭和三年を一〇〇とする貿易数量指数は昭和四年には輸出一一・二、輸入一〇四・八、合計一〇七・八であったのが、昭和五年にはそれぞれ一〇二・六、九二・一、九七・〇となって明らかにこれも減退しているとはいえず、その減少率は一割そこそこであって、金額における三割と比較してはるかに小さい。しかも翌昭和六年には、金額では輸出入ともいぜん縮小を続けたのに対し、数量では早くも回復に向かい、指数はそれぞれ一〇五・八、一〇二・二、一〇三・九となって、昭和四年水準

にはなお達しなかったとはいえず、対三年で四割ほどこえているのである。昭和五、六年の日本貿易の委縮は主として急激な物価下落にもとづくものであったのであり、とくに昭和六年の減少についてはそうであった。

次に貿易額縮小の原因を列記すれば、輸出は一般的には解禁恐慌および世界不況による内外物価崩落と為替高による輸出不振の結果であり、特殊的には銀塊相場¹⁾の惨落による対中国、対インド貿易の不振、アメリカの不況にもとづく生糸の売行不振の結果であり、他方、輸入は内地購買力の減退、物価下落などによって輸出の減少額に劣らず減少した。昭和六年度には右の諸事情に加えて、下半期におけるイギリスの金本位制停止にもなう世界不況の深刻化と関税戦の激化²⁾、および満州事変に端を發したかつてみられない猛烈な支那の排日貨運動などの悪材料が重なって、輸出入ともさらに激減したのである。

(1) 銀塊相場は世界的増産に加えてインド政府の手持ち銀処分、インドシナの幣制改革、上海の銀在荷激増などを原因として、昭和四年末急落過程をたどっていたが、とくに昭和五年度に入るや一段とその落勢を高め、一年間実に七ペンス³⁾、比率にして三三%強の下落をみたのであった。

(2) 世界恐慌の突発と前後して、世界各国の保護貿易政策は強化された。そのうちわが国にとくに影響の大きかったのは、インドの綿布関税引上げであった。

ロンドン銀塊相場(現物)

	最高 (ペンス)	最低 (ペンス)
1926年	31 ³ / ₁₆	24 ¹ / ₈
27年	28 —	24 ³ / ₄
28年	38 ⁷ / ₈	26 ¹ / ₁₈
29年	26 ⁷ / ₁₆	21 ⁵ / ₁₆
30年		
1月	21 ⁵ / ₈	20 —
6月	17 ³ / ₁₆	15 ⁷ / ₁₆
12月	16 ¹ / ₄	14 ⁷ / ₁₆

備考：『朝日経済年史』昭和六年版、88ページにより作成。

第十六表 貿易外収支 (単位 百万円)

	昭和4年	5	6
経常的収入	609	525	447
臨時的収入	368	431	440
受取勘定計	976	956	886
経常的支払	421	392	363
臨時的支払	460	579	672
支払勘定計	882	970	1,035
経常的収支受払超過	187	133	84
臨時的収支受払超過	△ 92	△ 148	△ 233
全受払超過	95	△ 15	△ 149

備考：前掲『金融事項参考書』による。△印は支払超過。

第十七表 国際収支じり (単位 百万円)

	昭和4年	5	6
貿易じり	△ 171	△ 162	△ 140
貿易外経常収支じり	187	133	84
経常収支計	16	△ 29	△ 56
貿易外臨時収支じり	△ 92	△ 148	△ 233
総計	△ 76	△ 177	△ 289

備考：上表に同じ。

次に国際収支の状態をみよう。いまみたように、輸出入貿易額はいずれも半減したものであるが、金解禁と世界的恐慌の二重の打撃による内地の不況の深刻化に、輸入額においてより激しい減少をみた結果、貿易じりは、大いに改善をみた昭和四年に比してもさらに一〜三千万円を減じて、一億六千万円および一億四千万円にとどまった。他方、貿

易外経常収支における受取超過は経常的収入の激減（四年の六億円台から五、六年のそれぞれ五億円および四億円台への減少）により四年のほぼ一億九千万円が五、六年の一億三千万円、八千万円になっている。こうして国際経常収支全体では昭和五年以後ふたたび支払超過に転じたのであるが、貿易じりの改善がいちじるしかった点

を反映し、依然二千九百万円および五千六百万円というわずかな支払超過を示したにすぎなかったのである。

ところが、資本移動を示す貿易外臨時収支については全く事情が異なっている。まず収入面についても、昭和五、六年には日銀の正貨補充策の一環として政府の奨励もあり、二カ年間に六千万円余りの民間社債の海外募集がおこなわれたことにより、六、七千万円程度の増加をみたのである。しかしながら、臨時的支払における増大ははるかにこれをしのいだのである。すなわち臨時支払における増加は、特殊の事情で大幅の増加をみた昭和四年に比しても、さらに五年には一億二千万円、六年には二億一千万円に及ぶ増加となったのである。かくして臨時的収支の支払超過は一億四千八百万円および二億三千三百万円を記録したのであった。これは明らかに金輸出再禁止の不安におびえたわが国金融業者の資本逃避が大量におこなわれたことを意味するものである。

こうしてわが国金解禁下における国際収支は、貿易および貿易外経常収支の面では前期に引き続いてかなりの好成績に終わったのであるが、貿易外臨時収支における大悪化によって、全体の収支じりは急悪化を招いた。すなわち五年には一億七千七百万円、六年には二億八千九百万円で、とくに昭和六年の数字は昭和期に入って以来の記録的なものであった。かくしてこの年わが国の金準備は急激に海外に流出したのである。

二 商品別および地域別構成の変化

貿易減退の内容を重要輸出入品別にみると、昭和五年に対前年比で増加をみせたのは輸出における紙類の約百

第十八表 重要輸出品価額 (単位 千円)

品別	昭和4年	5	6
小麦粉	26,816	14,480	9,517
製茶	12,028	8,387	8,233
糖物	29,975	26,735	14,863
炭	22,350	18,080	10,177
生糸	23,215	21,783	15,009
綿織物	781,040	416,647	355,394
メリヤス製品	26,756	15,033	8,511
織物	36,711	30,462	21,176
織物	412,707	272,117	198,732
磁器	149,955	100,710	82,766
陶器	36,963	27,171	19,307
紙類	26,289	27,560	20,995

備考：前掲『金融事項参考書』による。

第十九表 重要輸入品価額 (単位 千円)

品別	昭和4年	5	6
米	22,782	19,583	6,971
及 麦類	70,896	41,509	32,936
豆類	78,746	49,784	37,349
石油及揮発油	38,771	38,853	36,787
硫酸アンモニウム	48,086	29,624	15,861
実綿及緑綿	573,016	362,047	296,273
羊毛	101,816	73,610	86,146
石炭類	42,979	34,204	28,269
鉄類	156,733	92,457	47,491
機械及同部品	113,609	81,821	48,748
木材	88,838	53,084	43,380
油槽	75,919	66,417	44,349

備考：上表に同じ。

三十万円と、輸入における石油および揮発油のわずか八万円余りの二品目にすぎず、他は例外なく減少を示しており、また昭和六年の対前年増加は輸入における羊毛の一千二百五十万円のみであった。その結果、昭和四年に對する六年の数字では、輸出入品目のすべてについて減少となっている。この減少の主な品目は、輸出について

は、生糸、綿織物、絹織物の三大輸出品であった。昭和六年までの二年間に生糸は四億二千五百万円以上、綿織物は二億四千万円、絹織物は六千七百万円、三品目合計七億三千二百万円以上の輸出減となり、これは百分比にすると、それぞれ五四・五%、五一・九%、四四・九%の激減であった。ただし数量では、二年間を通じて生糸の三・三%、綿織物二一%の減退にすぎなかったのであって、ここにも物価下落による輸出額減少が如実に示されている¹⁾。その他、とくに減少率のはなはだしかったものとしては、小麦粉と綿織物の六〇%以上があり、金額数量ともに減少した品目は小麦粉、精糖、水産物、石炭、生糸、綿織糸、メリヤス製品、綿織物などであるが、金額は減少したが数量の増加したのものとして製茶があり、また減少率の比較的小さかった品目としては製茶、石炭、紙類があつて、いずれも四割以内の減額にとどまった。他方、輸入においてとくにいちじるしい減額をみたものは綿花の二億七千七百万円、次いで鉄類の一億九百万円、機械および同部分品の六千五百万円が数えられる。この減額は百分比にしてもそれぞれの四八〜七〇%に相当する大きなものであるし、また数量においても鉄類では半額以下に減少し、綿花は数量ではわずかな増加をみたが、実はこれが金輸出再禁止の見越し輸入にもとづくものである点(事実五年には前年に比し減少している)を考慮するならば、輸入減が当時の日本の生産の停滞ないし減退にもとづいていたことを明らかに示している。その他減額のいちじるしいものは、木材、豆類の四千万円以上、小麦、硫安、油槽の三千万円以上がある。また百分比率上では鉄類、米および麦の七〇%減が最たるもので、次いで硫安の六七%、小麦、豆類、機械および同部分品、木材の五〇%以上減がある。このうち金額、数量

ともに減じた品目としては米および穀、豆類、小麦、硫安、石炭、鉄類、油槽などがあり、石油および揮発油、綿花、羊毛の三品目は、金額は減少したが数量上では多少なりとも増加しており、とくに石油および揮発油は金額上の減少もわずかに二百万円ほどにすぎなかった。羊毛も金額上での減少は一千五百七十万円ほどに達したが、その減少率はわずかに一五%にすぎなかった。

横浜市場生糸平均相場
(単位 円)
(標準格, 百斤)

年 度	相 場
昭和1年	1,585
2	1,375
3	1,321
4	1,310
5	775
6	583
7	698

備考：前掲『経済十年史』
260ページの表により作成。

生糸輸出額の減少は、何よりも主要輸出先であるアメリカの不況による価格下落の結果である。さきに掲げた「生糸生産と米消費の対照表」からも明らかのように、昭和五年以来、米国の生糸消費が減少ないし停滞したのに生産は依然増進を続けており、その結果、恐慌とともに極度の価格下落となった。たとえば、横浜市場相場はすでにその価格下落に圧迫されていた昭和三、四年当時と比しても、五、六年には六割ないし五割以下に落ち込んでいる。これが昭和四年以来の「生糸恐慌」を叫ばせた直接の原因であった。

さらに主要国別輸出入をみるに、ほとんど一様に大減少をつけている。輸出における大勢を支配する米国、中国、インドの三国への輸出減退はことにいちじるしく、対米輸出は昭和六年には四億一千五百万円、昭和四年に比べて約四億九千万円を減じ、その割合は実に五割四分にあたる。中国は一億五千六百万円で一億九千万円減、つまり五割五分減、インドは一億一千万円で八千八百万円減、つまり四割四分の激減であった。対米輸出の減少は同国の深刻な不況にもとづく生糸輸出の減少に主として原因し、对中国輸出減は、銀価暴落による中国購

第二十表 主要国別輸出入対照表(内地) (単位 百万円)

州名	国名	輸 出		輸 入	
		昭和4年	6	昭和4年	6
アジア州	中国	346.7	155.8	210.0	145.7
	東州	124.5	65.5	166.3	90.2
	香港	61.1	36.8	0.6	0.5
	インド	198.1	110.4	288.1	133.2
	インド	27.9	19.1	41.6	21.9
	インド	87.1	63.5	77.3	46.1
	インド	15.0	14.9	22.9	30.9
	インド	30.6	20.4	18.0	9.0
	インド	10.6	4.7	20.8	6.8
	その他	915.2	505.0	858.0	493.9
ヨーロッパ州	イギリス	63.2	51.8	153.0	63.3
	フランス	44.5	15.8	26.2	12.4
	ドイツ	13.4	8.1	157.3	73.2
	ベルギー	2.9	2.4	15.8	4.7
	オランダ	0.6	0.5	17.6	10.4
	デンマーク	6.9	10.1	5.5	2.9
	その他	11.0	8.6	419.8	199.8
	アメリカ	147.2	102.0	654.1	342.3
	カナダ	914.1	425.3	68.7	35.7
	その他	27.1	13.1	724.4	378.2
南米州	チリ	2.7	0.8	10.4	2.9
	その他	8.6	4.7	3.2	2.9
アフリカ州	エジプト	23.0	10.2	14.3	7.1
	南部	31.4	22.8	25.8	13.6
	その他	13.1	10.9	11.4	2.3
大洋州	オーストラリア	13.2	19.3	1.4	1.3
	その他	60.5	58.9	42.5	18.2
その他	44.1	18.4	132.6	113.3	
その他	54.8	26.6	138.6	117.5	

備考：昭和4,6年のいずれか1年以上1千万円を記録した国のみ、内閣統計局『大日本帝国統計年鑑』により作成。

買力の減退と、六年下半期以来の排日貨運動の激化、対滿輸出の途絶などによる。インドについては、銀価下落のほかに綿布関税引上げの影響が大きかった。これに次いで関東州の五千九百万円、フランスの二千九百万円、オーストラリア、香港、蘭領インドの二千六百〇四百万円減が顕著なものである。このように、旧来のしかも大口の市場がいずれも大きな不振に陥っている中であって、新しい、あるいは、従来あまり重きを置かれていなかった比較的小規模の市場に対する輸出があるいは増加し、あるいは少なくとも減少率の低いことがみられる。たとえば、アジアにおいては海峽植民地、露領アジア、アデン、その他の小国、ヨーロッパではベルギー、チェコ、オランダ、スエーデン、ポーランド、ギリシャ、トルコ、ポルトガル、アフリカでは南ア聯邦、東アフリカその他で、なかんずくオランダ、南ア聯邦では五割ほどの増加をさえみせている。

他方輸入においても、露領アジアがわずかに八百万円ほどの輸入増を示したほかはいずれも減少し、米国の三億一千二百万円減を筆頭に、インドの一億五千五百万円、イギリス九千万円、ドイツ八千四百万円、中国、関東州の六千四百万円、七千六百万円の減少がとくにいちじるしい。米国からの輸入減は綿花、木材、小麦、鉄、機械類の減少がその主な原因であり、インドは綿花と銑鉄、イギリスは機械類、特殊鋼、硫安、毛織物、ドイツは特殊鋼、硫安の減少がいちじるしく、中国、関東州は主に豆類の輸入減による。

以上のように、金解禁下におけるわが国の貿易は沈衰の極に達したが、内容上からみると、必ずしも日本経済の萎縮を表現するものではなかったのである。すなわち、金額においてこそ、四年に比して六年は約半減してい

第二十一表 輸出入貨物類別価額表 (単位 百万円)

年次	食料品	原料品	原料用製品	全製品	雑品
輸出					
昭和4年	160(7.61)	89(4.22)	884(42.01)	937(44.55)	34(1.61)
5	129(8.98)	64(4.49)	524(36.53)	691(48.18)	26(1.81)
6	102(9.12)	45(3.99)	423(37.70)	533(47.52)	19(1.67)
輸入					
昭和4年	271(12.25)	1,224(55.29)	355(16.06)	346(15.63)	17(0.77)
5	208(13.51)	829(53.73)	236(15.33)	255(16.54)	14(0.89)
6	159(12.88)	684(55.56)	181(14.71)	198(16.03)	10(0.82)

るが、商品の類別構成では、輸出の全製品は四年の四四・六%から六年の四七・五%に向上し、ついに原料および原料用製品は合計で四六・二%から四一・七%へと低下し、輸入においては原料および原料用製品の比率が依然七〇%をこえてほとんど変化なく終始しているのであって、当時わが国工業が本質的には委縮しておらず、さらにこの期間において産業合理化が確実に進行して、次の時代の日本商品飛躍の基礎を形成しつつあることをも示唆するものとみられるのである。

第二節 輸出補償制度の制定と関税の改正

昭和四年七月二日に成立した浜口民政党内閣は、九日には十大政綱を発表して、早くも金解禁の準備に着手したのであるが、解禁後に予想される景気の沈滞に対処する方策をあらかじめ審議させるべく、三つの審議会を設置することになった。十大政綱中第九項において、「社会政策の確立、国際貸借の改善、関税の改正は共に現下緊要の時務に属す、政府は各事項別

に学識経験ある少数の委員会を設け其の調査審議を託する所あらんとす」と声明したのにもとづき、七月十九日の官報で三審議会の官制を発表し、同時にそれぞれの委員を任命した。各審議会は会長一人、委員十五名以内をもって組織され、会長はいずれも内閣総理大臣浜口雄幸であるが、その他の委員は、国際貸借審議会、関税審議会のみにみてみれば左のとおりであった。

国際貸借審議会委員

閣僚 井上蔵相、町田農相、俵商相

貴族院 郷誠之助、志村源太郎

衆議院 田昌、増田義一、桜内幸雄、岡崎久次郎

実業家 深井英五(日銀)、児玉謙次(正金)、門野重九郎(大倉組)、各務鎌吉(日本郵船)、堀啓次郎(大阪商船)

学者 渡辺鉄蔵

幹事長 河田大蔵次官

関税審議会委員

閣僚 幣原外相、井上蔵相、町田農相、俵商相

貴族院 大橋新太郎、斯波忠三郎

衆議院 武内作平、棚瀬軍之佐、小山松寿、飯塚春太郎

実業家 志立鉄次郎(興銀)、安川雄之助(三井)、三宅川百太郎(三菱)、堀越善重郎(貿易業)、児玉一造(東洋棉花)

幹事長 河田大蔵次官

まず、国際貸借審議会はこの年八月九日第一回総会を開き、浜口会長から「本邦国際貸借改善の具体的方策如何」という政府の諮問案が付議された。その後、右諮問案につき特別委員会を設けて調査研究した結果、十一月二十二日の総会で、(一)、輸出補償制度に関する答申、(二)、船舶金融に関する答申、(三)、貿易行政機関の統制に関する答申、(四)、外客誘致に関する答申、の四件に関する答申案を可決した。

右答申案のうち、輸出補償制度については、昭和五年金解禁による急激な貿易委縮傾向に直面して貿易振興策としてほとんどそのまま採用されることになり¹⁾、輸出補償法として第五十八特別議事に提出可決され、昭和五年五月十六日法律第六号をもって公布され、八月一日から実施されたのである。

(1) 輸出補償法は、直接には国際貸借審議会の答審にもとづいて成案されたものであるが、案としては政友会内閣中橋商相のもとに昭和二年に設置された商工審議会により、「海外貿易振興に関する方策」として答申されている。

輸出補償法の内容は「当業者に対する輸出金融の便を講し本邦商品の新販路を開拓し以て輸出貿易の振興を図る」(審議会答申)趣旨に出たものであり、その方法は、大体毎年、政府が為替銀行と包括的の補償契約を取り結び、銀行が指定区域内の輸出手形を買い取り、その結果手形が不渡となった場合、その実損額に対して議会の協

賛を経たる金額の範囲内において甲種補償契約では七割、乙種契約では六割の補償をするものである。この法律の適用地域は、同年七月三十一日制定された輸出補償法施行規則により、中南米、アフリカ、バルカン、中央アジアおよびソ連と決定された。その後、漸次適用地域を拡大し、昭和九年ころまでには、イギリス、アメリカ、インド、蘭領ジャワなどの旧市場を除いて、ほとんど全世界に及んだ。その指定区域は、商工省告示で左のとおりになっている（九年当時）（昭五年七月商工省告示第三十八号により指定（一）（六））。

- (一)、メキシコ、グアテマラ、サルヴァドル、ホンデュラス、英領ホンデュラス、ニカラグア、コスタリカ、パナマ、キューバ、ハイティ、ジャマイカ、その他中部亜米利加又は西印度諸島に属する地域
- (二)、コロンビア、エクアドル、ペルー、チリ、ボリヴィア、アルゼンティン、ウルグアイ、パラグアイ、ブラジル、仏領ギアナ、葡領ギアナ、英領ギアナ、ヴェネズエラ、その他南部亜米利加に属する地域
- (三)、エジプト、スーダン、エシオピア、英領ソマリランド、伊領ソマリランド、ケンヤ、ウガンダ、タンガニカ、南ローデシア、北ローデシア、葡領東アフリカ連邦、マダガスカル、南アフリカ連邦、アンゴラ、白領コンゴ
- 一、仏領赤道アフリカ、ニジェリア、ゴールド・コースト、リベリア、シエラ・レオン、仏領ギネア、蘭領ギネア、セネガル、リオデオロ、モロッコ、アルジェリア、テュニス、リビア、その他アフリカに属する地域
- (四)、ルーマニア、ブルガリア、希臘、歐羅巴土耳其、アルバニア、ユーゴスラヴィア
- (五)、アフガニスタン、ペルシア、イラク、アルメニア、亜細亞土耳其、シリア、パレスタイン、その他アフ

ガニスタン及ペルシア以西の亜細亞に属する地域

(六)、ソヴィエト聯邦

(七)、瑞典、諾威、フィンランド、エストニア、ラトヴィア、リスアニア、ポーランド、チェッコスロヴァキ

ア、澳地利、ハンガリー、西班牙、ポルトガル、英領マルタ、英領ジブラルタル

(八)、ニュージーランド (四) (六) は昭六年十一月商工省告示第六十二号により指定)

(九)、丁抹、和蘭、白耳義 (以下昭八年二月商工省告示第六号により指定)

(十)、暹羅、仏領印度支那、比律賓群島及蘭領ジャバ島を除きたる南洋諸島

他方、政府はこれとともに輸出補償契約銀行の増加をも図り、その結果、銀行の買取手形は漸増し、またこれにともなって政府の損失補償限度も拡大された。昭和五年度実施以来同九年度までの補償手形買取額および損失補償額は第二十二表（九〇ページ）のとおりであった。

なお、輸出補償法は、昭和九年十月十日から台湾にも施行され、また、名古屋市は八年から追補償制度を創設した。すなわち甲種にあつては七割、乙種にあつては六割を限度とする補償額の残額に対し市が補償するもので、十年十一月から神戸、大阪両市、十一年四月から東京、横浜両市もこれになつた。

次に関税審議会についてみるに、これも、昭和四年八月九日第一回総会を開いた。席上、浜口会長は、わが国現行の関税は産業保護政策にもとづくものが相当あるが「関税率中に徒らに過当なる保護を与へ、又は既に保護

第二十二表 補償手形買取額および損失補償額 (単位 千円)

	昭和5年度	6	7	8	9
補償手形買取額	1,903	4,957	9,425	21,020	27,625
損失補償額					
最高限度	938	1,876	2,814	9,313	9,313
実績	15	33	337	541	—

備考：商工行政史刊行会『商工行政史』中巻，246ページによる。

の必要を失ひたるに拘らず尚之を改訂せざるものあるが如きは決して国利民福に合致する所以ではない……尚政府は金輸出解禁と云ふ当面の重要政策を控へて居るのでありまして、此点からも関税政策に関して相当考慮を払ふことが必要にあらざると思ふ……如此当面の問題と共に関税政策に関する根本方針として保護政策の整理といふ事柄を考究するの必要あり」と当審議会の目的を説明し、二つの諮問案を付議したのである。

諮問第一号

「我国現行関税率中に徒に過当なる保護を持續し又は既に其の必要を失ひたるに拘はらず尚之を改訂せざるものなきや之に対する改正の方針如何」

諮問第二号

「金輸出解禁に際し関税政策上考慮すべき事項如何」

関税審議会は以後各諮問につきそれぞれ特別委員会を設けて調査研究し、十一月二十二日および十二月二十日の総会によって答申を完了した。諮問第一号に対する審議会の答申は、綿織糸外五品目（生糸、牛肉、高粱、セメント、鉄の筒及管）に対する関税の軽減または廃止であるが、諮問第二号に対しては、「我国の為替相場は数

年来引続き低落したる為之に依りて産業の発達したるものあるべく而して発生後日尚浅き為に金輸出解禁の暁に於て輸入品の価格低落に因り該産業が危害を被る場合には政府は当該輸入品が有税品たると無税品たるとを問はず相当の範囲内に於て一定の期限を附したる附加関税を課するの権限を政府に対し附与するは最も適當なる方策と認む……」というのであった。

しかしながら、右の両答申案のうち、第五十八特別議案に提出通過したものは、第一号答申案の一部のみであつて、第二号については全く採用されずに終つた。関税審議会の答申案中採用されたのは、高粱、特殊綿織糸、石油採掘用鉄の筒ならびに管は無税、特殊綿織糸を除く一般綿織糸の大部分については約三割五分方、セメントについては五割方の軽減であつて、昭和五年五月十七日法律第四十号をもつて公布、実施された。

なお、右関税審議会とはかわりなく、昭和六年にも関税率法の一部改正がおこなわれた。一つは木材関税の引上げであり、他は人絹関税の引下げであり、いずれも三月末日法律第三十八号により改められた。

(一)、木材関税の引上げ 今度の引上げの対象となつた木材は沿海州材であつて、昭和四年に木材関税の引上げをおこなつた時、沿海州材は製紙原料であるとの主旨から引き上げられなかつた。ところが實際は、包装用、建築用にも使用され、税率の低い関係からこの種の輸入が激増する傾向をみたため、米材と同じく内地山林業者の税率引上げ運動がおこり、ついに沿海州材のみを特別扱いすることができなくなつて、この引上げとなつたものである。その結果、沿海州材を中心とするトド松、ノール、ファー、エゾ松、スプルース、ベニ松、落葉松等

は、従来厚さ二百ミリをこえない製材については毎立方メートル一円十銭であったのが、四円四十銭に引き上げられ、丸太材その他の原料材は無税であったのが、毎立方メートル二円七十銭課税されることになった。

(四) 人絹関税の引下げ 人絹関税は大正十五年の改正により百斤当り百二十五円を課していたが、人絹糸価の下落につれ、従価にするとほとんど倍額に上がる高率に達し、人絹生産者は非常な利益を受けた反面、このころようやく輸出産業として発展しはじめた人絹織物の海外における競争力を阻害することもはなはだしかった。このため、昭和六年二月ごろから輸出人絹織物業者は日本輸出絹同業組合聯合会の名によって関税引下げの猛運動を開始し、これに対し生産者たる人絹聯合会も猛烈な反対表明をおこなうに至った¹⁾。こうした製造業者と原料としての消費者との相反する利害関係の板ばさみに会って、政府は三月五日関税調査委員会を開いて研究の後、ついに人絹関税の四割引下げを決定し、百二十円の人絹関税は七十五円に引き下げられたのである。ただし、同時に人絹会社に対しては現在五個の保税工場を将来増さないという交換条件が付された。

(1) 関税引下げ要求の理由は、(一)現行関税は人絹糸価百斤当り四百円前後の当時従価三割を目標として、これを従量税に引き直したるものなる故、今日においては十割以上の高率となっている。(二)日本人絹業はすでにその基礎確立し、生産費は世界各国中最も低位となれる故斯かる高率関税にて保護するの要なし。(三)近時外国人絹は異常なる安値にて提供されこれのため保税工場所有者は一般機業家に比し著しく優位に立ち、しかも海外における市価は保税工場製品にリードされる結果一般機業家の苦痛倍加せり。というにあり、またこれの反対要旨は次の二点であった。(一)世界人絹業界は未だ勢力分野確立せず供給過剰の結果何れもダンピングを以て市場獲得に努めつつあり、特に日本への最大輸出国たるイタリー人絹の如きは国内売値の方が横浜沖渡し売値よりも二十円以上の上位にあり、明らかにダンピングとみるべきものなる故これを標準とする時はわが人絹業を破壊し去るべし。(二)関税引下げ問題の起れる直接原因は少額なる保税工場品の横行にある故政府は宜しく保税工場の閉鎖を行ふべし。

第三節 金流出と金輸出再禁止

一 金解禁による為替相場の安定

昭和五年一月十一日から同六年十二月十三日までの約二カ年間の金解禁時代は、これを為替相場の上からみれば、むしろ無条件の安定時代であった。すなわちこれを正金銀行の対米為替建値の変更回数についてみると、この数年来多ければ九十二回、少なくともお五十数回という頻繁な建値変更があったのに対し、五年一月十一日以後は、同年一月十四日に四十九ドル $\frac{1}{4}$ から $\frac{3}{8}$ に変更した以外には、翌六年十二月十二日の金再禁止当日まで、この四十九ドル $\frac{3}{8}$ を一回も変更することがなかった。が、その間わが金本位制が平穏安泰な日を送ったわけではなかった。解禁準備そのものうちに重大な無理があったこと、内地の低金利から資本の海外流出が予想以上に激しかったこと、世界恐慌の突発と金解禁の二重の影響により財界の不況は空前の深刻化を示したこと、最後に満州事変の突発とイギリスの金本位制停止がわが財界に甚大な衝撃を与えたことなどの悪事情が次から次へと継

第二十三表 対米為替相場の推移(月平均)
(単位 ドル)

	正金建値(電信 売)	市中相場 (期近売)
昭和5年		
1月	49.286	49.141
2	49.375	49.122
3	"	49.320
4	"	49.378
5	"	49.375
6	"	49.405
7	"	49.319
8	"	49.377
9	"	49.413
10	"	49.596
11	"	49.576
12	"	49.615
昭和6年		
1月	"	49.429
2	"	49.375
3	"	49.312
4	"	49.375
5	"	49.375
6	"	49.375
7	"	49.375
8	"	49.375
9	"	49.375
10	"	49.294
11	"	49.293
12	"	44.393

備考：東洋経済新報社『日本経済年報』
第2～7輯巻末統計表による。

起して、あるいは実需から、あるいはまた思惑的な資金の海外逃避から巨額の金流出が現出して、ついには金本位制度の存立を脅かすことになったのである。かくして、為替相場もともすれば暴落の危険にさらされ、その都度、為替安定を使命とする正金銀行の統制売りにささえられたのであったが、正金銀行のこの統制売りの総額は昭和五年七月三十一日から六年十二月十二日までのおよそ一年半ばかりの間に、実に七億六千万円に達する大がかりなものであった(後述)。

二 金解禁と金の海外流出

金輸出解禁の実施にあたって最も世間に問題視されたのは解禁後の正貨流出についてであるが、それに対して解禁の直接の責任者であり、当時大蔵大臣であった井上準之助は「世間では解禁と同時に巨額の正貨が急激に積出され、其の結果経済界に非常な打撃を与へはしないかと心配して居る向もある様ですが、前に述べた通り政府は自分の手許に三億円、外にクレジットに依つて借り得る金が一億円、合計四億円の金を持つて居りますから、之を為替資金として利用すれば、日本の経済界に急激な変化を与へる様なことをせずとも、必ず済むと云ふ確信を私は持つて居ります。海外に充分の資金を持つて居れば、内地から正貨を積出す場合に之を為替に依つて決済し得る事は諸君も御承知の通りでありますから、何も正貨の流失を心配する必要はない。のみならず金解禁の準備中には海外から来た思惑投機の金も比較的小額に過ぎないことが大体明になつて居り、従つて其の引揚による資金の流失に付ても特に恐れる必要はありません¹⁾」とすこぶる楽観的見解を持しており、また解禁後の正貨流出額についても、井上蔵相当初の予想ではせいぜい二億円以内にとどまるであろうとのことであつた。

(1) 大蔵省文書課『井上大蔵大臣演説集』による。

ところが、右の井上蔵相の演説によれば、政府が為替資金として「今後自由に処分し得べきもの」は政府手持ちの在外正貨三億円とクレジットによつて借りうる一億円、計四億円に上るとしているけれども、実際にはそれ

らの大部分は、蔵相のいう「今後自由に処分し得べきもの」ではなかったのである。すなわち、まず政府手持ちの在外資金三億円についてみれば、政府は金解禁準備の一つとして在外正貨の補充を図り、正金銀行に多額の輸出ビルを買い持たせるとともに、これを政府・日銀において買い上げる方策をとり、その結果政府および日銀の在外正貨をわずかの八千百万円から三億四百万円に激増せしめたのであった。したがってこれの大部分は解禁後の為替対策実行上自由にかつ無制限に使用できる性質のものではなく、実際には正金銀行が五年上期の貿易入超期に備えて当然手持ちせねばならないもので、一種の見せ金に等しいものであった。この点は昭和五年の特別議会において野党政友会によって井上蔵相のカラクリなりとして非難攻撃されたものであった。しかも正金は外国為替をできるだけ豊富に買い持つ手段として、民間銀行に比してつねに低レートをもって買いあさったため、民間銀行の外貨買持ち高は例年に比較していちじるしく少なく、いきおい輸入期における外国為替手当は各方面とも正金銀行に頼らざるをえない状態となったから、なおのことそうであった。また一億円のクレジットについても同様で、民政党内閣がもう一つの解禁準備として、横浜正金銀行をして政府および日銀援助のもとにニューヨーク銀行団との間に二千五百万ドル、ロンドン銀行団との間に五百万ポンド、合計一億円のクレジットを設定する契約を締結したのはすでに述べたが、右のクレジット契約における条件はわが国にきわめて不利で、これによって借入れすることはできるかぎり避けることが得策といった説もあった。

解禁準備上のこの弱点によって井上蔵相の楽観的予想は裏切られ、金解禁はただちに巨額の正貨流出を結果した。すなわち、井上蔵相ならびに日銀当局は最初内外の諸銀行からモーラル・サポートをえたと称していたけれども、モーラル・サポートそのものの解釈について外国銀行との間に意見の相違が生じ、一月十七日には早くも日銀とアメリカのナショナル・シティ銀行との交渉が破れて、同月二十一日一千二百万円の現送がおこなわれて以来、外銀による正貨現送が続々と開始され、次いで内地銀行もこれにならうことになった。かくて正貨現送額は、解禁後わずか一ヵ月半の二月末には一億二千万円に達し、在外正貨の払下額を合わせれば、ほぼ二億円に近い巨額となった。その後はやや緩慢となったが、五月に入っても依然としてその跡をたたず、六月ごろにようやくほとんど停止することになった。が上半期における総流出額は二億二千五百万円となった。下半期に入っても八月以後年内にわたってふたたび流出が始まり、一時また激しい流出をみたが、下半期貿易は出超となったと正金の統制売りもあって、その流出は比較的わずかで八、九千万円程度にとどまり、結局一月十一日の金解禁以来同年末までに在外正貨の払下分を除き、現送によって海外に流出した正貨総額は約三億一千六百万円の巨額に上った。井上蔵相の予想では、金解禁とともに流出する正貨は二億円内外のことであったが、実際にははるかに多額の流出となったのである。もっともこの年、海外の銀相場暴落のため支那からの金の密輸入もかなりあって、金の流入二千二百万円に及んだから、純流出額は二億八千八百万円ほどであった。

解禁の第一年目にしてこのように多額の金流出をみた原因は、時期的にみて大体次の三つに要約される。

まず解禁以来三、四月ころまでの正貨流出は、外国諸銀行が前年夏以来日本に持ち込んで銀行預金にしたり、

コールに放出したりしていた多額の思惑資金を本国に引き上げて利食いを図ったばかりでなく、既述のように、解禁準備期に在外正貨補充のため正金が輸出手形を買いあさった結果、外貨資金の不足に悩む内地為替銀行がたまたま輸入最盛期に直面して、自然在外資金の不足を補充する必要に迫られたのに対し、日銀ならびに正金が政府の在外資金擁護と輸入抑制の方針を受けて、為替を売り惜しんだ結果であった。いま四月末までの正貨現送銀行名とその現送額についてみると次のとおりであり、外国銀行の活躍がとくに目ざましかったことは注目に値する。外国銀行の為替市場における活動は、この後も昭和五、六年を通じて大きな役割を演じ、この間の金流出についても終始多大の作用をなしている。

ナショナル・シティ銀行	七三、八〇〇千円
蘭印商業銀行	一四、八〇〇 "
香港上海銀行	二二、〇〇〇 "
チャータード銀行	四、〇〇〇 "
和蘭商業銀行	九、五〇〇 "
外国銀行合計	一二四、一〇〇 "
三井銀行	三二、〇〇〇 "
住友銀行	二五、〇〇〇 "

三菱銀行	一五、〇〇〇千円
三井信託	四、〇〇〇 "
内地銀行合計	七六、〇〇〇 "

(大蔵省昭和財政史編集室所蔵資料による)

次いで第二の時期は五、六月ごろであるが、その大部分は、財界不況の深刻化につれて資金の需要が激減し、しかも遊資は一流銀行、信託、保険会社などに集中する傾向がいちじるしかったため、資金運用難から遊資を海外に送金して、外貨邦債の買入れ、あるいはその他の海外運用に充てるものが続出したためとみられた。

最後に第三の時期は八月以後であり、この時期の流出は、下半期に入って財界の恐慌状態から金輸出再禁止論あるいは平価切下論が抬頭し、円貨の将来に多少の不安がもたれたところへ、ロンドン軍縮条約に関する枢密院の態度硬化が伝えられ、政局に対する不安が生じるに至って、内外諸銀行が為替先安見越しから資金の海外逃避を図ったことにもっぱら起因するものであった。ここにおいても、シティ銀行、香上銀行など外銀のドル買いはひととき目立っていた。

ところで六年にはいると、わが国金融市場における金利安の傾向がいよいよ顕著になってきたため、外貨邦債の買入れは引続き相当額に達し、このため上期中為替市場は終始ドル資金の不足をみた結果、九月まで対米為替相場は趨勢は軟調をたどった。しかし正金銀行が対米四十九ドル $\frac{3}{4}$ でどこまでも売り応じたのと、前年秋の円思

惑に失敗した外国銀行の遠慮と、内地銀行が世間態をはばかって正貨現送を控えたことから、現送を実行したのはハンデルスおよびエヌ・ティー・エスのオランダ系二銀行のみで、その金額も上期中を通じて一千五百万円見当にすぎなかった。すなわち左のとおりであった(単位 千円)。

一月	エヌ・ティー・エス	一、五〇〇
二月	ハンデルス	一、二〇〇
三月	ハンデルス	四、三〇〇
同	エヌ・ティー・エス	九五〇
四月	ハンデルス	一、〇〇〇
同	エヌ・ティー・エス	二、一〇〇
五月	エヌ・ティー・エス	八〇〇
同	ハンデルス	一、七〇〇
同	エヌ・ティー・エス	八〇〇
同	ハンデルス	八〇〇
合計		一五、一五〇

(『朝日経済年史』七年版、三五ページから)

第二十四表 四大銀行外国勘定の変化 (単位 千円)

	在 外 資 金				在 外 負 債		
	外国証券	買入外国為替	外国他店貸	計	売渡外国為替	外国他店借	計
昭和3年上	26,790	107,725	6,055	140,570	16,106	92,493	108,599
下	28,000	140,048	10,690	178,738	14,811	144,267	159,078
4年上	26,951	92,138	8,400	127,489	9,482	111,099	120,581
下	26,950	116,418	9,965	153,333	22,192	101,517	123,709
5年上	28,898	75,151	9,567	113,613	11,290	53,732	65,022
下	31,575	83,100	9,060	123,735	5,358	42,267	48,625
6年上	56,498	98,275	41,963	196,736	4,034	23,475	27,509

備考：三井、三菱、住友、安田の四行勘定による。資産側には利付為替手形を含まず。『日本経済年報』第7輯114ページから。

なおこの時期までの資金の海外逃避を裏書きするものとして、三井、三菱、住友、安田の四大銀行の外国勘定上に現われた変化をみると、外国証券、買入外国為替および外国他店貸など在外資金は、四年下期まで海外負債たる売渡し外国為替および外国他店借りの合計とほぼ同一歩調をもって増減しているが、五年上期以後は海外負債の激減(これは正貨現送によって決済された)にもかかわらず、在外資金は激増したことがわかる。四大銀行の五年上期末から六年上期末までの一年間の在外資金の増加高は、これだけで八千三百余万円に達しており、その他の為替銀行の分を合わせれば、はるかに巨額に及んだと思われる。

しかし、右の期間に正貨の流出が比較的少なかったことは、反面において横浜正金銀行のドル統制売りが相当多額に上ったことを意味するのであって、前年ロンドン条約問題にからんで政変不安から生じた円売り思惑に対抗してドル為替を売り応じて以来六年七月末までに、正金のいわゆる統制売りは二億円の巨額に達し

たといわれた。その間正金は為替資金に窮して、ニューヨーク市場で外国銀行から借入金をして表面を繕ろってきたが、七月近く、ドイツにおこった金融恐慌が欧州に伝播し、アメリカにも影響するにいたって、ニューヨークにおける金利の反騰と欧州における金融不安を反映して、正金の外資調達はしだいに困難となつていった。かくて正金銀行は自行の手で正貨を現送せざるをえなくなったのである。同行の正貨現送は七月二十七日の第一回から八月十一日の第四回まで合計五千万円に上ったが、こうした事實は正金銀行のドル資金の不足を一般に暴露し、政府および正金の為替対策に不安を宿させることとなり、やがてイギリスの金本位制停止を動機として、円売り思惑が一斉に抬頭する重大な原因となつたのである。

三 日銀の正貨補充策

以上のような正貨流出が日銀正貨準備を大いに減少せしめたことはいうまでもない。金解禁直前の昭和五年一月十日、十億七千三百余万円と比較的豊富であった日銀の正貨準備高は、正貨流出が開始されて後ほぼ一カ月の二月十七日には早くも十億円台を割り、外銀の兌換がふたたび始まつた同年八月には、二十六日の正貨準備八億六千六百万円となつて、大正八年九月の七億九千二百余万円以来の最低記録を示した。しかしその後、正貨流出は続いたから、正貨準備高は同年末にはさらに減つて八億二千六百万円足らずとなり、結局、この年の減少額は二億四千七百余万円の激減であつた。しかもそれは一方において、内地産金業者からの買入れ、銀安による支那

からの密輸入、台湾、朝鮮、満州、シベリア方面からの輸移入、および政府特殊現金としての金振替による金流入がこの間六千八百余万円にも上つた上でのことであつた。

しかるに、正貨兌換の状態をみるに、外国銀行の兌換請求は六年に入つても跡をたたず、上半期にわたつて正

第二十五表 正貨兌換高(月別)

(単位 千円)

	外 銀	正 金	その他	計
昭和5年				
1月	42,160	—	6,063	48,223
2	25,800	—	39,000	64,800
3	7,800	—	27,000	34,800
4	27,900	—	—	27,900
5	19,800	—	—	19,800
6	4,000	—	—	4,000
7	—	—	—	—
8	13,800	—	—	13,800
9	2,200	5,000	—	7,200
10	—	40,000	—	40,000
11	—	15,000	—	15,000
12	—	—	—	—
計	143,460	60,000	72,063	275,523
昭和6年				
1月	1,500	—	—	1,500
2	1,200	—	1,000	2,200
3	3,300	—	1,000	6,300
4	—	—	—	—
5	800	—	—	800
6	2,500	—	—	2,500
7	800	45,000	—	45,800
8	—	20,000	—	20,000
9	—	—	—	—
10	—	135,000	—	135,000
11	—	146,500	—	146,500
12	—	72,500	—	72,500
計	12,100	419,000	2,000	433,100
昭和7年				
1月	—	39,000	—	39,000

備考：『日本経済年報』第7輯109ページ。

第二十六表 日銀正貨準備

(単位 千円)

	金貨及び金地
昭和4年末*	1,072,273
昭和5年	
7月12日	876,366
12月13日	823,560
昭和6年	
3月14日	835,656
6月13日	839,090
7月25日	855,223
9月19日	807,341
10月17日	760,613
12月12日	531,363
昭和7年	
1月23日	459,554

備考：『日銀営業週報』による。*の数字は大蔵省理財局『金融事項参考書』から補充。

準備は前年末に比しかえて三千万円ほどの増加を示していた。しかるに、前述の正金による五千万円の現送によって日銀正貨準備は急激に低下し、いわゆるドル買いのおこる直前九月十九日の日銀帳じりによれば、八億七百三十四万一千円と前年来の最低記録をさらに六千万円以上も更新してしまった。

一方、政府は在外資金を豊富ならしめる必要も痛感したから、年初来民間会社の外債計画を歓迎し、その実現につとめた。また民間会社側においても、六年に入ると金融市場は緩慢となったとはいえ、近年の不況により社債の償還不能が続出したため、その起債は依然困難であったから、大同電力、日本電力および台湾電力など電力会社を中心に外債計画をたてるものが多く、その交渉を進めた。しかるに海外の情勢は、世界的低金利時代を迎

え金利上の不利はなかったが、アメリカでは四年秋の株式暴落の後、株式発行に代えるに社債発行をもってする傾向があるため、起債界は日本外債を容易に受け入れず、またイギリスにおいても金の対仏流出が盛んとなったので、これまた外債発行には有利でなかった。このように海外情勢が不利なため、そのほとんどは具体化するに至らず、ただ日月潭発電所工事費調達のため第五十六議会の協賛により政府の元利払保証をえた台湾電力だけが、ニューヨーク銀行団との間に二千二百八十万ドルの外債募集に成功し、六月末売り出すに至った。しかも下期に入っては、国際金融恐慌の進展によりますます起債困難となり、この方面における在外資金の補充は全く期待しえないものとなったのである。

なお、昭和五年中、内地の起債難から日銀の在外資金補充にかかわりなく外債募集を志す向きが多く、そのうち日本電力株式会社の英貨債百五十万ポンドが五年十一月成立（六年二月売出し）しているから、昭和五、六年における新規外債発行は総額六千三十八万一千三百円であった。右両外債の発行条件ならびに引受者を示せば左のとおりである。

一、日本電力株式会社英貨社債、百五十万ポンド（邦貨換算一千四百六十四万四千五百円）、利率六分、発行価格八十七ポンド半、日電手取一千三百万円見当、引受者、ジェー・ヘンリー・シュレーダー商会、ハリス・フオーブス商会

二、台湾電力株式会社米貨社債、二千二百八十万ドル（邦貨換算四千五百七十三万六千八百円）、利率五分五厘、

発行価格九十三ドル半、引受者、ジャー・ピー・モルガン商会、クーン・レーブ商会、ニューヨーク市ファースト・ナショナル銀行、および横浜正金銀行支店

このほか五年度成立の外債としては、金解禁の有力な口実とされた第二回四分利付英貨公債二億三千万円の借替が六年一月の償還期限到来に先だって、五月九日、津島海外駐割財務官と英米両市場シンジケートの間に契約締結をみている。参考までにこれを示せば、発行総額、英貨債一千二百五十万ポンド、米貨債七千万ドル、合計二億六千四百四十六万三千円（純分計算）、利率五分五厘、発行価格九〇%、引受者、ロンドン銀行団およびニューヨーク銀行団であった。この応募者利回りは六分二厘に当り、わが英米両市場における既発行外貨公債に比してどれよりも好利回りである。その上に、借り替えられた旧公債の約半分は内地所有にかかり、真に海外借替を要するものは一億二千万円ほどにすぎぬこと、さらに、イギリスでは発行後五年目から、アメリカでは発行後ただちに減債基金を使用する義務が契約されるなど、新外貨公債は第二の国辱公債と称せられた。

四 満州事変、英国金本位停止を契機とするドル買思惑の

抬頭、金輸出再禁止

わが国が金解禁をおこない金本位を再建した昭和五年は、たまたま世界恐慌の突発発展の過程にあり、したがってわが国五、六年の経済界は金解禁と世界恐慌の二重の影響を受けて時とともに悪化し、恐慌状態を呈し、金の流出もまた予想外の巨額に達したので、金本位制維持に対する不安は、昭和六年夏をすぎるところには、財界各方面に底流として醸成されつつあったのである。そしてこの不安人氣に徹底的な拍車を加え、やがては金輸出再禁止にまで導いたのは、九月十八日夜突発をみた満州事変と、とくに続いて同二十一日おこったイギリスの金本位制停止であった。ポンドは従来国際金融市場において最も信頼しうる通貨であったから、これさえもついに金本位を停止せざるをえなかったという事態は、わが為替市場のみならず金融界財界の全般にわたって非常な衝動を与えたのであって、それは遠からずわが国もまた金本位を停止し、ひいては対米為替が暴落するであろうとの予想をともなっていた。しかもそれは、上半期来の金利安にともない相当額に上っていた在英短期資金を一時的にも事実上封鎖したため、為替資金の補充とポンド思惑失敗による損失補填の必要をも生んだ。かくして、ドル為替に対する需要は実需と思惑との両面から猛烈に発生したのである。

九月二十一日英国金本位制停止の報が伝わって以後、内外諸銀行、貿易商のドル買いは急激に増大したが、日銀、正金両銀行当局者は協議の結果、為替市場安定のために無条件に売り応ずることになった。政府の指令下におこなわれた正金銀行のいわゆる為替統制売りは昭和五年七月三十一日から六年十二月十二日まで、つまりロンドン条約問題の紛糾した当時から金再禁止実施の日まで続いたが、その間の売却高は総額七億五千四百万円といわれ、しかもそのうちイギリス金本位停止以後再禁止までの三ヶ月足らずの間に売り応じた金額は五億一千万円の巨額に上り、統制売りの大部分がイギリス金本位制停止後におこなわれたものである。その猛烈なことは想像

を絶するものがあつた。なお、ドル売りの数字的内容は次のようである（『日本経済年報』第七輯一七二ページ）。

- 一、期間Ⅱ昭和五年七月三十一日から六年十二月十二日に至る。
- 二、ドル総売り高Ⅱ七億五千四百万円。
- 三、現送総金額Ⅱ四億四千五百万円（内訳、五年七月三十一日から六年十月二日まで一億一千五百万円、十月三日から十二月十一日まで三億四百万円、十二月十二日三千万円）。
- 四、輸出入為替の出会いにより決済したものⅡ一億三千三百万円。
- 五、現送を要する金額Ⅱ一億七千六百万円。

この間、政府は金本位制擁護の決意を内外に表明し、正金に無制限にドル売りを強行させ、受渡し用の在外資金が不足すると正貨の現送をおこなつてそれを補充し、そして一方ではドル買い側に解合いを勧奨しながら、他方では十月五日、十一月四日の二度にわたつて、日銀の公定割引歩合を二厘づつ引き上げさせてドル買い側の円資金の調達を牽制するなど、あらゆる方策を用いて円貨防衛に必死の努力を傾けた。

しかし内外銀行のドル買いはなお少量ながら引続きおこなわれ、ことに最初のうちは大銀行、大信託、大貿易商によるものであつたが、十月に入つてからは個人投資家にまで広がり、しかもそれらが外銀を通じてやりはじめたので、正金は十月十四日ついにドルの思惑買い抑制に積極的に乗り出すこととなり、それまで個人投資家の外債投資についてのみ拒絶の方針をとつてきたのを、さらに銀行に対しても、貿易関係以外のドル買いと認めら

れるものに対しては拒絶することとした。さらに十一月以後には、思惑輸入に対しても輸入為替の取決めに制限を加えた。かくてドル買いの勢いはようやく衰え、十月二十五日には全く消滅した。

けれども、ドル買い合戦はこれで終息したわけではなく、受渡資金をめぐつて激化した。この間正金が売却した為替受渡の期限は全部年内物で十二月末までに完了されねばならない事情にあつたが、正金はなお正貨の現送を継続したから、金融の前途はますます逼迫を予想され、また日銀も再度の利上げによつて高金利政策の徹底を図るとともに、貸出しの内規を厳にして外貨邦債を見返り担保と認めず、とくにドル買い銀行へのそれを厳重にするなどもあつて、ドル買い銀行は受渡期切迫とともに円資金の調達に当惑した。一方、政府も十二月十一日までは十月の現送開始以来三億四百万円の正貨を失つており、ドル売りの結末を正貨現送のみによつておこなへばなお巨額の現送を必要とするが、すでに日銀の正貨準備は十一月末五億四千二百余万円となり、五億円台割れの危機に瀕して正貨準備上安心できない状態に置かれ、為替解合い問題をめぐつて両者の対立は最高潮に達した観があつた。

しかるにこの時突然政変が起り、民政党内閣が大きな犠牲をはらつてドル買いに対抗した努力もついに失敗に帰した。安達内相の政民聯立内閣論を動機として若槻内閣は崩潰し、十二月十三日、犬養毅内閣の蔵相高橋是清は就任と同時に大蔵省令第三十六号をもつて金の輸出許可制度を採用し、事実上金輸出再禁止を實行するとともに、次いで十七日緊急勅令によつて日本銀行の金兌換を禁止したのであつた。

かくてドル買い合戦はドル買い側の莫大な利益をもって終わったのであるが、一方、正金銀行の統制ドル売り七億六千万円の決済についてみると、初め英国の金本位制離脱後の未決済分八千九百万円を決済すれば、その処理が完了するかに思われていたが、のちにそれ以前の未決済分一億二千万円が議会で暴露され、正金は合計二億六百万円の未決済額に対するドル資金補充の必要に迫られた。そこで政変の際、井上前蔵相から了解をえた三千万円の現送を十二月十日高橋蔵相の認可をえてまず実行し、さらに翌七年一、二、三月に繰り延べられた五千万円についても現送による決済を希望し、十二月二十四日許可をえて二千万円を現送した。さらに残りの未決済分一億五千万円のうち海外借入金一億二千万円については、正金は預金部から売戻し条件付で買入れた外貨証券六千万円を増担保にしてしばらく延期を受けることとし、一方、七年一月下旬三千九百万円の金を特許により現送して正金のドル売り決済はいっさい完了した。

だが、これによってドル買いの発生以来政府のおこなった金現送額は、イギリス金本位制停止以後七年一月末までに三億九千三百万円、さらに五年七月末にさかのぼってみれば五億四百万円に上り、反対に日銀の正貨準備は、六年九月二十一日の八億一千七百万円から七年一月二十八日の四億三千万円に激減し、その準備率も五七・五%から三二・二%に低下した。

なお、正金の七億六千万円ドル売りの内訳は次のように示された(時事新報、昭和六年十二月二十四日号)。

正金のドル売総額

七六〇、〇〇〇千円

内訳

ナショナル・シティ銀行	二七三、〇〇〇千円
住友銀行	六四、〇〇〇 "
三井銀行	五六、〇〇〇 "
三菱銀行	五三、〇〇〇 "
香港上海銀行	四〇、〇〇〇 "
三井物産	四〇、〇〇〇 "
朝鮮銀行	三四、〇〇〇 "
三井信託	一三、〇〇〇 "
その他	一八七、〇〇〇 "

また大阪毎日新聞(六年十二月二十三日)によれば次のごとくである。

- 一、外銀筋 ナショナル・シティ約二億八千万円、香港上海銀行およびチャータード銀行計約一億円。
- 二、日本側 (イ)三井、三菱、住友三銀行で約一億五千万円、(ロ)三井物産約五千万円、(ハ)信託、保険、電力などの諸会社約一億七千四百万円。

右のいずれの計算によっても、ナショナル・シティ銀行を初めとする外国為替銀行が四割以上を占めてとくに

いちじるしく、次いで財閥系銀行会社が二割五分以上、双方で実に七割を占めていることは、ドル投機機が中心がここにあったことを十分に示している。

第三章 満州事変期における貿易と国際金融

第一節 満州事変・金輸出再禁止による為替相場の暴落と為替管理による低位安定

一 円為替の暴落とその放任

昭和五年一月金解禁以来六年十二月の再禁止に至るまでの約二年間は、正金銀行のいわゆる統制売りによって対米為替相場はほとんど平価に近い四十九ドル八分の三に強力的に維持されてきたが、再禁止とともにこのワクははずされ、対外為替は大崩落を始めた。再禁止の直後一挙に三十九ドルどころに崩落した対米為替は、その後年末に至る僅々二週間余りの間にさらに四、五ドル暴落して三十四、五ドル台に転落してしまった。これはすでに平価の三割におよぶ急落であるが、この落潮は七年に入っても停止するところをしらないありさまであった。

すなわち、国際関係においては満州事変、上海事件（七年二月）などを契機として対国際聯盟および対米関係は極度の緊張状態を続けた結果、わが国の海外における信用はいちじるしく失われ、資金の新規借入れ、期限到来の外債借替などは極度の困難に陥り、純粹の商業資金の調達さへも不円滑を免れないこととなった。一方、国

第二十七表 対米為替相場

年次	正金建値			市中相場		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均
昭和 年月	ドル	ドル	ドル	ドル	ドル	ドル
6. 11	49 ³ / ₈	49 ³ / ₈	49.375	49 ⁵ / ₈	34 ¹ / ₂	44.393
7. 3	33 ³ / ₈	31	32.043	33 ⁵ / ₈	31	32.204
6	32 ³ / ₄	26 ¹ / ₂	30.298	32 ⁷ / ₈	26 ⁷ / ₈	30.469
9	24 ¹ / ₄	22 ¹ / ₂	23.515	24 ¹ / ₈	22 ¹ / ₂	23.555
11	21 ¹ / ₄	20	20.723	21 ¹ / ₈	19 ⁷ / ₈	20.591
12	21 ³ / ₈	20	20.699	21 ¹ / ₄	20	20.297
8. 3	21 ¹ / ₄	20 ⁵ / ₈	21.118	21 ⁷ / ₈	20 ¹ / ₂	21.134
4	23 ¹ / ₂	21 ¹ / ₄	21.761	24	21 ¹ / ₈	21.852
5	24 ¹ / ₈	23 ¹ / ₄	23.662	24 ¹ / ₂	23 ³ / ₄	23.944

備考：東洋経済新報社『経済年鑑』による。

内的にも、農村不安の深刻化はやがて白色テロの頻発となり、井上前蔵相、三井合名総理事団琢磨の暗殺に次ぐ五・一五事件の突発があつて、社会的不安、政局懸念はその頂点に達して為替市場における不安人気をいよいよ濃厚ならしめ、さらに為替低下見越しと六月実施予定の関税引上見越しの思惑輸入増に貿易じりが連月悪化し、上半期入超じりは前年同期の約倍額に上つたことなど¹⁾、悪材料続出に引続き軟調を免れなかつた。だがそれでもなお六月ころまでは対米三十ドル台は維持されていたのである。というのは、他方に金輸出再禁止前後に盛んに思惑的ドル買いをおこなつた銀行、会社その他の個人資本家が利食売りをおこなつたことと、政府当局の方針がまだインフレーションを極力抑圧する態度にあつたからである²⁾。

(1) 昭和六年度上半期入超額は一億一千万円余りであつた

のに対し、七年度には二億七千万円足らずの巨額に達した。

(2) 昭和七年度の実行予算が討議された三月末の閣議で、高橋蔵相は次のように発言している。「復活要求だなどといつても財源がないから到底承認するわけには行かない。この際公債の増発は絶対にかぬ。……吾輩が各閣僚に希望するところは国庫の窮状を一日も早く打開して赤字をなくすことである。然も一方には満洲事変、上海事件といふ国家的大問題があり今の状態が続けば年額二億円からの経費を要するこの非常の際に公債を増発して新規事業を起すなどとはもつての外である。」

しかるに満州事変の突発による軍事費の増大、救農事業を初めとする時局匡救費の必要は財政膨脹を不可避のものとし、政府にあつても漸次インフレーション政策への転向を余儀なくされていったのであつて、この転向は六月の第六十二臨時議会において明確にされた。次の第六十三議会の分と合わせて満洲事件費、時局匡救費計五億円の膨大予算の財源がすべて赤字公債に求められることとなり、三回に及ぶ日銀金利の引下げ、日銀保証準備発行限度の拡張、国債優遇法の制定など一連のインフレ政策への工作の進展とともに通貨膨脹への道が展開された。のみならず、議会で絶対多数を擁する政友会が平価五分の一切下げを決議したことが海外に非常な反響を与えて、上海、大連筋の猛烈な思惑を呼び、六月下旬には為替相場は一気に三十ドル台を割って二十六ドルへ落ち込んでしまった。七月には資本逃避防止法の実施で一時小康を保つたが、公債増発による為替先安が必至とみられる以上、思惑による落潮はとうてい阻止することはできなかった。思惑は姿を変えて無為替輸出による資本逃避となり、輸出為替はとかく正金銀行に集中する傾向が生じ、市場への出回り薄となつて、八月に入つてはふた

たび落勢を速め、月半ばには二十五ドルさえ難なく割って、月末一時二十二ドル台を現出する有様であった。こうした情勢のうちに、十月下旬八年度二十二億円の大幅増予算案と赤字公債九億円の発行とが閣議において内定をみるに及んで、円為替はまさに奔流のごとく惨落、下旬に至って大蔵省が銀行に対し為替取引内容の翌日申告を命じて思惑取締を厳重にしたにもかかわらず、十一月三十日にはついに市中相場二十ドルの関門を割り込み、十九ドル半の安値すら唱えられる有様であった。さすがに十二月に入ってはやや引き返して二十ドルから二十一ドルの間を保って越年したが、これを再禁止前の平価に比較すると約六割、二十九ドル半という惨憺たる低落ぶりであった。¹⁾そして、この低落状況は八年三月米国の金輸出禁止によって反騰するまで続いた。

(1) 以上にみたように、昭和七年においてインフレ政策とその発展が為替相場を支配したのは主として下半期においてであった。すなわち七年度上半期には前年度六年に比してさえ輸出減、輸入増を示し、為替関係の実勢からしても低落するのは当然の成行であったが、下半期には輸出の増進めざましく二億円以上の大きな出超を記録していたのであるから、単に国際収支の状態からすればむしろ高騰すべき関係にあったからである。この点について、のちに昭和八年二月十八日、外国為替管理法案委員会において、大蔵省理財局長富田勇太郎も次のようにいっている。「日本の外国為替相場は、一昨年（昭和六年）の末に金輸出再禁止をやりました以後、段々に下つて参りまして、昨年（七年）の六月下旬には、対米相場三十弗台を割りまして、十一月下旬には遂に二十弗台を呈するに至つたのであります。其の後海外の事情によりまして、多少の変動はありましたが、大体に於て二十弗乃至二十一弗台を往来して居る状況であります。斯かる為替の傾向は、昭和七年に於ける我国の国際貸借の状況が改善しましたこと、殊に下半期に於て輸出貿易が非常に増加しま

昭和7年度4半期別外国貿易 (単位 百万円)

	輸 出		輸 入		出 △入 超	
	7 年	対前年	7 年	対前年	7 年	6 年
1～3月	252	(→) 41	411	80	△ 159	△ 37
4～6月	298	14	406	45	△ 108	△ 76
上半期小計	551	(→) 27	817	126	△ 267	△ 113
7～9月	388	76	237	(→) 38	151	37
19～12月	471	213	378	108	93	△ 12
下半期小計	859	290	615	70	244	25
年 計	1,410	263	1,431	196	△ 21	△ 89

備考：『日本経済年報』第11輯166ページにより作成。

昭和7年対米為替相場、日米購買力平価の推移

月 別	米 相 場 対 為 替 ドル	同 指 数	購 買 力 平 価 ドル
1 月	35.97	72	33.95
2	34.19	69	32.60
3	32.14	65	32.45
4	32.87	66	32.30
5	31.99	64	31.95
6	30.35	61	33.05
7	27.47	55	33.10
8	24.59	49	33.15
9	23.48	47	31.25
10	23.11	46	29.71
11	20.63	41	27.86
12	20.75	41	26.46

備考：『朝日経済年史』（昭和8年版）3ページによる。

した。此のやうな事実を鑑みますと云ふと、之が我國の国際貸借の実勢に副うてゐる相場であると云ふことは言へないと思ふのであります。其の原因は、一面に於きましては、此の非常時に於ける国際関係の不安と、それから財政上の理由に依りまして、将来、通貨が増発せらるるであらうと云ふ懸念との為に、邦貨に対する内外の信用に動揺を来したることが一つ、それから、他面に於ては円の相場が将来下るであらうと云ふことを見越しまして、輸入為替の取極が非常に先走つて、輸出為替の取極が非常に遅れると云ふ、斯う云ふ為に、輸入輸出両為替の取極が非常に均衡を失するに至つたことが、其の低落の主たる原

因と思ふのであります。」この点是对米為替相場と日米購買力平価の推移を対比するとやや確実となる。すなわち、上半期中の為替相場は両国間の購買力平価と大体歩調を合わせて低落しており、わが国の金本位離脱後の日米間の購買力、すなわち物価の変動に均衡を求めて動いており、したがって両国間の現実の経済力を反映したものとみることができ、七月以後は為替相場は単独に急落して両者の均衡が全く破れるに至った。

ところで右の為替低落に対する政府当局の態度はどうであったかというに、それはまったくの自由放任であった。すなわち為替の暴落・激動が始まるとまもなく、財界の一部には早くも為替の安定を求めて為替管理の必要を主張する声があられたのであるが、これに対して高橋蔵相は七年一月二十八日付時事新報紙上に為替放任の意向を明らかにして次のような談話を発表している。「政府の為替政策について……自分一個の考へとしては全く人為的にどうするのではなく為替相場の成行に任せたいと思つてゐる。……若し為替相場に人為策を加えんか、その時は一時よいかも知れぬが、大局から観れば却つて悪い結果を招くに至るであらう。我国の国力が為替相場に自然的に反映するやうな方法が最もよいと考へるから、何等人為策を採らず為替相場の成行にまかせる所以である。」つまり高橋蔵相によれば、為替相場は一国国力の反映であるから、これに対し人為的な作為を加えることは不可であり、また無駄である、というにであった。一方日銀重役会においても再禁止断行の直後、為替に關し「現在の如く在外正貨が窮乏している際に為替政策で調節することは不可能である。……政府の方針通りこしぱらくは自由放任の態度で臨み、その推移を見ること」(六年十二月十四日付東京朝日新聞)の申合せをしている。

そしてこの放任政策は、高橋蔵相の「生産力の伸長のためにはインフレーションがよい」という考えにつながるものと見られた。²⁾「それによると国民生産力の保護育成が『経済の第一義』であつて、その生産力の発展はインフレーション操作による景気の振興によつて齎らされる。そして、かくの如き生産力の発達が結局為替相場維持の本源であり、財政上の収支均衡や為替相場の維持やはともに第二義的な重要さしかもたない。それは自然の趨勢の儘に放任しておいてよく、いな、為替の低落は同時に輸出の躍進と輸入の阻止を齎らし輸出産業を振興させるから、むしろ、騰貴すべきであるというのであつた。²⁾」事実、蔵相は金再禁止断行に際し、新聞記者に対し「為替の暴落によつて物価は騰貴し、これに伴ひ産業界は振興するであらう。やがては産業もとのひ失業者は減退して、対外的には産業の競争力増大となつて国際貸借は改善される。云々」(中外商業新報、六年十二月十四日付)と語つて、為替低落を期待するとき口ぶりであった。昭和七年の為替低落はかかる政府の放任政策のうちに滔々と進行したのであつた。

(1) たとえば大阪商工会議所は、一月二十五日の総会において為替動搖の財界に及ぼす悪影響を理由として為替安定を要求する建議を大藏・商工両大臣宛提出すべく決議している。建議の内容は

- 一、為替政策を確立し国際収支の均衡を図り、為替相場の安定に努められたきこと、
 - 一、横浜正金銀行をして公定為替相場を公表せしめられたきこと、
- の二項目であつた。

(2) 日本銀行調査局、『満州事変以後の財政金融史』一四〇ページ。

二 為替暴落過程における対策

かくて政府が為替の低落に対して自由放任の政策をとる決意は堅かったといえるのであるが、そこにはおのずから二つの対策を講ずる必要が生じたのであった。

1 産金時価買上げによる金の現送

すなわち、昭和七年二、三月ごろ、為替相場はすでに平価に比して三割方低落して、三十ドルから三十二、三ドル前後を上下しており、しかも先安必至とみられる状態にあった。このとき政府が外債元利払その他の海外支払を市場からの外国為替の買入れによっておこなうときは、巨額の為替差損による財政負担の加重を免れないばかりでなく、為替の暴落をいっそう促進するおそれがないとはいえなかった。そこで政府が海外払を金の現送によって決済することは、財政上からしても為替相場の上からしても望ましい方法であった。だが犬養内閣の正貨政策からして、それは許されることではなかった。犬養内閣が登場したのは国内の正貨流出が激増し、金本位が危機に陥った際であり、結局金輸出を再禁止したのであるから、その政策の根本は当然に国内正貨の擁護であり、国内準備からの正貨非現送方針でなければならなかったからである。

しかるに、他方では国際金塊相場は七年にはいつて以来漸騰しており、市中金相場は法定の金買上価格一匁五円をはるかに上回るに至ったので、産金業者からは買上価格の引上げが要求され、同時に金密輸出のおそれも生じたのであった。政府がこのような困難を一挙に解決する方策として採用したのが、時価による新産金の買上げとその買上金地金の海外現送であった。すなわち、国際金相場ないし市中金相場を下回る法定金買上価格一匁五円を時価による買上げに改め、産金を刺激してその増加を図りつつ、これを独占的に買上げ、正貨準備には加えず、海外に現送して政府の海外払に充当しようというのである。

政府は三月四日国内産金奨励のため、また一つには為替対策のため、内地産金の時価買上方針を左のごとく決定発表し、七日から実施することとしたのである。その要点は、(一)、政府は、海外支払に充当するため、金地金を時価により買上げる、(二)、買上相場は、大蔵省の認める対米電信売り為替相場に法定平価と該為替相場との差額の十分の一を加へたものを標準とする(右差額の十分の一を加へるのは現送費その他にあてため)、(三)、買上相場は毎週一回決定して日本銀行に通知する、(四)、買上地金は外国に現送し、外貨に替へて政府の海外支払に使用する、というのであった。

時価による産金買上げの実施によって、政府の買上価格は、従来の一匁五円から一挙に七円三、四十銭に急騰し、市中金相場はこれをさらに上回って高騰したので、産金業は活況を呈した。そして六月下旬為替相場が二十六、七ドルに低落するに及び、七月八日政府はこれまでの買上方針を変更して(一)、買上げの範囲を指定産金業者

(本邦産金額の九割を占める日本鉱業および三菱鉱業外五社)および朝鮮銀行・台湾銀行取扱のものに限定すること、

(二)、買上基準となる為替のマージンを十分の二に引き上げることとなった。これによってわが国産金のほとんど

第二十八表 金地金相場

年 月	政府買上場		市中相場	
	円	銭	円	銭
昭和 7.	1	—	6.37	
	2	—	6.43	
	3	7.33	7.17	
	4	7.17	7.24	
	5	7.28	7.34	
	6	7.32	7.64	
	7	7.60	8.01	
	8	7.91	8.43	
	9	8.55	8.33	
	10	8.59	8.57	
	11	8.90	9.15	
	12	9.39	9.63	
8.	1	9.34	10.19	
	2	9.34	9.84	
	3	9.28	9.40	
	4	9.18	9.30	

備考：『満州事変以後の財政金融史』
144ページから（住友合資会社
調）。

全部が政府に買上げられることになるとともに、一方為替の低落がますます急なため、政府買上げ価格、市中相場ともに高騰を続けた。

右の方針にもとづいて政府の買上げた産金買上高は、七、八兩年度の合計で数量一万五千四百六十六貫、金額一億二千六百七十六万二千円に

上り、またこのうち政府が海外支払のため現送したもの、数量一万一千六百五十貫、金額九千四百五十四万三千円であった。

のちに高橋蔵相自身「政府は昭和七年三月以来外国為替を買入れて海外送金を行ふ代りに国庫の勘定を以て内地産金を買上げることとし、これを海外に現送して政府の海外払に充当し以て金輸出再禁止後に於ける我が国産金業者の困難を緩和し産金奨励に資して来たのでありますが、その所作はたまたま政府海外払の為替相場に及ぼす影響を低減する結果となつたのであります」（昭和九年三月九日、衆議院における演説）と述べているように、この時の金政策の主眼が内地産金業の保護にあつたとはいへ、客観的には為替対策としての意義をも持ったのであ

つた。とはいへそれはいわば付随的効果にすぎなかつたから、為替暴落の基調変化を与えうるものでなかつたことはいうまでもなく、また政府もそれを期待したわけではなかつた。事実、政府は七年八月の第六十三臨時議会に追加予算として為替変動にもとづく経費五千万円を計上したのであつて、七年中七千三百万円以上の金現送をおこなつたにもかかわらず、なお相場暴落による為替差損の増加を免れなかつたことがわかる。

2 資本逃避防止法の制定

ところで、英国金本位停止、満州事変を契機として、いわゆるドル買いとして大規模な資本の海外逃避がおこなわれたことはさきに述べたが、金輸出再禁止以後においても、小規模ながらその逃避的傾向は跡を絶たず、昭和七年春ごろの情勢は、インフレーション政策遂行にともない、今後ますますその流出を懸念させるものであつた。すなわち事態の推移は為替の先安必至を思惟した上に、満州事変以来わが国の国際的立場における不安を反映して、海外市場における外貨邦債市価はいちじるしく低落しており、政府債で七分、社債で一割以上という高利回りを示したため、この方面への投資にもとづく資金の海外逃避が盛んにおこなわれていたのである。¹⁾このようなきにあたって、政府は五月初旬いよいよ積極的経済政策を遂行することとなり、その前提として日銀制度の改革、国債の優遇方針などを決定していたのである。資本逃避がここに政府の意図するインフレーション操作、すなわち政府資金散布による国内資金の潤沢に低金利政策の遂行を阻害することは明らかであつたから、いまやそれを防止してインフレの金融的効果を確実にする方策が痛感されたのであつた。

(1) 『朝日経済年史』(昭和八年版)は資本逃避防止法実施前におこなわれたドル買いの金額を知る参考資料として、大蔵省発表の七年七月一日現在届出の内地人所有の外貨および外貨資金高(単位千円、換算は純分比価による)を掲げている。

本邦外貨証券所有高

種別	内地所在	外地所在	計
国債	349,205	325,586	664,791
地方債	31,369	24,410	55,839
社債	99,367	51,718	151,085
計	479,941	401,774	881,715

外貨預金及貸付金在高

種別	金額
預金	309,799
貸付金	134,970
計	444,769

外国証券所有高

種別	内地所在	外地所在	計
国債	11,580	193,460	205,040
地方債	39	12,966	13,005
社債	750	28,733	29,483
株式	36,450	67,948	104,398
計	48,819	303,107	351,926

かくて政府は大蔵省理財局および日本銀行に命じて各国為替管理の実情を調査せしめ、ついに五月中旬為替の

投機思惑・資本の海外逃避を防止することに意を決した。当時この間の事情について高橋蔵相は次のごとく語っている。「どうも外貨債投資が引続き行なはれてゐる。何とか取締り一種の為替管理を講ぜねばならぬと考へる。今度の議会(第六十二議会)には、必要な場合為替に關し適当な措置を講じ得る権能を大蔵大臣に委任して貰ふこととするか或は資本の海外逃避を取締る法案を提出したいと思つてゐる。当面直接の目的とするところは資金の海外逃避や投機を目的とする為替取引を抑へるにあり、為替相場を一定の所で釘付にしようといふのではない。勿論貿易の管理といふ所までは考へてゐない。」(『銀行通信録』七年五月号七〇ページ)

資本逃避防止法案は五月十二日の大蔵省議で第六十二議会提出と決定した。しかるにこの決定はかえつて資金の海外逃避を刺激するという全然逆の作用をし、外貨債は暴騰し、外貨需要が殺到するという事態をもたらした。またその三日後には五・一五事件を契機とする政変がおこつて、その前途が危ぶまれた。五月二十六日成立の齋藤新内閣の大蔵大臣には高橋前蔵相留任と決定し、かかる事態に際会してはいっそう為替対策は緊要なりと認められ、六月一日開会の第六十二臨時議会に提案可決され、七月一日から実施されることになった。

本法制定の趣旨を高橋蔵相の同法案提案理由に關する演説に聞けば次のとおりである。「発券制度改革の結果通貨の供給が便利となることは明らかであります。健全な通貨の増加を実現せんがためにはこれを産業の正当な取引に向けしめることに留意し、投機思惑の資金に流用されるが如きは努めてこれを抑制しなければなりません。しかして近時対外為替相場の下落および外貨証券の値上り等の事実あるため、民衆の投機心を咬り少額なが

ら資本の流出を見つつあるのは最も遺憾とするところであります。かくの如き事態が継続するにおいては将来わが国財界に及ぼすべき影響の憂ふべきものがありますから、今後の推移に応じ資本の逃避に対して適切な取締りを行ふの必要があると思ひます。よつてこれに関し必要な法律案を今期議会に提出することと致しました。「これによつて明らかかなように、同法制定の趣旨は、通貨の増発によるインフレーションにおびえて資金を逃避させること、またそのための為替思惑に基因して為替相場が不当に激落・激動するのを防止することにあるのであつて、為替を直接に調節し、その下落を引き戻そうとするものではなかつた。つまり資本逃避防止法は日銀制度の改正その他一連のインフレーション政策に必要な法律との関連において意図され、制定された法律であつた。

かくて資本逃避防止法は、その名のごとく資本の逃避は防止するが、外国貿易その他正常な営業の自由の制限は極力これを避けるという二面的性格をもつたのである。そのため、適用範囲は「資本の内外移動を取締る為必要と認むるとき」(第一条)に限定され、また制限もしくは禁止しうる対象も、外国通貨および外国為替の売買、外国に対する送金、外国通貨をもつてする預金取引および貸借、外国通貨表示の証券その他の債権の売買および輸入、外国居住者に対し信用を与える行為などに限られていた。それは無為替輸出、内外公社債の輸出、為替先物予約、信用の利用などには適用されないものであり、これによる資本の逃避は阻止できない中途はんばな性格に終つた。

したがつて防止法の実施によつては、為替の落潮を阻止する上ではもちろんのこと、本来の目的である資本逃避の防止の上でも全く限られた役割しか演ずることができなかつた。すなわちその実施により大規模で公然の資本逃避はもちろん不可能となつたし、また同法が施行された七月以後しばらくの間は条文の解釈が定まらず、罰則の適用をおそれて市場がほとんど休商同様となり、投機および逃避の抑制にある程度の成功を収めたことは事実である。しかし漸次脱法行為として、無為替輸出による資本の海外逃避がおこなわれはじめたばかりでなく、同法が最も弱点を暴露したのは輸入為替の殺到に對してであつた。つまり為替投機ではなく實際商取引にもとづく外貨需要が一時に殺到してくるのに対しては同法は全く無力であり、他方、輸出ビルの退蔵留置に對しても手の施しようがなく、市場はしばしば片為替の現象を呈したのであり、これが七年下半期における為替暴落の有力な一因となつたのである。やがてこれは為替管理、貿易管理説拾頭の有力な動因となつた。また防止法の実際の適用にあつては、もちろん買為替に注意が払われたから、その結果所要外貨を市場において電信為替で調達することははいきおい控えられがちとなり、輸出ビルの買入れによつてまかなおうとする傾向が生じ、またビルを手した銀行はむやみに銀行間に売り出さず、これを貿易実需筋の外貨需要に振り当てるため、為替銀行は輸出ビルと輸入ビルをできるだけ自行の取引範囲内で出合わせようとつとめることになつた。銀行は漸次自給自足的方に向に進み、銀行間取引はいちじるしく減少し、市場は非常に狭隘かつ窮屈となつたから、各為替銀行は売為替のカバーを取らうとして輸出ビルの争奪に向かうことにもなつて、為替軟化の新らしい原因を生じたのであつた。資本逃避防止法はこのように為替の落潮阻止にとつて無力であつたばかりでなく、ある面ではそれを促進する

ことにもなったので、為替相場の低落は防止法実施以後いよいよ急速に進んだのであった。

三 為替政策の転換——為替管理法の制定

さて、金輸出再禁止後の為替低落はその過程において為替低落謳歌論と阻止論とを対立させたのであるが、七月一日以来の資本逃避防止法の実施にもかかわらず、八月中、下旬に二十五ドル関門を割ってその落潮は停止するところを知らず、しかも時としては急反発を演じて浮動きわまりないといった為替の動きを生ずるに及んで、採算の基礎は立たず、商取引がいちじるしく阻害されるのはもちろん、円不安人氣が財界はじめ一般社会に与える悪影響はきわめて甚大なるものがあることが明かとなってきた。かくて、いまやこの安定を図るのが焦眉の急なりとする意見がしだいにたかまり、商工会議所など経済団体の運動を始め、政党間にも安定要望の声が強くなって、世論はようやく円を守る側に傾いてきた。

(1) 再禁止直後の謳歌論は物価高騰による景気上昇を夢みるものであり、阻止論の論拠はまず為替のよりいっそうの低落は社会上恐るべき事態を発生させるという点にあったが、その他莫大な外債を擁する電力事業関係その他においては、為替差損をいかに処理するかを問題とした(『朝日経済年史』八年版六〇ページ)。「日本経済年報」(第八輯一八七ページ)によれば、電力事業会社の外債社債総額は六年十二月末現在(未済額)三億七千万円で、わが国外債現在額の七七・五%に及んだという。そして為替相場を三十ドルとしても一カ年一千五百万円余の元利払増加を余儀なくされる計算であった。

当時、為替安定の実際的方法としては為替管理、貿易管理説も唱えられたが、最も有力に唱えられたのは為替平衡資金制度の実施であった。その要点は、「通貨の地位を鞏固にしポンド為替の価値が不当に動揺するのを防止」することを目的として、政府に一億五千万ポンドまでの借入能力を与えて、金その他の外国為替の買上げをおこなわせるため、英蔵相チェンバレンが一九三二年四月議会で Exchange Equalization Account の設置を提案、実施されたのであるが、これと同趣旨のものをわが国でも実行しようとするもので、その財源としては、現在時価をもって買い上げ政府の海外払のため適時現送しつつある産金をもってこれにあてる(当時わが国の産金額は平価計算年二、三千万円であったが、大蔵省が産金業者から申告を求めたところによると、最高五千万円まで出しようとのことであった)。産金の現送を中止するのであるから、為替平衡資金設定の準備期間中は為替の低落もあるであろうが、これはある程度度の為替管理をおこなって阻止すればよい、というのであった。

しかしながら、世論のかかる動きに対しても政府当局は依然その根本方針を為替放任において変えず、静観の態度をとった。すなわち、為替低落の原因は直接的には上海筋その他の円売りにあるが、根本的には日本の国内および国際情勢の不安が反映しているのである。国内、国際情勢が安定してくれば為替も自然と安定してくる。また英国で実行されているような為替平衡資金制度を実行しようにも、(一)イギリスはポンドの高騰阻止が目的であるに対し、わが国は円の下落を阻止するものである点、(二)したがってイギリスとは逆にあらかじめ外貨資金を準備して置く必要がある点で事情が異なっているから、そのままわが国にあてはめるわけにはいかない。いかな

る為替安定策もまず在外資金を必要とするから、大蔵省としては策の施しようはなく、静観して情勢の落ち着くのを待つほか仕方がない、というのであった。

なお為替安定に関連して無為替輸出の取締の必要も強調され、前記為替平衡資金制度設置問題とともに第六十三臨時議会においても問題とされたが、結局いずれも具体化するに至らなかった。

かくして十月下旬八年度膨大予算の閣議決定をみて、為替相場が最後の大暴落過程を開始した当時、政府はなお静観の態度であった。これに対して、この際根本的為替安定策を講ずることは困難だとしても、これを全然放任して顧みない政府の態度もまた妥当ではない、なんらかの応急策でも講ずべきだ、とする意見がしだいに高くなった。一方、政府も十一月中旬為替相場が二十ドル大関門の維持も危ぶまれる情勢をみては、それが政府、日銀の考えていたよりはるかに激しい低落ぶりであったから、これまでの放任政策を続けることの不可能を認めるに至った。為替政策はここに、放任から低落阻止へと転換していったのである。政府の為替放任政策の改訂は、すでに十一月中旬の大連市場への調査員の派遣ならびに関西市場における横浜正金銀行の大規模な市場統制売り出動²⁾にもみられたが、それを明白に示したのは、十一月二十二日各為替銀行に対し為替取引の内容を速報せしめたいいわゆる「速報命令」であった(七月一日大蔵省令第十二号にもとづく)。本命令の要点は、(一)従来一ヵ月後に報告すればよかった銀行間取引の内容を翌日報告するようになったこと、ことに、(二)為替取引を必要とした理由の明記、および(三)内地為替銀行の在外支店における円為替の売却につき報告義務を負はせたこと、にあった。その

結果、内地市場における為替投機の取締がいつそう徹底され、従来月初におけるドルの思惑買いが月末までに処理しおわるといったことも封ぜられ、また内地銀行が海外市場でしばしばおこなっていた為替思惑も抑圧されることになったし、ことに、取引内容の日々の報告により各銀行の売り買いの立場が明白となり、正金銀行がこれにもとづいて市場統制をおこないうることになった。しかし、何といっても本命令の意義は将来のより徹底した為替管理に至る第一段階となる点にあったのであって、為替銀行の対商人取引は従来どおりなんらの変化をきたさず、これだけを切り離してみれば問題の根本にふれざる応急策にすぎなかった。かくて為替相場は、本命令の実施によってはその心理的効果から一時反騰をみたけれども、結局は反動的にいつそう落潮を刺激されることとなり、十一月三十日にはついに対米二十ドル大関門割れという空前の安値に落ち込んでしまったのである。

(1) 昭和七年における為替崩落の根本原因は前述のとおりもちろん日本国内外の諸事情にあったが、円暴落にきっかけを与え、または落潮に拍車を加える上では、海外市場の猛烈な円売り思惑はきわめて大きな役割を果たした。その最大中心地は上海市場で、その日米裁定相場は多くの場合完全に内地市場をリードした。そして上海市場における円投機者のうちでも最も重要な役割を演じたのが、満州事変以後急激に勢力を拡張したいわゆる大連マーチャントであった。かれらは上海市場を牛耳り、間接的に内地市場を牛耳ることとなったが、その活動の最もめざましかったのが十一月ころで、一時大連は世界最大の円投機市場と化したかの観を呈した。そこで政府はこの対策の必要を認め調査員を派遣したのであって、場合によっては資本逃避防止法を関東州に施行しても、大連マーチャントの弾圧を実行する方針であった。ただし、その取締は調査員の報告の結果、結局具体化しなかった。

(2) 正金銀行は、六年末の金再禁止以来いっさい銀行間取引をおこなわずに、傍観者の立場にあったが、九月中旬からその態度をやや変更し、市中相場に対し不当に安い買唱えを出す向きがあるとこれに売り応じ、為替の不自然な低落を阻止するようになっていた。二十ドル関門があふなくなった十一月中旬、これを公然かつ大規模におこなったのである。

この正金のドル売りは当時関門死守の政策的意義をもつものと理解され、市場に衝動を与えた。ただし正金当局は単に採算上売ったにすぎないとして、これを否定した。

為替が二十ドルを割っては、それまでの為替安謳歌論も全く影を潜めるに至り、世論は一致して円の擁護を要望した。一方、政府当局は急ぎ対策を協議し、(一)資本逃避防止法による外貨評価委員会を設置すること、(二)大連マーチャントの円売崩しを防止すること、(三)無為替輸出の取締を実行すること、の三項目の方針を決定し、いよいよ積極的に為替の低落を阻止するため、その方策として為替管理を実行する決意を固めたのである。高橋蔵相は二十ドル台割れ当時、その決意を左のごとく表明した。

「わが国の為替銀行家が今の様な有様では為替管理、貿易管理を進んで実行せねばならぬやうになるかも知れない。彼らが国策を理解しないで為替思惑をやつたり資本の逃避を実行したのでは現在の資本逃避防止法では如何ともしがたい、自分としては貿易の自由な取引に障害を与へることは好まないが。もし為替が今後甚だしく悪化することがあれば管理を実行してもこれを食止める決意を有するものである。」(十二月二日付東京朝日新聞)

それでは、最初為替に関して自由放任の態度をとっていた政府が、漸次自由から拘束へと転換し、ついには為替管理という極端な方策をもってしても為替の低落を阻止しなければならなくなった理由は、いかなる事情によ

るものであったか。まず直接の動機としては、(一)、無為替輸出による資本の海外逃避が行はれ、資本逃避防止法をもってはこれを取締り得ず、また(二)、資本逃避に到らなくとも円の先安見込から輸出ビルは勢ひ出し洩られる傾向となり、為替低落によりわが輸出貿易が好調を呈してゐるにかかはらず、為替低落を阻止するには少しも役立たなかつた点にある。(三)、しかもこれに対する輸入為替の取極めは一時に殺到する傾向にあり市場は常に片為替に陥り、為替低落を速めた。円の空売りは禁止されてゐるが、為替低落、国内物価昂騰を見越して輸入商談の急がれるのは必至の勢であり、これらを適当に按配するには国家権力をもって為替取引を統制するのほかないことが漸次明瞭となつて来たのである。」とし、ついで「為替管理の根本的根拠は、為替低落が必然的に招来せずには置かないところの社会不安であった。¹⁾ 為替低落は実質的には労働賃金の強制切下げであり、消費大衆の生活脅威は恐るべき重大な結果を惹起する懸念なしとしない。為替低落による輸出貿易の振興も実は労働力のダンピングにすぎず、しかも改善されたと称される輸出入バランスといへども平価換算では決して好転してゐないこと、²⁾ 即ち数字上は好転した勘定になつても実質的には外国に搾取されてゐるにすぎないことが漸く一般に認識されて来たのである。」ということ、さらに、「為替管理は世界的風潮であり、アメリカ商務省調査では何らか為替取引に制限を附している国は昭和八年初頭四十余国に達した由である。わが国もこの世界的風潮に乗ることになつた訳である。」³⁾と指摘されている。なお日本銀行調査局の『満州事変後の財政金融史』は為替政策転換の理由を経済的、社会的弊害に求め、次のようにいつている。「為替の低落が輸出を刺戟し邦品の大量進出を齎したことは

事実であるが、それにもまして平価の六割におよぶ未曾有の崩落はこの利益を相殺してなお償い難い事態を呼ぶ危険があつたからだ。というのは、為替の低落は原料品輸入価格を異常に昂騰せしめ原料高、製品安の採算割れを大きくするからであつて、また外債の元利払、在外勤務者の俸給、貨幣交換差損金等を増嵩せしめるからであつた。また、それは無為替輸出、内外公社債輸出等資本逃避防止法の欠陥を潜る資本逃避を惹き起したからであつた。さらにそれは、物価を騰貴せしめて賃金の実質的切下、すなわち、大衆の消費生活を脅威せしめたからであつた。事態がこのようになっては高橋財政がインフレーション操作を円滑に実施し難くなるのは当然であつた。そこでこのインフレーション操作の上からも為替の低落を阻止することが必要となつた。」(一四五ページ)

(1) 土方日銀総裁もまたこの点を裏書きして「為替相場が二十弗を割るが如きはわが国の国際的信用を悪化せしむるは勿論国内的には、物価騰貴を促進せしめ大衆の消費生活を攪乱するほか種々の経済的並に社会的弊害をかもす危険があり、……為替相場の不当なる激落防止には現行資本逃避防止法では到底駄目で……為替が更に不当なる変動をなすにおいては断乎として為替管理かまたは貿易管理を実行するのはかに途がないと信ずる。」と述べている(『朝日経済年史』八年版七〇ページ)。

(2) 大蔵省発表の為替換算貿易額によれば、昭和七年度における輸出は七億五千八百万円、輸入八億一千八百万円で、いずれも六年に比し三割四分の減少に相当するという(『日本経済年報』第十一輯一八四ページ)。

(3) 天野恒雄『外国為替管理通論』(一七〇八ページ)によれば、当時不動の国策となつていた満州経営の万全を期する上からも、政府は資本逃避防止法によつてえた権限以上に広範な為替管理の権限を収めておく必要があつたという。

右のような根拠から、前述の資本逃避防止法の欠陥を補正し、為替統制の目的を単なる資本の流出防止のみでなく、さらに一步を進めて為替の無軌道の低落を阻止することに置き換えて立案されたのが外国為替管理法である。それは八年二月十四日第六十四議会に提出され、三月十七日両院を通過、五月一日から実施されることになつた。そしてその内容の主なる点は次のとおりである。

(一)、政府は次の取引または行為を禁止または制限することができる。すなわち、(イ)外国通貨又は外国為替の取得又は処分、(ロ)通貨、金地金、金の合金若は金を主たる材料とするものの輸出又は金貨の鋳潰又は毀傷、(ハ)外国に対する送金にして前二号に包含する方法に依らざるもの、(ニ)外国に於て為したる委託に基き本邦内に於て為す支払、(ホ)外国為替相場の取極、(ヘ)外国通貨を以て表示する証券、債券又は債務の取得又は処分、(ト)信用状の発行又は取得、(チ)外国居住者に信用を与ふる行為、(リ)証券の輸出又は輸入、(ル)価額の全部又は一部に付外国為替を取組まざる貨物の輸出又は輸入(第一条)。

(二)、政府は外国為替に関する取引を、日銀その他政府の指定する者を相手方とする場合に限定することができる(第三条)。

(三)、政府は金地金、外国通貨、外国為替または外貨をもつて表示する証券もしくは債権の所有者に対し、自らこれを処分すべきことを命ずることができる(第四条)。

これについては、四月二十八日東京銀行集会所において、制定理由ならびに取締範圍に關し大蔵書記官(後の

外国為替管理部長) 青木一男による公的説明がおこなわれているので、次にそれを掲げよう。「たゞ防止法は資本の国外逃避防止を主眼とし、今日の時勢に照して考へる時その取締範囲が甚だ狭い。第一に為替の思惑取引を完全に防止する法律上の根拠が缺けてゐる。今後変転極りなき国際経済の情勢下において適當でないと考へたので、新法においてその点を完全に取締り得る根拠を作つた。次に資本の国外流出についても為替の売買或は送金行為による資本の流出、或は外貨証券に対する投資等の形による資本の流出については、ほぼ完全に防止し得たが、そのほか物の形における資本の逃避、殊に商品の形における資本の逃避については、旧法ではその取締の根拠において缺くところがあつた。議会においてはこの点が主として無為替輸出の取締問題として論議された。……新法においてはこの点に関しても取締の権限を得たのである。

現在は国際経済関係全般を通じて非常な変調を呈してゐる。かかる非常時に際しては政府が国家国民の利益擁護の為に適切な処置をとり得る権限を予め獲得して置くことが必要であるため、進んで為替の一般的管理をなし得るやうにして置くことが必要である。この意味よりして新法は實質上の外国貿易の管理までなし得るよう規定が出来てゐる。」「(『朝日経済年史』九年版六一〜二ページ)

以上により明らかのように、管理法は大體資本逃避防止法を継承したものであつたが、為替下落防止を前提とすることによって、その取締の内容が強化されたのである。これをまとめれば、第一に、防止法においては十分に取締りえない為替の思惑取引に対し、政府はこれを完全に取締りうる根拠をつくつた。第二に、旧法では

外国為替あるいは外貨証券という形式による資本の流出のみを取り締りえたのであるが、本法は商品の無為替輸出を取り締りうる権限を政府に賦与し、物の形をとつた資本逃避を取り締りうることとなつた。第三に、変転きわまりない国際情勢裡にあつて、外国為替取引に関し即座に必要な措置を講じうるため、これにつき一般的管理の権限を得、かくて必要に応じ間接的に貿易管理をも実施しうる根拠をえたこと、の三点にある。

かくて、外国為替管理法は必要とあれば徹底的な国家管理にまで発展し、公定為替相場の制定から日銀、正金など特殊機関への為替取引の集中、さらに進んでは貿易の管理あるいは対外的経済交渉のすべてを国家統制のもとに置きうるという重大立法であつたから、その協賛にあつては、衆議院委員会は政友会の発案にもとづき、原案にはなかつた外国為替管理委員会の設置を修正条項として提案し、同時に左のごとき附帯決議をなした。

政府ハ本法ノ重大性ニ鑑ミ外国為替管理委員会ノ組織及人選並本法実施ニ関スル機関ノ充実ニ就キ實際ニ適切ナラシムル為万遺憾ナキヲ期スヘシ

管理委員会に関する右提案は結局第八条として具体化し¹⁾、貴族院でも衆議院とほぼ同様の希望決議をした。かかる事實は本法の重大性とそれに対する若干の不安とを裏書きするものだったのである。

(1) 管理法の規定する為替管理委員会および外貨評価委員会の官制は五月二十四日公布されたが、その委員は「為替管理

委員会」会長(大藏大臣)、委員十二名(日銀総裁および副総裁、その他関係各庁高等官十名、すなわち、重光外務次官、

黒田大藏次官、中島大藏省主税局長、富田同理財局長、大久保同銀行局長、青木同外国為替管理部長、吉野商工次官、

寺尾商工省貿易局長、河田拓務次官、北島拓務省殖産局長、「外貨評価委員会」会長（大蔵大臣）、委員六名（大蔵次官、大蔵部内高等官として富田理財局長、青木外国為替管理部長、司法部内高等官として大森民事局長、商工部内高等官として川久保商務局長、および日銀副総裁）

管理法にもとづく最初の命令は「外国為替管理法ニ基ク命令ノ件」として八年四月二十五日公布、五月一日管理法と同時に施行されたが、これによって思惑のための為替取引の禁止、為替の買入れおよび為替銀行以外への売却、外国送金等の制限、外貨証券の邦貨による取得、証券輸出入などの制限、無為替輸出の禁止および代金取寄義務の賦課などが明示された¹⁾。それは次のような当局の方針により実施されたものであった。

「今日の時期はなほ貿易管理等に出づるの必要がないのであるから、その点は極力避け正常な商取引については能ふ限り自由主義を維持してゐる。これは今回の立法の指導精神ともいふべきものであつて、正常な取引には出来るだけ干渉せぬ。ただある程度の報告義務はやむを得ず課してゐることもあるが、事前の許可主義等は出来るだけこれを避けることにしてゐる。これに反して正常な取引に関係なき事項に属するものと認むるものについては嚴重な取締を講じた。」（前出、青木の説明）

(1) なお、大連マーチャントの取締についても、内地関東州間の円為替取引についてもある程度の取締をおこなうこと、ただし銀行については一般に自由とし、銀行に依頼する顧客の方面を取り締ることを決定した。取締は三月以来漸次峻厳に向かったが、九月二十八日大蔵省令をもって関東州および満鉄附属地に対する管理が実行されるに至り、従来大連市場活動の生命とされた錢鈔の大連、上海間掛繋ぎ取引が全く不可能となった。

四 為替管理と為替の低位安定

1 為替管理の実施による正金銀行の市場統制力の強化

為替管理の実施は、その嚴重な取締規定によって思惑禁止の目的をほぼ十分に達成し、為替下落の防止と相場変動の度合を減らす上で大いにその役割を果たした。反面これによって為替市場における一般の為替取引がいよいよ縮小し、極度に窮屈となった事実も否定できない。しかしそれは、いかえれば、特殊銀行であり、しかも最も手広く為替取引をおこなっている正金銀行の内地為替市場における事実上の優越性が漸次強化され、それを基礎とする同行の為替市場統制力が強化されていったことを意味することにほかならなかった。すなわち、為替管理のもとでは思惑を嚴重に取り締ったため、一般市中銀行では外貨の売持ち、買持ちのオペレーションが思惑視されて困難になったが、これに反して正金銀行は特銀であり、この点立場が異なっており、思惑に関して顧慮する必要がないから、これだけでも十分為替市場における優位を確保できる地位にあった。その上、日銀から二千万円を限度として年二分の低利で外国為替貸付金を借り入れられることになっており、これによって市中相場より低いレートで輸出為替を買ひあさることができた、などの事情もあったから、為替はいっそう正金に集中することになったのである。すなわち、第一次大戦以後一般市中銀行の進出によってその為替業務を奪われつつあった正金銀行が、七年以降ふたたびその地位を強化し、為替取引総額の過半数を占めるに至つたのである。かくし

第二十九表 正金銀行、普通銀行各地向
買為替取組高 (単位 百万円)

年次	正金銀行(A)	全国普通銀行(B)	$\frac{A}{B} \times 100$
昭和2年	3,112	2,479	126
5	2,331	1,987	112
6	1,853	2,121	87
7	2,683	2,522	108
8	2,899	2,090	133
9	3,307	2,291	144
10	3,372	2,640	127
11	3,678	2,511	146

備考：大蔵省銀行局『銀行局年報』による(『満州事変以後の財政金融史』から引用)。

つて相場場の激動を阻止したのである。これは後にみるように政府の為替安定策遂行の一手段となったのである。

(1) 『日本経済年報』(第十六輯一四六ページ)によれば、正金の為替買持高は昭和九年三月初旬三億四、五千万円の巨額に達したという。

なお、正金銀行が莫大な外貨をつねに蓄積したのは、単に為替統制のためばかりではなかった。満州事変、上海事件以後わが国の対外関係が緊張を増すとともに、わが国の海外における信用がいちじるしい影響を受け、資金の新規借入、期限到来の外債借替の不可能はもとより、為替銀行の貿易資金の調達まで不円滑に陥ったことは

前述のようであるが、このため為替銀行の資金手事情も根本的な変更を受け、信用の引締めからつねに巨額の外貨資金を準備しておく必要に迫られたのであった。この傾向はわが国の国際聯盟脱退(昭和八年三月)前後から一段とはなはだしくなったから、海外における借入金(の困難も増し、国際貸借決済に要する外貨は、いよいよ多額に輸出ビルの買いだめによってあらかじめ蓄積する必要が生じたのである。正金が為替市場で輸出ビルを極力買ひあさったのは、ここにも原因があったのである。

ところで、正金は輸出ビル買入れ資金は内地金融市場のコールを吸収してこれにあて、月末コール繁忙のときには日銀から為替貸付金を仰いでコールを返済する過程を繰り返すことになったから、正金銀行を通じて為替市場と国内金融市場が直接に関連をもつこととなり、ひいてはわが国の金利政策に重大な転換をもたらすことになった。

2 基準の乗換と為替の低位安定

ところでこれよりさき、為替低落阻止を一前提として立案された為替管理法が五月から実施の運びになったとき、世界の為替情勢は根本的に変化して、各国がその貨幣価値の引下げに努力する風潮になっていたことは全く皮肉な偶然であった。とくに従来世界最大の金準備を擁して、その強固さを誇ってきた米金本位制が、この年(一九三三年)の年初に金融恐慌に見舞われ、三月五日の緊急布告、四月二十日の大統領令によって停止されるに至ったことは、ひいてはわが国の為替政策に重大な変更をもたらさずにはおかなかった。金輸出禁止の後、米國

ではトーマス修正法案と呼ばれた大インフレ案、新金政策、さらには平価の切下げ(四〇・九四%の切下げ)等、恐慌救済のためのインフレーション政策が矢つぎばやに強行され、これによってドル貨は大動揺・大暴落をきたしたのであったが、こうしたドル貨の激動・激落は当然わが国対米為替の反騰・動揺となって反映したのであって、昭和八年十二月には三十ドル¹⁾に達し、年初一月の二十ドル¹⁾から約十ドル、五割に及ぶ顕著な騰貴ぶりであった。

ところで、わが国政府の為替政策は七年末以来為替の低落阻止に向かったとはいえ、これは決して積極的に為替の回復を図るというものではなく、その低位での安定を目ざすものであったから、右のドルの激変、対米為替の高騰に対しては、これを阻止しないしは回避する必要がおこった。政府はとくに積極的に高騰抑圧に乗り出すことはなかったが、ドルにリンクすることによって直接受ける為替相場の急激な変動を避けるため、ドルからポンドへ基準の乗換を断行したのである。けだし、ドルの不安のため、国際金融界において有力でかつ比較的安定した通貨としてはポンドだけとなったからである。¹⁾

(1) ドル・リンクからポンド・リンクへの乗換は、直接には右のように米国経済事情の激変にあったが、さらに輸出貿易偏重の建前であったわが貿易政策の上からも要求されたという(『満州事変以後の財政金融史』一四六ページ)。すなわちわが対外貿易を為替決済別にみると、後にみるように、金輸出再禁止以後、ポンド決済国の割合が輸出入とも、とくに輸出において急激に上伸しつつあるのに反し、ドル決済国の割合は輸出において半減し、そのポンド建に変更することを明らかにした。

以後、政府は三月、八月の再度にわたり資本逃避防止法および為替管理法にもとづく翌日申告令の拡張、為替の思惑投機の取締の強化をおこない、あるいは正金に市場を抑制させるなど二、三の対策を講じたが、概してドルの高騰・動揺に対しては静観の態度をとり、ひたすら対英為替一シリング二ペンスへの固定化につとめたのである。

その方法はいうまでもなく五月から実施された為替管理により資本の逃避ないし為替思惑を嚴重に取り締ることとであり、為替管理法をテコとするものであった。しかし管理法による取締によっては、円価の無制限の低落がある程度抑制できるけれども、進んで円為替の高騰を抑え、あるいはこれを適當の位置に安定させる力はない。

イギリスを初め多くの為替管理国はこれを為替平衡資金の活動によって解決したのであるが、わが政府は正金銀行を為替市場に出動させ、その市場統制力をもって為替の積極的安定を実現することになった。正金銀行は既述のように為替管理下で獲得した為替市場における独占的地位を利用して、積極的に市場統制に乗り出し、一方では多額の外貨を蓄積するとともに、他方では外貨の需要に対しどこまでも売り応じ、よくその役割を果たしたのであった。

かくてポンド・リンクによる為替の一シリング二ペンス台低位安定

第三十表 市中為替相場の年中の変動(最高最低差)

年次	対英	対米
	ペンス	ドル
昭和7年	10 ⁷ / ₁₆	17 ³ / ₈
8	1 ¹ / ₄	11 ⁵ / ₁₆
9	0 ⁵ / ₈	2 ³ / ₈
10	0 ¹ / ₄	1 ¹¹ / ₁₆
11	0 ³ / ₁₆	1 ⁵ / ₁₆

備考：前出『満州事変以後の財政金融史』147ページによる。

第三十一表 対米・対英為替相場変動表（正金建値）

年次	対米為替				対英為替			
	最高	最低	平均	変動値	最高	最低	平均	変動値
	ドル	ドル	ドル	ドル	志片	志片	志片	片
昭和6年	49. $\frac{3}{8}$	49. $\frac{3}{8}$	49. $\frac{3}{8}$	0	3.00 $\frac{1}{4}$	2.00 $\frac{5}{16}$	2.02 $\frac{7}{16}$	11. $\frac{5}{16}$
7	37. —	20. —	28. $\frac{1}{8}$	17. —	2.01 $\frac{1}{2}$	1.02 $\frac{3}{4}$	1.07 $\frac{1}{8}$	10. $\frac{3}{4}$
8	31. $\frac{1}{4}$	20. $\frac{1}{4}$	25. $\frac{1}{4}$	11. —	1.02 $\frac{5}{16}$	1.02—	1.02 $\frac{7}{16}$	$\frac{5}{16}$
9	30. $\frac{3}{8}$	28. $\frac{1}{2}$	29. $\frac{1}{2}$	1. $\frac{7}{8}$	1.02 $\frac{1}{8}$	1.02—	1.02 $\frac{1}{16}$	$\frac{1}{8}$
10	29. $\frac{1}{8}$	27. $\frac{3}{4}$	28. $\frac{1}{2}$	1. $\frac{3}{8}$	1.02—	1.02—	1.02—	0
11	29. $\frac{1}{2}$	28. $\frac{1}{2}$	29. —	1. —	1.02—	1.02—	1.02—	0
12*	28. $\frac{3}{4}$	28. $\frac{5}{8}$	28. $\frac{11}{16}$	$\frac{1}{8}$	1.02—	1.02—	1.02—	0

備考：大蔵省理財局『金融事項参考書』による。* 12年6月までの平均。

策は、為替管理による投機思惑の禁止と正金銀行の市場出動による為替統制を二大支柱として遂行され、結果は一応の成功を収めたのであった。昭和七年対米為替の下落に追隨して、二シリング台から一シリング二ペンス台まで十ペンスをこえる低落を示した対英為替（正金建値）が、八年初頭以来一シリング二ペンス台に固定され、とくに十年以降は全くくぎづけ状態となって安定し、また対米為替も八年こそは前年に引続いての大変動をみ、建値にして十一ドルの大幅な激動を示したが、これは全くドル側の事情にもとづくものであったから、九年平価切下げ以後ドルが安定に向かうとともに、これもまた漸次安定化の傾向をたどり、九年以降は英米クロス・レートの変動に応じて一ドル前後を値幅とし小浮動するにとどまったのであって、ここに、以後三カ年余りにわたる為替の低位安定の時代を現出したのであった。

為替安定の原因としては、もちろん種々の事柄を指摘しうるであろうが、一般には前述の為替統制の成功のほか、対外貿易の好調に

日英米為替相場及び購買力平価

	日本物価指数	英国物価指数	対英為替相場	日英購買力平価	米国物価指数	対米為替相場	日米購買力平価
			ペンス	ペンス	ドル	ドル	
昭和2年	181.3	145.8	23.407	19.665	135.8	47.425	36.886
3	176.3	142.9	22.902	19.911	139.8	46.457	39.379
4	171.5	136.3	22.754	19.419	132.9	46.069	35.390
5	141.1	114.7	24.342	19.911	111.7	49.367	38.879
6	121.6	95.7	26.416	19.173	91.0	49.375	36.886
7	136.4	92.5	19.157	16.469	74.2	28.120	27.415
8	157.2	92.9	14.409	14.503	84.9	25.227	26.916
9	165.2	96.7	14.065	12.782	98.1	29.511	28.410
10	175.4	101.1	14.000	13.765	105.7	28.570	29.907
11 1月	180.4	105.1	14.000	14.257	105.9	28.896	28.910
6	181.5	103.5	14.000	13.765	104.2	29.254	28.412
11	194.1	112.5	14.000	13.765	114.1	28.500	28.910

備考：日本銀行調査局『満州事変以後の財政金融史』附属統計表一の第二十表による。

よる国際収支の改善と、ドル、ポンドの二大通貨がドルの平価切下げ以後ともかくも混乱期を脱して一応の安定をえていること、などがあげられている。¹⁾が、なんといつても低位安定の基礎が根本的には金輸出再禁止以後の低為替をテコとする空前の輸出貿易の躍進およびそれによる国際収支の均衡にあったことは疑う余地がなかった。

(1) 『満州事変以後の財政金融史』（一四七ページ）では安定実現の基礎として、さらに「低位安定政策を固持せんとした対英一シリング二ペンスの水準が国際的に妥当な地位にあつた」と指摘し、根拠として購買力平価と實際為替相場との間に六年以前存在した赤字差が七年以降急速に縮小し、八、十一年にはほぼ平衡を保った事実を指摘している。

3 為替安定による金政策の転換

昭和七年三月以来、政府が為替の暴落に直面して

産金業者の保護と為替対策を兼ねて、為替相場を基準とする時価をもって新産金を買い上げ、これを海外に現送する政策をとったことはすでに述べたが、為替管理の実施以後為替が安定するとともに、為替対策としての金現送はその意義を失ってしまった。すなわち、昭和七年中政府が海外払のために現送した金は買入金金のほとんど全部にあたる七千三百六十一万八千円に達したが、八年にはわずかに二千九十二万五千余円にすぎず、それもすべて九月以前に現送されたもので、以後はその必要もなくなってしまった。そこで政府は、その金政策を将来の金本位復帰に備えて正貨準備を拡充する方向に転換した。

政府は、産金業者保護および産金奨励をいっそう促進強化するため日本銀行金買入法を制定し、九年四月七日から実施した。その要点は(一)、「金を国内に保有するため」従来主として政府がおこなってきた金の買上げは、日銀によっておこなわれ、買い入れた金はその正貨準備に繰り入れられることになった、(二)、「買上値段を時価ないしそれに近い価格とした、ことであつた。ところで、買上値段は実際にはロンドン金塊相場を基準として邦価に換算した価格から二割を控除したものとされた。つまり金買入法は、当時金に対してかなり減価していた外貨(ポンド、ドル)に対する円貨の減価範囲内では買上価格を引き上げられないために、国際金塊相場をはるかに下回らざるをえなかつたこれまでの買上値段を国際相場並みに引き上げ、これによって産金業者を保護し、新産金の増加を図ろうとする意図のもとに制定されたものであつた。なお、買上金を日銀が正貨準備に繰り入れる場合には法定平価によるとされ、その間の差額は政府が日銀に対して同額の債務を負担(一億円を限度)することに

なつていた¹⁾。また七年三月以降政府によって買い上げられ、しかも海外に現送されなかつた金一万三千九百五十六キログラム(金額にして三千四百六十五万一千円)は日銀に移管されることになった。

(1) 政府のこれから生ずる負債は、日銀が買い入れ保有する金に利益が生じた場合、その相当額を政府に納入させ決済することになつていた。日銀保有金に利益が生ずるのは平価切下時に限られるから、本法は新平価解禁を予定するものと解された。

金買上値段は八年十一月以降一匁当り九円九十四銭(一グラム当り二円六十五銭)であつたのが、買上法実施によつて十一円六銭(一グラム当り二円九十五銭)に引き上げられ、さらに十年以後も連年引上げをみた。それとともに市中相場も漸騰し、しだいに国際金塊相場に接近していき、わが国産金額は引続き増加の傾向を保つた¹⁾。したがつて金買入額も漸次増大し、十一年四月末までに一億九千八百六十九万九千六百九十円に達した。

本邦産金累年表(朝鮮、台湾を含む)
(単位 千円)

昭和 6年	29,147
7	30,687
8	34,519
9	38,160
10	45,585
11	54,667*

* 台湾の生産を前年並みとして推定。

(1) 金再禁止後の日本産金高(平価により算出)は上表のように増加した(『日本経済年報』第二十九輯八四ページの表による)。

五 準戦時下における為替管理の強化と金現送の再開

1 為替維持の困難と輸入為替許可制の実施

第三節で考察する国際収支の状態からも知られるように、わが外国為替がふたたび動揺を始めたのは、昭和十一年に入ってからのことである。歴代内閣の基準相場死守の方策によって、依然表面的安定を続けてはいたが、二・二六事件を契機とするわが国の政治経済情勢の変化に、為替安定の基礎は根底からゆすぶられていったのである。

二・二六事件直後成立した広田内閣は、国政の全般にわたって多年の積弊を排除し、狹義ならびに広義国防の見地から根本的国策を樹立遂行することを使命としたのであって、その馬場財政は陸海軍の要求する軍事費を容認し、国防上必要な生産力増強のための経費をできるだけ認めていくという、いわゆる準戦時体制への転換を示したのであった。かくて財政が軍事費を中心としていっそう膨脹すべきことは、いまや必至の勢いにあった。ここにふたたび、為替相場の前途に関して少なからぬ不安が生ずるに至った。

そしてこの不安は早くも、二・二六事件の突発によって対英為替の市中相場がただちに一シリング二ペンスを割って一ペンス^{7/8}に暴落したことに現われた。この下落は、この間正金銀行が一シリング二ペンスの基本レートはもちろん、対米二十九ドルも据え置いて政策的に需要に対して徹底的に売り応じた結果、事件の一段落とも

に元に復したが、この間の正金の防戦売りは総計一億八千万円の巨額に達したという。為替管理法が励行されていて、右売却先は全くの実需筋に限られていたはずであるのに、事件前後において資本の国外逃避は相当額に上った模様であると当時伝えられた。そうした事情からか、大蔵当局は貿易商社の営業についていっせい検査をおこない、同時に馬場蔵相はこれに対して新たに一シリング二ペンス堅持の方針を明示して外国貿易の伸長を期し、この見地から現行為替管理法の運用を一段と強化すべく関係省令の改正を図ることになった。

ところへ、この年の秋三十億円をこえる膨大な十二年度予算の概要と関税改正を含む税制改革案の内容がしだいに明らかとなるにつれて、九月末ふたたび市中為替相場が二ペンス台割れを演じたのを初めとして、相場はとかく軟弱気配に支配された。けだし、国防予算の実施にともなって軍需品や生産拡大用資材についての見越輸入、あるいは関税引上げに対する一般物資の見越輸入などのために輸入為替の取組が殺到したからである。

この為替の軟調傾向をみるに及んで、二・二六事件当時以来資本逃避防止策強化の必要を認め、その具体化を図っていた政府当局は、とくに税制整理の断行ならびに将来における低金利政策の進行に関連して、この必要を一段と痛感するところとなり、結局十一月二十一日為替管理委員会を開催、同月二十七日管理令に相当広範な改正をおこなった。その主旨は、(一)現在無為替輸出は許可主義となっているが、輸出後の処理についてはほとんど放置の状態になっているので、その点につき状況報告の義務を負わせる、(二)外国相互間における円の取引についても、今後はその内容、金額などにつき報告させる、(三)外貨証券の輸出入について取締規則を強化する、の三点

にあったが、その他外国旅行者の旅費、在外者の生活費の送金を一万円以上は許可制とする、また千円相当額をこえる通貨現送はすべて許可を要する、などが規定された。だが、この改正は「取締の程度を幾分強化し、併せて従来解釈上著しく疑義のあった点を闡明し、法文の整備を図った」¹⁾ものにすぎず、徹底的とはいえないかった。

(1) 天野恒雄『外国為替管理通論』二七ページ。

しかも右の管理令の強化は日独防共協定の発表、膨大予算の承認直前におこなわれたため、これは政府自体が円貨の将来に対し危惧をいだくものとられ、かえって見越輸入の殺到に油を注ぐ結果となった。ここに貿易は急悪化を予想されるに至り、為替相場は十二月五日またまた一シリング二ペンスを割って、以来常時二ペンスを割り、三十日にはついに一ペンス²⁾と空前の安値に惨落した。二・二六事件当時および秋以来の為替の退勢をよくこれまで回復、阻止してきた正金銀行のテコ入れ操作もこの落勢をささえるには至らなかったのである。ここにおいて政府は、今後ありうべき思惑輸入や海外市場の投機的円売りに対抗し、為替基準を維持するために、為替管理を一步進めて貿易管理にまで発展せしめるか、あるいは一シリング二ペンスの基準相場を放棄するか¹⁾の二者択一の必要に迫られたのである。

(1) 当時のわが国内外の経済情勢は基準相場放棄を不可能ならしめる諸種の事情を内包していた。『朝日経済年史』(十三年版一六一ページ)はその事情として次の三点をあげている。「第一に、為替暴落が物価騰貴を招来し、ひいては悪性インフレの導火線となる虞れがある。第二に、軍備充実、ことに生産力拡充のためにわが国は今後なほ多量の物資を諸

外国に仰がねばならないが、為替低落は円の購買力を減殺し予算の遂行を困難ならしめる。第三に、国際経済関係が自由貿易の基礎の上に置かれてゐるならば、為替低落は輸出を増大し貿易の均衡を回復せしめる作用を持つのであるが、世界経済の現状ではその可能性が全然ない。」

大蔵、日銀、正金の三者は十一年暮以来輸入為替の殺到をいかに処理すべきか鳩首対策を協議したが、ついに対英一シリング二ペンスの基準維持を国策として決定し、十二年一月八日新省令を公布して為替管理の徹底的強化を図ることになった。輸入為替許可制の採用がそれである。馬場蔵相は公布に際しその主旨を「最近見越輸入の増加傾向は相当顕著となり、之に伴ひ外国為替銀行に於ける輸入為替の取極も亦激増するに至つたのでありますが、斯様な状態が永引くこととなりますと、本邦為替の将来に面白からざる影響を与ふるやも図り難く考へられますので、茲に、臨時応急の措置として、当分の間、輸入貨物代金の決済に関する為替取引を許可事項とし且海外に於ける不当なる円売を防止するの趣旨よりして、外国為替管理法に基く大蔵省令を制定し、以て本邦為替の安定を図り、現在の為替水準の保持を期せんと致した次第であります。」と語った。つまり新省令の目指すところは、従来許可事項外として単に報告書を提出する義務を負っていたにすぎない貿易上必要な外貨の取得などに対してまで許可主義をとることによって、為替方面から輸入貿易を統制しようというのであった。これによって輸入貨物代金決済のための為替取引、一ヵ月三万円相当額以上の信用上の取得を許可制とし、また十一年中五十万円以上の輸入者に十、十一両年における代金決済の実情を一ヵ月以内に日銀を通じて報告する義務を課し、

また許可をえて貨物を輸入した場合にも輸入報告書を提出させ、さらに輸入決済の必要による在外債権（外貨証券、預金、貸付金など）の処分もしくはこれを担保とする外国からの借入金をも許可制とした。

大蔵省は輸入為替許可制を公布するや、まず一月九日為替銀行代表者を招いて

- 一、一シリング二ペンスの為替基準は飽くまで堅持の必要あること
- 二、見越輸入増大のため円為替維持の手段を取る必要ありしこと

などの事情を説明し、かつ「為替相場の維持は重要な国策なるが故区々たる個々の利害を捨てて大局的見地から飽くまで協力ありたし」と要請し、また十三日には日本経済聯盟に対しても同様主旨の説明をおこなった。

このように、政府は許可制採用は単に見越し輸入の抑圧であり、これによって円貨の不当な低落を防止しようとする便法にすぎないことを繰り返し強調するとともに、これが臨時応急の処置であって七月いっぱいをもって廃止されるべき旨を言明したのであるが、一般にはそれが為替統制の輸入統制、貿易管理へと質的に変化しつつあるものと解され、貿易関係業者の原料輸入についての不安は容易に解消せず、ことに大阪三品市場では、許可制実施による綿花買付不安から相場は連日熱狂的に奔騰し、十一日にはついに新規取引を向こう五日間停止することに決定するという事態を生じたほどであった。

そしてまた事実上、政府の言明いかんにかわりなく、わが財政経済の趨勢はこれを貿易統制へ発展させ、恒久的措置としないではおかなかつたのである。すなわち、三月画期的な十二年度膨大予算が成立して、まず軍需

物資の輸入増加が不可避となり、さらに生産拡大政策の強行によってその必需物資の輸入増大をみたばかりでなく、それら物資の需要激増にともなう物価騰貴の傾向がいちじるしく、かくて十二年度上期の貿易じりは六億四千八百万円に上る巨額の入超を記録したからである。この事態は、政府の当初の意図のごとく、ただ輸入為替の思惑的な殺到を防止することで収拾できる性格のもでなかったことは明らかである。馬場蔵相に代った結城新蔵相（林銑十郎内閣）は早くも四月二十日、第三十二回手形交換所聯合会の席上において、輸入為替の管理令運用については国際収支改善の立場からこれをおこない、不要不急品の輸入はこれを抑圧する旨を明らかにしたのである。つまり管理令の目標は、ここに見越し輸入の抑制から国際収支の改善に置き換えられ、法令運用の方針も実績主義から割当主義に転向したのであって、取引の自由も国家的見地から制限される完全な貿易国家管理への指向はいよいよ明らかとなったのである。

かくて七月七日、日華事変の突発とともに期間は延長され、しかも同時に為替取引に関する制限はいっそう嚴重になり、輸入為替や信用状の自由取引限度の月額三万円から一挙千円に引き下げられたほか、無為替輸出の取締、各種海外送金の取締などの強化がおこなわれた。

2 為替基準維持のため金現送の断行

これよりさき、昭和十一年五月六日、当時の馬場蔵相は日銀金買入法にもとづく金の買入値段をこれまでの一匁につき十一円五十八銭（一グラム三元九銭）から一挙に十三円十二銭五厘（一グラム三元五十銭）に引き上げた。

従来の買入価格がロンドン金塊相場から換算した価格から約二割を控除したものであったのを、今回は控除率を一割として算出、改訂したのである。これによってわが国の地金相場はいちじるしく国際相場に接近し、かくて十一年中の金買入額も一億一千二百五十九万二千円(時価)を数え、前年の八千七百四十万五千円をはるかにしのぐに至った。そして十一年末現在の正貨準備高は五億四千八百万円(平価)となった。蔵相の説明によれば、引上げの「主たる目的としては金の国内保有策を強化するためであり、同時にまた通貨政策にも関係をもつものである。」そして、その結果は産金の奨励と密輸出(とくに満州への)防止に役立つはずであった。

しかるに前述のように、十一年末以来見越し輸入の増加のため為替相場は急激に軟化し、これに対する為替管理の強化による相場維持策も、これだけではその後の貿易じりの大悪化によって生じた落潮を防止することは困難となった。一方、正金保有の在外資金は十一年中の防戦売りによっていちじるしく減少しており、この補充は是非とも必要であった。¹⁾かくて林内閣の結城蔵相は二月二十八日議会における答弁において、政府は正貨の現送を断行して為替相場の安定維持につとめる意向を明らかにし、その具体策について大蔵省、日銀、正金三者間に協議が進められた結果、送り先は日本から距離が近く、かつ金買入価格の一定しているアメリカに決し、三月四日の閣議で正式決定をみた。なお現送額は、さしあたり日銀買入法制定当時政府が保有していた分三千六百五十八貫(時価約五千万円)とし、第一船は三月九日神戸出帆の浅間丸に約一千八百万円を積み込み、引続き便船がありしだい、二回にわたって分割輸出することとなった。この間の事情につき、結城蔵相は三月四日議院内におい

て次のような談話を発表した。「政府はわが国現在の為替水準を維持するを必要なりと認めてこれがため適当なる措置をとり来つたのであるが、昨年末以来見越輸入による輸入為替の取組が一時に激増したなどの関係もあるので今回在外資金を充実するを適当と認め、差当期時価約五千万円の金を本月以降適宜分割アメリカに向け現送

することとしたのである。なほ、政府は今後においても必要と認むる場合にはある程度の金の現送を行ふ考へである。」

(1) 直接正金に関するものではないが、十一年におけるわが国在外資金が急激な減少をみたことは上表により明らかである。十二年に入ると、金現送によりふたたび増加がみられる。

本邦人所有外貨預金及貸付金

(単位 千円, 換算は旧平価による)

昭和年月日	預ケ金	貸付金	合計
7. 7. 1	309,799	134,970	444,769
8. 10. 1	242,853	142,105	384,958
9. 10. 31	222,557	136,840	359,397
10. 12. 31	226,962	133,059	360,021
11. 9. 30	151,131	107,917	259,048
12. 4. 30	165,856	159,440	325,336

備考：東洋経済新報社『日本経済年報』第29輯151ページによる。

第三十二表 昭和12年3月以降金現送高

	純量(両)	邦貨換算高(千円)
昭和12年 3月	13,929	54,248
4	10,095	39,412
5	14,111	55,093
6	26,492	102,749
7	19,651	76,064
計	84,279	327,567

備考：上表に同じ。

この第一次五千万円の現送に引続いて第六次まで、その現送額は、七月までに早くも時価にして三億八千万円に上り、昭和九年四月以来十二年五月までの買入金三億二千六百万

円の大部分を失わしめたものとみられる。

第二節 日本貿易の進展

一 貿易価額の躍進

昭和六年九月の満州事変の突発と、同年十二月の金輸出再禁止とはわが国貿易に躍進の機会を与えた。世界恐慌の深刻化にともない、各国の貿易が一九三二年（昭和七年）に至ってもなお引続き減退しつつあったなかで、日本の貿易だけは対外為替の暴落をテコとして着々と回復の一途をたどり、日本商品は世界市場いたるところに殺到するに至った。これを内地輸出入総額についてみると、昭和六年には解禁恐慌と世界恐慌の二重の打撃を受けて、ついに大正期以来の最低記録二十三億円台に落ち込んだことはさきにみたとおりであるが、金輸出再禁止直後の七年には早くも増勢に転じた。しかもその八年以降の増加力はとくにすばらしく、昭和九年には解禁直前の四年の水準をこえ、翌十年には、ついにこれまでの最高記録大正十四年の四十八億八千万円を破る四十九億七千万円の巨額を記録するに至った。十一年に入ってから輸出伸力の鈍化と輸入激増の傾向が現われ、貿易の基調には停滞の兆候が見えはじめたが、なお膨脹はやまず五十四億六千万円に躍進した。この間輸出・輸入額は価額の上では互に平行してその伸力を競っていたが、数量の上では前者がはるかに後者にまさっていた。すなわち

第三十三表 内地貨物輸出入価額の進展

(単位 百万円)

年次	輸出	輸入	輸出入合計	差引 △	出超
昭和 6年	1,147	1,236	2,383	△ 89	
7	1,410	1,431	2,841	△ 21	
8	1,861	1,917	3,778	△ 56	
9	2,172	2,283	4,455	△111	
10	2,499	2,472	4,971	27	
11	2,693	2,764	5,457	△ 71	

備考：前掲『金融事項参考書』による。

第三十四表 本邦貿易指数の比較表（昭和3年基準）

年次	金額指数			数量指数			単価指数		
	輸出	輸入	合計	輸出	輸入	合計	輸出	輸入	合計
昭和 6年	52	56	57	106	102	104	55	55	55
7	72	65	68	125	101	112	57	65	61
8	94	87	91	138	105	121	68	83	75
9	110	104	107	163	112	136	67	92	79
10	127	113	119	185	117	149	68	96	80
11	137	126	131	203	128	163	68	98	80

備考：横浜正金銀行『日本貿易史綱』603ページの表による。

昭和六年以降十一年の間の輸出入数量それぞれの指数をとって、その変化を対照してみると、輸出においては、その数量が一〇六から二〇三に二倍近くに増加しているが、輸入のそれは一〇二から一二八へとわずかに二五%余りの増加にすぎない。したがって、同期間に輸出単価が二三%の騰貴にとどまったのに対し、輸入のそれが七八%の大幅な騰貴をきたした点をも考慮すれば、前記貿易額の増加の内容は、主として輸出では数量

の増加にもとづくものであり、輸入では価格の高騰にもとづくものとなる。これは要するに、わが国商品を安く売って、外国商品を高く買うという不利な取引を続けたことを示すものであって、一方では、わが為替の低落にもとづく特殊な結果であるとともに、また一部は海外の物価高によるものでもあったのである。だが、それはともかく、価額上では輸出入は相互に均衡して進行したから、輸出入バランスは昭和十年を例外として入超を続けた。ただしその額は非常にわずかで、九年を除いては入超額一億円に達した年はなく、なかんづく、十年にはわずかに二千七百万円ではあるが出超を記録したのであった。

かくして、円為替の低位が日本貿易の躍進の大きな動力となったことは事実上明らかであるが、それがいかに日本商品の国際的競争力を強める上に役立ったかは、次の「日英米ドル換算物価指数」をみることによって理解されうるであろう。すなわち東京卸売物価指数は昭和初年以來かなり急激に、六年までに一八八から一二二へと六六ポイント方の下落を実現したが、ドル換算物価にすると、英米に比してつねに二割方の高位にあり、いっこうにその差がつまりまらなかつたのである。ところが、七年為替暴落とともにただちにこの間の差異は解消し、以後も卸売物価はふたたび騰貴傾向に転じたにもかかわらず、英米の指数と同等ないしはそれ以下の低位に終始しているのである。だが、元来わが国輸出品はほとんど輸入原料の加工によるものであり、為替下落はこの輸入原料を騰貴させるはずであり、事実そうであったのであるから、それにもかかわらず輸出品が国際的には安くなつていたということについては、他にそれだけの理由がなければならぬ。これについては、日銀調査局の『満州事

第三十五表 日英米卸売物価指数とドル貨換算物価指数

年 度	卸売物価指数 (大正3年7月基準)			ドル貨換算物価指数 (大正2年1月基準)		
	東 京	ロンドン	ニューヨーク	東 京	ロンドン	ニューヨーク
昭和 1	188.2	157.0	148.4	181.1	154.8	136.5
2	178.6	151.0	147.5	172.7	145.8	135.7
3	179.8	148.2	152.0	164.4	142.9	139.8
4	174.8	139.6	144.3	158.9	136.3	132.9
5	143.9	117.4	121.3	139.8	114.7	111.7
6	121.7	98.0	98.9	117.3	95.7	91.0
7	128.1	94.8	80.6	73.7	66.6	74.2
8	142.7	95.1	92.2	81.3	80.9	84.9
9	141.3	99.1	106.5	97.7	100.2	98.1
10	147.5	103.5	114.8	100.5	105.7	101.2
11	157.0	109.7	116.7	106.0	108.5	106.5

備考：『満州事変以後の財政金融史』附属統計表一の第二十一表による。

変以後の財政金融史』に次のような説明がある。

「それは、一方、国内物価の引上が為替の下落に伴わず、また原料のストックがあつたためである。他方、井上デフレ時代に強行した産業合理化、技術改善、余剰生産設備の残存により生産費の切詰ができたためである。しかし、それよりも何よりも四年以來の深刻な農業恐慌とまた産業合理化のために安価な労働力が豊富に供給され、それにより賃金が絶対的にも相対的にも安かつたためであるといえる。そしてインフレーションがこの勢に拍車を加えたことは争われぬ事実であった。

当時、いわゆる為替管理はインフレーションを阻止すると称えられたが、事實は、為替を低水準に安定させ労働者、中小工業の搾取を固定し、それによつてダンピングを続行させる方策となつた。このときに世界市場に殺到して行つた日本商品が綿布の外に、電球、ゴム靴、自

第三十六表 世界主要国貿易指数 (1929年基準)

年次	世界	英国	米国	フランス	ドイツ	日本
輸出						
1931(昭和 6)	57.2	53.5	46.1	61.1	71.2	53.4
1933(" 8)	35.5	50.4	31.9	37.4	36.2	86.6
1935(" 10)	34.9	58.4	43.5	41.4	31.4	116.3
輸入						
1931(" 6)	58.5	71.8	47.8	73.7	50.0	55.8
1933(" 8)	35.0	56.3	33.0	49.7	31.3	86.5
1935(" 10)	34.2	63.2	47.0	36.5	30.9	111.6

備考：国際聯盟調，世界は金価値換算，各国は各貨幣単位。

『満州事変以後の財政金融史』150ページによる。

転車、その他各種製造工業の所産たるいわゆる雑品であつたことはこの間の事情を物語るものといえよう。(一五二ページ)

ところで、このようにして満州事変以降わが国貿易は急速に発展していったのであるが、それは同時に欧米主要諸国の旧来の市場に外から割り込むことでもあつたのである。それはこの時期における世界の貿易額が全体でなお低下をたどっており、欧米諸国についても減退ないし停滞状態にあるのに反して、ひとりわが国のみ一九二九年の水準を突破して増大していることで知られる。世界中の貿易が沈滞しているとき、わが国のみが例外的発展を示したことは世界資本主義諸国の恐怖の的となつて、ここに日本の輸出増進はソーシャル・ダンピングのためであるという非難が生じ、これら諸国をして競つて日貨防遏策を講じさせることにもなつた。

(1) さきに本文に引用した『満州事変以後の財政金融史』では、右のソーシャル・ダンピングの非難をある程度は認ずるものであるが、これに対しては当時多くの反論がなされている。たとえば、『日本経

済年報』(第十六輯二五五ページ)は次のように記述している。「無論、現在我が国の労働条件が英国其他先進国のそれらに比して劣悪であることは、何も改まつて両国の実質賃銀を比較する迄もないことである。が、然しその程度は必ずしも我が輸出をかくも増進せしめたほど甚しいとは考へられない。若し事実さうであつたならば我が輸出は再禁止前に於ても、又恐慌前に於ても、現在の如く徹底的に外国品を圧倒して居なければならぬ筈である。かくて、我国最近の輸出増進はより大なる二つのモメント—合理化の徹底と為替の下落—の結果である、実質賃銀の低廉はその一小原因とみられる。過去の不況期に於て不断に進行した機械化、合理化の過程は、技術の驚くべき進歩と相俟つて生産力の異常なる増加を齎し、賃銀、俸給、手当、租税、金利等の単位当りコストを著しく低めた。ここに我が輸出品の海外競争力は非常な増大を遂げ、折柄の円価低落に助長されてそれが益々顕著となつたのである。」

なお、右の列国による邦品圧迫の激化はわが国内事情の変化とも相まって、やがて日本貿易進展の限界を画することとなつた。これが十年以降の貿易停滞のきざしとなつて現われるが、この間の事情について、前掲『財政金融史』は次のように説明している。

「為替管理はインフレーションを止め得なかつた。そしてインフレの進展につれ労働条件の右の如き固定はもとより不可となつた。すなわち、農産物の値騰りによつて農村の過剰人口は相対的に減退し、折柄無理押しに軍需産業を建設したためこの方面に人手を取られたので、輸産産業においても労働力が次第に不足を告げて来た。その上、国内物価は漸騰し出して社会不安なしには賃金を引下げ得なくなつた。しかも、後述の如き邦品に対する関税障壁、その他の通商障害はますます高められ、世界的物価高によつて原料の輸入採算は騰つた。」

原料ストックは喰い尽され遊休施設はフルに動員された。こういう諸事情と競合したので輸出伸力の鈍化は避け難いところとなつた。十年以後貿易が停滞し出した主因はここに胚胎している。」(一五二〜三ページ)

二 貿易内容の変化

1 商品別構成上の変化

金輸出再禁止以後の日本経済は、昭和恐慌期の徹底的な産業合理化の過程を経て、従来の半製品工業から全製品工業への、また粗製品工業から精製品工業への転化を決定的に推し進めると同時に、他方では満州事变を契機とし、軍需を動因とする重化学工業の飛躍的發展があり、産業構成は軽工業から重工業への一部編成替をおこなつていった。この過程は日本貿易における商品別構成の変化としても多かれ少なかれ反映している。

まず輸出について、日本貿易が大体恐慌前の水準に達した昭和九年において輸出額一千万円をこえた主要輸出品をとってみると、それは綿織物以下二十五品目である。その内訳は、繊維関係品八品目(綿織物、生糸、人絹織物、絹織物、メリヤス製品、毛織物、綿織糸、人絹糸)を筆頭に、重化学工業関係品七品目(機械および同部分品、鉄、車輛および同部分品、鉄製品、紙類、ガラスおよび同製品、石炭)、雑品七品目(陶磁器、植物油、玩具、木材、履物、帽子、ランプおよび同部分品)および食料品三品目(罐詰食料品、精糖、小麦粉)である。

右の内容をさきの昭和三、四年当時の状態と比較すると、その間に多くの差異が認められる。¹⁾ 繊維関係品では、

第三十七表 主要輸出品価額の推移 (単位 百万円)

品 目	昭和4年		6		9		11	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
綿織物	413	19.2	199	17.3	492	22.7	484	18.3
生糸	781	36.3	355	31.0	229	13.2	394	14.9
人絹織物	—	—	40	3.5	114	5.2	149	5.7
機械及同部分品	14	0.6	14	1.2	58	2.7	82	3.1
鉄	5	0.2	7	0.6	53	2.4	76	2.9
罐詰食料品	26	1.2	19	1.7	50	2.3	71	2.7
絹織物	150*	7.0	43	3.8	76	3.6	68	2.6
車輛及同部分品	13	0.6	8	0.7	47	2.2	59	2.2
メリヤス製品	37	1.7	21	1.8	48	2.2	50	1.9
毛織物	4	0.2	1	0.1	30	1.4	46	1.7
陶磁器	37	1.7	19	1.7	42	1.9	43	1.6
鉄製品	15	0.7	10	0.9	35	1.6	40	1.5
綿織糸	27	1.2	9	0.7	24	1.1	38	1.5
植物油	7	0.3	4	0.3	12	0.6	37	1.4
玩具	14	0.6	10	0.9	30	1.4	37	1.4
人絹糸	0.2	—	2	0.2	22	1.1	29	1.1
紙類	26	1.2	21	1.8	21	1.0	28	1.1
硝子及同製品	13	0.6	7	0.6	20	0.9	26	1.0
木材	21	1.0	10	0.9	24	1.1	25	0.9
精糖	30	1.4	15	1.3	14	0.6	21	0.8
履物	15	0.7	18	1.5	22	1.0	20	0.8
帽子	18	0.8	11	0.9	18	0.8	20	0.7
ランプ及同部分品	10	0.4	8	0.7	16	0.7	19	0.7
小麦粉	27	1.2	10	0.9	29	1.3	18	0.7
石炭	23	1.1	15	1.3	10	0.4	10	0.4

備考：前掲『満州事变以後の財政金融史』154ページによる。

* 人絹織物を含む。

さきにもみられた屑糸および真綿が消えたが、人絹織物、毛織物、人絹糸が登場し、六品目から八品目に増加した。なかでも新登場の人絹織物が昭和九年以降一億円をこえる一大輸出品となり、また毛織物、人絹糸が、前者が三千万円、後者が二千万円をこえて増進し、絹織物、メリヤス製品に続く主要輸出品となったことは、繊維工業の発達にともなう多様化を示すものとして注目される。旧来の輸出品中メリヤス製品は着実な増加ぶりで、九年には四年の水準をこえ、十一年には五千万円に達し、また長らく委縮を続けた綿糸も、十年以降綿織物に対する各国の防遏が強まるとともに、これに代って輸出されることになった、やや回復に向かったが、絹織物は依然衰退を続け、四年の一億五千万円は九年の七千六百万円と半減し、さらに縮小した。しかしながら、生糸は依然として綿織物とともに主要輸出品中でも群を抜いた存在であり、両者合計の輸出総額中に占める割合は、九年には三五・九%、十一年には三三・二%に上り、一貫して日本輸出貿易の大宗たることを示している。その他の商品では、人絹織物の急速な台頭があったとはいえ、十一年当時いまだ六%にも達せず、それ以外のものはいずれも四%以下にとどまっていたのである。しかしその割合は昭和五年以来に縮小の傾向にあって、昭和三年当時の五五%という絶対的地位を完全に失ってしまった。それは五年以降生糸の輸出が米國財界の不況と人絹糸の圧迫によって全く伸び悩んでしまったからであった。昭和九年における生糸輸出額は昭和四年当時の半額にも達せず、十一年に至ってようやく半額の三億九千万円程度であった。生糸のこの衰退に反して、綿織物は金輸出再禁止以後一段の飛躍をとり、生糸に代って首位に立ち、日本を代表する商品となった。低賃金と低為替の波に乗っ

て、日本綿布の輸出高は昭和六年から十一年の間に二億円未滿から五億円弱に激増し、その輸出先もほとんど世界市場全域に及び、従来イギリスの独占市場であったインドにおいてすら昭和八年には英国綿布をしのぐ勢いを示し、世界に対する輸出量においても英国の伝統的地位をくつがえして第一位を占めるに至った。この世界進出はランカシア綿業資本を恐怖させ、「黄禍」の防遏対策としてスターリング・ブロックの強化をひき起すことにもなったのであった。それはともかく、綿織物は昭和九年には全輸出の二三%近くを占めて、同年一三%強の生糸を抜くに至ったのであるが、これは日本軽工業の中心が半製品工業たる蚕糸業から全製品工業たる織物工業に移ったことを意味し、注目に値する。ただ、綿織物のこの発展も生糸の不振を補いうるほどに大きなものではな

く、しかも昭和十年以後は通商障害の激化にあってやや停滞を免れなかったため、綿織物および生糸と他の商品との懸隔が徐々に縮小することになった。

(1) 昭和三年については『大日本帝国統計年鑑』により作成し、昭和九年の主要輸出品目については三菱経済研究所『日本の産業と貿易発展』五六四ページの表(ただし表中シャツとメリヤス靴下が別個に扱われているが、便宜上メリヤス製品に修正した)、またその価額および比率については『満州事変以後の財政金融史』一五四ページの表によっているため、直接の対比は正確には困難であるが、この両者間

第三十八表 日英綿布輸出量比較
(単位 千平方碼)

	日 本	英 国
1929年	1,790,560	3,671,587
1930	1,571,825	2,406,667
1931	1,413,780	1,716,342
1932	2,031,722	2,197,471
1933	2,090,228	2,031,231
1934	2,577,233	1,993,520
1935	2,725,109	1,949,112

備考：『内外綿業年鑑』による(『経済五十年』204ページから)。

に共通な昭和四年についての個々の商品の数字が全く一致しているのも、この対比も大体において許されるであろう。
この点は主要輸入品についても同様。

重化学工業関係では、さきの五品目に鉄と車輛および同部分品が加わって七品目とその数を増し、同時にその占める割合も三年の四・五％から九年の一・二％に増進した。石炭が同期間に半分以下に激減してようやく一千万円を維持し、紙類が大体同額にとどまったほかは、すべて急激な増加を示して、輸出増加の中心となっている。昭和四年の数字を十一年の数字と対比すれば、鉄の価額は十五・二倍と最もいちじるしい増率を示し、次いで機械の五・九倍、車輛の四・五倍、鉄製品の二・七倍、ガラスの二倍となっている。その結果、総輸出額中に占める割合も、それぞれ順に、〇・二〇二・九％、〇・六〇三・一％、〇・六〇二・二％、〇・七〇一・五％、〇・六〇一％へとその地位を高めている。以上のような重化学工業関係の様に激しい増大が、日本資本主義の重工業段階への移行を意味することはもちろんである。雑品もまた重化学工業関係品に比しては増率において明らかに劣るが、確実な増進をみた。そのすべてが、昭和九年には四年の水準またはそれ以上の額に達し、品目数も新たに植物油、履物、ランプおよび同部分品が加わって七品目と増加した。四年から十一年の間における増率の最もいちじるしいのは植物油の五・三倍、玩具の二・六倍、ランプの一・九倍であり、その他は一・一・三倍程度であった。こうした雑品輸出の増進は中小雑品輸出工業の隆盛を物語るものである。食料品では、罐擧詰食料品が四年の二千六百万円から九年五千万円、十一年七千万円へと二倍ないし二・七倍、ウエイトも一％台

から三％近くに激増しており、小麦粉は大体四年の水準を保ったが、精糖は半減し、水産物、製茶、豆類は一千万円を割って姿を消した。

以上主要輸出品別構成の考察を要約すれば、再禁止後の日本輸出入貿易も依然として繊維品を中心とするものがあるが、重化学工業品の飛躍的増進と雑品輸出の旺盛にあつてその間の懸隔がいちじるしくせまされたということである。これは輸出貿易全体の傾向としても明らかに看取される。輸出総額を繊維製品、重化学工業品、食料品およびその他の四項目に分けてその変化をみるに、繊維製品は昭和九、十一年に六〇％前後を占めて、なお圧倒的地位にあるが、四年当時の七二％に比すれば一〇％以上の低位にあり、しかもなおその割合を減する傾向にある。これに反して、重化学工業品は九、十一年当時絶対額からいって四年の二〇二・七倍、割合からいっても二倍前後の躍進ぶりを示し、その他商品も絶対額、割合ともに増加傾向をみせている。食料品は、絶対額は増加しているが、率ではほとんど停滞している。

こうしてこの時期の輸出入貿易においては、従来繊維品に集中していた割合が各種間に分散化する傾向にあるといえるが、このことは、従来の少数主要品への偏倚から多数品目への分散化の傾向として看取される。それは輸出総額中に占める主要二十五品目の割合が年々減少した（昭和四年当時の七九・九％が十一年の七一・六％へ八・三％の減少）ことにも現われている。

次いで、同じく昭和九年に輸入額一千万円をこえた主要輸入品をとってみると、次の二十八品目となる。筆頭

第四十表 主要輸入品価額の推移 (単位 百万円)

品目	昭和4年		6		9		11	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
実綿及緑綿	573	25.9	296	24.0	731	32.0	851	30.7
羊毛	102	4.6	86	7.0	187	8.2	201	7.3
鉄	160	7.2	48	3.9	172	7.5	192	7.0
豆油類	93	4.2	86	7.0	124	5.5	183	6.6
生ゴム	34	1.5	13	1.1	57	2.5	73	2.7
パルプ	14	0.6	12	1.0	44	1.9	67	2.4
木材	89	4.0	43	3.5	40	1.8	56	2.0
鉄	26	1.2	15	1.2	28	1.2	51	1.9
石炭	43	1.9	28	2.3	47	2.1	51	1.9
肥料	96	4.4	48	3.9	45	2.0	44	1.6
採油用種子	30	1.4	14	1.2	24	1.1	43	1.6
銅	6	0.3	0.8	0.1	28	1.2	36	1.3
粗製硫酸アンモニウム	48	2.2	16	1.3	14	0.6	34	1.2
小麦	71	3.2	33	2.7	41	1.9	34	1.2
自動車部品	24	1.1	13	1.1	29	1.3	34	1.2
鉛	15	0.7	8	0.7	18	0.8	27	1.0
皮類	13	0.6	7	0.5	16	0.7	24	0.9
燐鉱石	14	0.6	7	0.5	17	0.7	22	0.8
金属工及木工機械	6	0.3	3	0.3	21	0.9	19	0.7
内燃機関	18	0.8	11	0.9	21	0.9	14	0.5
アルミニウム	11	0.5	3	0.3	13	0.6	13	0.5
飼料	12	0.6	12	1.0	31	—	9	0.3

備考：『満州事变以後の財政金融史』156ページによる。

パルプ、鉄、銅、鉛、アルミなど原材料の輸入の激増が明白に看取され、これと関連して、輸入機械の重点が紡績機械から内燃機関、金属、木工機械に移ってきたことも知られる。すなわち、繊維原料たる綿花と羊毛の輸入額合計は四年に六億七千五百万円、三〇・五%であったのが、九年には九億一千八百

第三十九表 輸出品目構成の変化 (単位 百万円)

品目	昭和4年		6		9		11	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
輸出総額	2,149	(100.0)	1,147	(100.0)	2,172	(100.0)	2,693	(100.0)
繊維製品	1,549	(72.0)	758	(66.1)	1,310	(60.3)	1,570	(58.3)
重化学工業品	199	(9.2)	137	(11.9)	384	(17.8)	535	(19.9)
{ 鉄・金属類	90	(4.2)	67	(5.8)	158	(7.3)	204	(7.6)
{ 機械類	39	(1.8)	30	(2.6)	125	(5.8)	175	(6.5)
{ 化学品類	70	(3.2)	40	(3.5)	101	(4.7)	156	(5.8)
食料品	161	(7.5)	103	(9.0)	173	(8.0)	205	(7.6)
その他	240	(11.3)	149	(13.0)	305	(13.9)	383	(14.2)

備考：向坂逸郎『経済五十年』202~3ページの表により作成。

は依然綿花で、昭和七年以来年々輸入総額の三割をこえ、実績でも九年には七億円、十一年には実に八億五千万円をこえている。これに続いては、九年中一億円をこえた羊毛、鉄、鉄油があり、以上四品目で総額の五〇%以上を占めている。ついで四千万円から六千万円内外の生ゴム、豆類、石炭、肥料、パルプ、小麦、木材、二千万円をこえた飼料、自動車および部分品、銅、鉄、採油用種子、金属工および木工機械、内燃機関、最後に一千万円台の鉛、燐鉱石、皮類、錫、大麻、黄麻およびマニラヘンプ、食塩、粗製硫酸、綿糸、アルミニウム、鹹魚となっている¹⁾。

(1) 『日本の産業と貿易の発展』五八五ページ「主要商品別輸入高表」から。

これら主要輸入品について、さきの昭和三、四年当時と対比すると、品目の分類方法あるいは原統計の相違があつて厳密にはいいえないが、それにしても、いくつかの顕著な変化を認めることができる。

一、綿織物、毛織物輸出の旺盛にもとづく繊維品原料たる綿花および羊毛、そして重化学工業の発展に対応した鉄、鉄油、生ゴム、

万円、四二%と価額、割合ともかなりの伸長を示し、また重化学工業原料八品目についても、この間三億五千九百万円、一六・二%から四億八千四百万円、二一・二%に急増した。また昭和九年においては機械の項目は消えて、金属、木工機械、内燃機関の品目が新たに登場した。

二、右に反して内地毛織物工業、硫安工業、化学工業等の発達にともなって、毛織物および毛織糸、油槽、硫安、紙類、苛性曹達および曹達灰の減少がみられた。すなわち硫安を除いては、昭和九年当時一千万円をこえたものはなくなり、硫安そのものも激減傾向にある。また肥料全体としても半減している。

三、さらにこの間の食料品輸入の減退はいちじるしい。豆類は九年においても五千万円をこえており、それほどの減少を示していないが、小麦は四年の七千万円から四割以上三千万円を減じて四千万円となり、昭和三年六千五百万円、三千四百万円をそれぞれ記録した砂糖と米および粃はその姿を消している。

以上を総合して、主要輸入品については、繊維原料ならびに重化学工業品、とくにその原料における増加がいちじるしく、それらへの集中化傾向にあり、反対に完成品あるいは食料品およびその他雑品の比率は相対的に減退しているということができる。いま主要二十八輸入品中の二十三品目(表参照)についてみるに、そのほとんどが原料品であり、原料品以外では食料品たる豆類、小麦と、機械類の自動車および部分品、内燃機関、金属工および木工機械の五品目にすぎず、昭和十一年における輸入総額中、主要輸入原料品の輸入は七一%に達しているが、原料品以外のそれは六・六%にすぎない。しかも昭和四年にはそれぞれ六二・四%および九%であったから

第四十一表 輸入品目構成の変化 (単位 百万円)

品 目	昭和4年	6	9	11
輸入総額	2,126(100.0)	1,236(100.0)	2,283(100.0)	2,764(100.0)
繊維原料	706(33.2)	391(32.1)	947(41.5)	1,093(39.5)
重化学工業品	801(37.7)	407(33.1)	897(39.2)	1,083(39.1)
{ 珪・珪油	{ 161(7.6)	{ 128(10.4)	{ 204(8.9)	{ 297(10.7)
{ 鉍・金属類	{ 270(12.7)	{ 102(8.3)	{ 316(13.8)	{ 412(14.9)
{ 機械類	{ 187*(8.8)	{ 81(6.6)	{ 144(6.3)	{ 154(5.5)
{ 化学品類	{ 183(8.6)	{ 96(7.8)	{ 233(10.2)	{ 220(8.0)
食糧	302(14.2)	172(13.9)	197(8.6)	276(10.0)
その他	317(14.9)	266(20.9)	242(10.7)	312(11.4)

備考：前掲『経済五十年』205～6ページの表により作成。* 車輛および船舶を含む。

第四十二表 内地輸出入品類別価額の変化 (単位 百万円)

類別 年次	食料品	原料品	原料用製品	全製品	雑品
	%	%	%	%	%
輸出					
昭和4年	160(7.6)	89(4.2)	884(42.0)	937(44.6)	34(1.6)
7	104(7.6)	51(3.7)	486(35.6)	701(51.3)	24(1.7)
8	158(8.6)	74(4.0)	539(29.4)	1,032(56.3)	30(1.7)
9	172(8.0)	96(4.5)	499(23.3)	1,346(62.9)	27(1.3)
10	197(8.0)	110(4.5)	672(27.3)	1,451(59.0)	29(1.2)
11	204(7.7)	127(4.8)	716(27.1)	1,563(59.2)	31(1.2)
輸入					
昭和4年	271(12.3)	1,224(55.3)	355(16.1)	346(15.6)	17(0.8)
7	161(11.3)	839(58.8)	201(14.1)	220(15.4)	7(0.5)
8	173(9.1)	1,181(61.8)	329(17.2)	220(11.5)	9(0.5)
9	174(7.7)	1,414(62.1)	416(18.3)	263(11.5)	10(0.5)
10	193(7.8)	1,508(61.2)	469(19.0)	286(11.6)	11(0.4)
11	231(8.4)	1,738(63.1)	477(17.3)	294(10.7)	14(0.5)

備考：前掲『金融事項参考書』による。

第四十三表 全製品輸出の品目別構成

	総額*	繊維工業品	重工業品*	化学工業品	その他雑品
金額 (百万円)					
昭和 4年	942	681	63	73	125
6	540	355	49	51	85
7	712	493	63	54	102
8	1,066	690	136	88	152
9	1,397	900	225	96	176
構成比率 (%)					
昭和 4年	100.0	72.3	6.6	7.7	13.3
6	100.0	65.8	9.1	9.4	15.7
7	100.0	69.3	8.9	7.6	14.3
8	100.0	64.7	12.7	8.3	14.2
9	100.0	64.5	16.1	6.8	12.6
増減率 (指数=昭和4年基準)					
昭和 4年	100	100	100	100	100
6	57.3	52.2	78.4	69.5	67.6
7	75.6	72.4	100.9	74.4	81.0
8	113.1	101.3	216.5	121.2	120.9
9	148.2	132.1	359.6	130.9	140.1

備考：前掲『日本の産業と貿易の発展』554ページの表により作成。*は鋼材を加算す。

前者は年々増加傾向にあり、後者は減少傾向にあるのである。さらに右の主要輸出品の総輸入に対する割合が、輸出の場合とは反対にしだいに増大し、わが国の輸入は主要品目に集中する傾向を示していることが看取される。そしてこの傾向は日本の工業化の進展を物語るものといふことができよう。

この傾向は輸出品全体についてみてももちろん妥当する。そ

こでも繊維原料、重化学工業品とくに原料の増加が輸入増加を結果せしめており、食料およびその他の輸入は停滞しており、十一年に至っても四年度の水準を回復していないのである。

右の主要輸出入品の趨勢から進んで類別構成をみよう。昭和七年から十一年にかけて輸出貿易の飛躍的増大を

原料品輸出中の繊維品 (単位 百万円)

	昭和 4年	6年	7年	8年	9年	10年	11年
原料用製品輸出*	884	423	486	539	499	672	716
(右の内繊維品)	817	371	419	430	359	486	509
(%)	(92.4)	(87.8)	(86.1)	(79.8)	(72.0)	(72.2)	(71.0)

備考：前掲『満州事変以後の財政金融史』159ページの表により作成。

* 鋼材を含む。

もたらした要素は、まさに全製品輸出の激増にあった。全製品輸出は昭和四年の九億円台を八年には突破して、すでに十億円台となり、十一年にはついに十五億六千万円に達している。この間比率においても四年の四四・六%から、七年には五〇%、九年には六〇%をこえて、完全に輸出の大勢を支配するものとなった。これはこの時期における輸出貿易の中心が綿製品を初めとする織物輸出に移行したことを示すものであるが、それは同時に重工業製品のめざましい進出による結果でもあった。そこで全製品中繊維工業品はそれ自身かなり急速な増加をみたけれども、重工業品の増加率ははるかに高くその割合は相対的に低下を続けている。これに反して、従来全製品輸出と肩を並べ、むしろそれをしのいできた原料用製品輸出は、生糸輸出の顕著な減少にあって、金額上では漸増の傾向にあるといえ、全製品輸出の激増に比して停滞ないし委縮の傾向にあるのであって、九年以降全製品の半額にも満たない地位に転落した。原料品輸出は着実に増加したが、相対的比率ではさほど伸びを示さず、結局、原料関係の輸出は全体として相対的にその地位を後退したのであった。

(1) その結果、原料用製品中の繊維品の割合は上表のように低下した。

食料品輸出もまた着実な増加ぶりを示し、九年には四年の水準をこえ、十一年には二億円に達したが、相対的割合ではほとんど変化はなく終った。金額増加の内容の大部分は英米向けの籐壘詰、満関向けの小麦粉であった。

他方、輸入貿易増加の主たる担い手は原料品に次いで原料用製品であって、全製品および食料品輸入はいずれも十一年現在四年の水準を抜くに至らなかった。原料品輸入は昭和四年にすでに輸入総額の五五%以上を占めていたが、八年以降六〇%をこえる圧倒的地位に達した。これに原料用製品の一七〜一九%内外を加えれば八〇%の多数に上る。昭和九年についていえば、原料品中の六八%が綿花、羊毛等の繊維原料であり、しかもその重要性は逐年増加の傾向にある¹⁾。原料用製品中にも一〇%内外の繊維品がある。繊維品以外の原料品輸入では、わが国産業に不可欠の基礎原料たる原油、重油、石炭、鉄等の増加がいちじるしく、原料用製品中でも、パルプ、鉄鋼、その他金属、化学工業品の激増がある。以上要するに、輸入増加の要因は繊維原材料の激増に主として負うものであるといえる。

(1) 前掲『日本の産業と貿易の発展』五五二ページの表による。

全製品輸入、食料品輸入は昭和十一年においても四年の水準を回復しえず、またその間比率も一五・六%から一〇・七%へ、および一二・三%から八・四%へと、いずれも明白に委縮の傾向にある。だが、逆に昭和七年を基準とするならば、金額上の緩慢な増加がみられる。その要因は全製品輸入では金属製品、機械類、車輛などの重工業品の漸増があったからである。これは満州事変後の重工業化とその海外依存の事実を示すといえよう。そ

の他化学工業品、繊維製品はいずれも減少している。食料品輸入では、むしろ原料といえる豆類、小麦などの粗製品輸入に集中していったのである。

以上を総合して、満州事変以後の日本貿易の変化過程は、輸出においては原料用製品の割合を減じて、全製品が増加し、輸入においては原料ないし原料用製品の増加に対して全製品の割合の減少が急激に進み、昭和九年以降全製品輸出と原料および原料用製品輸入はそれぞれ六〇%および八〇%に達した。しかもこれが綿製品輸出、綿花輸入を中枢としておこなわれた点を考慮すれば、まさにそれは軽工業化の完成を意味するものであったといえる。他方、右の過程では、同時に軽工業完成による対外金融力の利用による重工業資材の輸入がおこなわれ、

第四十四表 原料品及原料用製品輸入の内繊維品の占める割合 (単位 百万円)

原料品	総額	繊維品(%)
昭和 4年	1,224	710 (58.0)
6	684	402 (58.8)
7	839	558 (66.5)
8	1,181	802 (67.9)
9	1,400	952 (68.0)
原料用製品	総額*	繊維品(%)
昭和 4年	355	30 (8.4)
6	181	35 (19.4)
7	201	20 (10.1)
8	329	32 (9.7)
9	416	41 (9.9)

備考：* は鋼材を控除せず。

第四十五表 金属製品、機械、車輛の輸入 (単位 百万円)

年次	全製品輸入総額	金属製品、機械車輛
		輸入額* (%)
昭和 4年	346	203 (59)
6	198	90 (45)
7	220	99 (45)
8	220	111 (50)
9	276	149 (54)
10	286	165 (58)
11	294	160 (54)

備考：『満州事変以後の財政金融史』

160ページの表により作成。

* 時計類を除く。

第四十六表 全製品輸入の品目別構成

年次	総額	織維工業品	*重工業品	化学工業品	その他雑
金額（百万円）					
昭和 4年	447	37	306	86	18
6	226	18	119	71	17
7	255	19	136	77	22
8	274	15	177	69	13
9	347	11	233	67	45
構成比率（%）					
昭和 4年	100	8.3	68.4	19.3	4.0
6	100	8.1	52.6	31.7	7.6
7	100	7.5	53.4	30.3	8.8
8	100	5.6	64.5	25.3	4.6
9	100	3.2	64.3	19.4	13.0
指数 = (昭和4年基準)					
昭和 4年	100	100	100	100	100
6	50.6	49.8	38.8	83.0	95.1
7	57.0	51.7	44.3	89.6	123.5
8	61.3	41.4	58.0	80.7	70.3
9	52.5	29.8	73.1	78.3	219.9

備考：『満州事変以後の財政金融史』160ページの表により作成。* 鋼材を加算す。

済の後進国との通商関係がいつそうの緊密度を加えたことである。

いま市場分布を州別にみるに、輸出市場として最大なものはアジアである。アジア向け輸出は昭和四年には輸出総額に対する割合四二・六%で、北アメリカに次ぐ地位にあったが、以来躍進し、八年以降五〇%をこえる支

配的地位を確保した。これに反して、かつて最大の輸出市場であった北アメリカはいちじるしく衰退し、昭和九年には四四・一%から一八・八%へ低下した。アフリカ、中南米、大洋州など工業未発達諸国に対しては驚異的増進がみられた。これらの地域への輸出の割合は昭和四年にはわずかに六・四%にすぎなかったが、九年には一六・九%の重要性をうるに至っている。これに対し、ヨーロッパ工業諸国への輸出は漸次増大しているとはいえ、相対的には停滞の状態にある。

他方、輸入においては、依然アジア、北米、ヨーロッパが重要な相手国の地位にあるが、主として全製品供給の立場にあるヨーロッパの地位は漸落した。他面、一時急激な減退をみたアジアが昭和十一年までにはほぼ旧地位を回復し、北米は十年以後減少に向かったが、なお昭和四、六年当時の水準はこえており、大洋州、アフリカなど明白に急増を示しているから、主として原料供給の地位にある諸国からの輸入は増勢にあるといえる¹⁾。

(1) 以上の点を端的に示すものとして、農工業別貿易分布の推移がある。すなわちごく大体的にいつて、わが国にとって全製品輸出、原料品輸入の相手国とみられる農工業の貿易上に占める地位が、昭和四年当時のお工業国に比して低位にあったのが、九年には輸出それぞれ五六・二、五一・六%を占めて、工業国の二八・六%および四五・七%を完全に圧倒し去ったのである(次ページの表参照)。

かくして、昭和四年当時、貿易総額に対して、アジア四一%、北米三八%、両者合計約八〇%を示し、ヨーロッパが一三%、中南米、アフリカ、大洋州は合わせて八%にも達せぬといった分布状態は、七年以降の変化に

第四十七表 州別貿易分布の推移 (単位 百万円)

		アジア	ヨーロッパ	北アメリカ	中南アメリカ アフリカ 大洋洲
輸 出	昭和 4年	915(42.6)%	147(6.9)%	948(44.1)%	139(6.4)%
	6	505(44.0)	104(9.1)	439(38.3)	99(8.6)
	7	678(48.1)	126(8.9)	454(32.2)	151(10.7)
	8	931(50.0)	182(9.8)	499(26.8)	248(13.4)
	9	1,170(53.8)	228(10.5)	408(18.8)	366(16.9)
	10	1,304(52.2)	263(10.5)	543(21.7)	388(15.4)
輸 入	昭和 4年	858(38.6)	420(18.9)	724(32.7)	196(8.8)
	6	494(40.0)	200(16.2)	378(30.6)	142(11.6)
	7	451(31.5)	225(15.7)	594(38.4)	173(12.0)
	8	659(34.3)	283(14.8)	668(34.8)	272(14.2)
	9	812(35.6)	296(13.0)	823(36.1)	319(13.9)
	10	869(35.2)	352(14.2)	862(34.9)	369(14.9)
合 計	昭和 4年	1,773(41.0)	567(13.0)	1,672(38.0)	335(7.7)
	6	999(42.2)	304(12.9)	817(34.4)	241(10.1)
	7	1,129(39.6)	351(12.3)	1,048(36.7)	324(11.2)
	8	1,590(42.5)	465(12.4)	1,167(29.7)	520(14.4)
	9	1,982(44.5)	524(11.8)	1,231(27.9)	685(15.3)
	10	2,173(43.8)	615(12.4)	1,405(28.3)	757(15.2)
11	2,440(44.7)	629(11.5)	1,529(28.0)	857(15.6)	

はいえ、全体としてはめざましい進出をとげて、大いにその重要性を加えたのであった。新市場全体の輸出総額中に占める割合はいちじるしく増進し、四年の四・八%から九年の一六%に進出をみた。

さらに進んで国別貿易において、(一)、満州事変以来、同国が日本の完全な独占市場となったこと、(二)、為替低落の波に乗り織維製品、雑貨などがアジア各地へ驚異的な躍進をとげ

農工業国別貿易分布 (単位 百万円)

	輸 出				輸 入			
	農業国(1)		工業国(2)		農業国		工業国	
昭和4年	910	42.4%	1,053	49.0%	974	44.0%	1,056	47.7%
5	695	47.3	623	42.4	702	45.4	707	45.7
6	519	45.2	519	45.2	595	48.1	529	42.8
7	702	49.8	561	39.9	594	41.5	726	50.7
8	947	50.8	663	36.0	974	50.8	886	46.2
9	1,220	56.2	613	28.6	1,178	51.6	1,043	45.7

備考：前掲『日本の産業と貿易の発展』562ページによる。

(1)=農業国 下記工業国を除く残余の全部。ただし関東州、香港、アデンを含まず（昭和4年分にはアデンを含む）。

(2)=工業国 イギリス、フランス、ドイツ、ベルギー、イタリア、スイス、オーストリア、チェッコ、オランダ、スエーデン、ノルウェー、アメリカ。

よって次のようになった。すなわち、十一年にはアジアはやや進出して四四・七%に達し、北米は相対的に縮小して二八%、ヨーロッパも同じく一一・五%と低落し、中南米、アフリカ、大洋州の合計は一五・六%に躍進した。

わが貿易とくに輸出貿易の地域的分布における変遷の結果は、かくてヨーロッパおよび北アメリカの相対的地位の減退とアジア、アフリカおよび中南米の地位向上であつたが、このうちアジアについてさらにみれば、この向上が主として西部アジア（イラン以西の中近東諸国）のところにいちじるしい躍進に負うものであることがわかる。

すなわち、昭和九年の輸出額を四年と比較すると、西部アジア向けは四・四倍、アフリカ三倍強、中南米三・五倍の驚くべき増加を示した。つまりこれら新市場に対する輸出額は、各個別にはまだ零細なるものとどまると

第四十九表 主要国別輸出入価額対照表

(単位 百万円)

国 別	昭和4年	10	国 別	昭和4年	10年
輸出			南ア聯邦	13	33
満洲国	124	{126	仏領モロッコ	—	19
関東州		300	オーストラリア	44	75
中華民国	347	149	ニュージーランド	4	11
露領アジア	15	26	輸入		
香港	61	50	満洲国	166	{191
シヤム	11	40	関東州		26
海峽植民地	28	49	中華民国	210	134
英領インド	198	{276	仏領インドシナ	10	15
セイロン	—	12	英領マライ	—	28
セイラン	—	22	海峽植民地	42	41
シリア	—	12	英領インド	288	306
アデン	—	13	フィリピン	18	24
アフリピンド	31	48	蘭領インド	77	78
蘭領インド	87	158	イギリス	153	82
イギリス	63	119	フランス	26	20
フランス	44	42	ドイツ	157	121
ドイツ	13	27	スイス	18	13
ベルギー	3	15	ベルギー	16	25
オランダ	7	18	ロシア	3	15
アメリカ	914	535	スエデン	11	23
アルゼンチン	9	29	ノルウェー	5	20
エジプト	31	54	アメリカ	654	810
スーダン	—	13	カナダ	69	53
ケニヤ	—	25	オーストラリア	133	235
ウガンダ	—	—	エジプト	26	51
モザンビーク	—	11			

備考：朝日新聞経済部『昭和財界史』166ページによる。一千万円以上の諸国のみ。

第四十八表 輸出貿易における新旧市場の対照 (%)

	昭和4年	6	8	9
新市場計	4.8	7.7	11.6	16.0
旧市場計	95.2	92.3	88.4	84.0

備考：前掲『日本の産業と貿易の発展』558ページによる。新市場とは西部アジア、中南米およびアフリカの合計。

貿易額の合計は日本貿易総額の七〇〜八〇%の圧倒的優位を占めていたからである。けだし、右三ブロックとの貿易が不振であった昭和六年でさえ三七%をこえていたが、七年以降急減して九年には一八・四%にまで委縮した。その後十、十一年とやや回復したとはいえ、なお二一・二%にとどまっている。この激しい衰退が、対米輸出の八割を占めた生糸輸出額の激減にもとづくものであったことは明らかである。対米生糸輸出数量は、昭和

(2) 『満州事変以後の財政金融史』による。

まず対米国貿易についてみると、対米輸出金額は金解禁前にはつねにわが輸出総額の四二%前後、アメリカとの貿易が不振であった昭和六年でさえ三七%をこえていたが、七年以降急減して九年には一八・四%にまで委縮した。その後十、十一年とやや回復したとはいえ、なお二一・二%にとどまっている。この激しい衰退が、対米輸出の八割を占めた生糸輸出額の激減にもとづくものであったことは明らかである。対米生糸輸出数量は、昭和

たこと、(三)、中南米、アフリカなどいわゆる新市場が急速に開かれたこと、(四)、日華衝突により従来の大市場たる中国がにわかには委縮したこと、(五)、生糸価格の惨落によってアメリカの地位が低下したこと、(六)、わが工業の発展により全製品を中心とするヨーロッパからの輸入がはばまれたことなど、諸国間の通商取引に消長をもたらす種々の原因があつて、ここにもかなりの変動がみられるのであるが(第四十九表参照)、この変動についての一々の数字的説明は避けて、世界恐慌以来きわめて顕著となつた世界経済のブロック経済化と関連して、満州事変後の日本貿易を決定する三つの経

第五十表 主要ブロック別輸出入表

(単位 百万円, %は対総額比)

年次	輸 出 金 額						輸 入 金 額					
	英 帝 国		米 国		華・満・関		英 帝 国		米 国		華・満・関	
		%		%		%		%		%		%
昭和4	438.7	20.4	914.1	42.5	471.2	21.9	686.9	31.0	654.1	29.5	376.3	17.0
5	339.5	23.1	506.2	34.4	347.6	23.6	449.5	29.1	442.9	28.7	283.1	18.3
6	265.7	23.2	425.3	37.1	221.3	19.2	373.8	30.3	342.3	27.7	235.8	19.0
7	369.8	26.2	445.1	31.6	276.0	19.6	403.5	28.2	509.9	35.6	205.5	14.4
8	461.1	24.8	492.2	26.5	411.4	22.1	592.1	30.9	620.8	32.4	281.5	14.7
9	627.0	28.9	398.9	18.4	621.1	24.0	722.5	31.7	769.4	33.7	311.0	13.6
10	702.6	28.1	535.5	21.4	575.1	23.0	776.4	31.1	809.6	32.7	350.3	14.1
11	719.6	27.2	594.3	22.5	657.8	24.6	927.9	33.7	847.5	30.8	394.2	13.9

備考：『満州事変以後の財政金融史』162ページによる。

四年五千五百万斤に達して以後漸減の傾向にあり、糸価も昭和五、六年の惨落以来大した回復をみなかったからである。他方、米国からの輸入金額は七年以降一貫して増加しており、輸入総額に対する割合においても、再禁止前の三〇%未満から三〇〜三三%台を確保することになり、とくに七年には三五・六%を記録した。この輸入増加はもちろんわが国綿工業の繁栄にもとづく綿花輸入の結果であった。米綿輸入の盛行は、とくに金再禁止直後の貿易伸長期において激しく、対米輸入総額の六〇%をこえ、その後漸減したが、なお五二〜四五%の大きな比率を維持した。しかも同国からの輸入はこのほか、わが国の重工業化に不可欠の鉄鋼、石油、非鉄金属、機械類、自動車などがあり、また軽工業原料としても新興産業として大いに発展した人絹用のパルプ、などもあって、日本経済の対米依存は深まる一方であった。この結果、対米輸出入貿易は従来の出超関係を逆転して、七年には早くも入超となり、九年には三億七千万

円という巨額の入超を記録してしまった。

英帝国ブロックへの輸出は逆に七年以降不断の増進を示し、輸出総額に対する割合もこれまでの二〇〜二三%程度から四・五%ほどの向上をみた。英帝国ブロックはわが国綿製品の主要販路にあたったからである。輸入額についても七年以降金額、割合いずれも増加した。しかしその水準は四〜六年の三〇%前後から十一年の三三・七%への増進であって、輸出水準に比してつねに高位にあり、同ブロックとの貿易じりは、一貫して入超を続けた。輸入における主要品は鉄鉱、銑鉄、鉛、錫、亜鉛、生ゴム、ソーダ類、羊毛、綿花、小麦などで、軽工業、重工業を問わず、広範囲にわたって不可欠な工業原料であるばかりでなく、その各品目についての輸入総額中に占める割合が、上は羊毛の九五%、下の綿花でも四三%に及ぶ高率を占めていたのであって、日本経済の対英帝国依存度は対米以上のものがあつた。

これに反して、対華満貿易の七年以降の増加はそれと平行して急速に出超増加をともなった。だが、同貿易の増大は満洲国建設後の対満貿易の激増にもとづくものであり、出超の増大もその輸出伸長の結果であつた。対中国貿易は、満州事変を契機とする激烈かつ広範囲の排日貨運動が展開された結果いちじるしくその重要性を失つていった。対華満貿易の特徴は、それが輸出貿易を中心とし、いちじるしくわが国にとって出超となつていく点、ならびにその輸出品が繊維品、雑貨であるばかりでなく、この時期に新たに大きく発展したわが重工業の主要販路となつた点である。満洲向けの機械類、鉄、鉄製品、木材、セメントなどの重工業資材の輸出は七年以降

第五十一表 為替決済別貿易分布 (単位 百万円)

	ポンド決済国		ドル決済国		金通貨国		銀通貨国	
	実額	割合	実額	割合	実額	割合	実額	割合
輸出		%		%		%		%
昭和 4年	431.7	(20.1)	996.0	(46.4)	166.9	(7.8)	407.7	(19.0)
5	332.6	(22.6)	572.8	(39.0)	126.7	(8.6)	316.5	(21.5)
6	286.1	(24.9)	471.1	(41.1)	109.1	(9.5)	192.5	(16.8)
7	444.4	(31.5)	490.8	(34.8)	162.1	(11.5)	147.5	(10.5)
8	603.6	(32.4)	556.1	(29.9)	241.3	(13.0)	131.7	(7.1)
9	805.5	(37.1)	517.2	(23.8)	259.0	(11.9)	150.6	(6.9)
輸入								
昭和 4年	712.2	(32.1)	753.5	(34.0)	322.5	(14.6)	210.6	(9.5)
5	482.0	(31.2)	504.2	(32.6)	226.6	(14.7)	162.2	(10.5)
6	382.7	(31.0)	391.5	(31.7)	165.8	(13.4)	146.2	(11.8)
7	425.0	(29.7)	562.1	(39.3)	166.8	(11.7)	78.2	(5.5)
8	648.6	(33.8)	688.3	(35.9)	218.7	(11.4)	115.5	(6.1)
9	791.9	(34.7)	854.5	(37.4)	239.5	(10.5)	121.0	(5.3)

備考：前掲『日本の産業と貿易の発展』561ページによる。

いっせいに増大し、中国向け輸出でも、一般商品輸出が減退したにもかかわらず一貫して増加した。かくて対華満関輸出中重工業資材の占める割合は昭和四年の四〇八%から十一年には二〇%内外に上昇した¹⁾。同地域からの輸入は、中国の綿花、鉄鉱、石炭、皮類など、満州の豆類、油糟、石炭、鉄鉄などを数えることができるが、その重要性は輸出に比してはるかに小さかった。

最後に、右のブロック別貿易と関連して為替決済別に貿易分布をみると、まず輸出については、ポンド決済国の地位の相対的向上とドル決済国の低下が明白に現われている。ドル決済国向け輸出は、円価の低落による中南米向け輸出の激増がありながらも、全体としては米国向けの割合が非常に大きいため、同国向け輸出の委縮がそのまま当

グループに対する輸出割合の委縮となったもので、その割合は四年の四六・四%から九年には二三・八%に半減した。ポンド決済国向け輸出は、七年来の為替下落がとくに英植民地市場への輸出増進をもたらし、八年以来の対英為替安定策が効を奏していっそう好条件となった結果、その輸出総額中に占める割合は、四年の二〇%から九年には三七%に達してドル決済国と地位を交代するに至った。

また金ブロック地域に対する輸出は七年以降増加をみたが、そのデフレ政策の強行にあつて、増加度は為替低落に比してはわずかであり、七・八%から一一・九%への上昇をみたにすぎなかった。他方、銀通貨国(中国および香港)は農業恐慌による疲弊、排日貨運動などの作用により継続的に輸出減退の一途をたどった。

輸入については、金ブロック地域および銀通貨国からの輸入が低減し、ポンドおよびドル・グループはいずれも実額、割合ともに向上している。

第三節 金輸出再禁止後の国際収支の改善と再悪化

金輸出再禁止後のわが国際収支は急速に好転しはじめ、二年目の昭和八年にはついに受取超過を記録したのである。すなわち、昭和七、八年の状態をみるに、貿易勘定は為替の暴落を支柱として輸出貿易が躍進したほか、銀貿易の出超増大もあつて、支払超過は再禁止前に比して半額ないしはそれ以下に減少して六〇八千万円程度に

第五十二表 貿易勘定

(単位 百万円, △入超)

年次	貨物貿易	銀貿易	合計
昭和6年	△140	△1	△141
7	△67	9	△58
8	△85	7	△78
9	△142	13	△129
10	△15	147	132
11	△130	28	△102

備考：『満州事変以後の財政金融史』176, 178ページの表による。

早くも五千六百万円に激減し、八年度には一千百万円の受取超過に転じたのであった。この国際収支の均衡が昭和十年ころに至る為替の低位安定をささえ、そしてそれがまた逆に以後の貿易の伸長を継続せしめたことは明らかである。

しかし国際収支自体は九年度からはふたたび悪化しはじめた。この年の支払超過は一億二千万円に達し、十年にはまた減少して六千万円にとどまったが、十一年度には一億四千万円近くに増大するに至ったのである。すなわち、貿易は引続き膨脹を続けたが、輸出の伸力が鈍化し、輸入の増加がしだいに激しくなったことは前述のとおりであり、貨物貿易における入超がまず増加しはじめたのである。かくて九年には入超額は一億四千万

第五十三表 貿易外収支 (単位 百万円)

収支	昭和4年	6	7	8	9	10	11
經常的収入	608	446	581	692	788	820	888
臨時的収入	368	440	190	294	315	386	678
受取勘定計	976	886	771	986	1,103	1,206	1,566
經常的支払	421	363	479	583	596	642	655
臨時的支払	460	672	290	315	498	757	947
支払勘定計	882	1,035	769	898	1,094	1,399	1,602
經常的収支受払超過	187	83	102	109	192	178	233
臨時的収支受払超過	△92	△232	△100	△21	△183	△371	△269
全受払超過	94	△149	2	88	9	△193	△36

備考：『満州事変以後の財政金融史』176, 179ページの表により作成。

第五十四表 全国際収支尻と經常的国際収支尻との比較

(単位 百万円)

	昭和6年*	7*	8	9	10	11
わが国の全国際収支尻 (貿易尻に貿易外(經常的・ 臨時的)の収支尻総合)	△290	△56	11	△120	△61	△139
貿易尻に貿易外の經常的収支 尻のみを加えた場合 (上記から貿易外臨時的収支 尻を除外)	△58	44	31	63	310	130

備考：『満州事変以後の財政金融史』180ページの表による。

* のカ所は前掲諸表から算入。

円の巨額に達し、十年には一千万円に縮小したものの、十一年にはふたたび一億三千万円に及んだ。そして一九三五年(昭和十年)には米国の銀買入政策の影響で銀の異常な出超があったため、貿易勘定全体では十年のみ一億三千万円の受取超過をみたが、九、十一の兩年にはともに一億円をこえる支払超過であった。とはいえ、この程度の入超額はなお金再禁止以前

第五十五表 貿易外臨時的収支 (単位 百万円)

受 払 勘 定	昭和8年	9	10	11
外人本邦投資	120	96	159	193
邦人海外投資回収	174	218	226	485
受取勘定計	294	314	385	678
邦人海外投資	216	398	580	652
外人本邦投資回収	99	99	176	295
支払勘定計	315	497	756	947
支払超過	21	183	371	269

第五十六表 邦人海外投資額内訳 (単位 百万円)

年 次	邦人海外投資	内 事業投資	内 その他の投資
昭和8年	215	172	43
9	398	301	97
10	580	414	166
11	652	456	196

第五十七表 邦人海外事業投資内訳 (単位 百万円)

年 次	海外事業投資	内 対満投資
昭和8年	172	137
9	301	278
10	414	387
11	456	229

備考：上表はすべて『満州事変以後の財政金融史』180, 181ページによる。

も、七、八年の三、四千万円から十一年には一億三千万円の巨額となっていたのである。

かくして、わが国の国際収支じり悪化の主要原因は経常収支についてではなく、貿易外臨時的収支にあったのである。その支払超過は九年からにわかに急増に転じ、十年には三億七千万円にも上ったのであって、その結果

が九年度以降の悪化となって現われたのであった。臨時的支払の巨額の超過はその内訳から知られるように、邦人海外事業投資の激増の結果であり、そしてそれはまた満州事変後の対満投資の激増の結果だったのである。

(1) 『満州事変以後の財政金融史』(一七四ページの表)によると、昭和七年と十一年の五年間におけるわが対満投資は一億四百万円に達し、邦人海外投資総額十九億四千八百万円の七三%に及んだという。

このように金輸出再禁止以後の対外貿易の進展は、よくその入超を減少し、それにともなう貿易外経常収入の増大とともに国際貸借じりを改善し、為替の低位安定の基礎をなしたのであった。ただし、この国際収支の改善も九年以降輸出貿易仲力の限界点到達と対満投資の増大によってふたたび悪化しはじめ、十一年ころにはようやく対英一シリング二ペンス台維持を脅やかすものとなっていた。

第四節 日本商品の防遏と貿易政策の変遷

日本の貿易政策は一貫して受動的である。輸出奨励策にしても関税の改正についても、日本独自の立場からおこなわれたものはきわめてわずかで、その大部分は相手国の政策に影響された結果である。そこでまず諸外国における貿易政策の変遷を略述することから始める必要がある。

一 世界貿易政策の変遷と日本品の防遏

歐洲大戦後、大戦による各国生産力の拡大と後進諸国のいちじるしい工業化があつて、世界市場はいたるところ供給過剰に陥つてしまつた。ここにおいて各国によりとられた政策が、国内市場保護を目的とする輸入防止策と海外市場確保を目的とする輸出促進策であつたことは自然であつた。しかし一方における輸出促進策は当然他方における輸入防止策と衝突し、相互にこの矛盾した二方策に悩まされざるをえなかつた。かくて保護主義による関税障壁はいよいよ拡大され、国際市場は狭化する傾向にあつたのであるが、国際聯盟を中心にしてこの傾向を阻止すべく努力され、一九二七年（昭和二年）の国際経済会議以来、各国間の保護政策はやや緩和され、国際経済界は一応の安定を保つたのであつた。しかるに、一九二九年（昭和四年）アメリカの取引所恐慌を導火線として突発した世界恐慌は、一九三〇年（昭和五年）以後各国に相次いで金本位の停止ならびに為替管理の続出を余儀なくした。その結果、関税障壁による間接的手段のみによつては輸入阻止の目的は達成しえなくなり、各国のうちには直接的輸入阻止策として輸入割当、輸入禁止ないしは許可制、あるいは貿易管理等の新たな貿易政策を採用する国が多くなつた。これらの措置のうち主なる経過を示せば次のとおりである。

1 関税政策の発展

大戦後列国の関税政策は主として農業保護を目的としていたが、一九二九年以降世界恐慌の進展にともない、

漸次工業品にも及ぶに至つた。一九三〇年の米国のスムート・ハーレー関税法は極端な保護関税の先駆をなし、関税引上げをおこなうものが続出したが、関税戦の激化したのは一九三一年英国その他多数の国々が金本位を離脱して以後である。同年英国はついに自由貿易の伝統をすてて、十一月緊急輸入関税法を施行し、翌三二年基礎関税法を發布して、決定的に保護主義に転向した。また諸国の金本位離脱は、為替相場の下落によりそれ自身関税障壁の引上げと同一結果をもたらすとともに、輸出促進の作用をも持つため、他の諸国は自国市場防衛のためさらに関税引上げをおこなうことになつた。かくて一九三二年（昭和七年）以降関税引上げの傾向はますます強くなつたのである。

そしてそれとともに、関税政策に従来みられなかつたいくつかの特徴が生ずるに至つた。まず関税率が高率になつたことは当然であるが、貿易事情の変動に応じて迅速に関税引上げの目的を達しうるため、関税率の変更に ついて広大な権限が行政に賦与される傾向を生じた。米国の一九三〇年関税法中の伸縮条項、産業復興法、農業救済法、互恵通商法、英国の一九三二年関税法、印度の三三年産業保護法、三四年には、フランスの関税独裁権法、オランダの非常時関税法、ドイツの関税独裁法などはいずれも応急的関税引上げを可能ならしめたものであり、また為替下落国からの商品に対しては、為替低落の割合だけ関税附加税を課する為替補償税またはダンピング税が設定された。フランス、カナダ、フィリピン、南ア聯邦、スペインなどにその例がみられる。さらに差別関税の普及もそうであり、その最も主要なものはオタワ協定にもとづく英帝国特惠制度の強化であつて、その他、

互恵通商協定あるいは複関税制度により特定国からの輸入阻止を目的とするものもあった。すなわち、世界の関税政策は、単なる産業保護の目的から漸次相手国に対する攻撃的ないし報復的色彩を帯びるに至ったのである。

2 直接的輸入制限策

ところが商品輸入防止策としての関税引上げには大約三つの欠陥が認められる。(一)、関税引上げの結果影響を受けるものは相手国の商品よりむしろ自国内の消費者であるため、消費者の利益を極端に無視迫害する程度の高率引上げは困難であり、したがってある限度を有すること。(二)、関税引上げはしばしば通商条約に拘束されて報復的関税を誘致する危険をともなうこと。(三)、相当の関税引上げも相手国が生産費を切り下げ、あるいは為替低落の度合がはなはだしければ、ついに乗り越えられること。この結果世界各国はさらに徹底的な輸入防遏策を必要とするに至り、一九三二年(昭和六年)金融恐慌後の世界の貿易政策を特徴づけるものは、高関税よりもこの直接的輸入制限の実施拡大にある。すなわち輸入割当、輸入許可ないし禁止などの輸入阻止策と為替管理による間接的阻止策がこれである。

これら輸入制限策は、当初は臨時的措置として採用されたのであるが、その効果が有効かつ迅速で、しかも個別的に差別待遇をなしうる特徴もあったので、欧州を初めとして世界各地に普及し、しかも漸次恒久的制度となった。そしてその目的も不況に際しての市場保護から、一九三三年ころには攻撃的積極的な輸入防遏に変わった。

(1) 輸入割当制度

この制度は、一定品目の輸入総量を決定し、一定基準に従って国別に割り当てるものである。一九三一年イギリスの関税引上げに対抗してフランスが採用して以来、急速にヨーロッパ諸国およびその従属国に普及した。フランスをはじめスペイン、ギリシャ、イタリア、ルーマニア、トルコ、ドイツ、ベルギー、オランダ、ラトヴィア、蘭領インド、南米諸国などに実施されている。右の輸入量の決定には一定基礎年度の輸入額を基準とし、適用方法については、トルコのごとく輸入商品の原産地に関係なく自主的総合的割当をおこなうもの、フランス、スペインおよび蘭領インド等のように、一定年度を基準に比率によって供給国間に割当額を分配するものなどがある。この割当制度の運用について注目すべきはフランス、スペイン、オランダなどの実施するもので、割当額を政府間の交渉の対象とし、非協定国の割当を減じ、協定国に対し割当増加の代償として自国品に対し求償するのである。この輸入割当制の変形としては関税割当制度がある。これはスイス、ドイツの採用にかかり、割当量以内は協定税率または普通税率、割当量を超過する分は輸入禁止ではなく別に定める高率関税を賦課するものである。

(2) 輸入許可制度

これは特定商品の輸入に際しあらかじめ政府の許可をうることを必要とするもので、許可の限度が関係機関の裁量に従っているため、輸入過度と認められた場合には、許可の停止によって事実上輸入禁止となる。オーストリア、ブルガリア、デンマーク、ハンガリー、チェコ、エストニア等の中東欧諸国、南米諸国は為替管理を併用

し、ドイツは全製品に対して施行している。

(3) 為替管理

金流出の防止ないしは為替相場維持のための為替管理は当時ほとんど普遍的となっていたが、この為替取組の制限または為替割当制度によって輸入の統制をおこなっている国がある。アルゼンチン、チリ、ウルグアイなどの南米諸国は、外国為替委員会が輸出入為替取引を管掌し、相手国との貿易関係の有利、不利を考慮して為替許可に制限を与え、ギリシャ、ルーマニアなどは為替許可額を自国の相手国への輸出額または一定額に制限し、ドイツは外国に与うべき輸入為替の総額をあらかじめ決定し、その中から各国別の割当額を分配している。

以上のような関税引上げに加えて、直接的輸入阻止策の統出は各国の輸出貿易を極度に不振たらしめ、列国は経済的破局の危機に頻するところとなった。その結果、国際通商梗塞の打開を目的に一九三〇、三一年の関税休日会議、さらに三三年には世界経済会議と、この間数次に及ぶ国際会議の開催をみたのであるが、結局いずれも失敗に帰し、かくて国際的協調策は完全に絶望となった。列国はここにおいてブロック経済化の道を取り、一九二九年の世界恐慌以後、急角度をもって自由貿易主義から経済的国家主義に転向した世界通商政策は、その傾向をいよいよ濃化したのである。イギリスは一九三二年オタワ英帝国経済会議にもとづいて、いわゆるスターリング・ブロックを結成し、アメリカは再三汎アメリカ大陸会議を催してアメリカ・ブロック化につとめ、フランスも一九三四年植民地会議を開催してブロック化を図った。こうした各国の通商政策の動向はいきおい各国間の貿

易ならびに通商取決めに著大な影響を及ぼし、(一)、各種通商協定の有効期間の短縮、(二)、最惠国約款の適用の制限ならびに、輸入割当、為替補償税などに対する最惠国約款違反という抗議理由の完全な無視を結果した。

ここにおいて、右の難局打開のために採られたのが互恵協定主義による個別的な通商協定であった。一九三四年以降アメリカは互恵通商法を公布し、これにもとづいてキューバ、ブラジル、ベルギーなどとの間に相互に重要商品の関税引下げまたは据置を確約したのである。ところで互恵主義にもとづく協定策は、貿易じりの不均衡な二国間では結局貿易調整の目的をもつ求償協定に変形されることとなった。これは両締約国の相互の輸出入額を一对一として最高限度を定め、その限度までは相手国商品を輸入するという約定で、トルコを典型とし、日印間の綿花、綿布バーター協定もこの一種である。また互恵協定が為替の上に加えられると清算協定となる。締約国の双方が支払を各国中央銀行に集中し、貿易勘定を両中央銀行間で清算するもので、イギリス、フランス、スイス、ベルギー、イタリアなどとドイツ、中東欧諸国、チリ、アルゼンチンなどとの間に実施された。とはいえ、これらの互恵主義あるいはその変形としての求償主義的協定も、結局ブロック内の互恵、ブロック外への報復手段であるにすぎず、世界的な対立を激化する手段にすぎなかった¹⁾。

(1) 東京政治経済研究所『世界と日本』(七〇ページ)は、一九三二年〜三四年当時の世界通商政策の変遷を次のように特徴づけている。

「最近の通商政策変遷の主要特徴を挙げれば次の如くである。

(一)、通商条約制度及び最惠国條款等の古来の貿易政策が益々崩壊し、互惠主義又は求償主義が採用されるに至って来たこと。

(二)、自由貿易主義を放棄し、攻勢的保護貿易政策が強行され報復的性質を帯びて来たこと。

(三)、自給自足的傾向が増大し、農業保護政策が採られて来たこと。

(四)、通貨信用制度の混乱から、為替管理、清算協定、及び物々交換協定が広く行はるに至ったこと。

(五)、国内市場が拡大され、その独占を確保するため地方的協定、特惠関税等の貿易政策が採られたこと。

(六)、貿易均衡確保のため、貿易政策に対する国家的統制が強大したこと。即ち強制的貿易均衡政策が実行されるに至った。

(七)、以上の輸入防遏政策は、総ての国に対するよりは、或る特定国を目標として実施されるものが多くなった。

之を要するに通商政策の動向は、互惠主義、求償主義及び報復主義に向ひ、禁止的色彩を濃厚ならしめて来た。」

かくして世界貿易の委縮は驚くべき程度に達し、しかもその回復は遅々として進まなかつたのであるが、金輸出再禁止後のわが国貿易の躍進はここにおいておこなわれ、とくに低為替と生産費安を武器に、日本商品は世界市場の隅々にまで進出した。世界通商政策が極端な保護主義に立脚して輸入阻止に専念した当時、日本商品の世界市場への例外的躍進は、世界各国の輸入防遏の主たる対象として日本商品を選ばせたのはもとより当然であつた。しかも、このような日本品防遏の傾向を強化する他の要因もあつたのである。それは列国のブロック経済および植民地貿易政策である。世界恐慌後、各国は海外市場の狭化に悩み、経済的ブロックの強化、とくに植民地貿易の維持、確保を図つたのであるが、わが国の輸出商品、なかんづく、綿製品、雑貨類等がこれら諸国の植民

地ないしは主要販路に進出し、本国商品の勢力を蚕食するに至り、ここに本国による邦品進出阻止の要求がしだいに激しくなってきたからである。一九三二年オタワ会議後の英帝国ブロックの強化策は、帝国領域内で日本商品と競争関係にある主要品（とくに綿織物）についての特惠税率の拡大をもたらし、さらに進んでは輸入割当制の実施をおこなわせたのである。すなわち主要な例をあげてみるに、インドはオタワ協定成立直後綿布輸入関税の差別的引上げ（事実上日本製品には英国品の倍額従価五割）、翌昭和八年六月の綿布関税率の禁止的引上げ（従価七割五分）と連続して日印紛争をひき起し、さらに一九三四年には日英会商の決裂後英植民地全般にわたり織物類輸入割当制を実施したほか、カナダの「三棟関税」改正による特惠税率の引下げ、中間、一般税率の引上げ（一九三二年十一月）、為替ダンピング税（一九三一年）、国内産業保護税（一九三〇年拡張）の邦品への適用、濠州の一九三二年十月一般税率の広範な引上げ、対英特惠税率の引下げ、さらに禁止的関税引上げ（綿布は従価二五%から一〇〇%一〇四%、人絹布は四〇%から一〇〇%四〇〇%へ）および綿布、人絹布を含む八十六品目の輸入許可制の実施（一九三六年五月）、エジプトの日本綿製品、人絹製品に対する為替補償税（従価四〇%、一九三五年九月）の設置など、はすべてスターリング・ブロック成員が邦品駆逐を目標としておこなつたものであつた。またこれと並んで東洋における日本の主要市場たる蘭領インドにおいても、一九三三年九月「非常時輸入制限令」により輸入制限が実施され、セメント、ビール、サロン類、晒綿布など全面的な邦品抑圧をおこなつたが、これもオランダ製品保護のための圧迫であつた。

また、求償主義的貿易政策が普及するにつれて、これがまた邦品輸出に障害となるに至った。すなわち旧市場いたるところ障害に出会った日本商品はしだいに中南米、アフリカ、近東などの新市場に進出したのであるが、これら諸国は廉価な日本商品の流入をみるや、自国貿易の改善手段としてこれに対する補償的要求つまり自国品の買付け増加を求め、通商協定の廃棄、差別関税の設定ないしは最高税率の適用をもってその達成を図る国が続出したからである。かかる片貿易調整の要求は、昭和八年インドが日印通商条約を廃棄して関税引上げを強行し、これをもって日印間の貿易調整を要求したのに始まり、一九三四年以降ことに一九三五年に入って激しくなった。たとえば、サルヴァドル、キューバ、南阿聯邦等の関税引上げ、ペルー、コロンビア、チリ等の輸入制限、などはそうであった。

こうして日本品防遏の傾向は、わが国輸出品の進出とともに激しくなり、その多様化と市場の拡大にもなつてほとんど全世界に波及するに至つたのである。次にこの間の各国防護陣の様相をみよう。

3 関税障壁

恐慌後の世界貿易政策が保護主義にもとづく輸入阻止策として関税引上げに始まつたのであるから、わが国商品の進出を防衛するための手段として、海外諸国がまず関税引上げに向かつたことは自然であった。もつとも当初は関税引上げが各国商品に対して平等であつたから、ひとりわが国だけがとくにいちじるしく不利な立場におかれたわけではなかつた。ところが、わが国の輸出攻勢がいよいよ激しさを加え、これに対して前述のごとく各

国の関税手段が個別化していちじるしく差別的になるにつれ、差別的関税の設定をもつてする日本品圧迫の運動が激化したのである。

(1) 特殊関税

一般的関税引上げとは別に、日本商品に賦課された各種の特殊附加税のうち、とくに顕著な関税は、円価の低落を理由とする為替補償税と低賃金に関連して設定されたダンピング税である。為替補償税は、日本品が進撃を始めた一九三二年（昭和七年）の上期中、早くも南阿聯邦、フランスによって適用され、その後も引続き多くの国々において実施をみた。とくにわが輸出品を対象とした主なものをあげれば次のとおりである。

南阿聯邦：昭和七年実施、食料品、雑貨に対して増課、のち適用品をしだいに拡大。

フランス：昭和六年実施、初め従価二割五分、同十一年金本位停止後一割に引き下げ。

フィリピン：昭和七年実施、日本品は約二倍の税率。

仏領インドシナ：同年実施、絹織物に一割、その他六分。

エジプト：昭和九年実施、主として織物類に対し従価四割。

カナダ：…昭和七年適用、関税賦課の標準たる公定為替相場を平価におくことにより税率引上げを累加。

次にダンピング税についてみても、昭和七年ころから本邦品の進出を不当廉売によるものとし、これに特別の附加税を必要とするとの議が起つて以来二、三の国において実施をみるに至つた。すなわち、南阿聯邦で昭和八

年十二月から九年八月にわたってセメントについて普通ダンピング税の適用をみ、また米国においても、昭和八年九月ゴム靴および電球に対して不当廉売防止法の適用をみたこともあった。

なお、米国は産業復興法によって外国品の輸入数量を制限し、あるいは特別関税を賦課しうることになっており、鉛筆、綿製敷物、マッチ、陶磁器、靴紐、絹布、綿メリヤス、手袋、シャツ、真田、まぐる籠詰、などが特別税の対象として問題とされたが、そのうち鉛筆および綿製敷物についてはわが国の輸出統制の実施によって解決され、またその他についても、わが国当業者の数量および価格に関する自発的輸出統制をおこなっているうちに、昭和十一年産業復興法が大審院の違憲判決によって無効となった。しかし、米国のいわゆる伸縮関税は、内外生産費の差異を補填するため五割を限度として関税率を変更しうることになっており、わが国の主要関係品としては、昭和九年一月まぐる籠詰が、また昭和十一年綿布が、それぞれ関税引上げの対象とされた。

さらに、日加通商交渉の決裂後、わが国がついに昭和十年通商擁護法を発動したのに対し、カナダが報復的にわが輸出品に一律に従価三三%の附加税を設定したのもこれであった。

(2) 特惠関税と複税率制度

わが輸出品に対する差別的関税制度の第二のものとしては、特惠関税制度の拡大と複税率制度による差別待遇の普遍化がある。特惠関税制度の拡張は、昭和七年八月のオタワ協定にもとづく英帝国特惠制度の強化にその端を発している。この特惠制度は、属領および植民地では、一方では英本国品に対する関税引下げをおこなうと

もに、他方外国品に対しては関税引上げを実施し、ブロック経済の強化を図ったものであり、列国のブロック経済化ないしは植民地貿易政策の強化にもなって大いに拡大、普及していった。列国の植民地ないし属領は日本にとって主要な輸出市場となっていた関係上、これをめぐる抗争角逐は激しく、日英会商、日印会商、日埃会商、日加会商、日濠会商、および日蘭会商等幾多の会商を余儀なくしたのであった。

複税率制度による差別待遇には、関税率に最高、中間、最低の三段制、あるいは最高、最低の二段制をとることがあり、入超国に対する求償的手段または差別待遇を与える国に対する報復手段、あるいはダンピングの恐れがある場合に対抗するなどとして最高税率をもって臨むのが建前である。その普及は最も遅く、昭和九年以降、ハイチ、サルヴァドル、キューバ、エクアドル、アルゼンチンなどの中南米諸国および南阿聯邦などがいずれも日本品に対し最高税率を適用した。

4 輸入制限制度の適用

直接的輸入制限方法としての輸入割当、輸入許可制度などは当初ヨーロッパにおいて普及、強化をみたのであるが、しだいに世界各地に波及し、とくに列国の植民地ないし半植民地に拡大するに及んで、わが国の輸出貿易の重大な障害となるに至った。そして日本品に対する輸入制限国の増加とともに、その適用品目もしだいに拡大され、食料品、農産品から完成品ことに織物類、雑貨類などわが輸出主要品を包含するに至った。

とくにわが国を対象とする輸入制限が次々におこなわれるようになったのは、昭和八年以降、なかんづく九年

以降であるが、そのうち主要な実例をあげれば、昭和八年秋以来の蘭領インドにおける輸入制限令の頻発、これにより輸入制限は織物類、雑貨および鋼材、金属など四十品目に及び、その適用品種はわが国主要輸出品のほとんど全部を含んでいる。同九年成立し十二年に更新した日印間の綿布輸入限度に関する協定、十年成立したフィリピン向け綿布輸出数量に関する日米紳士協定、十一年末に成立した織物（綿布、人絹布を含む）輸入限度に関する日濠取極などがその代表的なものであった。が、さらに注目すべきものとして、英国各植民地および自治領における排日貨運動である。これは、一九三四年（昭和九年）三月、日英会商決裂後ランシマン英商相の英植民地における綿布、人絹織物の輸入割当制適用の声明にもとづき、アジア、地中海、アフリカ、西インドおよび中南米の英領植民地がいっせいに実施した割当制であった。

その他貿易均衡策の見地からも中南米諸国およびアフリカ方面において輸入制限手段を採用するものも多く、ペルー、コロンビア、チリなどはその実例である。なおそのうち、南米のチリ、ブラジルなどは為替管理による輸入制限をおこなっている。

以上を総合して、いまわが国主要輸出品に対する昭和十年十一月現在輸入制限実施国と同九年一月以降関税引上げ国をわが国輸出障害事例として表示すると次のごとくである（三菱経済研究所『日本の産業と貿易の発展』七〇四ページ）。

我国主要輸出品に関する輸出障碍

一、綿織物¹⁾

輸入制限—英領印度、蘭領印度、土耳其、イラン、仏領印度支那、比律賓、和蘭、瑞西、伊太利、波蘭、ルーマニア、チェッコ、埃地利、リスアニア、希臘、葡領アンゴラ、葡領モザンビック、仏領西アフリカ、英領ギアナ、トリニダード、マルタ、バルバドス、ペルー、智利、エクアドル、ウルグワイ、コロンビア、サイプラス、ジャマイカ等。

関税引上—蘭領印度、シリア、土耳其、チェッコ、フィンランド、葡領モザンビック、モロッコ、南阿聯邦、埃及、東アフリカ、智利、アルゼンチン、サルヴァドル、加奈陀、玖瑪、濠洲等。

二、絹織物

輸入制限—蘭領印度、白耳義、波蘭、伊太利、仏国、リスアニア、瑞西、和蘭、葡領アンゴラ、仏領西アフリカ、エクアドル、サイプラス、ウルグワイ、コロンビア等。

関税引上—英領印度、東アフリカ、スーダン、西アフリカ、英国、仏国、濠洲、加奈陀、アルゼンチン、サルバドル、玖瑪等。

三、人絹織物

輸入制限—蘭領印度、白耳義、和蘭、独逸、瑞西、伊太利、仏国、ルーマニア、英領ギアナ、トリニダード、バルバドス、マルタ、エクアドル、ウルグワイ、コロンビア、サイプラス等。

関税引上—英領印度、仏国、スーダン、埃及、南阿聯邦、モロッコ、東アフリカ、西アフリカ、濠洲、加奈陀、アルゼンチン、玖瑪、サルバドル等。

四、莫大小製品

輸入制限—仏国、和蘭、白耳義、リスアニア、伊太利、仏領西アフリカ、エクアドル、ウルグワイ、コロンビア、ペルー等。

五、護謨靴

関税引上—英領印度、埃及、スーダン、南阿聯邦、西アフリカ、加奈陀、アルゼンチン、サルバドル等。
輸入制限—土耳其、白耳義、和蘭、波蘭、伊太利、丁抹、ウルグワイ、コロンビア等。

六、陶磁器

関税引上—伊太利、白耳義、リスアニア、諾威、西アフリカ、加奈陀、アルゼンチン、サルバドル等。
輸入制限—土耳其、イラン、蘭領印度、アフガニスタン、ハンガリー、波蘭、ルーマニア、希臘、和蘭、白耳義、仏国、伊太利、ブルガリア、奥地利、丁抹、ウルグワイ、コロンビア等。

関税引上—英領印度、仏領印度支那、和蘭、フィンランド、瑞典、独逸、諾威、南阿聯邦、アルゼンチン、サルバドル、加奈陀等。

七、紙

輸入制限—蘭領印度、土耳其、イラン、ハンガリー、波蘭、和蘭、

伊太利、チェッコ、ラトヴィア、ブルガリア、ウルグワイ、コ

ロンビア等。

関税引上—白耳義、リスアニア、新西蘭、加奈陀、アルゼンチン、

サルバドル等。

八、玩具

輸入制限—土耳其、ルーマニア、希臘、伊太利、ウルグワイ、コ

ロンビア等。

関税引上—仏国、英国、加奈陀、アルゼンチン、サルバドル等。

九、罐壇詰食料品

輸入制限—土耳其、希臘、奥地利、仏国、波蘭、伊太利、丁抹、

葡領アングラ、ウルグワイ、コロンビア等。

関税引上—米国、加奈陀、アルゼンチン、サルバドル等。

(1) 昭和十一年六月現在において世界各国が日本綿布に対して採っている態度を総括すると下表のようであった。

洲 別	差 別 待 遇 国			無差別 待遇国
	割当採用	割当・差別 関税併用	差別関税 採用	
ア ジ ア(25カ国)	5	7	4	9
ヨーロッパ(22カ国)	2	0	2	18
北アメリカ(3カ国)	0	0	2	1
中アメリカ(25カ国)	1	13	6	5
南アメリカ(11カ国)	1	1	3	6
アフリカ(32カ国)	6	5	3	18
大洋洲(10カ国)	1	1	4	4
計 (128カ国)	16	27	24	61

備考：鶴見左吉雄『日本貿易史綱』715～6ページによる。

二 日本貿易政策の変遷

すでにみたように、第一次世界大戦後の反動期以来、わが国の関税は漸次産業保護の色彩を加えるとともに、他面では極力輸出の振興に努力したのであるが、これによっても知られるように、わが国の貿易政策は、保護主義に立脚した輸入阻止策にその性格を求めることができた。金輸出再禁止、円価の引下げもまたこれを促進する作用を有したのである。ところが金輸出再禁止以後、貿易政策は低為替をテコとして積極的な輸出促進策を展開したのであって、それによって従来の保護主義をさらに強化したのであった。そして大正十四年制定された輸出組合法ならびに昭和五年八月以来実施中の輸出補償制度などが右の目的のために活用されたのはいうまでもなく、これら輸出振興施設はためにしばしば拡張、整備されたのである。

この輸出促進一本やりの政策は再禁止後の輸出貿易の発展に拍車を加えることになったが、その結果は、前述のように海外市場における邦品の進出に脅威を感じずる列国による邦品防遏策を激化した。それがいかなる形をとったかは既述のとおりであるが、それにつれてわが国の輸出伸力は大いに阻害されたのであって、ここにおいてわが国としては、その貿易政策に輸出増進主義の反面いちじるしく輸出統制の色彩を加味せざるをえなくなつた。いまや主要問題は輸出の促進ではなく、その減退の阻止である。これは、ようやく世界的に広がったブロッ

ク経済化の傾向と求償主義の進展による邦品排斥などに対抗する消極的防衛手段であつた。そればかりではない、この情勢はやがて、個々の国々について貿易の均衡関係を考慮する必要をひき起し、輸入についてもある程度の統制を加える必要が生じたのである。けだし、金輸出再禁止後わが国輸出増進にともなつて、従来自由主義

第五十八表 対主要国入超額 (単位 百万円)

	昭和6年	9年	1~9月	
			9年	10年
アメリカ	+83.0	370.4	237.3	232.5
オーストラリア	94.9	133.3	93.1	105.3
ドイツ	137.1	89.9	67.7	75.0
カナダ	22.6	45.4	32.0	37.0
英領インド (含セイロン)	22.8	33.9	58.1	52.4
ロシア (含露領アジア)	15.9	27.8	20.8	+ 2.6
スウェーデン	7.3	15.0	10.2	12.3
スイス	21.3	10.6	7.6	9.3
ノルウェー	3.0	11.5	8.2	11.6
仏領インドシナ	4.7	8.0	6.1	8.1
ベルギー	13.1	7.6	5.4	9.7
英領ボルネオ	3.0	7.0	5.0	6.2
オーストラリア	0.9	3.3	2.2	3.0
ニュージーランド	+ 0.5	3.0	4.7	+ 3.1
中華民国	+40.1	2.5	3.0	+36.0
チェコスロヴァキア	2.9	1.7	1.1	1.8
海峽植民地	2.7	—	2.1	+ 7.2

的貿易政策を採用してきた諸国およびいわゆる新市場の諸国との貿易関係は輸出超過、反対に保護制限主義をとる国との関係では輸入超過の傾向を強めており、¹⁾こうした傾向が邦品排斥をめぐる通商問題をいよいよ紛糾させ、あるいは日印、日蘭、日加および日濠会商を呼び、あるいは中南米およびアフリカ諸国との求償協定を必要ならしめたからである。

(1) 三菱経済研究所『日本の産業と貿易の発展』七一三ページにより作

第五十九表 対主要国出超額
(単位 百万円)

	昭和 6年	9年	1～9月	
			9年	10年
関東州及満洲国	-54.7	211.5	146.8	158.9
蘭領インド	17.4	95.0	69.0	52.3
イギリス	-11.5	39.2	28.5	21.5
香港	36.3	32.0	19.8	35.4
エジプト	9.3	26.7	26.0	6.7
シヤム	-2.1	26.5	17.7	28.1
南ア連邦	18.0	21.3	13.0	20.7
フラン	3.4	20.0	15.4	17.4
フィリピン	11.4	17.6	12.0	16.4
オランダ	-2.2	14.2	12.4	9.1
キューバ	0.6	10.0	7.4	4.3
アルゼンチン	4.8	9.3	6.4	8.3
イタリア	0.4	7.9	0.7	10.9
イタリ	-1.5	6.1	3.5	2.3
ハワ	5.4	5.4	4.0	4.9
ペル	0.8	5.1	3.6	-1.4
ウルグ	0.5	4.3	2.5	1.6
ウル	-2.1	4.0	2.1	1.1
メキシ	0.6	3.8	2.6	-0.8
サルヴァ	0.3	2.3	2.3	0.03

成。
かくて、わが国貿易政策は世界通商政策の変遷に従って輸入阻止から輸出促進へ、再転して輸出促進から輸出統制、さらに輸入の統制へと転化したのであるが、こうして輸出の伸力が鈍化しつつあった反面、昭和十一年ころには満州事変後の重工業化、軍需産業拡大の趨勢にともなう輸入の増大がようやく顕著となり、しだいに貿易内容を

悪化せしめ、その結果為替の安定を破壊して、この面からインフレーションの進行を早める危機に直面した。そこでまた輸入統制の強化が必要となるのであるが、この時の広田内閣により準戦時体制がしかれることとなつて、輸出入統制は単なる当業者の自治的統制にゆだねることは不可能となり、すでに統制の強化とともに加えら

れつつあった国家による統制が、しだいにその色彩を濃化していったのである。

1 関税制度と貿易助長施設

(1) 関税政策の推移

世界恐慌後、世界の貿易政策がいちじるしく保護制限主義となり、その手段が互恵的、差別的となるに及んで、わが国の関税政策も一段と保護方針を強化するとともに、差別的色彩を加えることにもなった。

まず昭和七年、金輸出再禁止後の為替相場の低落によって生じた従来の従価税と従量税との不均衡に対する措置として、従量税を一律に(ただし新聞紙を除く)三割五分引き上げ、別に内地産業保護のため小麦、鉄鉄など二十余種に対し、各別に従価税を引き上げること、関税調査会が決定した。そこで斎藤内閣は「輸入税ノ従量税率ニ関スル法律」を第六十二議案に提案、その協賛を経て、六月十六日公布、実施した(法律第四号)。関税引上げの理由は、従量税の附加税については、外国為替相場の低落にともない輸入品の価格高騰は免れないが、従量税率はその性質上従来と同一の定額であるから、従価税率との均衡をはかるため引上げを必要とするというのであり、小麦以下の関税引上げは明らかに産業保護を目的としたのであった。

(1) 当時わが国の輸入品を関税を標準に分類すると、従価税品は品数では三割余りを占めているが、輸入金額についてはわずかに九分足らずでほとんどというにたりない。したがって従量税率の引上げは、実質的には全課税品に対して関税三割五分引上げを断行したのと大差ないことになる。

品 数	対総計 百分比(%)	昭和六年輸入 金額百分比(%)
無税品	一八一	四九・八
従量税品	九七七	五七・七
従価税品	五三四	三一・六
計	一、六九二	一〇〇・〇

(民政党議員中島弥団次の質問演説による、『第六十二回帝国議会衆議院議事速記録』八三ページ)。

なお、従量税三割五分の引上げをみた品のうち主なるものをあげれば、豆類、小麦、砂糖、鳥獣肉、鹹魚、砥油、木材、毛織糸、綿織糸、製紙用パルプ、銑鉄、鉄板、自動車、内燃機関などで、これらは、生活必需品または工業の原材料である。

(2) 従価税の引上げをみた輸入品目は左のとおり、

小麦、高粱、玉蜀黍、澱粉、穀粉、バター、コンデンスミルク、パラフィンワックス、燐、クロール酸加里、カーボンブラック、ピッチ、アスファルト、コールドタール、石絨、鉄、刃物、貨幣、懐中時計、医療器、自動車部分品、内燃機関、木材。

ところがその後、従量税品についてはその税率の三割五分を引き上げたが、これはその性質上、国内消費者の負担となり、あるいは輸出品価格の高騰をもたらすものとして、その撤廃を提唱する声が高く、政府もその必要を感じ、第六十四議案に提案の目的で再三関税改正幹事を開いて審議した。が、結局前記三割五分の引上げは当然のことなので、これについての支持も強く、民間当業者、とくに綿糸商、糖商の猛烈な反対陳情にあって、

その廃止は骨抜きとなり、別に関税引下げとして実際に議案に提出、可決されたのは、わが国にほとんど産出をみない医薬品(麻黄、生酒石、骨灰)の従価二割を無税とするにとどまった。しかも、それと同時に逆に、内地産業保護の目的で前議案から問題となっていた、従来無税の丸太および割材の長さ十メートルをこえ、切口直径三十センチをこえないものには毎立方メートル二円とし、ラワン材も同様の引上げ、蒟蒻芋も従価三割六分を毎百斤十六円に引上げをみたのである。

昭和九年四月制定された通商擁護法は、後述のごとく、報復的意義において関税引上げをおこないうることを規定したものであり、十年七月はじめてカナダに対して発動され、それにより、カナダからの輸入品中、小麦、澱粉および穀粉、製紙用パルプ、包装用紙およびマッチ用紙、機械部分品、木材などに対し、輸入税表による輸入税のほか従価五割の輸入税を課した。これは、同年十二月、日加協定の成立とともに停止されたが、翌十一年六月には濠洲に対して第二の発動をみ、濠洲産牛肉、バター、コンデンスミルク、皮類、牛脂およびカゼインに対し、同じく従価五割の附加税を課した。これも同年十二月新通商協定成立をみて撤廃された。

昭和十年四月、人造麝香、貴石、白金、ヴァナジウムまたはその化合物を含む触媒、ヴァルガナイズド・フアイバー(竿、板、管)などの関税引下げがあった。目的は産業振興にあった。

ところで昭和十一年三月、二・二六事件を契機として成立した広田内閣は、準戦時体制をとってその国策の中心に国防の充実、強化を置いたのであるが、ここにこの見地から、改めて関税制度の再吟味が要請されたのであ

る。それは主として、(1)国防予算の膨大化にともなう赤字財政の補填と(2)国内資源確保の必要からである。かくして大蔵省では、十一月二十七日、税制改革の一項目として関税制度の全面的改革を断行することに決し、その要領を左のごとく発表した(十一年十一月二十八日付東京朝日新聞)。

関税制度改革要領

一、重要産業又は原料に関する国策に対応するための輸入税率及び関税制度の改正
重要産業又は原料に関する国策の樹立に対応してこれが遂行に資するため輸入税率及び関税制度に適當の改正を加ふるの要あり、即ち重要産業又は原料国策に関するものにして現に輸入税を課せられ居るも外国品との競争上又は代用品の生産上輸入税に依る保護未だ十分ならずと認むるものに対しては相当税率を引上げ又現在無税の原料品に付ても国策上必要と認むる品目に対しては適當課税すると同時に、輸入税免除制度に關しても適宜改正を為さんとするものなり

一、輸入税率の一般改正

現行輸入税に付ては大正十五年以来今日迄一般的には之が改正を為したることなく、その間産業の発達及び内外経済事情の変遷顯著なるものありたるに鑑み、この際各品目間の課税負担の権衡及び新興産業の保護助長の見地より消費者の負担を過重ならしめざる範圍において税表全般に亘り税率の改正を為すものとす(以下略)

一、外国貿易統計税の新設

本邦国際収支及び国際通商關係の現状に鑑み外国貿易統計を整備改善するの要あると共に外国貿易の振興に關する施設を整備拡充するの要あり、これに要する経費に充つる目的を以て本税を創設し輸出入貨物に対し大体従価千分の一程度の極めて軽率なる課税を為さんとするものなり

一、輸出統制税の新設

各国通商政策の現状に鑑み外国貿易の伸展を図る為特に必要なる施設に要する経費に充つる目的を以て本税を創設し輸出品中一部のものに対し大体従価百分の一程度の軽率なる課税を為さんとするものなり
右の要領に明らかなとおり、大蔵省では輸入課税率の改正目的は税負担の均衡と新興産業の保護助長にあるとしたのであるが、そしてわが国の輸入税率が大正十五年以降一般的改正をおこなったことなく、国内産業の保護助長の立場から改正を必要としたことも事実であらうが、その主たる目的が赤字財政の補填にあったこともいえない事実であらう。それはこの改革が増税を目的とする税制改革の一環としておこなわれたことから十分推察しうるのである¹⁾。

(1) 税制改革案による増税は平年度三億七千五百万円となり、これは昭和十一年度租税収入予算に対し四割に達する大増額であったが、このうち関税引上げによる増収は三千五百万円程度と見込まれていた(『日本経済年報』第二十六輯一四ページによる。)

またこれと関連して複関税制度の採用も計画された。従来、本邦品の海外進出に対し圧迫を加えられた場合の対応策としては一般関税制度および特殊的には通商擁護法があったが、報復策としての通商擁護法は相手国を必要以上に刺激し、また条約国の条約廃棄を防止し、無条約国に対しては通商条約の締結を促進せしむるがごとき誘導性に欠けるうらみがあるとの観点から、複関税制度の採用を求める声が官民の間によりやく一般化してきたからである。たとえば東京商工会議所でも、八月六日「速かに最高最低両税率よりなる複関税制度を採用し且互恵協定により最低税率以下にも協定税率を定め得るの道を開き以て相手国別に通商条約の締結を促進し貿易の伸長を図るべし」との意見を政府に建議すべく議決している。大蔵省はこうした要請に必ずべく、ここにその採用実施を決定したものである。それに発表された複関税制度の設置要綱によれば、その内容はおよそ次のこときもであった。すなわち、同一品目に二重の関税率を設け、邦品に対し最恵国待遇を与える国に対しては低率の一般関税を適用し、しからざる国に対しては一定品目（およそ七百品目）に限り一般税率の十割増の高率関税を賦課するものである。

右の関税制度の全面的改正案は、同年十二月末開会の第七十議会に提案の予定であったが、翌十二年一月下旬国会再開早々広田内閣が崩壊し、林内閣の成立とともに、結城新蔵相は前内閣の全面的税制改革案をとりやめることにし、その結果、関税の全面的改正も一応撤回され、実現されずに終わった。すなわち、関税率の一般的改正は十分再検討する日時がないため一応撤回し、さしあたり改正の必要最も緊急と認められるもののみを提出、複

関税制度案はとりやめ、貿易統計税の新設もおこなわないが、輸出統制税は新設し、銑鉄の輸入税二年間免除を実現する、というのである。これは関税改正関係五法案として第七十議会に提案されたが、審議未了で不成立となり、結局、次の近衛内閣によって第七十一議会に関税改正関係四法案として修正提案され、ようやく成立した。その主なる内容は次のとおりである。

一、関税率法中の改正 (1)無税としたもの（政府の輸入にかかる酒精原料品、製作見本用航空機、同発動機もしくはプロペラ、パルプ原木、人造石油、石炭ガス、新聞用紙）(2)税率を引き上げたもの（燃料用砥油、自動車、同部分品、内燃機関、針布、軸受および同部分品、カッサヴァルート）(3)税率を引き下げたもの（変性糖蜜）

以上はこの品目によって明らかのように、国策遂行を目的としている。²⁾

二、輸入税の従量税撤廃 砂糖以下十四品目（砂糖、苛性曹達、綿糸、毛織糸、毛綿織糸、人絹、パルプ、印刷料紙、包装用紙、銅、錫、亜鉛、真鍮および青銅）。この目的は当時の物価騰貴抑制にあった。

三、鉄の輸入税免除 目的は鉄鋼相場の騰貴抑制にある。³⁾

(1) 前内閣の五法案中には輸出統制税の新設法案が含まれていたが、海外貿易発展資金捻出のための本法は、かえって輸出貿易に悪影響をきたすとの反対論が強く、第七十一議会には不提出とされた。

(2) 結城案では、漁業用重油免税の撤廃、ヨード関税の引上げ、自動車および同部分品関税の引上げ、つまり国内資源確保ないし国内産業の保護助長を目的とするにすぎぬものであったが、戦時経済への移行にともなって拡大されたのである。

(3) 本法律案は、第七十議会解散直後四月十五日緊急勅令をもって公布実施され、第七十一議会で承認された。

(2) 輸出品検査取締制度の拡大強化

イ 輸出水産物取締法の制定

水産物に対しては、これまでの漁業法による一般的取締のほか、水産組合その他による輸出検査が実施されてきたが、昭和九年第六十五議会において輸出水産物取締法が制定され、国営検査が実施されることになった。これによれば、特定の輸出品（検査規則は蟹類、鮭類、鮭類、鮭類および冷凍鮭と指定）については主務大臣の指定する検査に合格を要することとなった。だが、同法につき注目すべき点は、(一)、製造加工の設備、使用原材料につき主務大臣は取締上必要な命令を発することができ、(二)、特定水産物の製造加工処理の業を許可制度とし、(三)、必要な場合には当業者に対して限産をも命じうるようになったことである。したがって、同法は単なる検査取締の強化ではなく、輸出水産物に対する広範な国家的統制をも規定したものであった。

ロ 重要輸出品取締法

重要輸出品の検査取締は、昭和三年七月重要輸出品取締規則が制定されて法制的に一応確立されていたが、貿易国策を掲げる広田内閣により、昭和十一年五月、取締規則は法律にまで拡大・強化されることになり、重要輸出品取締法案として第六十九議会に提案、可決された。本法は約二年後の昭和十三年十月から施行されたが、これによって厳重な国家的統制のもとに置かれた検査機関の検査に合格した製品に限り、その輸出を許可されることとなった。

(3) 輸出補償制度の改正

輸出補償制度は、前章にみたように漸次拡充整備され、昭和十一年度までには指定地域は新市場のほとんど全部を包含するに至り、補償金額も五年の九十三万八千円から八年以降九百三十一万三千円に拡張され、本制度による銀行の買取手形総額も十一年までに百九十万円から三千三十万円に激増、創設以来の手形買取高合計は七年間に一億余円に達した。この実績の上に、利用者の要望および第六十五、七両議会の衆議院の改正建議もあって、商工省はいっそうの輸出貿易の便宜拡大を図るとともに、満州事変後の新たな情勢、すなわち為替管理国の激増と重工業品の輸出増大などに対応する見地から、広範な法規の改正を図ることになり、第七十議会で輸出補償法中改正案を提出、その可決をまって、昭和十二年三月三十一日公布、関係法規とともに六月一日から実施した。改正の要点は左のとおりである。

一、補償限度の引上げ 従来甲種七割、乙種六割の補償限度を甲種八割、乙種七割とした。

二、補償料の引下げ 甲種補償については二割、乙種補償については三割の引下げをおこなった。

三、外国における為替管理などによる損失の補償。

四、約束手形または荷為替手形以外の為替手形に関する補償 各種建設材料その他重工業製品の輸出は長期信用によることが多い（対露輸出には長期手形の便法があった）ので手形期限を五年に改め、中華民国、南方諸地域、

アフガニスタン、イラン、中南米、ソ連を含むこととした。なお対象となる輸出商品は次のごとく指定された。
 (1) 鉄道車輛ならびに同部分品および附属品、(2) 自動車、自動二輪車および自動三輪車ならびに同部分品および附属品、(3) 船舶および航空機ならびに同部分品および附属品、(4) 機械および器具ならびに同部分品および附属品、(5) 鉄道、橋梁、道路、水道、家屋、送電設備、運搬設備などの建設用品(商工省告示第五十九号)。
 相手国が為替管理をおこない、輸出代金の決済等が渋滞した場合には、輸出業者は商工大臣の承認を得て一応不渡金額の補償を得、後日支払を得たときは日歩五厘五毛の追納補償料を政府に納付する。

2 求償主義的要求と輸出入統制

金輸出再禁止後の邦品に対する海外諸国の輸入阻止の政策に対しては、わが国としても通商擁護のためにこれが対策の樹立の必要に迫られたことはいうまでもない。すなわち、一方において輸出の統制を図ると同時に、他方においては輸入の統制を図らねばならなかった。

(1) 日印協定(日印会商)

インド政府は、わが国綿布の輸入著増に対し昭和五年以降七年八月までの間に四回にわたる関税引上げをおこなったのであるが、八年四月十二日、突如として日印通商条約(明治三十八年三月公布)の廃棄を通告し、次いで六月六日にはイギリス製品以外の綿布に対して七割五分と、ほとんど輸入禁止の高関税を設定した。この通告に接し、わが国紡績当業者の団体大日本紡績聯合会はただちに八日印棉不買断行を議決してこれに対抗し、また横

第六十表 インドの綿布に対する差別関税率

年月	産地別	生地綿布	その他の布
1930. 4 (インド綿業保護法)	英国	従価15%, 又は1封度当り3アンナ半	従価15%
	他国	従価20%, 又は1封度当り3アンナ半	" 20%
1931. 3	英国	" 20% "	" 20%
	他国	" 25% "	" 25%
1931. 9	英国	" 25% " 4アンナ375	" 25%
	他国	" 31.25% " 4アンナ375	" 31.25%
1932. 8 (オタワ協定後)	英国	" 25% " 4アンナ375	" 25%
	他国	" 50% " 5アンナ25	" 50%
1933. 6	英国	" 25% " 4アンナ375	" 25%
	他国	" 75% " 6アンナ75	" 75%

備考：前掲『満州事変以後の財政金融史』166ページによる。

浜貿易協会は、報復関税によってこれに対抗する旨の声明書を発表した。一方商工省も、同月十九日、日印通商条約廃棄対策の官民懇談会を開催して善後処置について協議したが、その後両国間に急速に交渉開始の議がまとまり、同年九月二十五日以降のシムラ会商となった。それ以来三ヵ月余りの日数と公私十八回の会商を重ね、その間幾たびか決裂の危機をまねいたが、わが国政府のいくつかの大きな譲歩があつて、九年一月五日ようやく新協定の成立をみるに至った。四月十四日、右協定を基礎とする日印新通商条約の仮調印を了し、七月十二日ロンドンにおいて正式調印をおこない、九月十四日から実施された。

本協定事項の要綱は左のごとくであつて、純然たるバーター制である。

- (一) 関税率の引下げ 従来従価七割五分であった税率を平織生地に対して従価五割か一ポンドにつき五アンナ四分の一のいずれか高い方、その他のものは一律に従価五割という税率に引き下げる。
- (二) 綿布輸出货量と印棉買付量 第一に印棉買付量百万俵に対し綿布の対印輸出货量三億二千五百万ヤードを基準とし、この基準から印棉買付量一万俵を増すことに、綿布百五十万ヤードずつ増加させることとなり、逆に百万俵を割った場合は一万俵を減ずることに二百万ヤードを減ずること、第二に綿布の最高輸出货量を四億ヤードとし、これに必ずべき印棉買付量を百五十万俵に決め、それ以上買い付けた場合は、その超過した分を次年度の買付量に繰り入れること。
- (三) 品種別割当量とその融通量(省略)。
- (四) 季節的割当 毎年一月から十二月までを棉花年度とし、四月から翌年三月までを綿布年度と決め、各年度を前後二期にわかち、初年度は綿布の輸入量を上半期は二億ヤードと決め、九月までに二億ヤード輸出不能の場合はその上半期の一割すなわち二千万ヤードを限度として下半期に繰り越すことができるとなり、上半期の二億ヤードは最大限度で、いかなる事情があっても下期のものを繰り上げることとはできない。また年度の終りすなわち下半期に所期の数量の輸出が不能の場合は、これまた二千万ヤードを限度として次年度に繰り越すことができる。
- (五) 綿布および棉花ともに再輸出货量は相互にそのクォーターから控除すること。

かかる協定に対しては賛否両論があつて各方面に大いに論ぜられたが、相互的最恵国待遇を回復したことは大きな成功であつたとしても、関税率についても、棉花、綿布の数量関係についても、あるいは二季割当についても種々の異説や非難を免れなかつた。が、この日印協定はわが国貿易政策の一転期を画するもの、つまり互惠協定に立脚する個別折衝主義への転換を物語るもので、後の日蘭会商以下の多くの会商の先駆をなすものであつた。

なお、日印協定の結果、わが国綿布は印棉の一定数量の買付けを条件とするバーター制によりその輸出を制限されることになつたので、商工省ではただちに綿織物印度輸出証明規則を制定し、輸出証明書を発行して直接輸出の取締をおこなつた。次いで政府は対インド輸出統制に関する重要事項を審議するため官民の対印輸出綿織物統制協議会を設置して、対印輸出統制運用上の諮問機関にすると同時に、対印輸出織物組合を設立して、同協議会の決定に従つて輸出統制を実行させることとした。対印綿織物輸出組合は九年三月設立され、それまで暫定的に政府で実施してきた輸出証明書の発行および輸出数量の割当を組合で継続実施することになり、同時に輸出統制および取締確保のため、非組合員に対しても輸出組合法第九条の強制規定を発動して右の制限によらしめることとした。

(2) 日米および日英間数量取極

(イ) 日米貿易協定

米国の産業復興法には、外国製品にして米国同業組合の規約を無効ならしめるような状態において輸入され、

しかもなおその輸入が漸次増加する傾向のある場合は、大統領は特別関税を課し、または輸入制限をなしうるとの規定があったため、日本商品の輸出増加が激しくなるとともに、各種商品について米國産業を脅威するものとして関税引上運動が起った(前述)。そしてそのうち鉛筆および綿製敷物に対しては、日米政府間に輸出数量の取極が成立した。¹⁾すなわち鉛筆については、昭和九年四月一ヵ年の輸出数量を十二万円五千グロスとすること、また綿製敷物については、同年五月シュニール・ラッグ六十五万平方ヤード、ヒット・アンド・ミス三百二十五万平方ヤード、その他四百七万平方ヤードとする協定が成立した。商工省の官民協議会は、昭和九年三月二十八日対米鉛筆輸出協会を設立し、四月一日から輸出数量の統制をおこなうことに決定し、他方、商工省は四月六日「鉛筆及自転車生産並に輸出統制要綱」を発表してこれによらしめた。

(1) 日米間の貿易協定の日程には、その他まぐる、マッチが上げられ、日米通商評議会が組織されて当業者間の協調が図られたが、結局成立をみなかった。

また昭和十年十月にはフィリピン向け綿布に関し日米間に紳士協定の成立をみ、わが国は四千五百万平方メートル以内に自発的に輸出を制限することになった。これは日本綿布の進出によりフィリピンに対する米國綿布輸出が激減したので、米國当業者間に米國綿布擁護の要求がおこり、同國政府がわが国に対して自発的統制を求めて紳士協定締結を提議した結果であった。

(ロ)日英電球貿易協定

日本製電球の対英進出に多大の脅威を感じた英國当業者は、政府に対し日本電球に対する禁止的高率関税の設定を要求するに至った。英政府はこの輸入阻止運動の対策として貿易協定の提案をおこなってきたもので、この結果、昭和九年五月二十七日、日英間に電球に関する協定成立し、わが国の輸出数量は三千三百八十万個に限定された。商工省は対英電球輸出統制要綱を決定し、対英電球輸出組合をして統制をおこなわせることになった。

(3) 日英会商、日蘭会商およびその他

(イ)日英会商 昭和八年におこなわれた日印会商と不離の關係に立つものとして、日英会商がある。イギリス政府は、日印会商開催の機運が醸成されつつあった五月一日、日英民間通商協議会開催を提議して、次の二点を強調した。(一)、綿製品は世界的商品なるゆえ全世界にわたる日英兩國の全般的協定を必要とする、(二)、この全般的協定成立は日印新条約締結のため不可欠の前提である。かくして綿業を中心とした日英綿業協議会の開催に決し、数回にわたる予備会商の後、九年二月十四日ロンドンにおいて正式民間会商をおこなった。しかし、英國自治領ならびに第三國市場を協定地域に包含せしめるかどうかについて兩國の意見は全く対立し、三月十四日をもって決裂するに至った。イギリス政府はさらに政府会商を促したが、日本政府応ぜず、ついに五月七日ランスマン英商相の声明があって、植民地全般にわたる織物輸入割当制の実施をみたのである。

(ロ)日蘭会商 わが国の金輸出再禁止以来、日本製品の蘭印輸入は激増し、昭和八年には同國輸入総額の三割にも達したに反し、日本向け輸出は僅少であって、日本品輸入額の三割にも達せず、貿易のバランスは蘭印にとり

いちじるしく不利となった。また他面、蘭印においては従来英国品を主として扱う五大蘭商と華僑がほとんど独占的に輸入商品を取り扱い、日本商人の勢力は微々たるものであった。そこで蘭印側では、片貿易の調整と日本人の生存権維持を名として、昭和八年以降、非常時輸入制限令（八年セメント、ビール、九年サロン、キャンブリックの四種）を公布して、漸次わが国商品の防遏と邦商の進出阻止策を講じたのであるが、さらに蘭印政府は九年一月バタビアにおける日蘭会商開催を提議するとともに、五十六品種の重要輸入品の制限あるいは営業特許制度を実施するなど、ますます日本製品の圧迫を策した。

かくて同年六月八日のバタビアにおける日蘭会商となり、わが国は差別待遇絶対拒否および適切なる通商協定の締結を主張して、八年以来の各種輸入制限と日本商人圧迫条項の撤回を迫り、もしこの要求がいられるときは、互恵的精神にもとつき適当な方策を講ずる旨を表明した。これに対して、蘭印側は日蘭貿易の平衡確保のため貿易上のバーター制を極力主張して譲らず、部分的に了解点に達した問題もあるが、結局両者間に十分な結論は得られず、昭和十年三月、日蘭海運会商の決裂を最後に交渉は中絶し、蘭印は六十品目について新たな輸入制限令を公布した。その後、蘭印政府と日本のバタビア駐在総領事との間に折衝が続けられ、その結果、昭和十二年四月九日に至って日蘭仮協定が成立した。

その内容は、(一)、輸入数量の制限は一九三三年の実績を基準として、日本商品に対する割当を考慮すること。

(二)、日本商人の輸入品取扱比率としては、一九三三年における実績を認め、取扱量が総輸入許可量の二割五分以上であったものは二割五分を最高限度とし、それ以下のものは実績によること。この実績を満たすためには、優先割当の特恵をえているイギリス商品でなくても、日本商品だけでよいこと。ただし、これはさきの会商における諒解事項の追認にすぎなかった。

このほか、昭和十年以降日濠および日埃間にも会商があったが、これについては後述する。

(4) 中南米およびアフリカ諸国との片貿易調整策

さきにみたように、新市場、なかならず中南米諸国ならびにアフリカ諸国との貿易関係は、昭和初期以降いちじるしくわが国にとって輸出超過となるに至り、これに対してこれら諸国の輸入阻止政策が強められるに至ったから、その求償的要求に応じて、わが国はその貿易調整策を講じたのであった。

まず中南米諸国については、その片貿易調整策としてアルゼンチンおよびウルグアイから羊毛、小麦などの輸入を試みると同時に、他方では中南米諸国を地域とする輸出組合が相次いで設立され、輸出価格を協定し、また輸出手数料を徴収し、これを基金として同地域からの輸入補償をおこなうことになった。たとえば、対アルゼンチン貿易に関しては昭和九年八月十一日、東部日本、西部日本両アルゼンチン輸出組合が組織され、十年二月一日以降、組合員の輸出価額に対する制限と輸出手数料収入による同国物資の輸入奨励をおこない、日ア片貿易の調整を図った。一方、政府も昭和九年十二月四日対アルゼンチン輸出統制要綱を決定し、翌年二月四日アルゼンチン輸出統制に輸出組合法第九条の発動を決定、七日から実施した。しかし補償輸入の実績は乏しく、羊毛、小

麦等の輸入一千三百万円をみたにすぎなかった(昭和十年十一月現在)。

またアフリカ諸国との間の片貿易調整のための努力は、まずエジプトについて多くみられた。すなわち昭和八年十二月二十七日には日埃貿易協会が設立され、また日本郵船のアレキサンドリア定期寄港などによりエジプト綿の輸入促進を図った。また翌九年六月六日には日埃両国間に片貿易調整協議がなされたが、昭和十年七月十八日ついに日埃通商条約(昭和五年に締結)の廃棄の通告を受けたのである。エジプト政府はさらに九月二十日に至り、日本品の見越輸出の旺盛を口実に、従価四割の為替補償税を課するに至った。これよりさき、昭和十年八月商工省は日埃貿易対策協議会の常設を決定し、同年十月二十二日以降カイロで開かれた日埃通商会議に臨んだのであるが、結局翌十一年四月決裂するに至った。

南ア聯邦との貿易調整に関しては濠州羊毛の代用品として南ア羊毛の買付けをおこなった。すなわち、南ア聯邦の実状調査の結果、同国の排日貨の主要原因が片貿易状態にあることが認められ、昭和九年二月二十四日官民協議会を開催、羊毛工業者と輸出業者は相互の犠牲(濠毛との値ざや俵当り二十四円を折半分担)において共同購入することとなり、昭和九年には二万俵、十年には一万七千俵を買い入れることに決定した。

(5) 輸出組合法の改正と輸出統制の進展

輸出組合は、大正十四年三月二十八日公布、同年九月十日施行された輸出組合法にもとづいて設けられたもので、当初わが国輸出貿易の振興を目的とするものであった¹⁾が、上述のように、政府の貿易政策の基調が輸出促進

から輸出統制に転じ、日印通商協定、日土通商協定等各国との政府の通商協定、あるいは電球、綿製敷物、綿織物などに関する日英、日米間紳士協定成立などの結果として、あるいはまた邦品庄迫運動の激化にもなつて、当業者において自発的に輸出統制をおこなうものが生じた。これら輸出統制はいずれも輸出組合によっておこなわれたのであつて、その結果、輸出組合の業務も昭和八年以降いちじるしく自治的統制に重きを置くことになつたのである。すなわち、これまで品質検査以外にはほとんどみられなかつた輸出組合の統制が、この時期から輸出数量および輸出価格にまで及ぶようになってきたのであつた。

(1) 日本輸出貿易の大部分は中小輸出業者の経営にかかり、その資力の弱小と同業者間の無統制から、ややもすれば濫売とこれにともなう品質低下をひき起し、海外の非難を受けたので、これの矯正のため、団体の資力と信用によって輸出貿易上適切な共同施設をおこなわせ、検査による品質向上、濫売防止のような消極的目的から、さらに進んで販路の拡張、市場の開拓、輸出貿易の合理化などの積極的活動を期待して、輸出組合法は制定された。

同法の内容は、同一種類の重要輸出品の輸出を業とするもの、または同一市場を目的として商品の輸出を業とするものが、その輸出貿易の振興を図るため共同の施設をなす目的をもって組合を設立しうることを規定したものであつて、その組合の営みうる事業または施設の主なるものは、(一)組合員の取扱商品の委託輸出、輸出の斡旋、保管、選別、包装、荷造その他組合員の営業に関する共同施設、(二)組合員の営業上の弊害を矯正するため必要な取締(品質検査その他)または事業経営に対する制限、(三)海外市場の調査、新販路の開拓その他組合の目的を達するに必要な施設、とされた。なおその他重要な規定としては、第八、九条により主務大臣が組合の事業経営に対する取締または制限をなしうること、またこれを組合員外の同業者に強制しうること、があげられる。

なお昭和六年四月、一部改正があつて、組合員の取扱商品の買取輸出、組合員の出資制度、联合会等が認められることになった。

政府は、その貿易政策を輸出統制に転ずるとともに、輸出組合をして自治的統制をおこなわせることになったが、かかる事情のもとにおいて輸出価格および輸出数量など輸出統制強化の必要がおこるに及んで、後述の通商審議會をして輸出統制強化策を審議せしめ、成案を得たので、昭和九年三月第六十五議會に改正法案を提出し、その協賛を経て六月一日から実施した。この改正の要点は次の諸点にある。

(一)、余りに安過ぎる輸出価格を適宜に変更し、無統制な輸出数量を制限する権限を商工大臣に賦与したこと、
(二)、組合自体を強個な統制機関たらしめるため、組合員および組合員外のものに対しても、商工大臣は組合の定むる取締または制限に服従すべきことを命じうること、(三)、従来の組合が市場別および商品別に結成されていたに対し、異種類の重要商品についても一個の輸出組合を設けうることとした、(四)、同一市場に対する輸出統制ことに片貿易の任意調整策として、輸出組合から賦課金を徴収しうることとなった。

かくして輸出組合は、輸出組合法の改正によって、その業務の重点を統制事業に置く輸出統制機関に変態したのであるが、それと同時にその発展はいちじるしく、その統制は量的にも地域的にも漸次拡大していったのである。組合数は昭和五年末の十四から八年末四十五(うち联合会二)となり、昭和十年末現在八十五(うち联合会四)に達した。総組合員数九千二百名、総出資額三百五十九万円、商品別組合四十、市場別組合二十八、商品及市場別

組合十七、地区別には全国を一地区とするもの三十四、特定地方に限定せるもの五十一である。¹⁾

- (1) 輸出組合の設立ある商品は、綿布、綿製品、人絹布、縞三綾、メリヤス、タオル、糸染綿サロン、毛織物、毛布、襪、綿製敷物、麻真田、帽子、陶磁器、珐瑯鉄器、石鹼、刷子、自転車、人造真珠、硝子珠、壳薬、電球、マッチ、ゴム靴、麦酒、海産物、罐詰食品、馬鈴薯、玉葱、豆類、製茶、柑橘、百合根、など三十二種、市場別では、満洲および中国、香港十三、ロシヤ二、アメリカおよびカナダ五、中南米八、アルゼンチンおよびウルグワイ、パラグワイ
二、歐洲三、英領インド三、アフリカ近東四、フィリピン二、南洋二、バルカン近東一組合である。

右八十五組合中、輸出数量もしくは価格統制をおこなっていたものは三十以上を数えたが、そのうち昭和十年十月末現在輸出統制をおこなっている主な組合は第六十一表のとおりである。

また輸出組合による統制は、貿易の情勢からますます強化を必要としたため、輸出組合法第九条の強制命令の発動も漸次増加の趨勢を示した。すなわち昭和七年においては対露組合、百合根組合における検査の組合外励行に適用されたにとどまっていたが、八年：フィリピン向けメリヤスの輸出数量、九年：対印綿布輸出の数量、対米マッチの数量、価格、取引先に関する制限、日本陶磁器の数量、価格取引方法の制限、十年：北海道豆類の数量、対アルゼンチン向け価格、綿サロンの数量、対英電球の数量、価格、取引方法、中南米向け綿糸布の統制手数料徴収、対露漁網、麻綱の検査、数量、価格、受取手形の条件、ゴム製品の数量、絹、人絹および加工品の統制手数料、輸出手続に関する事項、対比島綿布の数量、十一年：タオルの数量、仏領モロッコ向け綿布の輸出制

第六十一表 輸出組合に依る統制概況

組 合	統 制 事 業	輸出組合法第 9条の発動
北海道豆類輸出組合	青豌豆数量統制	昭和10年 2月
帝国麦酒輸出組合	価格統制	
日本自転車輸出組合	数量及価格統制(1)	
大日本陶磁器輸出組合聯合会 (名古屋, 大阪, 神戸, 東日本) (各陶磁器輸出組合)	" (2)	9. 9 10. 9
日本人造真珠硝子珠輸出組合	"	
日本護謨製品輸出組合	護謨靴数量及価格統制	10. 10
日本毛布敷布輸出組合	数量及価格統制(3)	
日本糸染綿サロン輸出組合	数量統制	10. 2
神戸帽子輸出組合	輸出統制(4)	
日本莫大小輸出組合	数量及価格統制	10. 6
日本絹人絹織物輸出組合聯合会	"	10. 10
対英電球輸出組合	"	10. 4
日本絹紬対米輸出組合	数量統制	
日本綿織物対印輸出組合	" (5)	9. 5
対蘭印日本綿織物輸出組合	"	
日本対米燐寸輸出組合	数量及価格統制(6)	9. 8
日本対米敷物輸出組合	綿製敷物数量及価格統制	
日本比律賓メリヤス輸出組合	数量統制	8. 1
対比島日本綿織物輸出組合	"	10. 11
対露輸出組合	マニラロープ, トワイン 漁網及漁網用綿糸及麻糸 数量及価格統制	7. 4 10. 9
東部日本南米輸出組合	輸出価格の制限	10. 2
西部日本南米輸出組合	"	10. 2
日本雑貨中南米輸出組合聯合会 (神戸雑貨, 大阪, 名古屋, 横 浜雑貨, 東京雑貨各中南米輸 出組合)	"	10. 8

(前掲『日本の産業と貿易の発展』130ページによる。)

- (1) 日本自転車工業組合聯合会と統制協議会を組織す。
- (2) 日本陶磁器工業組合会と統制懇談会を組織す。
- (3) 日本毛布敷布工業組合などと統制協議会を組織す。
- (4) 日本バンコク帽子工業組合と相互取引の統制をなす。
- (5) 輸出綿糸布同業会、紡績聯合会、日本綿織物工業組合聯合会と対印輸出綿織物統制協議会を組織す。
- (6) 日本燐寸工業組合と相互取引をなす。

限などについて、すべて非組合員を組合の統制に従わしめたのである。

なお、右のように、輸出組合の進出はすばらしく、その輸取出扱高は昭和十年実に十億一千三百万円に達し、この年の全国輸出総額二十五億円の約半額を占めるに至ったが、その結果、勢力の強大となるに従い生産者との間に利害衝突を生じた。輸出業者と生産業者の間の抗争の最大なるものは対印綿布輸出組合と紡績聯合会との角逐である。九年日印棉花、綿布協定の実施により、対インド綿布を統制するため輸出組合の成立をみたことはすでに述べたが、組合は対インド四億ヤードの綿布中その八割を前年において対印輸出をおこなったものに割り当て、二割を新たに輸出せんとするものに入札をもって割り当てたのである。一方統制手数料を積み立てて本協定による綿布、綿花の輸出入資金に充当することになった。かくして組合の事業は進められたが、その過程において紡績は二つの不満を発見した。一は、既得権者はその与えられる八割を次年度にも確保するためには入札による二割にも割り込む必要があり、この入札価格は不当に釣り上げられて対印輸出価格を圧迫したこと、二は、積

立金がわずか一カ年に四百万円以上に達し、将来組合勢力の拡大が予想されたこと。かくて紡聯はこの不満を商工省に提起し、入札制の撤廃と輸出業者、生産者各五割の輸出割当を要求して、対印輸出組合規約の改正を迫ったのである。商工省はこれを組合と紡聯の当事者間の解釈にゆだねたが、事態は紛糾してなお未解決のうち、蘭印の綿布輸入制限実施にともなう輸出組合が成立し、ここにも割当問題をめぐる組合と紡聯の抗争を生じ、さらにのちには輸入統制問題もからんで長らく解決をみなかった。この輸出業者と生産者との衝突は綿布だけではない。柑橘についても、昭和八年対米輸出組合の買取輸出が非常に好調で多額の利益を得、それを組合員にのみ分配して生産者には全然均霑しなかったところから、生産者側から配分への割込み要求が起った。北海道の豌豆について産業組合を結成した農業者は、輸出組合に対し組合加入かまたは輸出直扱いを要求した。これは輸出業者が需要先であるイギリスの需要額を大体予定し、生産状態にとんちやくなく右予定額のみを買い付け、その成績いかんによって第二、第三の予定額決定、買付けをおこなうため、価格は全く輸出組合の意のままとなり、その結果十年のごときは輸出業者が市価を上下せしめて奇利を得、逆に生産者側はイギリスの需要旺盛にもかかわらず、値下がりによって大打撃を受けたというにあった。以上のような生産者対輸出組合の摩擦は、のちに貿易調整法制定の一理由となった。

(1) 昭和十年度における実績の内容は左表の通り(朝日新聞社『昭和財界史』一七一ページによる)。

なお輸出生系の統制については、とくに輸出生系取引法の制定によって国家権力が加わることになった。農林

省は蚕糸根本対策として、従来生産部門の統制を図ってきたが、それとともに販売部門の統制をもくろみ、昭和八年九月二十七日輸出生系販売統制調査会官制を公布して、同調査会において輸出生系の統制に関して審議を重ね、翌九年三月二日の総会において答申案を決定、三月十三日輸出生系販売統制法案として議会に提出、統制

輸出統制商品輸出価額

(単位 千円, %)

品名	日本全輸出額	統制価額	割合
綿織物	496,097	153,868	31.0
糸染サロ	8,858	3,620	40.9
絹人絹製	235,932	14,116	6.0
絹	5,085	2,753	54.1
メリヤス製	50,266	10,316	20.5
綿毛布	7,451	7,451	100.0
綿製敷物	4,782	3,504	73.3
綿タオ	6,477	502	7.8
漁網及麻	7,819	3,128	40.0
陶磁器	42,734	37,090	86.8
人造真珠	654	654	100.0
ゴム靴	17,453	12,142	69.6
青腕豆	4,169	4,169	100.0
自転車	17,436	4,558	26.1
麦酒	5,871	253	4.3
マッ合	3,209	301	9.4
百合根	2,309	2,309	100.0
電球	7,636	700	9.2
柑橘	3,096	682	22.0
中南米向全製品 (メキシコ、チリ、アルゼンチン、ウルグアイを除く)	57,071	57,071	100.0
アルゼンチン向全部	28,603	28,603	100.0

の具体化を図ろうとした。当初農林省で作成した原案では、(一)輸出生系問屋免許制度、(二)輸出生系販売統制機関、(三)輸出生系取引登録制度の三点を骨子としたものであったが、このうち同法案の最大眼目たる販売統制機関の項目が、価格統制を絶対不可とする民間業者の猛烈な反対運動にあ

って削除のやむなきに至り、その名称も輸出生系取引法と改変されてかろうじて議会を通過、四月七日公布、七月一日から実施されることになった。

この法律によれば、(一)、輸出生系問屋になろうとするものは政府の認可を必要とし、(二)、しかもその免許期間は十年に限定され、(三)、また政府は輸出生系問屋の業務の状況に応じ必要な場合にはその業務の停止または必要なる事項を命令できる。(四)、さらに、輸出生系問屋または生系の輸出をおこなうものは、売買取引または輸出に關する事項を輸出生系登録原簿に登録せねばならず、(五)、政府は取締上必要と認めるときは、業務に關する報告をなさしめ、または事務所、倉庫その他の場所を臨検し、業務の状況もしくは帳簿書類その他を検査することができるのである。

(6) 通商擁護法の制定とその発動

わが国の関稅定率法中には報復関稅制度が規定せられていたが、その実施をみるに至らなかった。しかるに、この時期においてわが国商品に対する防遏運動がますます熾烈になるに及んで、政府はこれに対抗して諸外国の対日防遏策の緩和ないしは予防のために、なんらかの手段を講ずることが必要になったのである。

かかる情勢のもとに、政府は昭和八年七月十二日、わが国をして「世界通商場裡の覇者」(内田外相の閣議における發言)たらしめんとする抱負のもとに外務省内に通商審議會を設立し、「本邦の通商貿易を伸張發展せしめるための諸問題の討議」を策した。通商審議會は通商貿易政策の刷新に關する民間の統一的意见を關係各省に反映せしめる目的をもって、広く民間実業家ならびに学識経験者を委員に加えた。その民間委員の構成をみるに、貴族院議員倉知鉄吉、前農商務次官鶴見左吉雄、日本銀行副總裁深井英五、正金銀行頭取児玉謙次、日本郵船社長大谷登、大阪商船社長村田省蔵、横浜商業會議所会頭井坂孝、三井物産社長安川雄次郎、三菱商事社長三宅川百太郎等からなっていた。

同審議會に対しては、昭和八年十一月十三日三つの諮問事項が提出されたが、その第二項に「本邦と諸外国間の通商條約關係を改善する為の本邦関稅制度の改正其他の方策に關する意見如何」というのがあり、これが第一特別委員會に付託されたのであったが、同委員會は審議を重ねた結果、翌九年二月二十三日、次の答申案を決定建議した。

世界各国に進出し居れる本邦品に対する各国の輸入防遏的措施は最近特に甚しきを加へ中には本邦との間の通商條約をも廃棄せんとするの情勢に在り仍て政府は本邦の通商を擁護する為機宜の措置を講し得る様至急法律を制定せらるるの要ありと認む

右法律は次の趣旨に基き立法せらるるの要ありと認む

一、政府は帝國通商の擁護を為す必要あるときは命令の定むる所に依り通商審議會の議を経て関稅の増減を為すことを得

一、政府は帝國通商の擁護を為す必要あるときは命令の定むる所に依り輸出入の制限又は禁止を為すことを

得（以下略）

これよりさき、大蔵省では昭和八年から右趣旨と同様な法律制定の要ありとして、外務、商工、農林、拓務、司法の各省と緊密な連絡をとり研究を続けて成案を得ておいたので、さつそく法案提出の手続をとることにし、前記各省大臣連署の上、内閣総理大臣に閣議を請議し、法制局の審議を受けることとなった。

法制局ではあまりに広範、強力な委任立法であり、画期的な委任命令なので、憲法違反の疑いも生じてくるのではないかと慎重審議すること数日にわたったが、とにかく原案を認め、時限立法五年の案を三年と修正し、議院に提出する運びとなった。三月十日、衆議院の第一読会において高橋大蔵大臣の法案説明があつたが、質疑続出、連日審議の結果「関税調査委員会に諮問し」とあるのを「の議を経て」とし、また「右委員会の組織は勅令で定む」として強力なものとする事とし、三月二十一日にやっと通過した。

翌々日二十三日貴族院に上提せられ、高橋大蔵大臣の説明があり、憲法違反論などきわめて活発な質疑応答がつづいたが、結局衆議院修正案どおり二十五日通過した。

かくて、「貿易調節及通商擁護ニ関スル法律」は四月六日公布されたのである（法律第四十号）。

そして五月一日から「内地」、台湾、朝鮮、樺太に施行し、南洋群島にも同様の規定を施行することとした。

同法は、その第一条に規定するように「政府は外国の執り又は執らんとする措置に対応して貿易を調節し又は通商を擁護する為特に必要ありと認むるときは勅令の定むる所に依り関税調査委員会の議を経て期間及物品を指

定し関税率法別表輸入税表に定むる輸入税の外其の物品の価格と同額以下の輸入税を課し若は輸入税を減免し又は輸出若は輸入の禁止若は制限を為すことを得」というものであつて、三ヶ年を限る短期立法である。すなわち本法は、一方においては報復的手段としての関税引上げあるいは輸入制限を規定するとともに、他方においては互恵協定主義にもとづき、わが国貿易の円滑な進展を図らんとしたものと考えられる。

この法の重点は、まず第一に、「外国の執り又は執らんとする措置に対応」するにある。つまり相手国の攻撃に対し、事前に日本が報復的対策をも施しうることにした。第二の重点は、その手段として関税の上下および輸入の制限もしくは禁止を選んだことである。関税のみならば、関税率法第四条により日本品に差別待遇を及ぼす国に対しては、その国から輸出されまたはその国を通過する物品に対しては十割以下の附加関税を賦課しうるが、それを一歩進めて、手段においても輸出入の制限、禁止までなしうることである。第三の重点は、委任命令で関税調査会の議を経れば、以上に述べたような重大な立法事項を規定しうることとし、議会の手続を必要とせず、法の運用を迅速ならしめたことである。金輸出再禁止の善後措置として政府に関税伸縮の独裁権を賦与しようとする意見が相当有力におこなわれていたが、ここにさらに強化された形で具体化したのである。

本法制定の根拠は、激しく変動する諸外国の貿易政策に備えんとする、いわゆる「伝家の宝刀」（議会における蔵相の説明）であつたが、制定の翌十年七月二十日カナダに対して第一の発動をみた。カナダはわが国にとって入超関係にあり、その入超額は昭和九年において四千五百万円に達していた。それにもかかわらず、カナダは昭

第六十二表 カナダ三棟関税

	未晒綿布	晒綿布	人絹布
特惠税率	従価 17.5% 又は1封度当り2仙	従価 20% 又は1封度当り2仙	従価 27.5% 又は1封度当り30仙
中間税率	従価 20% 又は1封度当り3仙半	従価 22.5% 又は1封度当り3仙半	従価 40% 又は1封度当り40仙
一般税率	従価 27% 又は1封度当り4仙	従価 27.5% 又は1封度当り4仙	従価 45% 又は1封度当り40仙

備考：『満州事変以後の財政金融史』167ページによる。

和七年十一月の三段関税中間税率以下の引上げ以降さらに為替補償税（課税基準を平価四十九ドル%とする）、公定価格などの施行により高率関税を課して、日本品輸入をいちじるしく抑制しているため、昭和十年二月、日本政府はその片貿易の事実を指摘して為替補償税の撤廃、公定価格の緩和を要求したのであるが、いれられず、ついに昭和十年五月三十日、関税調査委員会は対カナダ関税報復に通商擁護法発動の通商審議会の答申案を可決し、七月二十日通商擁護法の発動となった。これによりカナダからの輸入品中、小麦、小麦粉、小麦澱粉、製紙用パルプ、機械用フェルト、麩素、包装用紙（ティッシュペーパーを除く）、木材の八品目に対し向こう一カ年を限って従価五割の附加税を実施したのである。

この日本の強硬な方針はカナダ、ことに西部の木材業者に相当の打撃を与えたが、カナダ政府は屈せず、ただちに日本品に対し従価三割三分の一の附加税を課して対抗し、両国は全く通商抗争の状態に入った。しかるに、その後カナダに政変が起り（自由党政府成立）、ここに

対日方針は一変して日本の要求はすべて入れられ、昭和十年十二月二十七日両国間に貿易協定の成立をみるに至った。この協定は翌年一月一日から実施され、同時に通商擁護法の発動は停止された。

- (1) 日加通商新協定におけるカナダ側の譲歩は、(一)、公定価格は農産物以外全部撤廃、(二)、為替補償税は課税基準を過去五カ年の平均為替相場とする（このため、円為替の低落年次が算出されることになり、平均相場は低下する）、にみられた。

通商擁護法の有効期限は三カ年であり、昭和十一年五月をもって無効となるべきものであったが、当時の国際通商戦は激化するとも緩和される情勢にはなく、通商擁護法をより長期にわたって必要とした。政府はここにおいて昭和十一年五月通商擁護法の有効期間を六カ年に改正した。かくて、昭和十一年六月二十四日、濠州に対して第二の発動をみるに至った。すなわち日濠貿易においても、わが国はいちじるしく輸入超過（昭和十年度一億六千万円余り）を示し、この片貿易を調整し通商協定を成立せしめんとする日濠会商は、すでに十年一月以来両国間に継続されていたが、昭和十一年四月に入って、濠州は新たに関税引上げと数量統制を計画して協調的態度を棄て、ために交渉は全く停滞状態に陥った。しかも翌五月二十二日には濠州政府は突如綿布および人絹布の禁止的関税引上げ、綿布人絹布を含む八十六品目に対する輸入許可制を発表したので、ついにわが国の通商擁護法の発動となった。

濠州に対する擁護法発動によってとられた措置は、次の二点であった。(一)、濠州産羊毛、小麦、小麦粉および

屑羊毛に対して輸入許可制を適用する。(二)、濠州産牛肉、バター、コンデンス・ミルク、皮類、牛脂およびカゼインに対し、現行輸入税のほかに従価五割の附加税を加徴する。右の措置のうち実際には、(一)に関してはその輸入を全く許可しなかった。すなわち、通商擁護法は、カナダに適用した場合には従価五割の輸入税を附加したにすぎず、直接に輸入統制はしなかったが、このたびは肉類、バターその他に対し前と同じく従価五割の輸入税を附加すると同時に、羊毛、小麦その他に対して輸入許可制を実施し、しかも実質上の輸入禁止を断行したのであった。

かく日濠貿易関係は対立のまま二ヵ月を経過してのち、八月末濠州政府は日濠会商再開を提議しきたり、十一月から具体的交渉に入って、十二月下旬新通商協定の成立をみた。新協定の内容は、羊毛と綿布、人絹布とをリンクするバーター・システム(一ヵ半年に羊毛八十万俵対綿布、人絹布七千六百八十七万五千平方ヤード)であった。ここに日濠両国間の紛争も一応解決をみ、わが国は通商擁護法の発動を停止した。

通商擁護法の制定とその発動の事情は、ほぼ以上のとおりであったが、結局これが発動をみたのはカナダおよび濠州にすぎなかった。

3 準戦時体制下における貿易統制の強化

以上にみてきたように、世界各国の対日防遏策がしだいに互惠主義的、求償主義的になるとともに、わが国貿易政策も漸次輸入統制に向かったのであるが、この場合、わが国の採りうる武器はわずかに通商擁護法一つとい

う不備であり、しかもその通商擁護法の発動は対手国との通商関係を途絶同様の事態に陥らしめるもので、その発動には多大の不便をともなう憾みがあった。このため、依然頻発する邦品防圧措置に対し、できるかぎり予防もしくは緩和のため敏速適切な対策を講じうるような、貿易調整のための法律が要望された。しかもこの要望は昭和十一年来新たな要因によって強められたのである。すなわち、金輸出再禁止以来連年伸張の好調を持続したわが輸出貿易が同年いちじるしく鈍化を示したのに反し、輸入面においては準戦時経済体制への編成替にともない、生産力拡充の必要からいちじるしく原料資材、なかんずく軍需ならびに重工業関係品の輸入増大をきたし、これがため国際収支は樂觀を許さざるものとなった。この国際収支の適合の目的のためには、輸出ばかりでなく輸入をも統制する必要があると同時に、さらに関係産業の利害の調整をも必要としたからである。つまり、対外的ならびに対内的に日本経済の全般的観点から、総合的な貿易政策の樹立を迫られたのである。

1 貿易調整法ならびに貿易組合法の制定

右の要請に答えて、広田内閣により立案されたものが貿易統制法案であった。従来貿易統制は輸出組合法にもとづく輸出統制としてのみおこなわれ、ほとんど輸入統制に及ばず、かつ生産者との関係を閑却してきた欠陥を除き、貿易統制の強化を実現するため、商工省では昭和十一年十二月十七日省議の上、貿易統制法案として第七十議会に提出することを正式に決定した。この法案は広田内閣崩壊のため、林内閣により貿易調整法案として提出されたが審議未了となり、次の近衛内閣によって多少の修正を加えられて、第七十一議会に提出、昭和十二年

七月ようやく成立をみた。同法は同年九月二十二日から施行されたのであるが、単に対外的必要ばかりでなく、国際収支の適合ならびに求償政策の目的のためにも適宜統制を施行しうることにし、かつ貿易業者またはその団体間の利害対立をも裁定せんとするものであった。

この「貿易及関係産業ノ調整ニ関スル法律」(略称貿易調整法)によると、政府は、左の場合についてとくに必要ありと認めるときは、勅令によって、貿易審議会の議を経て、期間および物品を指定し、輸出または輸入の制限または禁止をなしうることとなっている。

- 一 貿易に関する条約又は之に準ずべきものに依り貿易を調節せんとするとき
- 二 国際収支の適合を図り又は特定国との輸出及輸入の均衡を図る為貿易を調整せんとするとき
- 三 貿易業者の不当なる競争に因り輸出品又は輸入品の海外市場に於ける価格の著しき低落又は騰貴其他貿易上の弊害を生じ又は生ずるの虞ある場合に於て之を矯正し又は予防せんとするとき
- 四 国民経済の健全なる発達を図る為重要物資の供給を適正ならしめんとするとき

このように輸出入統制に関する広範なる権限を政府に賦与し、その独裁的運用を許したことは、わが貿易政策上画期的であったといふことができる。これによって貿易統制に向かうための法的根拠は与えられ、通商擁護法を用いずに、輸入統制は完全におこないうることになった。

貿易調整法の実施にともない、輸出組合のみならず輸入組合の設立をも必要とすることは明らかであった。か

くして同法の制定と並んで立案され、制定されたものに貿易組合法があつた。貿易組合法は、(一)、輸出組合と同時にこれまで法制上の団体として存在していなかつた輸入組合を新たに設立させ、(二)、必要によってはその強制設立を命じ、(三)、統制命令は有資格者のアウトサイダーはもちろんのこと、無資格者に対しても強制力を及ぼし、(四)、輸出組合または同联合会、輸入組合または同联合会をして輸出組合联合会、輸入組合联合会、輸出入組合联合会の三種の貿易組合联合会を組織せしめ、(五)、貿易組合联合会をして輸出入の総合自主的統制に向かわしめることにした。本法は九月十日から施行されたのであるが、その明文に示されているように、「貿易の振興を図る為」の法律であるとともに、貿易政策の重点が輸入統制に置かれるにしたがつて、その円滑な進行をもたらす意図をも含んでいたのである。

以上の二法律により一般的な貿易統制および貿易と産業との調整は、法的根拠をもっておこないうることとなり、わが貿易進展ないし邦品防遏策排除の陣営も一応整備したわけであるが、その成立をみた昭和十二年七月ころには日本商品に対する列国の防遏策は一段落し、農産物価の回復による世界経済情勢の転換により、ついに発動の機会はなかつた。そののみか、日本貿易そのものが日華事変の突発により戦時体制下に立って、輸入制限禁止を積極的に強行する段階に突入したのである。かくして、右の二法律は広範な権限をもつ臨時立法ではあつたが、実際の適用をみないままに、昭和十二年九月上旬の第七十二臨時議会で成立した「輸出入品等ニ関スル臨時措置ニ関スル法律」にその席を譲つたのであつた。

2 貿易局の新設

なお、貿易に対する広範な国家的統制が加えられることになって、貿易中枢機関の設立が問題となった。従来貿易に関する事項は外務省通商局、商工省貿易局、ならびに大蔵省主税局関税課の二局一課に分属しており、ほかに農林省、拓務省の管轄下にあるものもあって、その命令系統の不統制を免れなかった。商工省では、この対策として貿易局外局案を立てたが、外務省側の反対があり、調査局から共同管理案などもでたが、結局、商工省案が採用されることになり、昭和十二年七月十四日貿易局官制が公布、即日実施された。

商工省の外局となった新貿易局は二部七課および大阪貿易事務所から成り、外務省商務官などが貿易に関する事務につき商工大臣の指揮監督を受けることになった。